# 行方市総合計画

— 後期基本計画　2012－2016 —

## たくさんの笑顔、豊かな資源
## 夢が広がるまち なめがた

行方市

表紙絵「私の住む街の未来」
北浦中学校 1 年　河野 遥南さん

# はじめに

## 市民ひとり一人の能力が生かされる活力あるまちづくり

行方市は、市民協働共創によるまちづくりとして「誇れる湖と肥沃な台地 笑顔輝くゆめタウン なめがた」をめざした「行方市総合計画」を策定し、平成19年度から平成28年度までの10年間を計画期間とする政策目標の実現に取り組んで参りました。また、同時に平成19年度から5年間を計画期間とする「行方市総合計画 前期基本計画」に基づき、施策実現のための事務事業を推進して行政課題解決に取り組んで参りました。

この度、「前期基本計画」の計画期間が終了するにあたり、5年間で達成できなかった施策や新しい様々な行政課題を踏まえ、新たに平成24年度から平成28年度までの5年間を計画期間とする「後期基本計画」を策定し、本市の目指すべき目標を明確化し、取り組むべき施策を推進して参ります。

本計画は、将来の本市の指針であるとともに、平成23年3月11日に発生いたしました東日本大震災において未曾有の被害を受けた本市の復興計画の指針ともなるべきものです。市民が大震災を乗り越え、本市が生き生きと輝くまちになることを最大の目標として様々な面から多くの市民のご意見を集約し、策定いたしました。

この目標を達成するために、「前期基本計画」の内容を充実させ、さらに5つの重点目標を掲げて分野別政策目標の融合化を図りました。

まず、第一は「少子化対策」です。人口減少の第一要因は若者の地域離れです。安定した所得に基づく結婚子育て環境が必要です。次世代を担う若者が個々人の能力を十分発揮し、安心して暮らしていける環境を提供しなければなりません。雇用促進、定住化促進、結婚活動機会支援、子育て支援等の施策を強化します。

第二は、「6次産業の推進」です。農産物・水産物・畜産物を生産するだけでなく加工・流通販売まで一貫して取り扱えるような環境づくりが必要です。ブランド力を高め、収入を増やすことで雇用を増やし、6次産業のより一層の拡大による農業関連産業の発展および地場産業強化の相乗効果を生み出します。

第三は、美しい行方台地をフィールドとした「健康づくりの推進」です。生活習慣病を退け、一生現役、個々人が生きがいと共に笑顔輝く一生を送れるような環境づくりを目指します。

第四は、「地域の特色を生かした『なめがたブランド力』のアップとＰＲ」です。住んでよし、訪れてよしという魅力を高めることで、全国の人々に行方市を知ってもらいます。上記4つの重点項目においては、本市を全国の人々に正しく認識していただくことがまちづくりの推進力となります。

最後の重点目標は、「人材の育成」です。まちづくりはひとづくりです。市民一人ひとりはかけがえのない財産であり、学校教育・生涯学習は本市が発展していく上で大変重要な分野です。市職員のレベルアップも欠かせません。

本市は、霞ケ浦と北浦の2つの湖に囲まれ、台地上に美しい自然環境を有しております。また、野菜をはじめとする豊富な農産物が通年にわたり生産され、首都圏の食糧基地として大きな役割を担っています。このような「誇れる湖と肥沃な台地」という本市の強みを生かしながら、「笑顔輝くゆめタウン なめがた」を市民の皆様とともに築いていきたいと考えております。今回、「市民協働共創の目標」として、各節に市民個々人が取り組めるまちづくりの例をリストアップしています。

市民の皆さんと行政がともに手を取り、汗を流し、郷土行方市をさらに輝かせ、自らも笑顔に満ち溢れた輝く市民となることを希望し、計画策定のことばといたします。

平成24年3月

行方市長　伊藤　孝一

# 目　次

## 序　論 …… 4


❶ 後期基本計画の策定にあたって …… 4
（1）策定の趣旨 …… 4
（2）総合計画の体系 …… 4
（3）基本構想の目標と政策体系 …… 5
（4）基本構想における人口の見通し …… 7

❷ 行方市の現状と課題 …… 8
（1）行方市の歴史と立地環境 …… 8
（2）人　口 …… 9
（3）産業構成 …… 11
（4）市民意識にみる行方市の良さ・定住意向 …… 13

❸ 後期基本計画の方向性 …… 14
（1）市民・市職員の将来展望 …… 14
（2）後期基本計画の強化ポイント …… 17


## 第 1 章 …… 22
分野別施策の推進


第 1 節　やさしさあふれる健康福祉のまち …… 22
1　医療・救急体制の充実 …… 22
2　生涯を通じた健康づくり …… 26
3　地域福祉の推進 …… 32
4　高齢者支援の充実 …… 36
5　障害者（児）福祉の充実 …… 40
6　少子化対策の推進 …… 44
7　ひとり親家庭福祉の充実 …… 50
8　低所得者福祉の充実 …… 52
9　社会保障の充実 …… 54

第 2 節　豊かなこころと、地域文化を育むまち …… 60
1　幼児教育・学校教育の充実 …… 60
2　生涯学習の推進 …… 66
3　生涯スポーツの推進 …… 70

# 目　次


4　芸術・文化の振興 …… 74
5　青少年健全育成の推進 …… 78
6　地域間交流・国際交流の促進 …… 82
7　男女共同参画の促進 …… 86
8　人権の尊重 …… 90

**第３節　地域資源が輝く、活力に富んだまち …… 94**

1　農林業の振興 …… 94
2　水産業の振興 …… 100
3　商業の振興 …… 104
4　工業の振興 …… 110
5　観光・レクリエーションの振興 …… 114
6　雇用・勤労者福祉対策の推進 …… 118

**第４節　人と自然が共生する、ゆとりと潤いに満ちたまち …… 122**

1　消防・防災体制の強化 …… 122
2　交通安全対策の強化 …… 128
3　防犯体制の強化 …… 130
4　河川・湖沼環境の形成 …… 132
5　環境保全対策の推進 …… 136
6　環境衛生対策の推進 …… 140
7　エネルギーの有効利用 …… 142
8　景観の保全・形成 …… 144
9　住環境の向上 …… 148
10　公園・緑地の充実 …… 154

**第５節　快適に暮らせる、住み良いまち …… 158**

1　道路体系の整備 …… 158
2　公共交通体系の整備 …… 164
3　都市計画の推進 …… 168
4　上水道の充実 …… 174
5　下水道の充実 …… 176
6　地域情報化の促進 …… 180

# 目　次

## 第 2 章 ……186
新しい行方市の
地域経営体制づくり


**第 1 節　市民と行政の協働・共創** …… 186

1　市民と行政の協働・共創 …… 186

2　市民活動の活性化 …… 190

**第 2 節　行政マネジメント** …… 194

1　自立した行財政運営の確立 …… 194

2　広域行政の推進 …… 200

3　計画の進行管理 …… 202

**巻末資料** …… 206

# 序　論

# 序　論

1 後期基本計画の策定にあたって …… 4

2 行方市の現状と課題 …… 8

3 後期基本計画の方向性 …… 14

# 序　論

## ❶　後期基本計画の策定にあたって



### （1）策定の趣旨

行方市は、平成17年9月に旧麻生町・旧北浦町・旧玉造町の3町が合併し、「市民との協働・共創」を基本方針として、まちづくりに取り組んでまいりました。

平成19年3月に策定した「行方市総合計画基本構想（平成19年度～平成28年度）」および「前期基本計画（平成19年度～平成23年度）」では、市民と創るなめがた活力プラン：**誇れる湖と肥沃な台地 笑顔輝く ゆめタウン なめがた**を将来像として、各種の施策を実施してまいりました。

このような中、前期基本計画が終了するにあたり、今後5年間の後期基本計画（平成24年度～平成28年度）を策定することとなりました。

近年における本市を取り巻く状況といたしましては、人口減少、特に若年層の人口減少、農業従事者の高齢化、就業の場の脆弱化、主産業の停滞など、課題が山積している状況にあります。また、当計画策定期間中には東日本大震災という未曾有の災害によって、当市も甚大な被災を受けました。

後期基本計画は、前期基本計画の検証を踏まえつつ、こうした本市を取り巻く状況への対応と、被災からの復興を図りつつ、基本構想に掲げる将来像の実現をめざすものです。「たくさんの笑顔、豊かな資源　夢が広がるまち　なめがた」を後期基本計画の目標とし、今後5年間のまちづくりの方向や具体的施策をとりまとめるものであります。

なお、本計画の具体的な実現スケジュール等を記載した実施計画（平成24年度～平成26年度）も、同時に策定しています。実施計画は、これまでの行政改革大綱や事務事業評価と連動し、常に進捗管理が可能なスタイルを取っています。さらに、当計画とあわせて、実行力を高めるため、5つの強化ポイントを設定しました。各々の政策目標・政策大綱の中から、この5つの強化ポイントに関連する事業については、確実な達成を図るものとします。

### （2）総合計画の体系

#### ■位置づけ

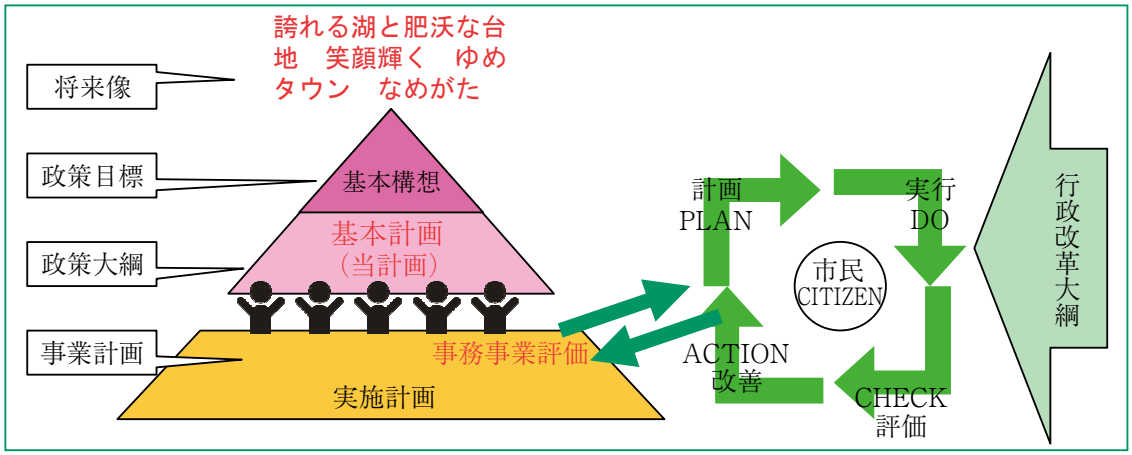


words

## ■計画期間の違い

### 基本構想（平成 19 年度～平成 28 年度）

・10 年後の将来像を立案し、施策の柱を明確にするものです。

| 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

### 基本計画

・前期基本計画（平成 19 年度～平成 23 年度）と後期基本計画（平成 24 年度～平成 28 年度）の各 5 年間からなり、基本構想の実現を図るために具体的施策を示すものです。

| 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

### 実施計画

・基本計画に掲げた施策を計画的かつ効率的に推進するための計画であり 3 年間を基本として毎年度見直しを行うものです。

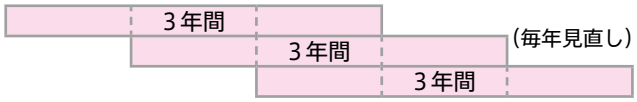


## （3）基本構想の目標と政策体系

行方市の基本構想は、まちづくりの考え方（基本理念）・将来像・政策体系からなり、次のように示されております。

### まちづくりの考え方（基本理念）

市民と行政が「協働・共創」を基本に、豊かな自然環境や農業生産、長い歴史と文化などの地域資源を大切に育み、地域間の「交流や連携」を深めながら、「行方市の自立」をめざして積極的に取り組んでいきます。

### 将来像

**誇れる湖と肥沃な台地　笑顔輝くゆめタウン　なめがた**

霞ヶ浦（西浦）・北浦の美しい水辺環境は、私たちの誇りです。また、行方市では「肥沃な台地」を舞台に、健康や環境にやさしい農業をはじめ、産業が息づき、生活が営まれています。

私たちは、この「誇れる湖と肥沃な台地」を地域資源として最大限に活用し、市民が安心して生き生きと暮らし、多様な交流を通じて笑顔を輝かせる「笑顔輝くゆめタウンなめがた」を築いていきます。

### 政策目標

**「将来像」 ⟶ 誇れる湖と肥沃な台地　笑顔輝くゆめタウン　なめがた**

**「政策目標」**

① やさしさあふれる健康福祉のまち　＜保健・医療・福祉の充実＞
② 豊かなこころと、地域文化を育むまち　＜教育・文化の振興＞
③ 地域資源が輝く、活力に富んだまち　＜産業の振興＞
④ 人と自然が共生する、ゆとりと潤いに満ちたまち　＜生活環境の充実＞
⑤ 快適に暮らせる、住み良いまち　＜社会基盤の整備＞
⑥ 新しい行方市の地域経営体制づくり

## 政策体系の全体像

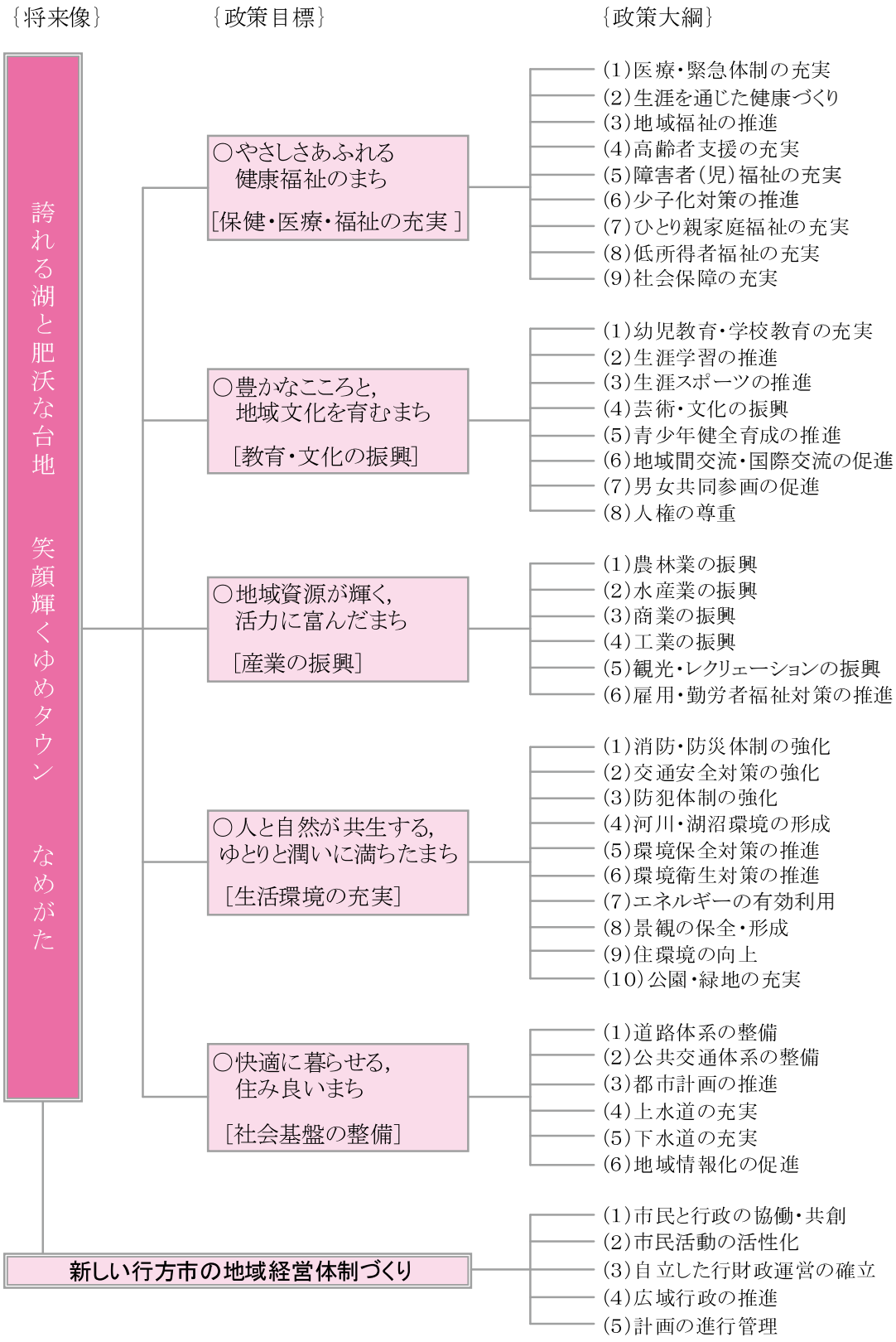


words

## （4）基本構想における人口の見通し

平成 19 年度総合計画策定時における人口の見通しは、下図のとおりであり、平成 28 年度に想定される総人口は約 36,000 人です。

その内訳として年少人口（0 ～ 14 才）は約 4,200 人、生産年齢人口（15 ～ 64 才）が約 20,800 人、高齢人口（65 才以上）が約 11,000 人となっています。

平成 22 年の人口推計と実績をみると、生産年齢人口の減少が最も高く、推計より 629 人多く減少しており、次に年少人口が 231 人多く減少し、逆に高齢人口は 61 人多く増加していることがわかります。5 年前の予想を上回り、人口減少、少子高齢化が加速していることがわかります。

後期基本計画では、基本構想を踏襲した人口目標とするものの、少子化対策を強化ポイントとして掲げることとします。

その目標達成に向け、人口問題協議会を立ち上げ、産業から福祉まで幅広く検討します。

総合計画　年齢別人口の推計

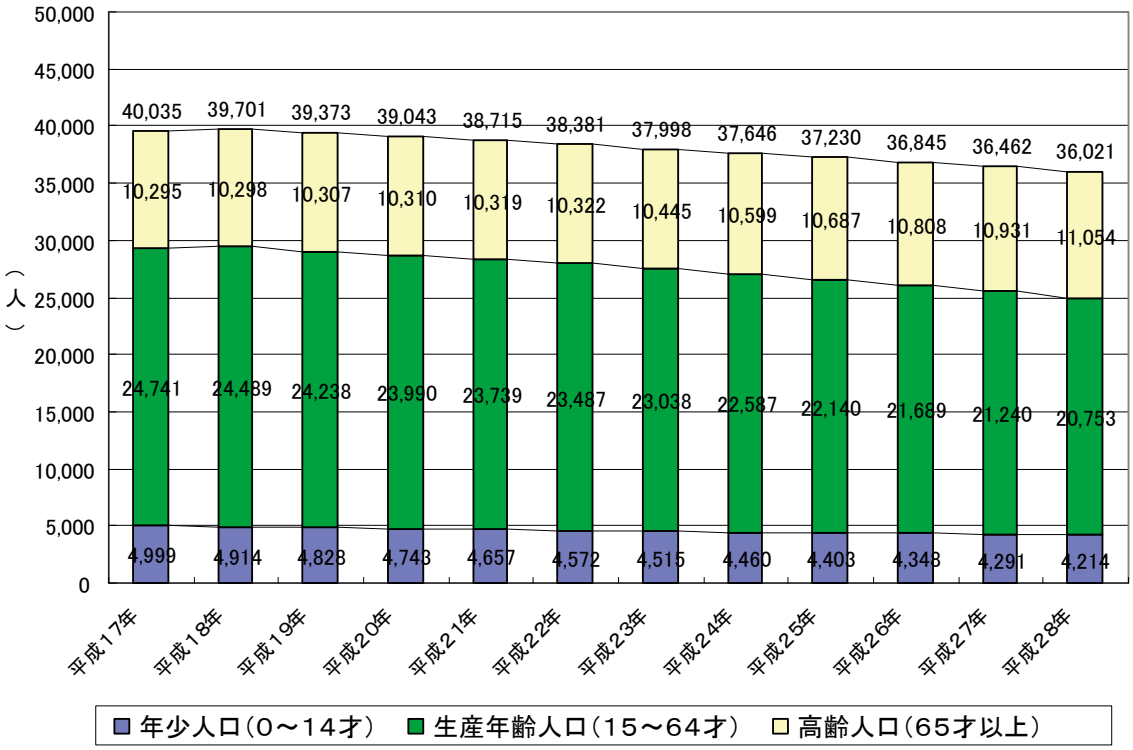


資料：行方市総合計画
平成 19 年 3 月策定

年齢別人口推計と実績

| | 平成22年 | | 計 |
|---|---|---|---|
| | 推計（人） | 実績（人） | |
| 年少人口（0～14才） | 4,572 | 4,341 | -231 |
| 生産年齢人口（15～64才） | 23,487 | 22,858 | -629 |
| 高齢人口（65才以上） | 10,322 | 10,383 | 61 |
| 計 | 38,381 | 37,582 | -799 |

平成 22 年実績（人）は不詳分を除いた数値

資料：人口推計は行方市総合計画平成 19 年 3 月策定
実績は平成 22 年国勢調査

words

# ❷ 行方市の現況と課題

## （1）行方市の歴史と立地環境

行方市の沿革は、旧麻生町が江戸時代には麻生地区を中心として、麻生藩の陣屋町として栄えた町であり、昭和 30 年に麻生町・太田村・大和村・行方村・小高村が合併して麻生町が誕生しました。

そして旧北浦町は、江戸時代には水戸・江戸を結ぶ水運の要地として栄えた町であり、昭和 30 年に津澄村・要村・武田村が合併して北浦村が誕生し、平成 9 年に町制施行によって北浦町が誕生しました。

さらに旧玉造町は、国府（現石岡市）と鹿島神宮を結ぶ要地として栄えた町であり、昭和 30 年に玉川村・手賀村・玉造町・現原村・立花村が合併して玉造町が誕生しました。

これら 3 町が平成 17 年 9 月に合併して行方市が誕生し、6 年が経過したところです。合併が落ち着いた今後は、行方市のアイデンティティを形成するとともに、生産品のブランド化を図り、農業に代表される地域産業の強化や、定住環境の向上に邁進する必要があります。

位置は、茨城県の南東部で、県庁所在市の水戸市から南に約 40km、首都東京からは北東に約 70km の距離にあり、北は鉾田市と小美玉市に、西は霞ヶ浦（西浦）を介してかすみがうら市に、南は潮来市に、東は北浦を介して鹿嶋市に接しています。

南北約 24km、東西約 12km の長方形に近い形状で台地と低地からなり、その面積は、約 166.33km$^2$ ※1 であります。

【行方市位置図】

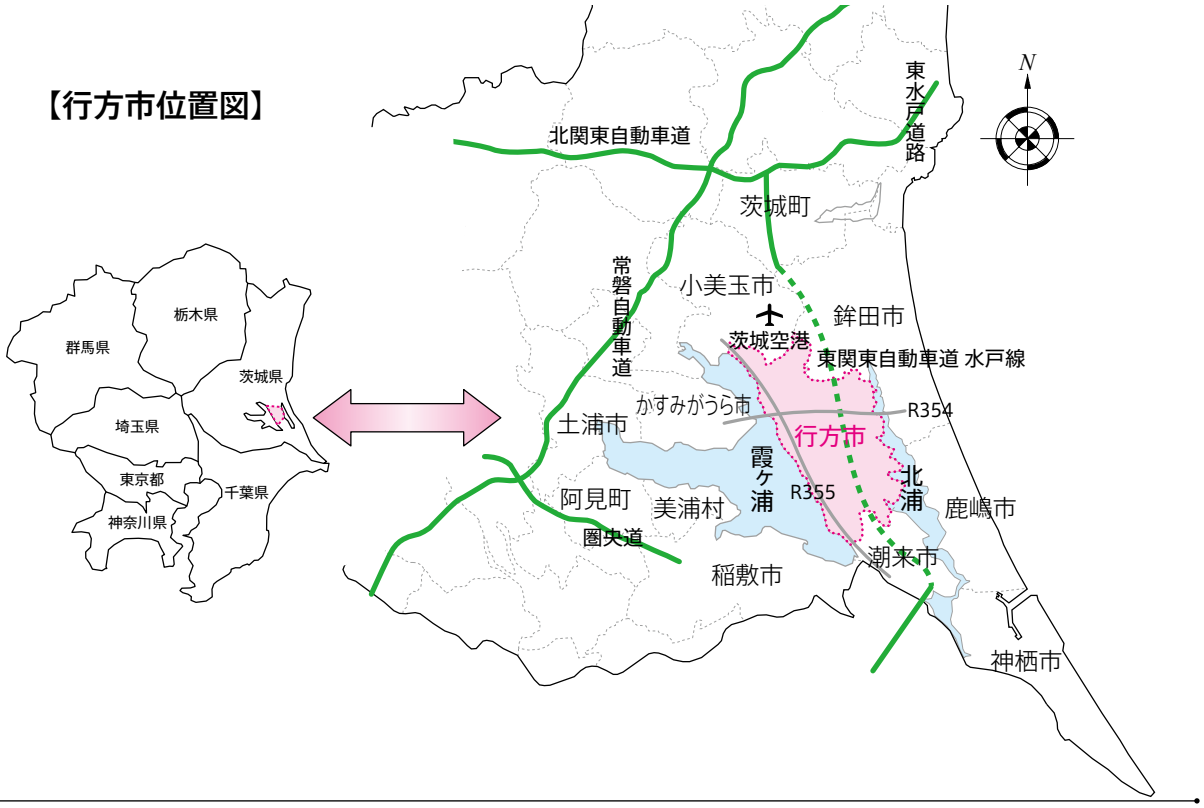


words ※1 約 166.33km$^2$
行方市の総面積は 222.38km$^2$ ですが、湖面積を抜いた土地面積は 166.33km$^2$ になります。

古くから災害が少なく、『常陸国風土記』にも繊細な美しさがある土地「行細（なめくわし）（後に行方となる）」として記載された由緒ある土地柄です。なだらかな丘陵地帯に広がる農地と、その間に残る平地林からなる景観は、特産品である農産物の生産場であるのみならず、健やかな子を育て、市内外の人々のレクリエーションや癒しの場としても大いに活用できる宝です。

また、本市の湖岸は、水際線の延長が約 50km と日本でもトップクラスの延長を誇っており、これもまだまだ活用の余地が大いに残されています。

市街地は、霞ヶ浦湖岸の低地に麻生市街地と玉造市街地が、北浦湖岸の低地に北浦市街地があるほか、市内一円に集落が点在しています。居住地が市内に点在していることが、効率的な都市インフラ整備の上で弱点となってきましたが、県内でもトップクラスの宅地面積・住宅面積という強みもあります。

これらの居住地は、広域交通の軸として形成された市北部を東西に貫く国道 354 号、市の南北を縦断する国道 355 号、主要地方道水戸神栖線、水戸鉾田佐原線等によってつながれています。

首都東京から東関東自動車道や常磐自動車道を経由して 2 時間弱の位置にあることや鹿島臨海工業地帯、成田国際空港、筑波研究学園都市と近距離に位置することなど、本市の立地条件は、恵まれた環境にあるといえます。一方で、この立地条件が市民の市外への通勤や購買を促進し、地域産業や地元商店街の弱体化を招いてきた側面もあります。また、市内外の公共交通の脆弱性など定住環境の相対的魅力の弱さから、市民がより利便性の良い地へ転出する傾向があったことも否めません。

こうした課題から、今後は、恵まれた立地環境を活かしながら、市内の産業と居住の利便性についても強化せねばなりません。特に、開港した茨城空港や計画中の東関東自動車道水戸線による波及効果を最大限生かし、本市の発展の可能性が飛躍的に向上することが期待されています。

## （2）人　口

行方市の総人口の推移をみますと、昭和 60 年は 43,074 人であったのに対し、昨年の平成 22 年には 37,582 人になっており、この 25 年間で約 5,500 人の人口が減少しています。特に、合併した平成 17 年から平成 22 年にかけての 5 年間の人口減少は著しく、年間平均で 500 人弱の減少という状況にあります。年齢別人口構成をみても、年少人口が低く、高齢化率が高くなっていることがわかります。本市の高齢化率の推移をみると、全国平均及び茨城県平均を大きく上回っており、平成 22 年においては、高齢化率が 27.6％と高いことがわかります。

一方で、人口及び世帯当たり人員が減少するなか、世帯数が増加傾向になっています。また、年少人口の減少が顕著になっており、年少人口（0～14 才）の割合が平成 22 年には、11.6％まで減少しています。

よって、子育て世代にターゲットを当てた施策を充実することで、少子化に歯止めをかけ、高齢化率上昇を押しとどめることが喫緊に取り組むべき課題といえます。また同時に、核家族化の進行によって増加することが想定される高齢者のみの世帯および独り暮らしの高齢者にとって快適な生活環境をつくっていくことも必要です。

このような課題を解決することにより、市外へ転出した若者に U ターンを促すだけでなく、市外出身者にとっても転入や二地域居住等が希望しやすい環境をつくり、人口の安定化を図らねばなりません。

words

総人口の推移

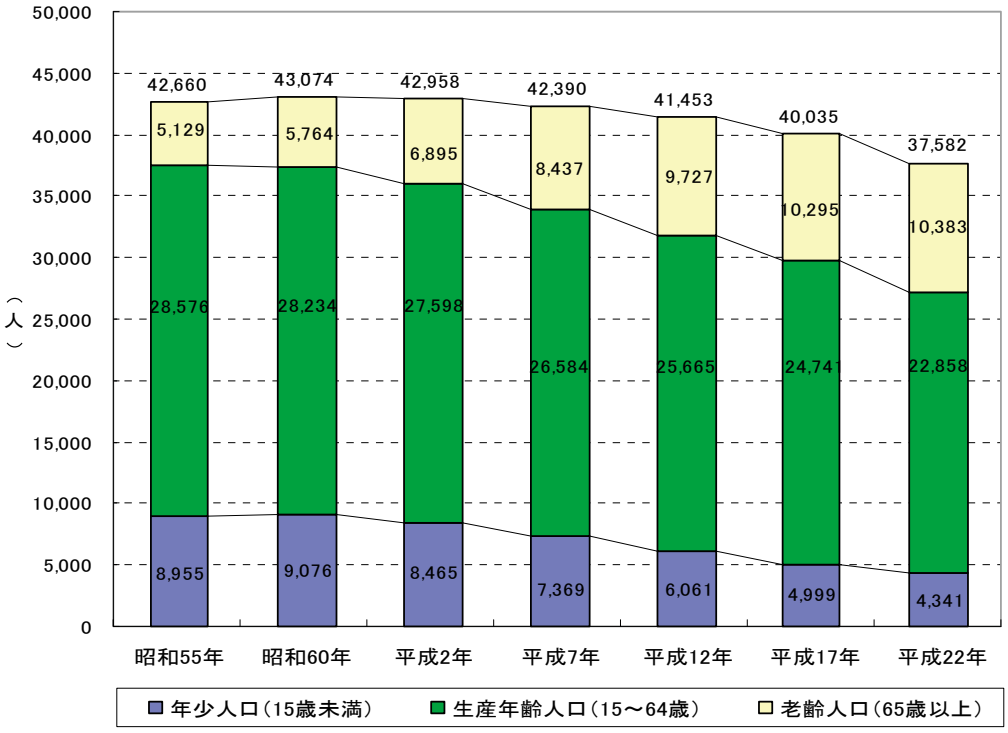


資料：国勢調査　不詳を除く

茨城県内の人口減少率ワースト10
(平成17年～平成22年)

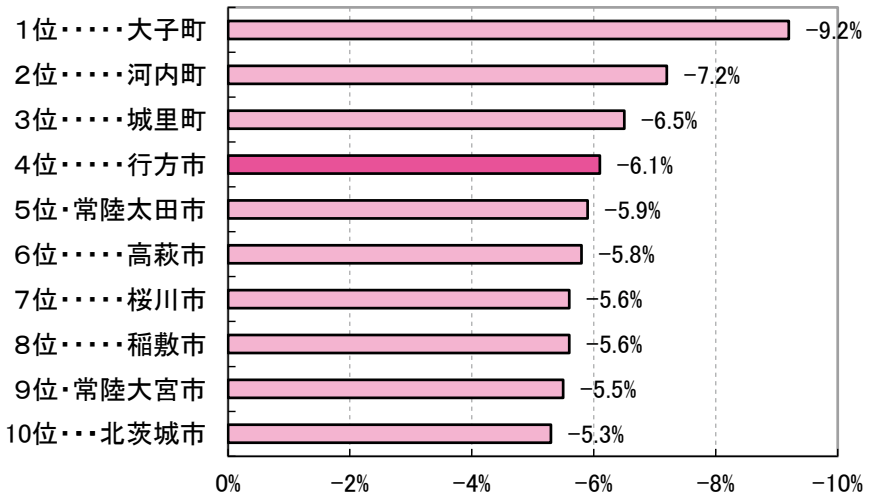


資料：国勢調査

words

人口、世帯数及び世帯当たり人員の推移

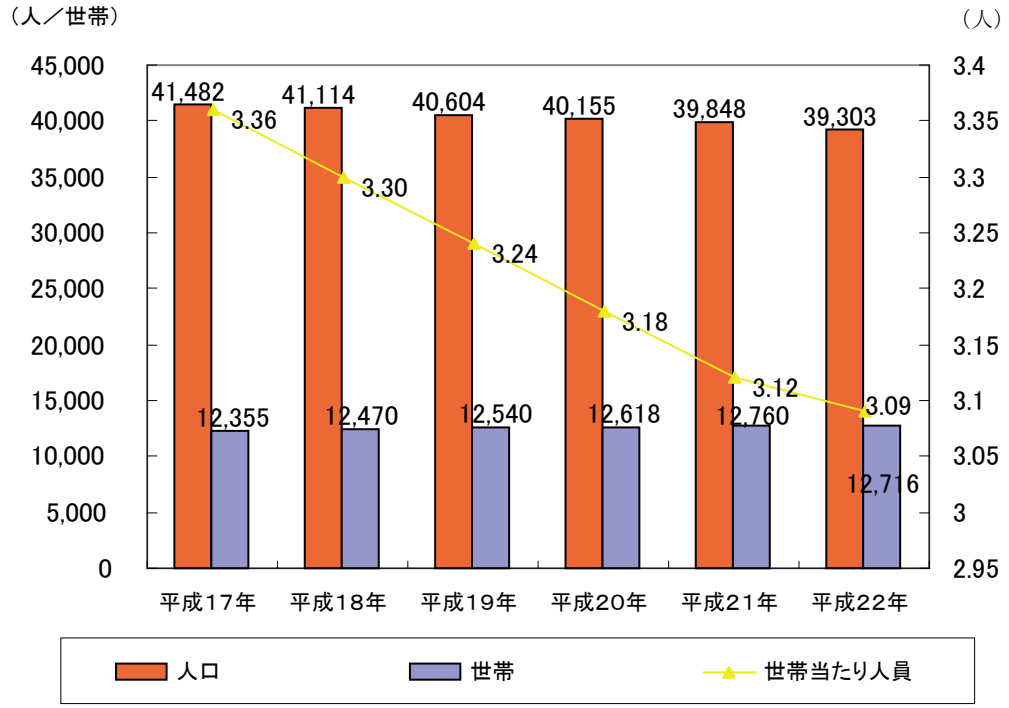


資料：住民基本台帳

高齢化率の推移

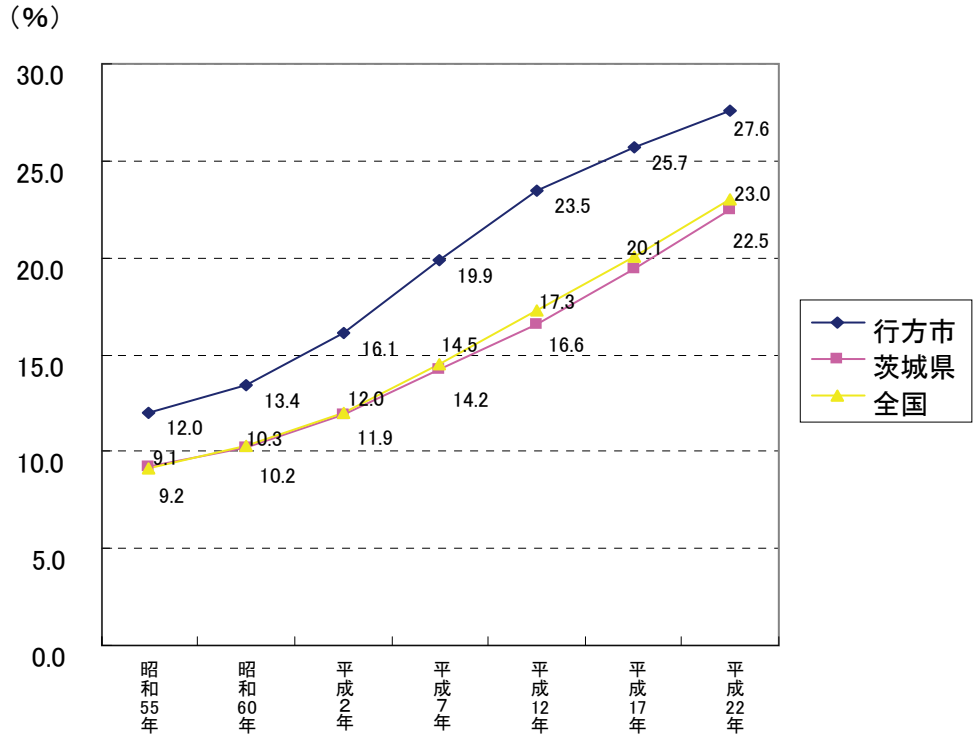


資料：国勢調査

words

## （3）産業構成

本市の産業別人口は、平成 2 年から平成 17 年の 15 年間の推移をみてみると、第 1 次産業が 33.6％から 25.3％に大きく減少しています。第 2 次産業は、29.0％から 28.7％とほぼ横ばいで、第 3 次産業が、37.3％から 44.5％と大きく増加しています。

しかし、本市は、農業県である茨城県内においても農業産出額第 2 位となるほど優位性を持つ地域であり、農業を今後の地域産業として生かすことが、首都圏への農産物供給基地としての責務でもあります。よって、意欲のある農業従事者が最大限に力を発揮できる環境を整えていかねばなりません。

また、農業の次に従業者数の多い製造業についても、今後、交通面やブロードバンド環境の改善により立地の優位性が高まっていくことから、土地の広さや農業の強さを武器とした戦略性のある誘致および起業促進を図る必要があります。

一方、本市ではまだ伸び代が大いにあると想定される観光業についても、現段階ではまだ多くの課題があります。湖や丘陵という特徴的な自然環境、『常陸国風土記』の世界が今にも続く歴史環境、大家族ならではの暖かみあるおもてなし、豊かな農産物と食文化など、あらゆる地域資源を用いて観光振興に取り組むことが課題です。

産業大分類別就業者数

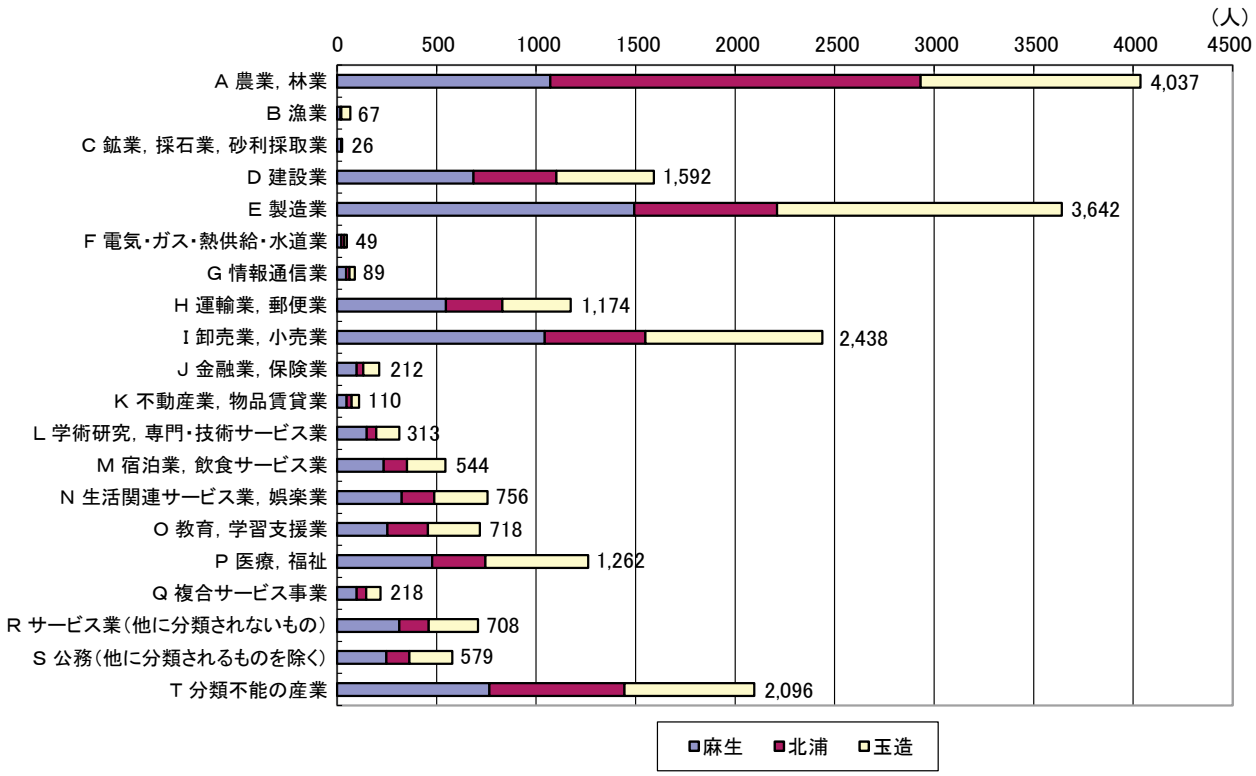


資料：平成 22 年国勢調査

words

## （4）市民意識にみる行方市の良さ・定住意向

平成 22 年度に実施しました総合計画アンケート調査によりますと、行方市への愛着については、全体では 7 割を越える方が愛着を感じているようです。特に、50 代以上の方の愛着度が高いことがわかります。しかし、子育て世代である 40 代以下については、愛着をあまり感じていない人の比率が高まっています。仕事を持ち、家族を育む環境としては課題があることが明らかであり、本市における大きな課題といえます。

こうした愛着に関する傾向は、定住意向により一層際だって表れています。全体では、8 割弱の方が定住を希望しているものの、年代が若くなるほどにその程度は低くなります。ただ、住み続けたくないという意識があるのではなく、就業や子育て等の諸条件と今後の社会情勢に応じて、定住意向が変化する流動的な層が多い状況です。今後は、若い世代にもターゲットをあてて、本市に定住する魅力ができるよう、諸条件を整えていかねばなりません。

行方市への愛着

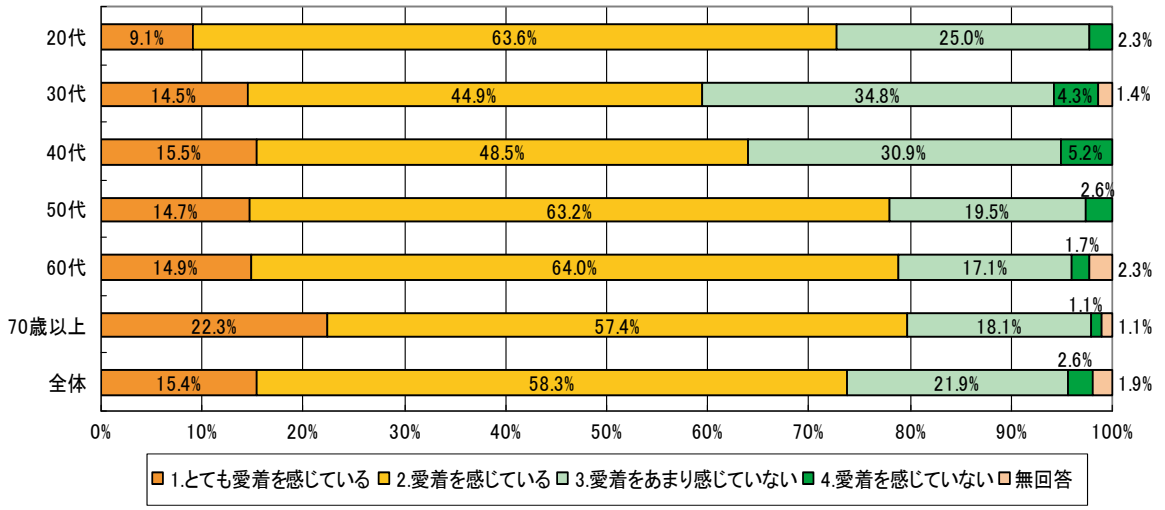


資料：平成 22 年度総合計画アンケート調査

定 住 意 向

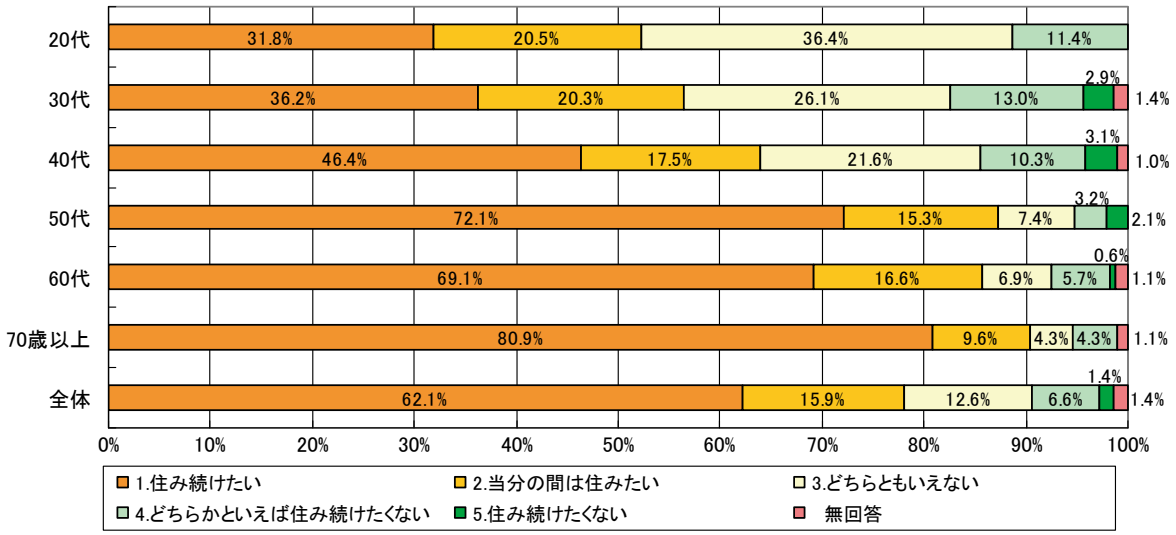


資料：平成 22 年度総合計画アンケート調査

words

# ❸ 後期基本計画の方向性

## （1）後期基本計画の強化ポイント

後期基本計画では、先に示した課題や市民・市職員の将来展望を踏まえ、前期基本計画に加えて下記の５つの強化ポイントを設定しました。本計画に掲げた大綱およびその詳細施策群の内、この強化ポイントに関連する事業については、優先的に取り扱うことにより、確実な目標達成を目指します。

### 1. 少子化対策

少子化を止めるには、子育て世代に定住していただくことが最重要です。この世代が安心して行方市に住居を構えるためには、安定した雇用と、子育てのしやすさを目指さねばなりません。若者が思う存分に実力を発揮できる環境を整えること、子育て支援を充実させることを最優先します。また、結婚を希望する独身者には数多くの出会いの機会を設け、パートナーにも行方市を定住の場として選んでいただけるよう、安心安全な住環境整備はもちろん、利便性と魅力にあふれたシステムの導入を図ります。具体的な方策検討及び実行に向け、人口問題協議会を立ち上げます。

次期総合計画に向けたチャレンジ目標としては、子育てと自己実現には行方市が一番だと、ＵターンばかりではなくⅠ・Ｊターンも選んでいただける市とすることです。

### 2. ６次産業の推進

行方市は、農産物産出において優位な地域です。ですが、これまでは生産・出荷のみで満足してきたきらいがあります。これからは、この優位性を生かし、加工・販売面を積極的に強化します。また、製造業や観光業との連携によって、産業の裾野を広げると同時に、里ガール※1 等に代表される「かっこいい」「おしゃれな」農業イメージのＰＲや最先端技術・システムの導入を推進して、農業を核とした６次産業※2 として確立していきます。

近い将来は、この６次産業を発展させ、最先端農業と豊かな食文化の発信拠点なめがたとして、地域産業の活性化を成し遂げることをチャレンジ目標として掲げます。

### 3. 健康づくりの推進

人口の高齢化とともに、がん、高血圧症、糖尿病などの生活習慣病の割合が増加しています。それにともない、医療費や認知症、寝たきりなどの要介護者の増大が行方市の大きな課題です。すべての人々が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会とするためには、発病を未然に予防する「一次予防」に重点をおいた施策を強力に推進していかなければなりません。

健康づくりは、一人ひとりが「自分の健康は自分でつくる」という自覚を持ち、自発的に健康な生活習慣を身につけ、生活習慣がもとでおこる病気を予防することが大切です。このため、行政はもとより地域や学校、家庭など関係団体が一丸となり、個人の健康づくりを支えるシステムづくりをすすめ、「だれもが健康で、安心して生き生きとくらせるま

words
※1 里ガール
農業や田舎暮らしをおしゃれに楽しむ女性を「里ガール」と称し、里ガールをイメージ媒体として、行方市の農業や自然の魅力を全国へ発信する取り組み。行方市では、平成23年、里ガールにふさわしい機能的かつデザイン性のあるポロシャツを開発し、イベントを開催した。商標登録を取得。
※2 6次産業
農畜産物・水産物の生産のみでなく、加工や流通までを一貫して取り扱う産業。観光や体験学習などと組み合わせた取り組みも多く見られる。語源は「1次産業（生産）×2次産業（加工）×3次産業（流通）＝6次産業」である

ち」を目指します。

### 4. 地域の特色を生かした「なめがたブランド力」のアップ、PR

定住者を増やすためにも、地域産業を活性化するためにも、「なめがたブランド」が必要です。行方市は、自然環境や歴史環境、豊富な農産物を産出可能な農業環境にあふれています。これに、住んで良し、訪れて良しという魅力を強化することで、ブランド力が形成されると想定されます。さらには、形成されたブランド力によって、産業を活性化させ、定住環境を向上させ、来訪者を増やす相乗効果を生み出します。

全国の人々に、行方市を知ってもらうこと、これをチャレンジ目標とします。

### 5. 人材育成

まちは、人々によって作られ、良いまちによって人々は豊かに成長し、次の人材を育みます。人材はかけがえのない宝であり、産業活性化から地域福祉まで、全ての正否は人材にかかっていると言っても過言ではありません。よって、学校教育、生涯学習のさらなる充実化はもとより、市民が習得した知識や技術を、様々な分野で活用できる場を設けます。また、市民が持つ力を発揮する場をみせることで、次世代が育成されていく環境を整えます。市民の取り組みと市役所業務を連動させ、官民協働によって様々なまちづくりプロジェクトを推進することも必要です。このためには、市職員のレベルアップも喫緊の課題です。

行方市民および市職員ひとりひとりが、それぞれの知識と技術をもって行方市の定住環境向上や産業活性化に関わり、市の発展によって行方市民に素晴らしい笑顔が輝くことがチャレンジ目標です。

魅力的な授業

若い農業後継者

words

## （2）市民・市職員の将来展望

### ①市民（20歳・40歳・60歳）の将来展望

行方市民を対象としたワークショップの中から、行方市の将来について語られた言葉を一部例示します。農産物そのもののみではなく、料理や従来からの銘菓、若者向けのスイーツ※1など食文化の発信拠点となっている将来像や、若者が本市の環境によって制限されることなく、自由に進路決定や自己実現を図れる将来像、車がなくとも安心して暮らせる将来像を描いていることがわかります。

- ○ 行方産の食材を色々とバイキングできたり､低カロリー･アレルギー対応の健康料理を食べられるところがある。
- ○ Ｂ級グルメの開発で、注目を集めている。
- ○ インターネットを駆使した販売で、市外からも広く注文が来るスイーツがある。
- ○ 起業支援プログラムとやりたいことをやれる雰囲気が地域にあり、若者が行方市で夢を実現できる。
- ○ 買い物代行・付き添いや目的地への移動などのサービスを低価格で購入でき、年をとっても安心して生活できる。
- ○ 行きたい高校へ通える路線があり、部活で帰りが遅くなっても大丈夫なダイヤで、低コストな公共交通がある。
- ○ 仕事を探す上で、職種を選択できる。

### ②市民（中学生）の将来展望

中学生から募集した絵画「行方市の未来」をみるとロボットやハイテク機器を活用した農業の姿や生活シーンが多く描かれていました。また、動植物にあふれた霞ケ浦やまちが印象的です。作文「行方市の将来」からは、自然環境が守られ、霞ケ浦が昔のように美しく戻ることが多くあげられた他、下記のように市民が行方市で元気に活躍している場面が描写されました。

- ○ 今の私たちが成長した時に、行方市のどこかで就職できるくらい、会社等を増やしていけば、行方市に住んでいる人達も自分達の街に誇りが持てると思う。
- ○ 健康であることによって働く気力も増え、地域の活性化にもつながると思います。
- ○ 人口が少なく小さな市ですが、たくさんの国々との大きな輪を持ち、様々な国の人の笑顔が見える日本で一番グローバルな市になることを望んでいます。

### ③市職員（若手）の将来展望

入庁十年以内の若手職員を対象としてワークショップで語られた言葉の一部を例示します。弱者も安心して暮らせる環境、強く誇れる農業、新エネルギーなどがキーワードとなっています。

- ○ 市役所内に障害者福祉等の専門知識をもつ職員がいて、いつも市民に最適なサービスを提供できる体制になっている。
- ○ 地域の安全は地域で守るという意識のもと、犯罪のない安全なまちに。
- ○ 高齢者の交通手段を巡回バス等で確保することで、商店街の復興と暮らしやすさを実現。
- ○ 電気の地産地消によって利益を生み、税金が安くなっている。
- ○ 全国どこに行っても行方市が知られている。
- ○ 複数農家が共同で経営し、規模の経済を確保できている。たとえば、営業専門職がいて、国外まで含めて販路を開拓している。異業種との交流が活発になっている。

words ※1 スイーツ
甘い菓子全般を指す言葉。2005年頃からマスコミで多く使われるようになり､特に､若い女性の購買意欲をとらえる「おしゃれ」で「かわいい」デザインがほどこされたタイプの菓子に対して用いる。

○ 里ガールや著名人との農業コラボなどで、おしゃれな農業の先進地となっており、農業に対する正しい知識を全国に PR し、後継者を育成している。

### ④市職員（中堅）の将来展望

係長クラスを中心としたワークショップ（ロールプレイ※1）では、10 年後の行方市の将来像（夢）を全部で 20 シーン作成しました。下記は、代表的な 3 シーンです。10 年後は、当後期基本計画の計画期間終了後ですが、チャレンジ要素として今後 5 年間で取り組めるものは積極的に実現していきます。

**10 年後の生活イメージ：行方市で生きる老夫婦の日常**

私たち夫婦は、生まれた時から行方市民です。

子供たちも独立し、今は夫婦 2 人で暮らしています。

退職後、夫と始めた野菜づくりも今では友達と共同で作業受託するまでになりました。最近は、ファームステイの受け入れを時々することで、行方ブランドの野菜づくりを体験してもらっています。先日いらしたお客さまは、とても行方市の滞在を気に入ってくださり、今度は友人も連れてきてくれるそうです。今後は、若者向けにペンション風の宿泊所があってもいいかもしれませんね。さらに気に入っていただければ、移住してくれるかもしれません。ファームスティの次は農業の里親制度に挑戦したいです。

趣味では、公民館講座やボランティア活動にも参加し、健康で充実した毎日を過ごしています。最近の公民館講座は一昔前と比べて格段に充実してきました。市民からの提案による講座が生まれたり、近くの集会所に出前講座をしてくれたりします。

近くには、ショッピングモールや医療機関（市バスで行ける、運転できなくても大丈夫、ここに行けば何でもある！そんな場所）も整備され、大概の用事はここで足ります。市バスで楽に行くことができますので、車を持たない私たち老夫婦も便利で安心です。

幼い頃から行方市の自然に親しんだ孫が来春、地元の○○キャンパスに入学することになり、また 1 つ楽しみが増えました。○○キャンパスは、地域の小中高等学校との連携、産官学連携に熱心で 6 次産業推進を研究している所です。中国語・英語・日本語を主とした語学系学部も一緒です。

行方市には、やまゆり以外にも長期間様々な花が咲き乱れています。この美しい生まれ故郷に、都市部の大学を出た若者たちが戻ってこられるよう願いをこめて景観計画も策定されています。この自然豊かでのどかな景観を、これからも守り、大切な財産として孫たちに残してやりたいと思います。

words ※1 ロールプレイ
役割演技。与えられた人物になりきって課題解決の糸口を見い出す方法。今回のワークショップでは、中堅の市職員らが「10 年後に実在してほしい行方市民」という架空の人物になりきり、「10 年後のある日の 1 日」を描いた。

**10 年後の生活イメージ：新米農業経営者 30 代男性（独身）の 1 日**

学校卒業後、親と一緒に就農していたが、IC 近くの農地付空家の公売に当選したのをきっかけに、親から独立して農業経営を始めたところだ。

今日は、以前に外国でファームステイをした際、知り合った友人（ポール、マイケル、ガガ）を茨城空港（欧米とも繋がった）へ迎えに行く。空港までは高速道路ですぐそこだ。以前からトマト栽培はしていたが、彼らのアドバイスにより、新品種に取り組むことにしたので、栽培状況を見に来てもらうことにしたのだ。私は、どうせ新品種に取り組むのであれば、7 色のトマトを揃えるのも面白いだろうと考えた。品種改良をできる研究機関が行方市に新試験場を作ったので話を持ち込んだ。成功したら、行方レインボートマトとして販売しよう。そういうことを近所の人に話したら、「行方市の勇士」というインターネットラジオ番組で、私の取り組みが取り上げられた。日本語ラジオに熱中しているポールは、しっかりとその情報を、アメリカで聞いていたそうだ。今日は、地元のケーブルテレビも取材に来る日である。日本の農業に興味を持っているポールらは、しっかりレポーターに捕まって取材されるだろうな。

将来は、加工所（トマトセンター）を通じて、国内外に私のトマトを流通させたいと思っている。私の夢に友人のガガは大変興味を持ってくれている。

**10 年後の生活イメージ：行方市で生まれ育った中学生のつぶやき**

私は、行方市で生まれた中学生です。市内の中学校に通っています。

学校には、いつもＡＬＴがいるので、積極的に英語で会話をしています。その経験を生かして、昨年はイギリスに短期留学をしました。私が留学したように、今クラスには、交換留学生としてジョンが来ています。

また、授業はハイテクなインターネット教育が行われています。黒板の代わりにスクリーンを使います。ノートに書き写さなくても、自分のパソコンにデータとして取り込むことができるので、先生の話を集中して聞くことができます。今日の午後は、隣の市の中学校とネットを使った共同研究発表を行います。

放課後や休日は、総合スポーツクラブに通っています。市内全域から同世代が集まるので友人がたくさんできました。スポーツクラブでは、いろいろな種目が体験できるので、自分にあったスポーツを探すことができます。私は、その中でもハンドボールに夢中で、高校生になったら、クラブのユースチームに入りたいので、日々頑張っています。将来は、クラブのスタジアムで、プロの選手として活躍するのが私の夢です。

余談ですが、総合スポーツクラブができてから、学校の体育系部活が統合されました。このため、学校の先生たちにゆとりができ、授業が充実してきました。

明日の休日は、父と一緒にスポーツクラブで過ごす予定です。また、いつものように、父はクアハウスでビール片手にゲーム観戦を楽しむだろうな。（バスで帰るので、安心してビールを飲めます、200 円で乗れるので最高）ちなみに、母と妹は、隣接している市民農園でトマトの収穫をするそうです。明日の晩は、収穫したトマトを使った父の手料理が食べられそうだな！

words

# 第１章

## 分野別施策の推進

第1章

# 第１節

## やさしさあふれる健康福祉のまち


1 医療・救急体制の充実 …… 22

2 生涯を通じた健康づくり …… 26

3 地域福祉の推進 …… 32

4 高齢者支援の充実 …… 36

5 障害者（児）福祉の充実 …… 40

6 少子化対策の推進 …… 44

7 ひとり親家庭福祉の充実 …… 50

8 低所得者福祉の充実 …… 52

9 社会保障の充実 …… 54

# 第１章　分野別施策の推進

## 第１節　やさしさあふれる健康福祉のまち

### 1　医療・救急体制の充実

#### 現況と課題

地域医療体制については、平成 23 年 8 月現在の医療機関は病院 1 カ所、一般診療所 10 カ所、歯科診療所 10 カ所で、総病床数は 237 床です。本市では、平成 12 年 6 月に茨城県厚生連が運営するなめがた地域総合病院が開院し、24 診療科目、病床数 230 を数える地域医療の拠点として、住民生活を支えてきました。しかし、総合病院では、医師不足により診療への影響などの課題があり、医師の確保について積極的に病院や県並びに関係機関へ働きかけを行ない、医療体制の充実を推進してきています。今後も、地元水郷医師会の協力のもと、なめがた地域総合病院を中心とした地域医療体制づくりを推進していくことが重要です。よって、軽度の治療をつかさどる「かかりつけ医」推進や保健部門との連携による健康管理から、総合病院による高度医療活用までのネットワーク形成を図ります。

今後の高齢社会に備え、在宅医療の充実、また、利便性の高い通院手段の確立、保健部門・福祉部門との連携強化についても検討していく必要があり、地域医療の体制づくりはひときわ大きな問題です。

救急医療体制については、救急告示病院※1 が 1 カ所（なめがた地域総合病院）、救急医療協力医療機関は 4 カ所で、休日・夜間における重症救急患者の医療を確保するため、なめがた地域総合病院、鉾田病院、高須病院、小美玉市医療センターにより病院群輪番制※2 がとられています。なめがた地域総合病院では平成 18 年 4 月に救命救急センターが開設され、より高度な救急医療への対応が図られています。しかし、総合病院の医師不足による救急医療体制への影響、救急外来への軽症患者の集中等により、適正な救急医療が受けられないことが危惧されます。救急搬送体制・救急医療体制のさらなる充実化を進めることはもちろんですが、一方では、限られた医療資源を有効に活用するために、適正に利用するルールの確立も同時に必要です。

また、小児救急については、平成 15 年 10 月から土浦協同病院が小児救急拠点病院として 365 日 24 時間体制の医療を行っているほか、平成 20 年 1 月からは鹿嶋市夜間小児救急診療所が夜間（20 ～ 23 時）の医療を行っています。

今後は、小児救急医療体制支援など近隣医療機関との連携を強化推進してまいります。

市民がいつでも安心して医療を受けることができるようさらに推進する必要があります。

words　※1　救急告示病院
厚生労働省の「救急病院等を定める省令」（64 年）に基づいて都道府県知事が認定した医療機関。救急医療の知識や経験を持つ医師が常時診療していることや、レントゲンなど救急医療に必要な設備を持つなどの要件がある。

※2　病院群輪番制
救急車により直接搬送されてくる、又はかかりつけの診療所など初期救急医療機関から転送されてくる重症救急患者に対応するための制度。鉾田地域においては、4 病院が日を決めて順番に担当して輪番制で対応しています。

## 市内の医療機関

| 整理番号 | 区分 | 施設名 | 所在地 | 電話 | 療養病床 | 1 内科 | 2 呼吸器科 | 3 消化器科 | 4 消化器内科 | 5 循環器科 | 6 循環器内科 | 7 小児科 | 8 精神科 | 9 神経科 | 10 神経内科 | 11 心療内科 | 12 アレルギー科 | 13 リウマチ科 | 14 外科 | 15 整形外科 | 16 形成外科 | 17 美容外科 | 18 脳神経外科 | 19 呼吸器外科 | 20 心臓血管外科 | 21 小児外科 | 22 産婦人科 | 23 産科 | 24 婦人科 | 25 眼科 | 26 耳鼻咽喉科 | 27 気管食道科 | 28 皮膚科 | 29 泌尿器科 | 30 性病科 | 31 こう門科 | 32 リハビリ科 | 33 腎臓内科（人工透析） | 34 臨床検査科 | 35 救急科 | 36 血液内科 | 37 糖尿病内科 | 38 内分泌代謝・糖尿病内科 | 39 病理診断科 | 40 放射線科 | 41 麻酔科 | 42 歯科 | 43 矯正歯科 | 44 小児歯科 | 45 歯科口腔外科 | 救急告示 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 病院 | なめがた地域総合病院 | 井上藤井98-8 | 0299-56-0600 | 230 | ● | | | ● | | ● | ● | | | ● | | ● | ● | ● | ● | | | ● | | | | ● | | | ● | ● | | ● | ● | | | ● | ● | ● | ● | ● | | ● | ● | ● | ● | | | | | ● |
| 2 | 診療所 | 金塚医院 | 手賀3125 | 0299-55-0556 | | ● | | | | | | ● | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 診療所 | 塙医院 | 玉造甲5985 | 0299-55-4100 | | ● | | | | | | | | | | | | | ● | | | | | | | | | | | | | | | ● | | | ● | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 | 診療所 | 曽内科クリニック | 玉造甲510-3 | 0299-36-2611 | | ● | ● | | | ● | | | | | | | ● | | | | | | | | | | | | | | | | | ● | | | | | | | | | | | ● | | | | | | |
| 5 | 診療所 | 根本皮膚科医院 | 玉造甲414 | 0299-55-0538 | | ● | | | | | | ● | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ● | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6 | 診療所 | つばさクリニック | 島並1511 | 0299-72-2830 | 7 | ● | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ● | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7 | 診療所 | 北浦診療所 | 山田1146-7 | 0291-35-2500 | | ● | | | | | | ● | | | | | | | ● | ● | | | | | | | | | | | | | ● | ● | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 8 | 診療所 | 朝倉診療所 | 麻生1110 | 0299-72-0036 | | ● | ● | ● | | ● | | ● | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ● | | | | | | | | | ● | | | | | | | | | |
| 9 | 診療所 | 釼持外科 | 麻生1555-4 | 0299-72-0805 | | ● | | | | | | ● | | | | | | | ● | | ● | | | | | | | | | | | | ● | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 10 | 診療所 | 小沼診療所 | 麻生1105-2 | 0299-72-0388 | | ● | | | | | | | | | | | | | ● | ● | | | | | | | | | | | | | | ● | | | | | | | | | | | ● | | | | | | |
| 11 | 診療所 | 麻生クリニック | 井貝353-24 | 0299-80-8005 | | ● | | ● | | | | ● | | | | | | | ● | | | | | | | | | | | | | | ● | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 12 | 歯科 | 千ヶ崎歯科医院 | 小幡612-1 | 0291-35-1727 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ● | | ● | ● | |
| 13 | 歯科 | 宮本歯科医院 | 玉造甲4473 | 0299-55-0537 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ● | | | | |
| 14 | 歯科 | 緑ヶ丘歯科医院 | 玉造甲6534-10 | 0299-55-3135 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ● | | | | |
| 15 | 歯科 | 高野歯科医院 | 玉造甲6866-2 | 0299-55-2911 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ● | | | | |
| 16 | 歯科 | 法水歯科医院 | 手賀1263-1 | 0299-55-0572 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ● | | | | |
| 17 | 歯科 | 井坂歯科医院 | 玉造甲4465-4 | 0299-55-4182 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ● | | ● | | |
| 18 | 歯科 | 歯科新井田医院 | 麻生75 | 0299-72-0211 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ● | | ● | ● | |
| 19 | 歯科 | 廣岡歯科医院 | 麻生1122 | 0299-72-0128 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ● | | | | |
| 20 | 歯科 | 山口歯科医院 | 蔵川433 | 0299-73-2241 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ● | ● | ● | ● | |
| 21 | 歯科 | たいよう行方歯科診療所 | 四鹿1265 | 0299-73-0016 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ● | | ● | ● | |

資料：行方市　健康増進課

## 鉾田地域病院群輪番制事業・小児救急医療体制事業

| | 平成21年度 | | | | | 平成22年度 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 当番日数 | | | | 患者延数 | 当番日数 | | | | 患者延数 |
| | 平日 | 休日 | | 計 | | 平日 | 休日 | | 計 | |
| | 夜間 | 昼間 | 夜間 | | | 夜間 | 昼間 | 夜間 | | |
| 鉾田病院 | 71 | 22 | 22 | 115 | 920 | 71 | 18 | 18 | 107 | 861 |
| 小美玉市医療センター | 71 | 22 | 22 | 115 | 383 | 71 | 19 | 19 | 109 | 235 |
| なめがた地域総合病院 | 151 | 28 | 28 | 207 | 3,024 | 152 | 23 | 23 | 198 | 2,459 |
| 高須病院 | ― | ― | ― | ― | ― | ― | 11 | 11 | 22 | 135 |
| 鹿嶋市夜間小児救急診療所 | 243 | ― | 117 | 360 | 2,870 | 243 | ― | 119 | 362 | 2,644 |

資料：行方市　健康増進課

words

## 基本目標

身近なかかりつけ医から高度医療まで、安心して医療を受けられる体制が整っています。

**目標指標**

| 項　目 | 平成22年度実績 | | | 平成28年度目標 |
|---|---|---|---|---|
| | 国 | 県 | 行方市 | |
| 人口1,000人当たりの医師数 | 2.30人 | 1.66人 | 1.09人 | 1.43人 |
| 人口1,000人当たりの看護師数 | 7.44人 | 5.75人 | 4.21人 | 5.18人 |

**施策の体系**

医療・救急体制の充実
- 地域医療体制の充実促進
- 救急・救助体制の充実

## 主要施策

### （1）地域医療体制の充実促進

**① 医療体制の充実促進**

病院と診療所がそれぞれに期待される役割を十分に発揮し、患者の症状にあった最適な医療が提供できるよう、初期受診は身近な診療所や医院を、高度医療が必要な場合には適切な医療機関を紹介してもらう「かかりつけ医制度」の普及定着化を働きかけます。

重複投薬による健康被害を防止し、薬局が服薬情報を処方医師に十分にフィードバックする「かかりつけ薬局」の普及に努めます。

医療機関との連携を図りながら、体制の充実に努め、今後も引き続き医師会や医療機関に働きかけを行い、総合病院と診療所で業務連携が図られるように努めます。さらに高次・専門医療体制の充実を促進するため、市外の医療機関との連携を図ります。また、各医療機関へのアクセス性を高めるため、デマンド・タクシーや社協による有償タクシーの利便性向上、もしくは公共交通機関の構築を検討します。

**② 医療従事者の確保**

医師を始め、医療従事者の確保について、医療機関や県並びに関係機関と一体となって取り組みます。限りのある地域の医療資源を守るために、適正医療や効率化について、市民、医療機関及び行政の連携を図ります。

**③ 患者本位の医療の確立**

市内の医療機関に対しては、医師会等を通じて、医師からの十分な説明、人権やプライバシーの尊重など、常に患者本位の医療が提供され、市民がいつでも安心して納得のいく医療が受けることができるよう医療提供体制の充実を図ります。

**④ 保健部門、福祉部門との連携強化の促進**

保健と医療が連携しながら、健康相談指導、健診、疾病予防、治療、リハビリまでを系統的に行う体制づくりや、さらに福祉の各分野との連携を強化し、リハビリテーションネットワークの推進に努めます。

words

**⑤ 在宅医療の充実促進**

巡回診療、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導など、福祉や介護と連携した在宅医療の充実に努め、介護保険制度サービス利用の更なる利便性を図ります。

また、患者が安心して住み慣れた家庭や地域で生活が送れるよう、地域の病院、診療所、訪問看護ステーション等と連携して在宅医療を推進していきます。

### （２）救急・救助体制の充実

**① 救急搬送体制の充実促進**

救急救命士の育成や、救急車の適切な活用、救助資機材の拡充など、鹿行広域事務組合消防本部の救急搬送体制の充実を図ります。

今後も搬送機関と医療機関との迅速な連絡体制の整備に努め、搬送時間の短縮等により傷病者の救命効果の向上を図ります。

**② 救急医療体制の充実促進**

なめがた地域総合病院やその他市内外の救急告示病院、救急医療協力医療機関などによる救急医療の充実を促進します。また、小児救急医療の充実を働きかけていきます。

今後も近隣医療機関とさらに連携を深め、救急医療を必要とする患者が迅速かつ円滑に医療機関に受け入れられるよう体制を整備していきます。

初期救急体制の充実を医師会の協力のもと、働きかけていきます。

救急医療の適正な利用を図るために、適正受診推進の啓発を行います。

**③ 地域救命体制の充実**

今後は、公共施設へ設置したＡＥＤ（自動体外式除細動器）[※1]など、救命器具の適切な維持管理に努めるとともに、ＡＥＤの使用方法及び救急蘇生法の実技講習を開催し、一般市民や公共施設職員の心肺蘇生の向上を図り、地域救命体制の整備を推進していきます。

## 市民協働共創の目標

（1）市民は、かかりつけ医、かかりつけ薬局をもつように努めます。
（2）市民は、医師や看護師、ソーシャルワーカーに自分の悩みや不安を気軽に相談するとともに、わからないことは納得できるまで質問します。
（3）市民は、応急手当などの知識の習得に努めます。
（4）関係機関は、適切な医療の選択ができるよう努めます。
（5）関係機関は、救急搬送機関に迅速に連絡ができるよう努めます。
（6）市民は、ＡＥＤの使用方法及び救急蘇生法の実技講習を受講し、心肺蘇生の技術の習得に努めます。
（7）市民は、救急医療を適正に受診するように努めます。
（8）市民は、自らの健康長寿を推進するため、検診及び健康診査を積極的に受診します。
（9）市民は、医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療の担い手が、市民の命と健康を守る立場にあることを理解し、信頼と感謝の気持ちをもって受診するように努めます。

words　※1　AED（自動体外式除細動器）
突然死の大半を占める「心室細動」に対して、心臓への電気ショック（除細動）を行う装置。Automated External Defibrillatorの略

## 2　生涯を通じた健康づくり

### 現況と課題

本格的な少子高齢化の進展とともに、食生活や住環境の多様化など社会環境の変化にともない、本市における死因も、がん、心疾患、脳血管疾患がトップ３であり、どれも生活習慣病が危険因子となるといわれています。生活習慣病は、運動不足や食生活の変化、ストレスの増大などにより増加しており、特に、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）※1 の予防対策が急務となっています。内臓脂肪症候群の一指標であるＢＭＩは、県内でも高い数値を示しており、がんは、昭和 56 年から現在までわが国の死亡原因の第１位となっており、依然として国民の生命及び健康にとって重要な問題となっています。そのような現状に鑑み平成 19 年４月には「がん対策基本法」が施行され、平成 21 年度には、国庫補助事業として女性特有のがん対策が講じられ、無料クーポンの配布が始まりました。さらに、平成 23 年度には働く世代の大腸がん検診が追加され、「がん検診推進事業」として、がん対策を推進しています。

母子保健については、妊婦・乳児委託健康診査や乳幼児健診・相談事業など各種事業を推進しています。１歳６か月児健診、２歳児歯科健診、３歳児健診、５歳児健康相談に心理相談を入れ、専門職による個別相談や教室を頻回に開催し、乳幼児の疾病や障害の早期発見と育児支援を行っています。

また、乳児家庭全戸訪問事業を実施し、育児環境の把握や育児相談を行い、支援の必要な家庭には福祉関連機関と連携し、保育サポーターや育児支援ヘルパーを派遣する体制を整え、育児不安の軽減と虐待予防に努めています。

さらに母乳育児を継続するための支援として、助産師による訪問指導を行い、新生児期から就学を迎えるまで安心して子育てができるよう取り組んでいます。

今後、食育を始めとする子どもの健やかな成長・発達と、相談と仲間づくりなどによる育児不安の軽減にむけた取り組みを一層強化していく必要があります。

一方、成人・高齢者保健事業については、国の「健康日本 21」計画（平成 12 年）や健康増進法（平成 14 年）、県の「健康いばらき 21 プラン」に基づき、住民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組む「21 世紀における国民健康づくり運動」が展開されてきました。

平成 18 年４月からは予防重視の理念に基づき介護保険法の改正にともなって、地域支援事業が導入され、65 歳以上の高齢者については、介護予防事業を中心とする体制に移行し、高齢者の健康づくりを推進しています。また、健康増進事業の主な対象者は、40 ～ 64 歳の壮年層となり、生活習慣病予防を主眼に健康診査、健康教育などの事業を展開してきました。

さらに、平成 20 年４月からは「高齢者の医療の確保に関する法律」によって、医療保険の保険者が被保険者を対象に内臓脂肪症候群対策に主眼を置いた特定健康診査、特定保健指導を推進しています。

こうした成人・高齢者の保健事業をめぐる急激な制度改革に対応し、市民の疾病予防・介護予防を一層推進していくことが求められています。そして、市民一人ひとりの健康に対する意識を高揚させ、健康的な食事や生活を選び、健康を保持増進することを支援する必要があります。そのためには、歯の健康、心の健康、感染症対策も充分な対策が必要です。

words　※1　内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）
内臓脂肪による「肥満」の人が、「高血糖」「高脂血」「高血圧」といった生活習慣病の危険因子を二つ以上持つ状態。

行方市民の死因別状況（平成21年）

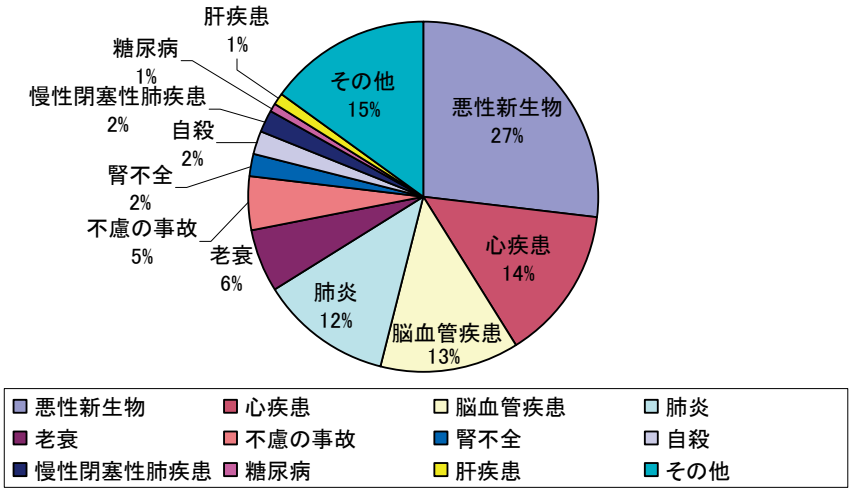


資料：人口動態調査

生活習慣病発症率による県内順位（ワースト順）
（人口1,000人あたり　平成5年～平成18年の累計）

| | 男性 | 女性 |
|---|---|---|
| 高血圧発症率 | 21位 | 4位 |
| 糖尿病発症率 | 13位 | 6位 |
| 脂質代謝異常発症率 | 7位 | 4位 |
| 肥満症発症率 | 6位 | 1位 |

※ 調査対象地域は県内の38市町村に限る　　資料：茨城県立健康プラザ

words

## 基本目標

市民一人ひとりが生涯を通じて自ら健康づくりに取り組む、健やかなまちづくりが進められています。

**目標指標**

生活習慣病による死亡者数の県内順位（ワースト順）

| | 県内順位（ワースト） | 平成28年度目標 |
|---|---|---|
| 生活習慣病全体 | 4位 | 9位 |
| 悪性新生物質 | 10位 | 15位 |
| 脳血管疾患 | 3位 | 8位 |
| 高血圧性疾患 | 1位 | 4位 |
| 心疾患 | 6位 | 11位 |
| 糖尿病 | 7位 | 12位 |
| 全結核 | 9位 | 12位 |
| 肺炎・気管支炎 | 6位 | 9位 |
| 自殺 | 34位 | 39位 |

※社会生活統計指針（平成 23 年）

**施策の体系**

**生涯を通じた健康づくり**
- 主体的な健康づくりの推進
- 母子保健対策の推進
- 成人・高齢者保健対策の推進
- 歯科保健対策の推進
- 感染症対策の推進
- 精神保健対策の推進
- 健康づくり基盤の整備
- 放射能対策

words

## 主要施策

### （1）主体的な健康づくりの推進

**① 健康意識の高揚**

地域で実施する健康づくり事業などを通じて、生活習慣病予防や介護予防などの健康に対する意識の高揚と健康の保持増進を支援します。

**② 健康づくり食育の指針の策定**

市民ぐるみで健康づくり施策を計画的、効率的に推進するため、成果指標やそれを実現するための市民・事業者・行政の役割を具体的に定めた「行方市健康増進計画」を策定します。健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進するため、「行方市食育推進計画」を策定します。

**③ 健康づくり活動の支援**

市民が自主的にスポーツに取り組める環境を整備します。保健分野と、生涯学習・生涯スポーツ分野が連携し、健康づくりや生涯スポーツの実践と自主グループ活動を支援します。

**④ 健康づくりボランティアの活性化**

保健協力員、食生活改善推進員などの地区組織を積極的に活用し、市民の健康増進や生涯健康づくり活動を推進します。

### （2）母子保健対策の充実

**① 健診の充実**

妊婦・乳児の医療機関委託健診では、医療機関と連携を図りながら母子の健康保持・増進に努めます。保健センターで実施している幼児の健診では、専門職の配置を充実させ、疾病や障害の早期発見と育児支援を行います。

**② 相談・指導体制の充実**

乳児全戸訪問を実施し、育児環境の把握や必要な支援を行い、育児不安の軽減を図ります。

**③ 育児支援体制の整備**

配慮を必要とする子や育児不安のある親に対し、専門職の質、量の向上を図り、個別相談や教室等を充実させ安心して子育てができるよう支援します。

**④ 思春期保健の充実**

思春期のこどもたちに対して、学校と連携を図り、性感染症や薬物乱用の防止、心の健康の推進のための啓発を行います。

### （3）成人・高齢者保健対策の推進

**① 各種健（検）診の充実**

疾病の早期発見のため特定健診や各種がん検診などの充実を図ります。各種検診の受診率向上のため、受診者の利便性を図った各種がん検診の同時実施、早朝、休日健診などを実施し、検診日時の選択幅を広げます。

**② 健康教育・健康相談の充実**

生活習慣病予防に重点を置き、市民が運動や食生活などの生活習慣の改善が実践できるように支援します。

**③ 訪問指導の充実**

各種健診の結果により、要支援者への家庭訪問などを行い、疾病に関する正しい知識の普及、生活習慣の改善、医療機関への早期受診を促します。

words

**④ 機能訓練の充実**

疾病後における心身の機能維持・回復を図るために必要な訓練を行い、自立支援、生きがいづくり、閉じこもり※1防止に努めます。

**⑤ 介護予防の推進**

介護保険制度の地域支援事業を活用し、地域包括支援センター※2と連携を図りながら、生活機能低下の防止や認知症予防、閉じこもり予防など、高齢者の介護予防を推進します。

### （4）歯科保健対策の推進

**① 歯科保健・検診の充実**

口腔機能の維持・向上を図るため、生涯をとおして健康な歯を維持するため、歯科検診や歯科保健指導などの実施結果に基づき、歯科衛生士を活用した保健指導を行い、幼児期からの虫歯予防と、壮年期からの歯周病予防に取り組みます。

**② 訪問歯科の充実**

在宅治療希望者に対しては、在宅訪問歯科診療を行なっている歯科医院などの情報を提供します。

### （5）感染症対策の推進

**① 感染症への対策**

地域住民に対し、平時から市報なめがたやホームページ等により結核、性感染症、肝炎、インフルエンザ等の感染症の予防に関する情報提供、普及啓発を行うとともに、予防接種法に基づく予防接種を実施します。また、平成22年に近接する茨城空港が開港したことから、パンデミック※3の玄関口となる可能性も否定できず、万が一に備えた対応策を検討します。

**② 予防接種の充実**

法定外（任意）予防接種については、子宮頸がん、Hib（ヒブ）※4、肺炎球菌感染症などのワクチン接種費用の助成を国の制度も活用しながら効果的に推進します。

### （6）精神保健対策の推進

**① 精神障害への理解の推進**

精神障害のある人が集団生活を通じた人とのつながりや社会適応力を向上させることを支援するとともに、地域住民に対して、精神疾患の正しい知識の普及と啓発を図るため、関係機関と連携し、家族会への支援に努めます。

**② 相談事業の充実**

心の病などの予防や早期発見を図るため、リーフレットなどによる啓発や相談事業を実施し、心の健康の維持と増進に努めます。

words

※1 閉じこもり
特に病気もないのに、家にばかりいる等、活動的な生活をしていないこと。長期化すると、体力ばかりか活動意欲まで減退し、寝たきり状態となる可能性が高まるものとされる。登校拒否等を伴う青少年の「引きこもり」と区別して、「閉じこもり」を使用する場合が多い。

※2 地域包括支援センター
平成18年4月から介護保険法の改正に伴い創設された機関で、地域住民の心身の健康維持や生活の安定、保健・福祉・医療の向上、財産管理、虐待防止など様々な課題に対して、地域における総合的なマネジメントを担い、課題解決に向けた取り組みを実践していくことをその主な業務として行う機関。原則的に市町村が実施主体となるが、非営利法人などに運営を委託することもできる。

※3 パンデミック
感染症が世界的規模で流行すること。

※4 Hib（ヒブ）
Hibとはb型インフルエンザ菌のこと。Hibワクチンはb型インフルエンザ菌による感染症、特に髄膜炎、肺炎等を予防するワクチン。

### （7）健康づくり基盤の整備

**① 推進体制の強化**

健康づくり推進協議会（仮称）などを設置し、市民の健康増進や健康づくり活動を支援します。また、関係所轄課とも連携を図りながら健康づくりの推進に努めます。

**② マンパワーの強化**

保健師、看護師、管理栄養士、歯科衛生士など専門職員の人材確保と資質の向上を図ります。

### （8）放射能対策

**① 高濃度汚染地域の除染**

放射性物質が多く蓄積された土地については、行政による除染を行います。

**② 健康状態の把握**

市民の被爆状態を適宜検査し、状態に応じて対応します。また、将来にわたって経過を見守ります。

## 市民協働共創の目標

| | |
|---|---|
| （1）健康習慣づくり | ・「自らの健康は、自らでつくる」との高い意識を持ちます。 |
| | ・健康に関する正しい情報を得るように心がけます。 |
| （2）栄養・食生活 | ・規則正しい、栄養バランスがよい食習慣を身につけます。 |
| | ・家族と食卓を囲み、食事を楽しみます。 |
| （3）身体活動・運動 | ・自分にあった運動を継続的に行ないます。 |
| | ・日常生活の中で意識して身体を動かします。 |
| | ・今よりも 1,000 歩（約 10 分・約 700m）多く歩きます。 |
| （4）休養・こころの健康 | ・早寝早起きを実践し、規則正しい生活を送ります。 |
| | ・何でも相談できる親子関係と時間を持ちます。 |
| | ・十分な「睡眠」と「休養」をとります。 |
| | ・地域活動に参加するなど、人との関わりを持ちます。 |
| （5）喫煙・飲酒 | ・「喫煙」「飲酒」が及ぼす健康被害について理解します。 |
| | ・禁煙、適正飲酒に心がけます。 |
| （6）歯と口腔の健康 | ・正しい歯みがき習慣を身につけます。 |
| | ・よく噛んでゆっくり食べます。 |
| | ・口腔機能の維持向上のための口腔ケアを実践します。 |
| （7）健康管理 | ・1 年に 1 回は健康診査を受けます。 |
| | ・自分の健康状態を把握・管理します。 |
| | ・定期的にがん検診を受けます。 |

words

## 3　地域福祉の推進

### 現況と課題

少子高齢化や核家族の進展によるニーズの多様化・複雑化によって、市民一人ひとりの力や公的な福祉サービスだけでは、地域の人々に十分なサービスを提供できない状況が生じています。また、地縁での人間関係の希薄化などにより、高齢者や障害者、子どもなどを家族や地域社会で支える力が弱まっています。行政や民間事業者によるサービスとしての福祉には限界があり、それを補うものとして、ボランティアなど自主的な地域福祉活動の推進が求められています。

本市では社会福祉協議会を中心に、民生委員、児童委員、ボランティア団体、小中学校、保育園・幼稚園、地域住民等が連携してこうした地域福祉活動に取り組んでいますが、より多くの市民の方々の参加と協力、そしてネットワーク化と相互交流が、ますます必要となります。

今後もこうした活動を通じて福祉の心を育み、あたたかな地域のつながりを大切にする、誰もが地域で安心して暮らせるまちづくりを推進することが求められています。そのためにも、活動拠点の充実化やユニバーサル環境の増進に努めていかねばなりません。

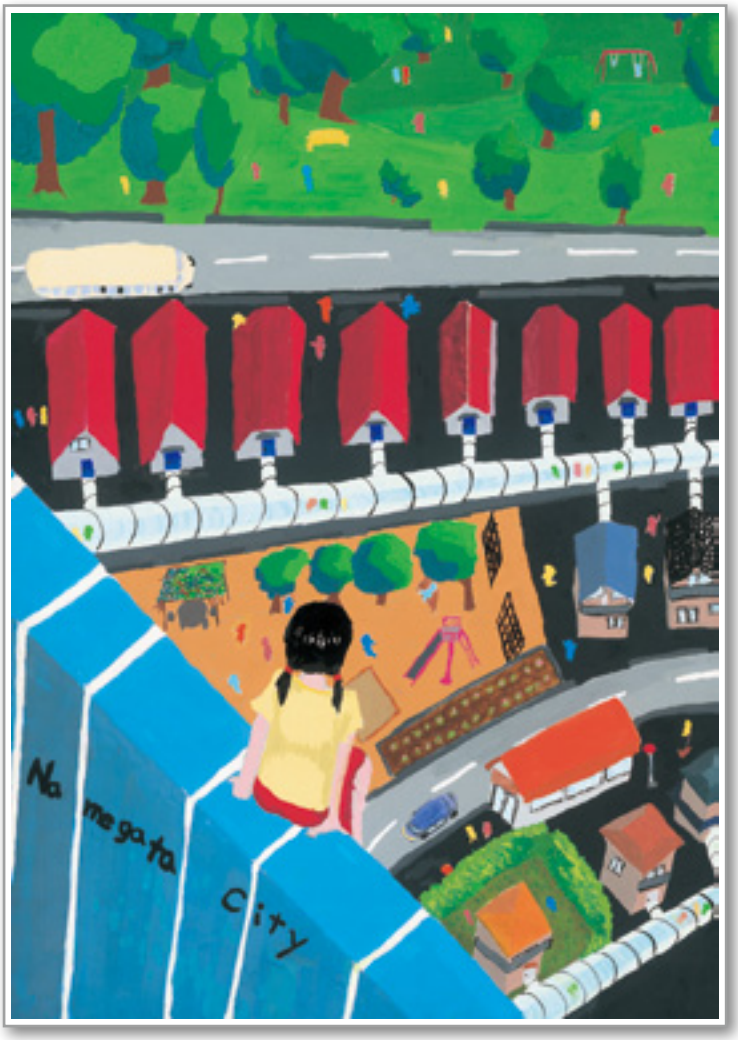


「私の住む街の未来」
北浦中学校 1 年　野原 実輝さん

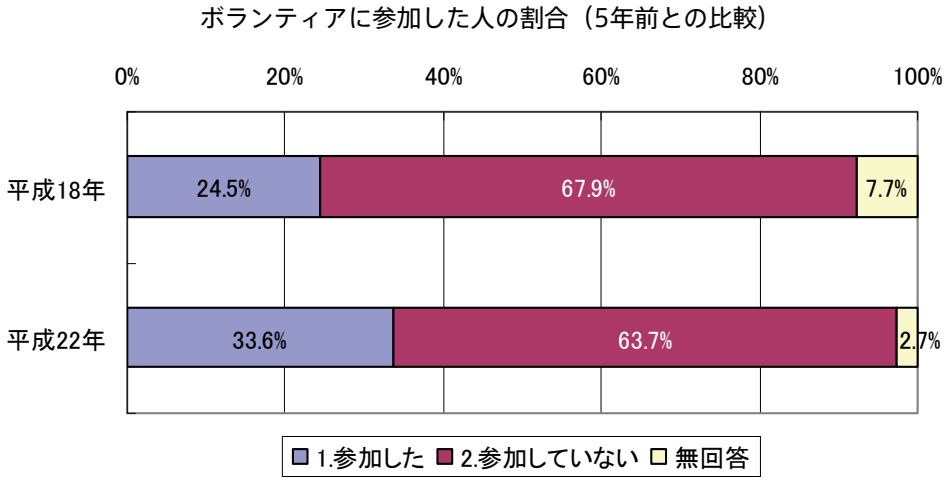


資料：行方市総合計画アンケート調査

## 基本目標

誰もが住み慣れた地域社会の中で自立し、安心して暮らしています。

**目標指標**

| 項　目 | 平成22年度実績 | 平成28年度目標 |
|---|---|---|
| ボランティアの参加率 | 33.6% | 40% |
| 社会福祉協議会登録ボランティア人数 | 816人 | 1,801人 |

**施策の体系**

**地域福祉の推進**
- 地域福祉の推進体制づくり
- 福祉意識の醸成と活動の促進

## 主要施策

### （1）地域福祉の推進体制づくり

**① 地域福祉計画※1 に基づく福祉の推進**

本市で策定した「行方市地域福祉計画」を基軸として、「行方市地域福祉活動計画※2」とともに、地域福祉を推進し、相互に補完、協働、連携しつつ、地域における新たな社会福祉を実現していきます。

**② 社会福祉協議会の体制強化**

住民参画による地域福祉の核となる推進組織である行方市社会福祉協議会は、住民主体の住民参加による福祉活動を展開できる福祉団体としての体制強化を図ります。

words　※1　行方市地域福祉計画
地域福祉計画は、平成12年6月の社会福祉事業法等の改正により、社会福祉法に新たに規定された事項であり、行方市地域福祉計画が平成23年度に策定された。
※2　行方市地域福祉活動計画
行方市社会福祉協議会が平成24年度に策定予定。

### ③ 地域福祉の活動拠点づくり

各地区の公民館や集会施設などを、高齢者や子どもたち、障害者などの多様な市民の交流の場として積極的に活用していきます。

### ④ 人にやさしいまちづくりの推進

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように、あらゆる人々の声に耳を傾け、インクルーシブデザイン※1を推進します。また、住宅・道路・公園・公共施設等の生活環境が安全で快適に利用できるようハード面のユニバーサルデザイン※2化を目指します。

## （2）福祉意識の醸成と活動の促進

### ① 福祉意識の啓発

地域福祉は、市民一人一人の参画と協力によって初めて実現するものです。よって、子どもの教育の場をはじめ、社会教育の中でも一貫した福祉教育を推進するとともに、広報活動、イベントなどあらゆる学習・体験機会を通じて、市民の福祉意識の啓発に努め、高齢者や子ども等の弱者を見守り、助け合いが充分に行われる社会づくりを促進します。

### ② ボランティアの参加促進と資質の向上

今後、多く必要となるボランティアの掘り起こしや資質向上を図るため、ボランティアの体験教室や養成講座、研修会や交流会の充実を図ります。特に、若者層など、ボランティア参加が少ない市民層への働きかけや、企業によるボランティア活動の取り組みを促進します。また、様々な市民がボランティア活動に積極的に参加できるように、いきいきと交流やふれあいができる機会の創出を図ります。

### ③ ボランティアネットワークの強化

ボランティアセンターが中心となって、ボランティア情報の提供や、ボランティア同士の横のつながりのコーディネートに努め、ボランティアネットワークの強化を推進します。

### ④ 交流機会の拡大

社会福祉協議会と情報を共有し、連携を図りながら、誰もが参加できる学習会議や幅広い福祉イベントの充実に努め、市民相互の交流機会の拡大を図ります。

## 市民協働共創の目標

（1）ボランティア活動に積極的に参加するとともに、様々な機会を通して、福祉への関心を高めます。

（2）市や社会福祉協議会、民生委員児童委員などと協力し、傾聴ボランティアや見守り活動などを通して、地域の高齢者や障害者、子どもたちなどを支援します。

（3）商工会、建築関係者、市などが連携し、民間公益施設のユニバーサルデザイン化を進めます。

words ※1 インクルーシブデザイン
障害･能力の如何によって人々を分け隔てることなく、皆が共に生きる社会を築くこと。全ての人々を包括する（インクルーシブル）体制づくり。

※2 ユニバーサルデザイン
文化･言語･国籍の違い、老若男女といった差異、障害･能力の如何を問わずに利用することができる施設･製品･情報の設計（デザイン）をいう。

皆で築く行方市

北浦中学校　１年　髙野　優衣

私が望む行方市は、色々な所に住んでいる人達が来た時、凄く良い所だなと、思える様な場所です。

まずは、湖を綺麗にする事が大切だと思います。行方市には、霞ヶ浦と北浦という立派な湖があります。その湖の良さを色々な人達に伝える為に、水質浄化に力を入れる事が重要だと感じました。

「ポイ捨て禁止！」等の事は、一人一人が守らなければならない事です。誰か一人が破ってしまえば、その甘さが裏目に出て、また違う誰かが破ってしまいます。

一人一人がよく考え、気をつけて、湖へのポイ捨てを減らしていけば、きっと、湖は前よりも美しくなると思います。

次に、行方市になにか、目新しいものを作る事が大切だと思いました。

行方市を活気づけるような、施設が欲しいと思いました。例えば、デパートだったり、設備の整った老人ホーム等でも良いと思います。色々な所から行方市にある何かを目当てにして、わざわざ来てくれるのは、凄く嬉しいことだと思います。

もちろん、行方市にいる人が、便利に使える様な場所でも良いと思います。巨大図書館でも良いし、公園や、お店でも良いと思います。

「行方市といえばコレ！」

という何かが、一つでもあれば、行方市は凄く良い所になるのではないかと思いました。

更に、工業団地や、会社等を増やしていく事も必要だと思います。今の私達が成長した時に、行方市のどこかで就職できるくらい、会社等を増やしていけば、行方市に住んでいる人達も、自分達の街に、誇りがもてると思うし、小さい子供達も、夢をもって生活していけると思います。

行方市が活気づいていけば、住人の気持ちや、行方市全体のイメージや、空気もガラリと変わると思います。

やはり、自分の住んでいる街が愛されることは、凄く嬉しいことだと思うし、住人も自然に、もっと良い街にしようと、考えてくると思います。

全て、叶える事は難しいと思います。しかし、誰もが出来る身近なことからなら、きっと出来ると思います。

一人一人が、行方市の為に何かをしている、住人達で築きあげていく行方市になってほしいなと、強く思いました。

# 4　高齢者支援の充実

## 現況と課題

本市の高齢化率は、平成 22 年においては 27.6％で、県内でも特に高齢者が多い地域となっています。平成 27 年には、「戦後の第一次ベビーブーム世代」（昭和 22 ～ 24 年生まれ）といわれる人たちすべてが 65 歳以上となり、高齢化はさらに加速すると考えられます。

こうした状況のなか、平成 12 年 4 月に導入された介護保険制度は、高齢者介護を社会で支える仕組みとして着実に定着し、居宅サービス、施設サービス、さらに地域密着サービスの供給体制が拡充されています。そのほか介護保険外のさまざまなサービスや一人暮らし高齢者の見守り等支援体制も整備されています。

また、平成 18 年 4 月の法改正では、高齢者の心身の状態の維持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定のために必要な援助・支援を身近な地域で包括的に行う機関として、地域包括支援センターが設置されました。当センターには、社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員などが配置されており、専門性を生かしたマネジメント（相談支援）を行っています。関係者のネットワークを強化するなど運営の充実化を図るとともに、市民に広く周知し、多くの人々に活用していただけるよう努めます。

高齢者が住みなれた地域で安心して生活が継続することができるように、できるだけ要介護状態にならないための予防対策から個々の状況に応じた介護サービス・医療サービスまで、高齢者の状態の変化に応じた様々なサービスを提供することが必要となっています。

今後は、高齢者が住みなれた自宅および近隣地域で自立した生活を送れるよう、見守り体制の充実や多様化するニーズへの対応が求められているほか高齢者が単に支援される存在ではなく、いきいきと社会で能動的に活躍し続け、介護や支援が必要となっても安心して生活できる環境を整えていくことが求められます。

## 基本目標

高齢者が誇りと生きがいをもち、住み慣れた地域で安心していきいきと暮らしています。

**目標指標**

| 項　目 | 平成22年度実績 | 平成28年度目標 |
|---|---|---|
| 介護予防拠点数（シルバーリハビリ教室） | 25ヶ所 | 55ヶ所 |
| 要介護認定者数 | 1,728人 | 1,880人 |
| 施設・居住系介護サービス利用率 | 26％ | 28％ |
| 介護予防教室参加者数 | 7,784人 | 11,020人 |
| 地域支援事業（の介護予防事業）による「要支援」への移行率 | 2％ | 3％ |
| 老人クラブ会員数 | 2,630人 | 2,800人 |
| シルバー人材センター会員数 | 308人 | 400人 |

words

## 市内の介護保険サービス事業所

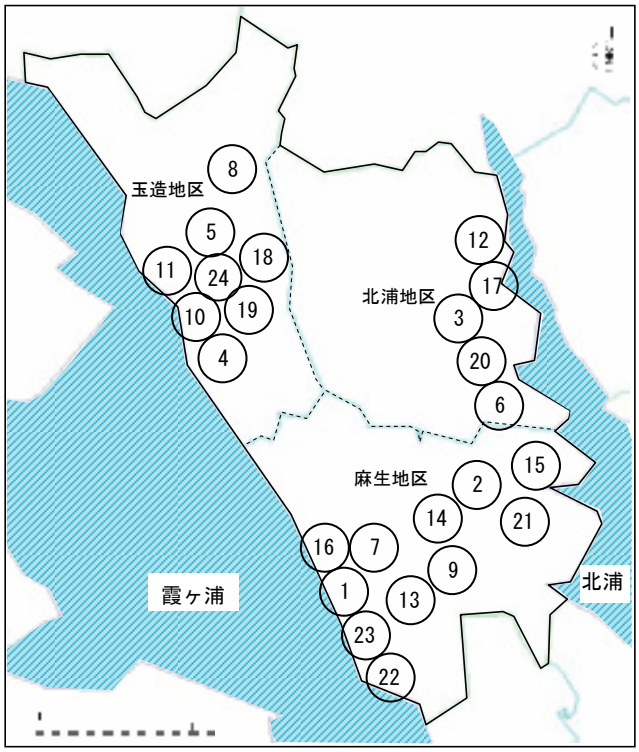


| 区分 | 事業所名 | 場所番号 |
|---|---|---|
| 介護老人福祉施設 | 特別養護老人ホーム朝霞荘 | 1 |
| | 特別養護老人ホームあそうの郷 | 2 |
| | 特別養護老人ホームきたうら | 3 |
| | 特別養護老人ホーム玉寿荘 | 4 |
| 介護老人保健施設 | かすみがうら | 5 |
| | リヒトハウス北浦 | 6 |
| グループホーム | さくら荘 | 7 |
| | 玉造の里 | 8 |
| | いっしん館　麻生 | 9 |
| | いっしん館　玉造 | 10 |
| | 高齢者グループホーム　ひまわり | 11 |
| | 高齢者グループホーム　ほたるの里 | 12 |
| 居宅介護支援事業所 | 朝霞荘指定居宅介護支援事業所 | 1 |
| | 水郷医師会居宅介護支援事業所 | 13 |
| | 白十字会指定居宅介護支援事業所 | 14 |
| | 居宅介護支援事業所　あそうの郷 | 2 |
| | 居宅介護支援事業所　ひなたぼっこ | 15 |
| | きたうらケアプランセンター | 3 |
| | 指定居宅介護支援事業所　リヒトハウス北浦 | 6 |
| | 居宅介護支援事業所　ほたるの里 | 12 |
| | 玉寿荘指定居宅介護支援事業所 | 4 |
| | 松本薬局 | 18 |
| | かすみがうら介護支援事業所 | 5 |

| 区分 | 事業所名 | 場所番号 |
|---|---|---|
| 居宅介護支援事業所 | 行方市社会福祉協議会居宅介護支援事業所 | 19 |
| | ケアプランセンターぽっかぽか | 20 |
| 訪問看護 | 白十字会　訪問看護ステーション | 14 |
| | 水郷医師会 訪問看護ステーション | 13 |
| 訪問介護 | 行方市社会福祉協議会訪問介護事業所 | 19 |
| | 白十字ヘルパーステーション | 14 |
| | 訪問介護ぽっかぽか | 20 |
| 福祉用具貸与 | マツザキマテリアル　株式会社 | 21 |
| | 松本薬局 | 18 |
| | 福祉用具貸与ゆたか事業所 | 22 |
| デイサービス | 朝霞荘指定通所介護事業所 | 23 |
| | きたうらデイサービスセンター | 3 |
| | 玉寿荘デイサービスセンター | 4 |
| | 通所介護センター　ほたるの里 | 17 |
| | デイサービスぽっかぽか | 20 |
| | デイサービスセンター　あそうの郷 | 2 |
| | デイサービスセンター　ひまわり | 11 |
| | デイサービスセンター　いきいき | 23 |
| | デイサービス　ひなたぼっこ | 15 |
| | みづ帆 | 16 |
| デイケア | 介護老人保健施設　かすみがうら | 5 |
| | 介護老人保健施設　リヒトハウス | 6 |
| 行方市地域包括支援センター | | 24 |

資料：行方市　介護福祉課

words

**施策の体系**

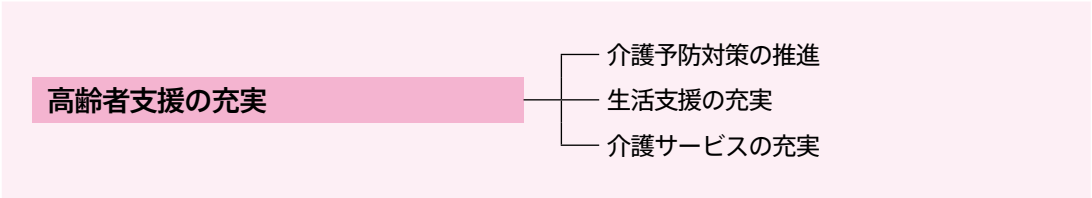


## 主要施策

### （1）介護予防対策の推進

**① 地域包括支援センターの充実**

身近な地域で包括的に支援を行うための基本業務である総合相談を実施しています。保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員の専門３職種の情報共有とチームアプローチを通した連携により、高齢者の様々な悩みや課題に対して継続的な助言・指導を行います。

また、地域ケアシステムの機能強化のため、地域包括支援センターと社会福祉協議会が連携し、介護を支える人材の地域ネットワークの強化を図ります。

**② 介護予防事業の推進**

●一次予防事業の推進

全ての高齢者を対象とした、講演会の開催や、パンフレット配布により、高齢者がより分かりやすく参加しやすいように、介護予防の普及・啓発に努めていきます。

また、シルバーリハビリ体操指導士会等の介護予防に資する地域活動団体の育成・支援を強化するとともに、介護予防の拠点※1づくりやコミュニティ交流拠点機能づくりを計画的に進めていきます。

●二次予防事業の推進

要介護状態になるおそれの高い高齢者（二次予防事業対象者）を早期に把握し、生活機能の改善に向けた通所型または訪問型の介護予防サービスを提供することで、要介護状態予防、重度化予防を図ります。

**③ 包括的支援事業**

●介護予防ケアマネジメント事業の推進

二次予防事業対象者に対し「一次アセスメント（課題分析）」・「介護予防ケアプラン作成」・「サービス提供後のアセスメント」及び「事業評価」等により、自立のための身体的・精神的・社会的機能の維持向上を目指します。

●総合相談支援事業・権利擁護事業の推進

地域の高齢者や家族に対し、介護保険サービスにとどまらないさまざまな形での支援を可能とするため、地域におけるさまざまな関係者とネットワークを構築していきます。

また、ネットワークを通じた高齢者の心身の状況や家庭環境等についての実態把握、サービスに関する情報提供等の初期相談対応や継続的・専門的な相談支援、権利擁護の観点からの対応などの支援を行います。

●包括的・継続的ケアマネジメント事業の推進

高齢者を支える地域のケアマネージャーの相談・支援を行うとともに、さまざまな機関と連携を図り包括的・継続的なケア体制の構築を行います。

**④ 任意事業の推進**

住み慣れた地域での在宅生活を支援するため、高齢者や高齢者を介護する家族に対して介護慰労金支給等の様々な

words ※1 介護予防の拠点
シルバーリハビリ体操教室

サービスを提供します。

また、成年後見制度の周知・啓発に努めるとともに、関係機関との連携を進め、制度の活用促進に努めます。

**⑤ 新予防給付ケアマネジメント事業の推進**

要介護状態区分「要支援１又は２」の認定を受けた方に対し、介護が必要な状態にならないことを目標に、介護予防ケアプランを作成し、介護予防サービスの円滑な提供を促進します。

### （２）生活支援の充実

**① 自立生活への支援**

高齢者が自立し、安心して住みなれた地域で暮らし続けられるよう努めるとともに災害時の支援体制や緊急時の対応など、高齢者や介護者のニーズに対応したサービスに努めます。

**② 社会参加といきがいづくりの支援**

高齢者が地域においていきいきと活動できるよう、多世代交流、趣味やまちづくりボランティア、シルバー人材センターを通した就労等、地域における活動の場を整備し、高齢者の自己実現の機会を支援していきます。また、高齢者の多様なニーズに応じた様々な活動への参加や人材育成を支援していきます。

**③ 高齢者の多様な住まいの確保**

居宅介護住宅改修事業による住宅改修の支援や、高齢者に配慮した住宅の整備の促進などにより、高齢者がいつまでも在宅で生活できる住環境づくりに努めます。また、ひとり暮らしに不安のある高齢者に向けては、民間企業や関係機関と連携しながら、コレクティブハウジング※1 等の多様な生活施設の整備・充実を検討します。

**④ 住みなれた地域で安心して暮らしていけるまちづくり**

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、公的機関による社会福祉サービスばかりでなく、地域住民によるきめ細かい見守りや買物弱者支援の協力体制も必要です。さまざまな状態にある高齢者が安心して暮らせるように、行政と地域の連携によって高齢者を支えあう体制づくりに努めます。

### （３）介護サービスの充実

**① 介護保険サービスの提供と基盤整備**

介護が必要な高齢者が、希望するサービスを自由に選択できるようにするため、利用者の多様なニーズに十分対応できるサービス基盤を確保する必要があります。特に、住み慣れた地域での生活が継続できるよう在宅サービスを中心とした介護サービスの充実を図るとともに、サービスがより受けやすい環境の整備に努めます。

**② 介護保険サービスの質の向上**

適切な要介護認定やケアマネジメントの推進を図るとともに、サービス提供状況を的確に把握し、給付の適正化と利用者保護に努めます。

## 市民協働共創の目標

（1）高齢者は、最後まで自立した生活を送ることを目指し、要支援・要介護にならないように、介護予防等の各種在宅サービスを活用するとともに、健康管理に努めます。

（2）高齢者は、経験や知識、技術を生かし、学習や多世代交流、傾聴ボランティアをはじめとする各種のボランティア活動など、多様な社会参加に努め、住民が住民を支える社会に寄与します。

（3）高齢者は、介護者となった場合には、相談窓口や支援を積極的に活用し、よりよい介護生活を送ります。

words　※1　コレクティブハウジング
独立した専用住宅のほか、共同の台所・食堂などの共用施設がついた生活協同型住居。個人のプライバシーを保ちながら、夕食をともにしたり共同作業をすることで良好なコミュニティを形成し、集まって暮らすことのメリットを享受する住まい方。

# 5　障害者（児）福祉の充実

## 現況と課題

障害は、誰もが自身や家族に持つ可能性があり、皆無にすることは不可能です。もし障害があったり、障害をもつことになった場合でも、住み慣れた地域で自立し、安心して生活できるような地域社会づくりが望まれています。

障害者（児）福祉サービスについては、障害者自立支援法※1により、身体障害者、知的障害者、精神障害者への一元的なサービス提供、障害程度区分の認定、応益負担などのしくみが新たに導入されました。また、就業支援の強化や、日中活動と居住の分離、施設中心から在宅中心の生活への移行などが図られています。応益負担についても、現在は、低所得障害者への負担軽減が行われています。

本市には、法定の入所施設はなく3カ所の福祉作業所が主に障害者の自立や社会参加の拠点となってきましたが、平成21年4月には一カ所に統合され、行方市障害者地域活動支援センター「ドリームハウス」として障害者の自立や社会参加の新たな拠点となりました。また、平成22年度には市内に2カ所の就労継続支援Ｂ型※2の施設が完成し、身体障害者や精神障害者を含む在宅生活者の日中活動の活動拠点として利用がなされています。今後は施設入所支援のための社会資源や、居宅介護、移動支援などの拡充が求められています。

また、学習障害（ＬＤ）※3注意欠陥／多動性障害（ＡＤ／ＨＤ）※4、高機能自閉症※5などの増加を受け、国では平成17年度から発達障害者支援法が施行されました。さらに平成23年度には「障がい者制度改革推進本部における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」において、発達障害が障害者自立支援法の対象となることを明確化するなど支援の強化も図られています。本市も、支援を強化し、早期発見・早期治療・早期回復が可能な体制や家族会・障害者団体ネットワークの構築に努め、また、障害があっても快適に暮らせるまちづくりに取り組みます。

**障害者手帳保持者数推移**

| | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 |
|---|---|---|---|
| 身障手帳所持者 | 1,427 | 1,428 | 1,456 |
| 療育手帳所持者数 | 254 | 262 | 276 |
| 精神手帳所持者数 | 89 | 105 | 118 |

資料：茨城県福祉相談センター/茨城県精神保健福祉センター

words
※1　障害者自立支援法
平成18年4月に一部施行、10月に本格施行された障害者への福祉サービスの提供に関する法律。
※2　就労継続支援B型
就労継続支援事業所」とは、障害者自立支援法に基づく就労継続支援のための施設。一般企業への就職が困難な障害者に就労機会を提供するとともに、生産活動を通じて、その知識と能力の向上に必要な訓練などの障害福祉サービスを供与することを目的としている。同事業所の形態にはA、B二種類あり、「A型」は障害者と雇用契約を結び、原則として最低賃金を保障するしくみの“雇用型”。「B型」は契約を結ばず、利用者が比較的自由に働ける“非雇用型”である。
※3　学習障害（LD）
学習障害とは、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものをいう。
※4　注意欠陥／多動性障害（AD/HD）
精神年齢に比して不適当な注意力障害、衝動性、多動性を示す行動障害のこと。
※5　高機能自閉症
知的発達の遅れを伴わない自閉症のこと。

障害者自立支援法のサービス体系

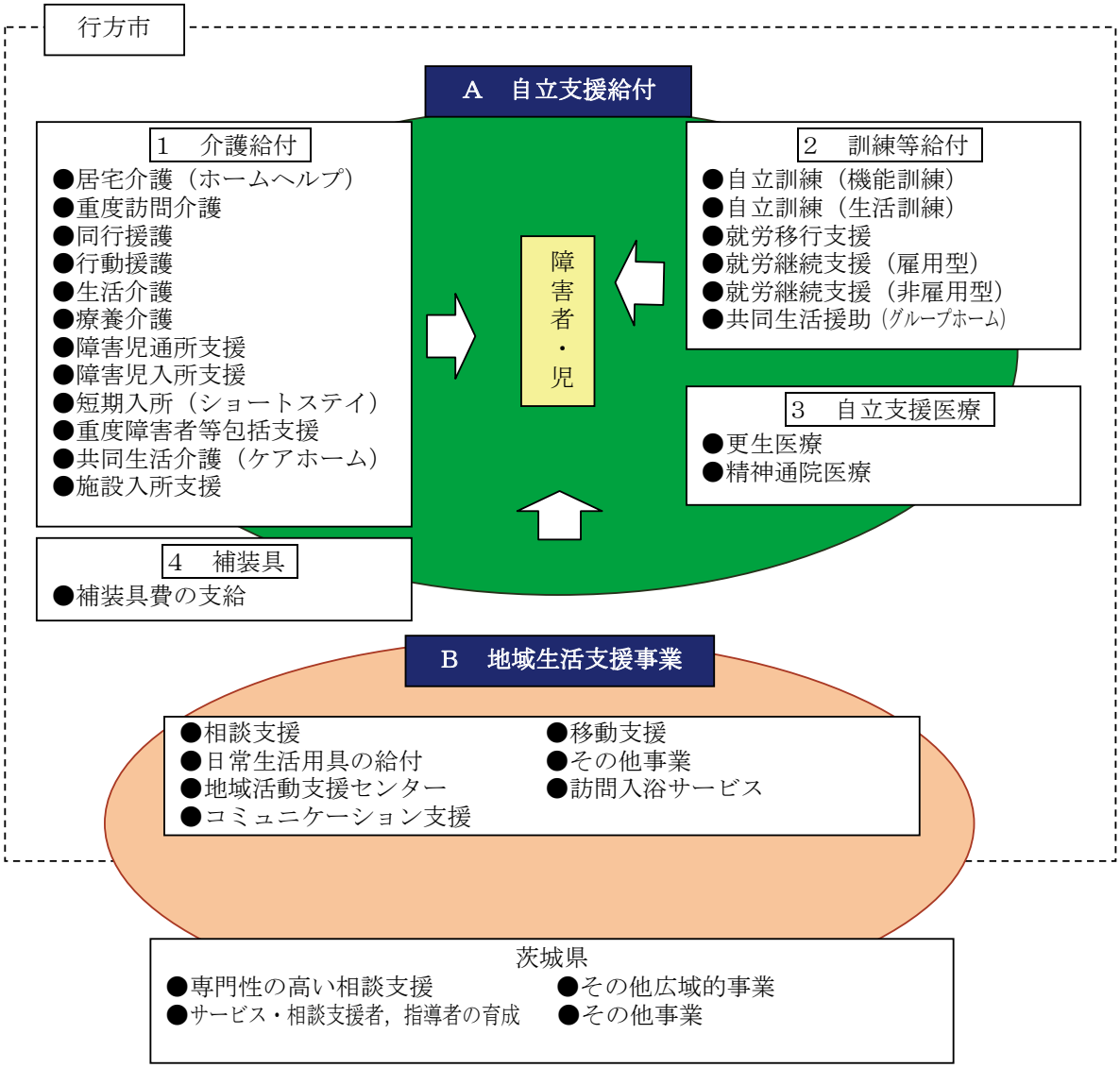


## 基本目標

障害があっても住み慣れた地域で自立して生活し、多くの人に支えられながら、様々な活動にいきいきと参加しています。

**目標指標**

| 項　目 | 平成22年度実績 | 平成28年度目標 |
|---|---|---|
| 施設入所者数 | 63人 | 57人 |
| グループホーム・ケアホーム居住者数 | 17人 | 19人 |
| 地域活動支援センターの月平均利用者数 | 26人 | 30人 |
| 就労施設利用者数 | 50人 | 70人 |

words

施策の体系

- 障害者（児）福祉の充実
  - 自立支援対策の推進
  - 教育の保障と社会参加の促進
  - 人にやさしいまちづくりの推進

## 主要施策

### （1）自立支援対策の推進

**① 適切なケアマネジメントの推進**

障害者が適切に福祉サービスを受けられるよう、障害程度区分の認定や、支給決定・障害者相談支援等を迅速に行い、障害の状況やライフステージ、家庭や住まいの状況、サービス利用意向などに応じて、きめ細かなケアマネジメントの展開に努めます。

**② 介護サービスの充実**

希望するすべての障害者に、居宅介護・短期入所・生活介護をはじめとする介護給付の提供体制の強化を図ります。

**③ 障害の早期発見・早期療育・訓練の推進**

関係機関との連携により、障害の発生予防、早期発見、治療、療育、機能回復訓練などを推進します。また、障害者の家族等のネットワーク化（家族会）を推進することによって、家族等のケアと、適切な早期療育・訓練を促進します。

**④ 福祉的就労の確保**

市内や広域の福祉的就労の場の確保・拡充に向けて、就労移行支援や就労継続支援、行方市障害者地域活動支援センター事業の展開などを支援していくとともに、新規整備などについても積極的に促進していきます。また、広域市町や産業団体、福祉団体などと連携しながら、製品販路の拡大や受託元の開拓などへの支援にも努めていきます。

**⑤ 経済的支援制度の利用促進**

自立支援医療、補装具費の支給などの自立支援給付や、日常生活用具給付などの地域生活支援事業、特別障害者手当、特別児童扶養手当の支給など、各種経済的支援制度の周知と有効利用を促進します。

### （2）教育の保障と社会参加の促進

**① 保育・教育の保障**

保育園・幼稚園・小中学校のユニバーサルデザイン化、特別支援教育の充実、進路相談体制の充実などにより、障害児の希望や障害の実態に応じた保育・教育を受けられる体制づくりに努めます。

**② 障害者の一般就労の確保**

行方市無料職業紹介所をはじめ、ハローワークや福祉施設、特別支援学校などと連携して、職業訓練機会の充実を図るとともに、市内・広域の企業などの理解を得ながら一般雇用の場の確保に努めます

**③ 生涯学習などへの参加の促進**

障害者が文化・スポーツ・レクリエーションなど多様な活動に参加し、充実した生活ができるよう、情報提供の充実、ボランティアによる活動支援体制の確保、利用しやすい施設の整備などに努めます。

**④ 情報バリアフリーの推進**

障害者が、福祉サービスや生涯学習などの情報を簡単に入手できる情報システムの構築を図るとともに、メディア※1

words ※1 メディア
情報などを伝達する媒体のこと。

の点字化、大文字化、音声化の促進など、情報バリアフリーの推進を図ります。また、障害者がインターネットなどを活用し、自ら情報を発信し、社会参加する取り組みに対し、技術的、物理的な支援を図ります。

**⑤ ボランティアの育成**

ガイドヘルパー、点字通訳、要約筆記、朗読などの技術ボランティアをはじめ、障害者の社会参加を促進するボランティアの育成に努めます。

**⑥ 移動手段の確保**

身障者等駐車場が、真に必要な障害を持つ方に利用いただけるよう「いばらき身障者等用駐車場利用証制度」が創設されました。行方市内においても、地域生活支援事業の移動支援事業や、自動車運転免許取得・改造助成などを通じて、障害のある人の移動手段のさらなる確保・充実を図ります。公共交通を計画する際には、ユニバーサルデザイン型の乗降場整備や車輌導入を検討します。

**⑦ 障害者団体の育成**

障害者の社会参加活動の基盤となる障害者団体及び家族会の育成を図り、近隣市町にある団体・家族会との連携を支援します。

### （3）人にやさしいまちづくりの推進

**① 市民意識の啓発**

学校や地域での福祉教育の推進、交流活動やボランティア活動の充実などにより、ノーマライゼーション※1の理念や障害者への理解を深め、「心のバリアフリー」のまちづくりを推進します。

**② 障害者にやさしいまちづくりの推進**

段差のない歩道、スロープ、障害者用トイレの整備など、公共施設の整備を進めるとともに、民間施設への協力を要請します。

**③ 障害者の住まいの確保**

ケアホームやグループホームなど、障害者が共同で自立して暮らし続けていく生活施設の整備を促進するとともに、居住サポート事業を通じて、障害者の住まいの確保に努めます。

また、障害者・高齢者仕様の住宅についての相談・情報提供を充実するとともに、住宅改修費の助成制度の活用などを促進します。

## 市民の協働共創の目標

（1）市民は、障害について学び、積極的に障害者を介助し、支えます。
（2）市民は、障害者が参加する行事に積極的に参加します。障害者自身も積極的に市や地域の活動に参加します。
（3）市民は、障害者へのボランティア活動に積極的に参加します。そのために、技術の習得を図ります。
（4）市民は、障害者団体・家族会の育成に協力します。
（5）事業者は、障害者の職場受け入れに努めます。
（6）関連機関は、障害者が暮らしやすい環境づくりに取り組みます。
（7）関連機関は、暮らしに密接に関わる公的施設や商業施設等のユニバーサルデザイン化に努めます。

words　※1　ノーマライゼーション
障害のある人もない人も、お互いが特別に区別されることなく、社会生活をともにするのが当たり前のことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方。また、それに向けた運動や施策なども含まれる。

## 6　少子化対策の推進

### 現況と課題

子どもが健やかに育つためには、子どもが安全、安心な環境のもと、生き生きと活動でき、個性を生かすことのできる地域づくりを進めることが必要です。また、少子化を防ぐためには、子育ての喜びを感じ、ゆとりをもって子育てができる環境が必要です。我が国では、1973 年の第二次ベビーブームのピークを境に少子化が進み、合計特殊出生率は一進一退ではありますが、完結出生児数は、昨年、遂に 2 人を割り込み 1.96 人となりました。今後も、出産年齢層の高齢化や、さらなる晩婚化・未婚化が予測されており、より一層、少子化対策が急務となっています。

児童福祉に関しては、医療福祉制度を拡充しました。妊産婦、小児、ひとり親家庭の親子、重度障害者等の健康の保持促進を図るため医療費の一部を助成し、生活の安定と福祉の向上を図っております。小児医療につきましては、定住化の促進及び子育て支援の一環として平成 23 年 7 月より小学校 4 年生から 6 年生までの医療費補助を拡大しました。今後もさらに福祉サービスの充実を図っていきます。

また、近年では児童虐待が全国的に問題となっているため、本市でも、子どもの権利の尊重と育児ストレスの解消、そして万が一被害にあった児童に対しての社会復帰支援について取り組みます。

子育て支援については、認可保育所は私立の 7 園があり、延長保育や一時預り保育、病後児保育、特定保育、休日保育のほか、地域子育て支援拠点事業を実施しています。地域子育て支援事業では、未就学児と保護者を対象に実施している子育て広場や子育て相談、親子教室等各種講座・教室により、子育て不安の解消や交流の促進を図っています。また、放課後児童クラブ・降園後保育が 13 ヵ所で運営され、就労家庭の子育て支援が実施されています。今後も高齢者や異年齢とのふれあい活動など、市民ニーズに即した事業を推進します。「子育ち」支援のための児童の遊び場は、各地区の公園・広場などが活用されていますが、本市の自然環境を生かした遊び場の充実が求められます。

行方市では「次世代育成支援行動計画」を策定し、保育所、幼稚園、学校、家庭、地域が連携した「子育て・子育ち環境づくり」や、青少年の健全育成事業・思春期の保健対策などを計画したところであり、これらの施策を計画的に推進しています。また、平成 18 年 10 月から施行された認定こども園設置法※1 に基づき、今後は、需要に応じて、「保育に欠けない子」も受け入れる子育て家庭支援も行っていきます。また、現在、総合こども園の法制化の動きがあります。

また、少子化対策のために、未婚率の上昇傾向に歯止めをかける結婚対策・不妊治療及び、仕事と子育ての両立支援も行っていきます。

words　※1　認定こども園設置法
就学前の子どもに教育･保育･子育て支援を一体的に提供する施設である「認定こども園」を設置するための法律。幼稚園と認可保育所は異なる法体系に位置づけられているが、この「認定こども園」では両者の一元化を図ることが可能である。

出生数の推移

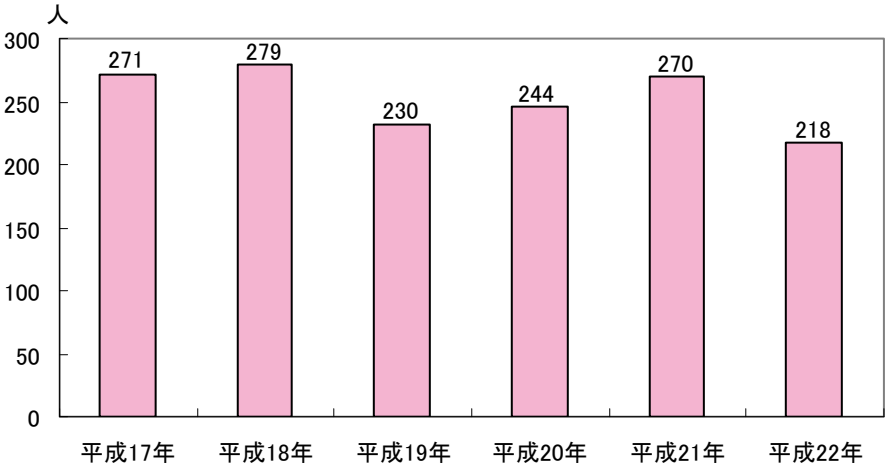


資料：茨城県人口動態統計

医療福祉費支給制度区分毎扶助費額一覧（平成22年度）

| 区　分 | 対象者 | 支払額（円） |
|---|---|---|
| 妊　産　婦 | 88人 | 9,279,998 |
| 乳　児 | 217人 | 6,640,650 |
| 幼児（３歳未満） | 477人 | 12,264,607 |
| 幼児（３歳以上） | 902人 | 15,526,711 |
| 児童（７歳以上） | 704人 | 4,675,112 |
| 母　子　家　庭 | 643人 | 15,131,903 |
| 父　子　家　庭 | 180人 | 4,428,863 |
| 重度心身障害 | 423人 | 101,321,941 |
| 高　齢　重　度 | 487人 | 51,050,856 |
| 計 | 4,121人 | 220,320,641 |

資料：行方市　社会福祉課

words

市内の認可保育所の一覧　（平成24年4月1日現在）

| 保育所名 | 所在地 | 電話 | 定員 | 開設時間（延長保育18:00～19:00）（平日） | 0歳 | 休日 | 一時 | 支援 | 病後児 | 特定 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 麻生保育園 | 麻生944 | 0299-72-0522 | 75人 | 7:00～19:00 | ○ | | ○ | ○ | | |
| 竜翔寺保育園 | 根小屋99 | 0299-73-3101 | 90人 | 7:00～19:00 | ○ | ○ | ○ | | | |
| 北浦保育園 | 中根309-1 | 0291-35-3141 | 80人 | 7:00～19:00 | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 玉造第一保育園 | 玉造乙1027-1 | 0299-55-3631 | 80人 | 7:00～19:00 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 玉造第二保育園 | 西蓮寺481 | 0299-56-0710 | 90人 | 7:00～19:00 | ○ | | ○ | ○ | | ○ |
| 玉造第三保育園 | 芹沢1652-5 | 0299-55-1224 | 90人 | 7:00～19:00 | ○ | | ○ | ○ | | |
| 子どもの家菫の苑 | 麻生615-4 | 0299-72-2773 | 20人 | 7:00～19:00 | ○ | | ○ | | | |

※子どもの家菫の苑の認可は平成24年4月1日からになります。
※「支援」は地域子育て支援拠点事業

資料：行方市　社会福祉課

子育て支援センターの事業内容

| 養育支援 | 親子のふれあいづくり | 育児と仕事・介護の両立支援 |
|---|---|---|
| • 子育て相談<br>• アタッチメントケア | • 子育て広場<br>• ス・トミック講座<br>• 0歳児親子教室<br>• 親子教室<br>• アタッチメント教室 | • 保育サポーター事業<br>• キッズ・キャビン（放課後児童クラブ）<br>• エンゼル・サポート（降園後保育） |

資料：行方市　社会福祉課

## 基本目標

子育てが社会全体で支えられ、子どもたちが心身ともに健やかに成長し、安心して子どもを生み、育てています。

**目標指標**

| 項　目 | 平成22年度実績 | 平成28年度目標 |
|---|---|---|
| 0歳児保育実施保育園 | 6ヶ所 | 7ヶ所 |
| 一時保育実施保育園 | 6ヶ所 | 7ヶ所 |
| 放課後児童クラブ・降園後保育数 | 15ヶ所<br>利用人数 35,230人 | 7ヶ所<br>利用人数 33,000人 |
| 子育てが楽しいと感じる就学前児童の親の割合* | 88.7% | 90%以上 |

＊ 行方市総合計画アンケート調査による数値

words

**施策の体系**

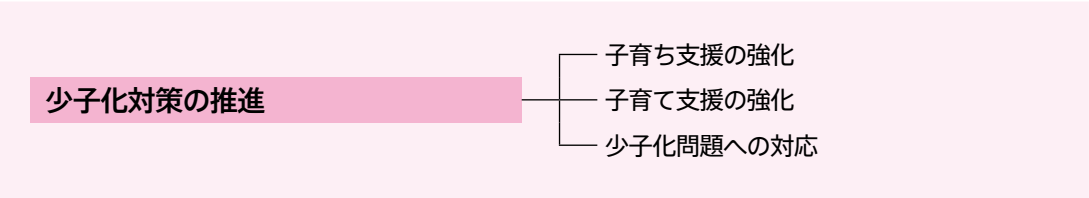


## 主要施策

### （1）子育ち支援の強化

**① 医療福祉の児童部門の充実**

子育ちに必要な経済的支援を図るため、必要な医療を容易に受けられるよう、医療費の一部を助成し、生活の安定と福祉の推進を進めます。特に、放射性物質による影響調査と対策検討は本市でも率先して実施します。また、広報紙等により制度の周知を図ります。

**② 子どもの権利の尊重**

子どもの意見を尊重し、権利を守る社会づくりに努めます。そのために、児童虐待の防止や保護対策のための要保護児童対策地域協議会ネットワーク※1の活用、母子家庭への支援、安全な生活環境づくりなどを進めます。

**③ 育児ストレスの解消**

子どもの権利の侵害が起こる原因のひとつとして、育児によるストレスが親に過度にかかることが想定されています。よって、育児ストレスを解消するため、親を対象とした相談の受入れ事業や、心のケアを実施するとともに、子どもへの被害の早期発見に努めます。

また、育児ストレス緩和の一助とするため、父親の育児参加を推奨し、父親対象の勉強会を開催します。

**④ ふれあい・体験を重視した保育の促進**

子育て支援センターにおいては、生産体験、高齢者や異年齢児とのふれあい活動などの充実を推進します。

**⑤ 身近で安全な遊び場の確保**

身近で安全な遊び場として、公園・緑地など屋外の遊び場の活用を図るとともに、児童公園や高須崎公園・天王崎公園等の緑地を利用した親子ふれあいの場の環境整備を図ります。

### （2）子育て支援の強化

**① 子育てに関する情報提供・相談の充実**

子育ての知識・情報を提供し、家庭の子育てに生かすことができるよう、茨城県福祉相談センター鹿行児童分室や行方市子育て支援室などにおける子育て情報の提供と相談事業のさらなる充実に努めます。

**② 子育て交流の促進**

子育てサークルなどでの子育て交流活動の促進を図ります。

**③ 保育サービスの充実**

市民ニーズに即した特定保育（パート就労等への対応）、一時保育、休日保育、障害児保育、病後児保育など多様な保育サービスの提供を促進します。また、病児・児童ケアの取り組みについても検討します。

words　※1　要保護児童対策地域協議会ネットワーク
家庭での児童虐待などに対して、予防や問題への的確な対応を図るため、地域の関係者が連携をとりながら、情報交換やケース検討などを行うこと。

**④ 放課後児童・降園後園児の健全育成**

核家族化の進展や共働き世帯の増加に対応するため、放課後児童クラブ・降園後保育の充実を図ります。また、放課後子どもプラン※1の趣旨をふまえ、学校等適正配置による新しい小学校施設等を活用し、子どもたちが安全で健やかに過ごせる活動拠点を確保するなど、総合的な放課後及び降園後対策を進めます。運営については、生涯学習アドバイザーや学習ボランティアなどの地域人材による市民参画を図ります。

**⑤ 福祉分野における認定こども園制度の活用**

子育て環境の変化に応じて、認定こども園設置法に基づき、就学前児童を対象とした幼児教育及び保育サービスの一体化や、保育相談の充実、親子のつどいの場設置などを検討します。また、総合こども園制度にも対応した子育て支援環境を整えます。

**⑥ 子どもの社会復帰支援**

虐待を受けた子ども達に対しては里親制度や児童養護施設入所による児童の保護、自立支援に努めます。

また、長期の疾病による病児・病後児については、医療環境の整った施設にて教育を受けられるよう検討します。

### （3）少子化問題への対応

**① 子育ち環境向上施策、子育て支援施策のＰＲ**

安心して出産・子育てができる環境の整備を推進するとともに、子育て支援施策を積極的にＰＲします。

**② 結婚と家庭生活の意義の啓発**

教育において、児童・生徒を対象に結婚や家庭生活の意義についての教育啓発を行います。

**③ 結婚・出産の奨励策の強化**

不妊治療への助成など、県の支援制度の周知に努めるとともに、市独自の不妊症・不育症治療支援・出産報奨金について、制度の確立に努めます。また、結婚対策の一環としていばらき出会いサポートセンター※2との連携を図り、出会いの場の提供や出会いをサポートする人材・団体の育成に努めます。

同時に、市外の若者に行方市で活躍する人々や地域の魅力について理解を深める機会と情報提供を積極的に実施します。

**④ ワーク・ライフ・バランスの推奨**

市民の多様な働き方を推奨し、事業所等における子育て世代に対する育児休業制度の遵守を促進します。

## 市民協働共創の目標

（1）子育て中の市民は、育児相談などを活用し、家庭での教育やしつけなどについて、理解と実践に努めます。

（2）子育て中の市民は、子育ての仲間づくりを積極的に進め、子どもに関わる地域活動、グループ活動に積極的に参加します。

（3）市民は、子供たちが公園など身近な遊び場で安全に楽しむことができるよう、維持管理する活動に取り組みます。

（4）事業所は、事業主行動計画の策定、育児休業制度の遵守、子育てへの配慮など、市民が積極的に子育てをしながら働ける環境づくりに努めます。

（5）公益施設や商業施設などでは、親子連れの利用者に配慮した施設環境づくりに努めます。

words ※1 放課後子どもプラン
放課後児童対策として、平成19年度から文部科学省と厚生労働省が連携して推進するプランのこと。
※2 いばらき出会いサポートセンター
県による、結婚のための出会いと相談の場。事務所の位置は、茨城県三の丸庁舎。

笑顔があふれる行方市

北浦中学校　三年　野原　美希

わたしが住みたい行方市の姿は、市民全員が健康で笑って暮らしている姿です。健康であることによって働く気力も増え、地域の活性化にもつながると思います。

今、日本はとても医師が不足しています。それは、行方市も例外ではないと思います。これから、どんどん高齢化が進んでいったとき、医師は今まで以上に不足してしまうと思います。医師が不足するということは、今以上に、医師一人ひとりの負担が増え、健康に暮らせなくなる人が増えるということです。

だから、今から将来の医師の人数が増えるように対策をとってほしいです。

例えば、実際に医師が中学校や高校へ行き、医師の仕事や、医師になってよかったことなどを話してもらい、医療に興味をもつ人が増え、医師や看護師になる人が一人でも増えてほしいです。そうすることによって、少しずつですが、医師不足は解消されていくと思います。しかし、そんなことをしても解消されないと思う人もいると思います。もちろん、演説会を開くだけでは解消されないと思います。しかし、小さなことからこつこつと始めることが大切だと思います。小さな力でも集まれば大きな力になると思います。誰も何もしなければ何も変わりません。小さな力でも何か変わるきっかけになると思います。

また、健康に過ごすためには医師以外の人にもできることがあると思います。それは、病気を予防するということです。病気を予防するためには知識が必要です。しかし、市民の中にはどう病気を予防すればいいか分からない人もいると思います。だから、看護師や医師に定期に講習会を開いてもらい、毎回、その季節にかかりやすい病気や、女性や男性、高齢者や子供がかかりやすい病気など、テーマを決め市民が興味をもった講習会に行くという方法をとり、講習会のお知らせは行方市のホームページや広報誌を使って行います。市が市民の病気を防ぐシステムを作っていってほしいです。病気にかかったらどうするかではなく、病気にならないためにはどうしたらいいかを考えられるまちになってほしいです。

行方市は、とても温かいまちです。通学のとき、「おはよう」や「おかえり」などあいさつをしてくれる人がたくさんいます。わたしはこのままずっとそんなまちであってほしいと思います。そんなためにも、健康であることが大切だと思います。市民全員が笑顔でいるまちが私の住みたいまちです。

# 7　ひとり親家庭福祉の充実

## 現況と課題

本市における平成23年3月現在のひとり親家庭世帯は402世帯です。

ひとり親家庭の場合、育児と就業の両立が難しく、子どもの養育、進学においては収入や生活の不安定さから不利になることもあります。市では国の制度により各種手当の給付、助成の手続を行うとともに、民生委員児童委員と連携しながら、ひとり親家庭が不利益を被らないよう、相談などに努めています。昨今は、離婚率の増加もみられることから、今後もひとり親家庭の自立支援体制の一層の強化が求められます。

ひとり親家庭及び相談件数実態

| 項　目 | 平成17年度実績 | 平成22年度実績 |
|---|---|---|
| 母子・父子世帯数 | 519世帯 | 402世帯 |
| 民生委員児童委員の子どもに関する相談件数（母子・父子世帯含む） | 402件 | 316件 |

資料：行方市　社会福祉課

母子家庭数の推移

| | 母子世帯数 | 死　別 | 離　婚 | その他 | 異動及び消滅 |
|---|---|---|---|---|---|
| 平成19年度末 | 311 | 0 | 34 | 6 | 67 |
| 平成20年度末 | 327 | 5 | 41 | 2 | 32 |
| 平成21年度末 | 333 | 2 | 38 | 3 | 37 |
| 平成22年度末 | 320 | 1 | 11 | 3 | 28 |

資料：行方市　社会福祉課

## 基本目標

経済面・精神面の支援により、ひとり親家庭の生活の安定と自立が図られています。

**目標指標**

| 項　目 | 平成22年度実績 | 平成28年度目標 |
|---|---|---|
| 母子家庭自立支援教育訓練給付金 | 0件 | 10件 |

**施策の体系**

**ひとり親家庭福祉の充実**
- 生活の支援
- 相談体制の充実

words

## 主要施策

### （１）生活の支援

**① 経済的支援制度の活用促進**

ひとり親家庭の経済的安定と自立のため、ひとり親家庭等医療費助成制度（マル福）、児童扶養手当、母子・寡婦福祉資金の貸付、母子家庭自立支援教育訓練給付金などの活用を促進します。また、制度の周知徹底を図ることにより、支援の遅れを防ぎます。

**② 生活支援制度の活用促進**

仕事や急用、病気などの時に利用できる保育サポーター派遣事業、子育て支援のためのヘルパーを派遣する教育支援訪問事業など生活支援制度の活用を促進します。

**③ 安心して働ける環境づくり**

各種保育サービスの充実を図るとともに、行方市無料職業紹介所やハローワーク、職業訓練機関などと連携しながら、ひとり親家庭の就労機会の拡大に努めます。また、これまで実施してきた保育サポート、入学祝、日帰り遠足等の支援を引き続き実施します。

### （２）相談体制の充実

**① 相談体制の充実**

民生委員児童委員や家庭相談員、母子自立支援員、社会福祉協議会などと連携しながら、相談体制の充実に努め、母親や父親の経済的、精神的不安を解消します。

## 市民協働共創の目標

（1）ひとり親は、相談の機会や支援制度を活用し、指導や助言によって、生活の安定をめざします。
（2）事業所等は、母子・父子家庭の就労の拡大を図ります。
（3）市民は、地域活動を通じ、母子・父子家庭を地域として支援します。

words

# 8　低所得者福祉の充実

## 現況と課題

日本国民は雇用対策、社会保険、公的扶助の３段階のセーフティネットで守られていますが、景気悪化に伴い生活保護被保護人員数は、過去最多となりました。本市の平成 23 年３月末現在の生活保護世帯は 143 世帯、被保護人員数は 181 人、生活保護率は 4.8 パーミル※1 です。本市では、生活保護事務をはじめ、低所得者の自立等に向けた雇用創出が早急の課題となっています。

低所得者世帯は、不況などの影響を受けやすいことが多く、経済的に自立できるように、また、子世代への貧困の連鎖を止めるために、民生委員児童委員などと連携しながら、実態と要望を的確に把握し、適切な指導・援助を行っていく必要があります。

生活保護被保護人員数の推移

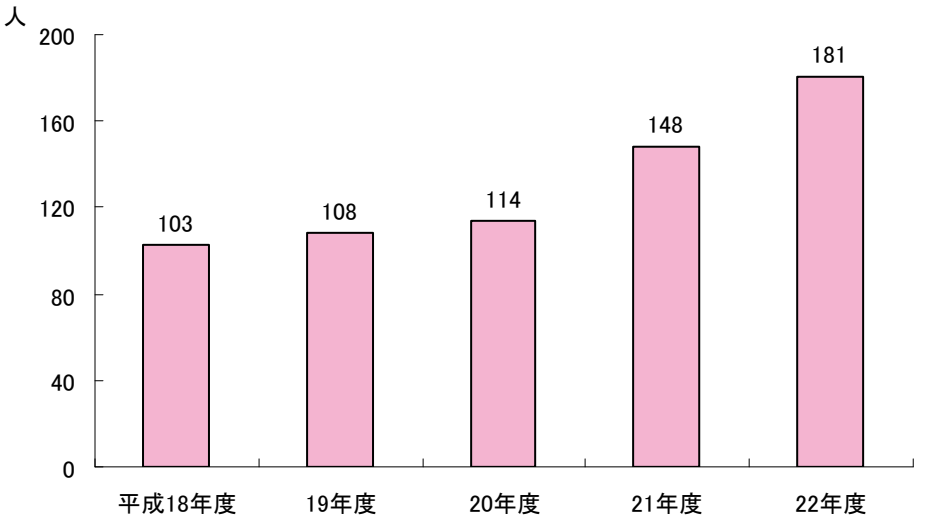


注：年度末現在　　資料：行方市　社会福祉課

低所得者対象の相談件数

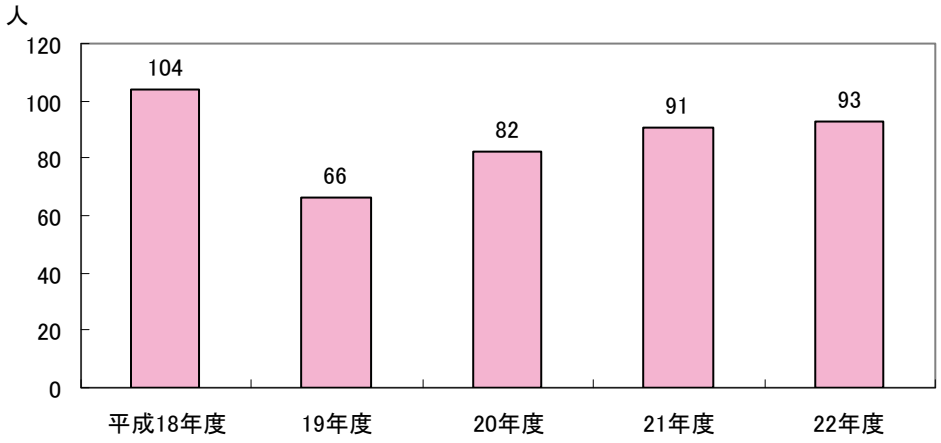


資料：行方市　社会福祉課

words　※1　パーミル
1,000分の1を1とする単位のこと。日本語では千分率記号は「‰」。100分の1を指すパーセント（%）（百分率）に対して、このように言う。

## 基本目標

生活保護制度を基本とした福祉サービスなどにより、低所得者の生活の向上と自立を促進します。

**施策の体系**

**低所得者福祉の充実**
- 福祉サービスの充実
- 生活自立への支援

## 主要施策

### （1）福祉サービスの充実

**① 相談・指導の充実**

社会福祉協議会や民生委員児童委員などとの連携のもと、相談・指導体制の充実を図ります。

**② 生活保護制度の適正な運用**

保護を必要とする世帯の実態と要望を的確に把握しながら、最適な支援が、雇用対策、社会保険、公的扶助の３段階のいずれかに相当するかを適切に見極め、生活保護制度の適正な運用を図ります。

**③ 各種援護制度の活用**

社会福祉協議会による生活福祉資金貸付制度、就労支援等の各種経済的支援制度の周知を図り、各種援護制度の有効活用を促進します。

### （2）生活自立への支援

**① 就業の促進**

行方市無料職業紹介所やハローワークなどの就業関係機関と連携しながら、被保護者や低所得者の就業相談、能力開発などを図るとともに、就業を促進します。

**② 社会保障制度の受益の確保**

年金、医療保険、介護保険など、社会保障制度の被保護者や低所得者への特例措置を周知し、未加入、未払いの防止に努め、受益の確保を図ります。

## 市民協働共創の目標

（1）市民は、相談の機会や支援制度を活用し、指導や助言によって、生活の安定と自立をめざします。

（2）関係団体・事業所は低所得者世帯や被保護世帯の就労の場の確保に協力します。

words

## 9　社会保障の充実

### 現況と課題

わが国の医療保険は、職域に応じ、事業所等で働く方のための健康保険、自営業の方などのための国民健康保険などがありますが、主に75歳以上の高齢者については、平成20年度から「老人保健制度」に代わり新たに「後期高齢者医療制度※1」が創設され、県内の全市町村が加入する広域連合が保険者となり制度運営を行っています。

国民健康保険は、わが国の皆保険制度の基礎となる不可欠な医療保険制度です。しかし、高齢社会の進行にともなう医療費の増大や社会経済の低下による保険税収入の伸び悩み等のため、国保財源は大変厳しい状況にあります。今後も、特定健康診査等を活用した生活習慣病予防や、スマートダイエット教室・けんこう応援教室による健康づくりを通して医療費の抑制と適正受診の推進による効率的運用を図りながら、国保税の収納向上に努め、国民健康保険を安定的に運営していくことが求められます。

国民年金制度は、20歳以上60歳未満の全ての国民が加入し、老齢・障害・死亡の保険事故に該当したときに基礎年金が支給される公的年金制度で、本市では、広報・相談や、加入勧奨・免除申請等の受付業務を行っています。急激な少子高齢化が進む現在、マクロ経済スライド※2の導入、国庫負担割合の引き上げ、保険料多段階免除制度の導入等、様々な改革が国によって進められていますが、公的年金を長期的に安定した制度としていくためには、国民一人ひとりの理解と協力が不可欠であり、国民年金制度へのＰＲや相談活動などを推進していく必要があります。

介護保険制度は、社会全体で高齢者介護を支える仕組みですが、急増する給付費の抑制やサービスの質の確保を目的に、平成18年度からは予防重視の理念に基づく制度改正が実施されました。本市は、近隣市町村と比較して高齢者人口比率が高く、効果的・効率的な給付費の抑制は必要不可欠であることから、市民との協働により介護予防の充実化を図り、制度の安定化に努めます。

### 基本目標

少子・高齢化時代を社会全体で支える社会保障制度の安定した運営を図っていきます。

**目標指標**

| 項　目 | 平成22年度実績 | 平成28年度目標 |
|---|---|---|
| 国民健康保険税の収納率（現年度課税分） | 90.98% | 93.0% |
| 国民健康保険加入者1人あたり医療費 | 244,600円 | 250,000円 |
| 後期高齢医療制度1人あたり医療費 | 747,715円 | 750,000円 |
| 介護保険料の収納率（1号被保険者） | 99.08% | 99.5% |
| 介護保険料の収納率（国保加入者の2号被保険者） | 90.13% | 93.0% |
| 利用者1人あたりの介護給付費 | 1,749,000円 | 1,802,000円 |

words　※1　後期高齢者医療制度
平成20年度からスタートした新しい医療保険制度。高齢者の医療については、これまでは老人保健制度により市町村が事務を行ってきたが、県内全市町村が加盟する広域連合により制度運営が行われている。
※2　マクロ経済スライド
年金の加入者の減少や平均寿命の延び、さらに社会の経済状況を考慮して年金の給付金額を変動させる制度。

**施策の体系**

**社会保障の充実**
- 国民健康保険・後期高齢者医療の安定化
- 国民年金制度の趣旨普及の促進
- 介護保険制度の安定化

## 主要施策

### （1）国民健康保険・後期高齢者医療の安定化

**① 制度への理解の促進**

広報紙やパンフレットなどにより、国民健康保険や後期高齢者医療への理解を求め、国民皆保険として適正な運営に努めます。

**② 自主財源としての国民健康保険税の確保**

国民健康保険制度を支える大切な財源となる国民健康保険税に理解を求め、適正な国民健康保険税の賦課を検討します。

滞納者への対応として、滞納分析にもとづく適切な納付相談・指導を行うとともに、厳正な滞納処分を実施し、国民健康保険税の確保に努めます。

**③ 受診の適正化**

レセプト※1の縦覧点検や多受診・重複受診者への保健指導の強化、広報活動を通した医療費に対する意識の啓発などを図り、被保険者の受診の適正化に努めます。

**④ 健康づくりの促進**

基本健康診査や介護予防健診など各種健診データを総合的に管理・活用しながら、生活習慣病の予防などの保健事業の充実を図り、医療費抑制に努めます。「特定健康診査等実施計画※2」に基づき、特定健康診査と特定保健指導を実施します。

### （2）国民年金制度の趣旨普及の促進

**① 広報・相談活動の充実**

年金制度の意義や役割についての広報・相談活動を充実します。

**② 加入勧奨のための情報提供の推進**

加入勧奨のため日本年金機構と連携しながら適切な情報提供に努めます。

### （3）介護保険制度の安定化

**① 情報提供・相談体制の充実**

広報誌への掲載やパンフレットの配布等により、制度やサービスの情報提供・利用者からの相談体制の充実に努めます。

**② 要介護・要支援認定の適正な実施**

迅速・公平・適正な要介護認定の実施を促進します。

---

words　※1　レセプト
医療費の請求明細のこと。医療機関から保険者へ請求がなされる。

※2　特定健康診査等実施計画
特定健康診査、特定保健指導を適切に行うため、市町村が平成19年度に策定された実施計画のこと。特定健康診査、特定保健指導とは、医療制度改革により、従来の老人保健法に基づき実施されてきた基本健康診査や健康教育等に代わって実施されるサービスの名称。

**③ 適切なケアマネジメントの実施促進**

研修や情報交換を充実させ、介護支援専門員（ケアマネージャー）の質の向上を図ります。利用者一人ひとりにふさわしい介護サービス計画を効率的に作成し、総合的なケアマネジメントを行います。

**④ 利用者本位のサービスの給付**

行方市の高齢者のニーズに沿ったきめ細かいサービス給付を図ります。各サービス事業所の自己評価・第三者評価を実施し、利用者本位のサービス給付を図ります。

**⑤ 保険財政の健全運営**

徴収・支払い事務の効率化、徴収率の向上を図るとともに、介護予防や地域支援事業の充実を促進して介護給付費の削減を図り、介護保険財政の健全運営に努めます。

## 市民協働共創の目標

（1）市民は、国民健康保険制度、後期高齢者医療制度への理解を深め、納税・納付に努めます。

（2）市民は、制度への理解を深め、国民年金に加入して保険料を納めます。

（3）市民は、自分の健康は自分で守るという自覚を持ち、疾病予防と健康の保持増進・介護予防に努めるとともに、頻回、重複受診による医療費の無駄を減らします。

words

## インターナショナルな市に

麻生中学校　三年　額賀　七彩

私の夢・・・。

それは、海外に住み、英語が話せるようになることです。この夢を抱いたきっかけは、今年の夏休みに行方市海外派遣事業に参加したことでした。オーストラリアに行き、英語の必要性と、英語が話せれば自分の世界は大きく広がることを身を持って知りました。また、海外派遣に参加した人だけではなく、もっとたくさんの友達に、本場の英語を感じてほしいと思うようになりました。

もっとたくさんの人に本場の英語を感じてもらうために、どうすればいいのだろうとたくさん考えました。一つ思い浮かんだのは、自分が英語の先生になり、子供達に本場に近い英語を教えることです。でも、私一人の力では、教えるにも限度があるので、もっとたくさんの人が教えられる環境を作るには、どうしたらいいのだろうと考えたところ、市を挙げて交換留学をするという案が思いつきました。交換留学をすることによって、行方市の魅力を知ってもらうことができるし、英語を学び、行った先々の魅力を知ることもできます。海外派遣事業のように、市が主体となってやるのではなく、学校が主体となってやった方が効果的だと思います。

また、交換留学をするにあたって、英語の授業時間の確保が重要になってくると思います。しかし、どの教科も授業時間は一年を通して決められており、簡単に増やすことができません。そこで、私は、放課後などを利用して、「英会話講習」の時間を作ればいいと思いました。普段、英語の授業でやっていることは、英会話ではなく、文法などを習う、英語でしかありません。将来、世界に出て仕事をしたい、あるいは交換留学や短期留学などがしたいのであれば、英会話を習う必要があると思います。

そういった、「英会話講習」、「交換留学」を市内で活発にすることで、インターナショナルな行方市になればいいなと思っています。様々な国の人が行方市を訪れ、世界共通語である英語を話し、行方市に国を越えての輪が作れたら、とてもすてきなことだと思います。また、行方市の子供たちが、様々な国へ行き、その国の国際的な輪の中に入ることができたら、とても素晴らしいことだと思います。

今、世界ではグローバル化が進んでいます。人口が少なく、小さな市ですが、たくさんの国々との大きな輪を持ち、様々な国の人の笑顔が見える、日本で一番のグローバルな市になることを望んでいます。

# 第２節

## 豊かなこころと、地域文化を育むまち


1 幼児教育･学校教育の充実 …… 60

2 生涯学習の推進 …… 66

3 生涯スポーツの推進 …… 70

4 芸術･文化の振興 …… 74

5 青少年健全育成の推進 …… 78

6 地域間交流･国際交流の促進 …… 82

7 男女共同参画の促進 …… 86

8 人権の尊重 …… 90

# 第２節　豊かなこころと、地域文化を育むまち

## 1　幼児教育・学校教育の充実

### 現況と課題

本市には、平成 23 年 5 月 1 日現在、幼稚園は市立 4 園と私立 1 園が、小学校は市立 18 校が、中学校は市立 4 校、私立 1 校があります。平成 23 年度の園児・児童・生徒数は、幼稚園が 348 人、小学校が 1,808 人、中学校が 1,046 人、いずれも少子化の影響で減少傾向が続いています。特に小学校では、学年 1 クラスや全校生徒 100 人未満の学校が多く、小規模化が進み学校経営に課題が見受けられます。また、校舎等の施設に関しては昭和 40 年代から 50 年代に建設された校舎がほとんどで改正建築基準法に基づく耐震補強や改築により早急な耐震化を図る必要があります。このため、本市では平成 21 年 2 月に学校等適正配置実施計画を策定し、幼稚園と小中学校の統廃合と耐震化を推進しています。

幼児教育については、保育・教育ニーズの多様化に対応するため、各幼稚園において年少保育や預かり保育を拡大するとともに、家庭や地域との連携強化や子ども一人ひとりの個性を生かす教育の推進などに努めているところです。このニーズに対応するため、本市では全ての市立幼稚園で 2 年保育と朝夕の延長保育に対応できるようにしました。今後は、認定こども園や総合こども園等の動向を注視し、私立の事業所との調整を図りながら、さらに柔軟な幼児教育を進める必要があります。

一方、学校教育においては、学力や体力の低下傾向を踏まえ、小学校においては平成 23 年度から、中学校においては平成 24 年度から「新学習指導要領」完全実施となります。これまでの「生きる力」の理念が継承され、その力をより一層育むよう改訂されています。

今後は、こうした教育改革に迅速に対応しながら、「生きる力」の育成を図る教育を充実し、心豊かな児童・生徒を育てていくことが喫緊の課題となっています。そのためには、教育内容の充実とあわせて教職員の資質・指導力向上、教育施設・設備の充実を図っていくことが求められます。また、地域に開かれた学校づくりや不登校等への対応の充実についても更に推進していく必要があります。

市内の幼稚園・小中学校の児童・生徒数の推移

| | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 幼稚園園児数 | 449 | 379 | 371 | 369 | 348 |
| 小学校児童数 | 1,974 | 1,955 | 1,927 | 1,851 | 1,808 |
| 中学校生徒数 | 1,162 | 1,152 | 1,139 | 1,092 | 1,046 |

資料：学校基本調査（各年5月1日）

words

幼稚園、小中学校の統合スケジュール

| 統合年度 | 新名称等 | 備　　考 |
|---|---|---|
| 平成24年度 | 麻生小学校 | 麻生小学校、行方小学校、小高小学校が統合 |
| 平成24年度 | 武田小学校 | 武田小学校、小貫小学校、三和小学校が統合 |
| 平成24年度 | 麻生中学校 | 麻生中学校、麻生第一中学校が統合 |
| 平成25年度 | 麻生幼稚園 | 麻生幼稚園、太田幼稚園が統合 |
| 平成25年度 | 麻生東小学校 | 太田小学校、大和第一小学校、大和第二小学校、大和第三小学校が統合 |
| 平成26年度 | 玉造地区統合小学校 | 羽生小学校、玉造西小学校、現原小学校、玉川小学校、玉造小学校、手賀小学校が統合 |
| 平成28年度 | 北浦地区統合小学校 | 津澄小学校、要小学校、武田小学校が統合 |

市の学校教育への評価変化（平成18年と平成22年の比較）

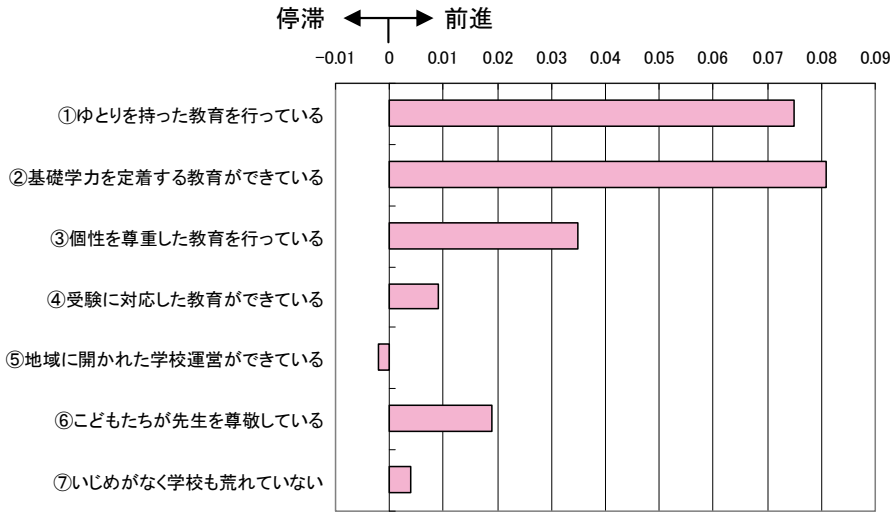


平成 18 年度を 0 とし、平成 22 年度調査にて「そう思う」との回答が 1%増えるごとに 0.01 を加点、「そう思わない」との回答が 1%増えるごとに 0.01 を減点した。

資料：行方市総合計画アンケート調査

words

## 基本目標

家庭、学校・幼稚園、地域が協働で、子ども一人ひとりの個性を生かす、地域ぐるみの教育が実践され、郷土への誇りと人を思いやるやさしさをもち、生きる力と生涯にわたって学び続ける意欲をもった子どもたちが育っています。

**目標指標**

| 項　目 | 平成22年度実績 | 平成28年度目標 |
|---|---|---|
| 市立幼稚園数 | 4園 | 3園 |
| 市立小学校数 | 18校 | 4校 |
| 市立中学校 | 4校 | 3校 |
| 市立幼稚園・小中学校における第3者評価の実施率 | 100％ | 100％ |

**施策の体系**

**幼児教育・学校教育の充実**
- 幼児教育の充実促進
- 学校教育の教育内容の充実
- 教育環境の充実
- 開かれた学校づくりの推進

## 主要施策

### （1）幼児教育の充実促進

**① 魅力あふれる幼稚園づくりの促進**

各幼稚園では、行方の自然や文化を活用した魅力あふれる教育の展開を図ります。そのために、地域との交流事業や3世代ふれあい事業、地元の事業所や農家での体験活動、地元の食材を活用した食育など、地域と連携した開かれた幼稚園づくりを促進するとともに、預かり保育、未就園児の保育体験など、幅広い保育・教育ニーズへの対応に努めます。

**② 教育環境の充実促進**

東日本大震災の経験を通して危機管理を見直し、施設の補修・改修や防犯体制の充実を図り、安全に楽しく園生活を送れるよう整備します。また、保育内容の新しい取り組みや交流など幼児教育環境の充実を促進します。

**③ 家庭や地域の教育力の向上**

家庭や地域の教育力の向上に向け、ＰＴＡ活動や生涯学習のあらゆる機会で、子育てや家庭教育をテーマにした学習に重点的に取り組むことを推進し、青少年育成行方市民会議の活動促進および、地域での多世代交流の機会の拡大や環境創出に努めます。

### （2）学校教育の教育内容の充実

**① 心の教育の推進**

心豊かな子どもたちの育成に向けて、道徳教育・人権教育などを充実させ、人を思いやるやさしさの醸成といった心の教育を推進します。

words

**② 自己教育力の育成**

「生きる力」の育成に向けて、児童生徒一人ひとりに配慮しながら個性を生かす教育を推進し、基礎基本を定着させる授業、思考力・判断力・表現力等を育む授業、そして自ら学ぶ意欲を引き出す授業の充実を図り、児童生徒が自ら学べる環境を整えます。

**③ 地域に根ざした教育の推進**

「総合的な学習の時間」を活用した自然体験や社会体験の機会を設けることや、さまざまな分野で活躍する社会人講師の活用により、地域の自然や文化等の理解を深める特色のある学習を推進します。

**④ 国際理解教育の推進**

国際化に対応して、外国語指導助手（ＡＬＴ）の活用や中学生海外派遣などにより国際理解教育を推進するとともに、社会科副読本の活用などを通じて自国文化の理解に努めます。

**⑤ 情報教育の推進**

グローバル社会に対応できる人材を育成するため、情報教育の指導者の資質向上、情報通信機器の充実、情報教育プログラムの利活用に取組みます。

**⑥ 環境教育の推進**

農業経営や霞ヶ浦（西浦）・北浦の浄化活動・学校ビオトープの管理、生きものの飼育の奨励、リサイクルの促進などを通じて、身近な自然を活用しながら環境教育を推進します。

**⑦ 健康教育・安全教育の推進**

基礎体力の増進を目指し、体育・保健体育の授業内容の充実や、学校防災訓練の実施などにより、健康教育・安全教育を推進します。

また、食育を通じた健康教育、食の安全教育を推進します。

**⑧ キャリア教育※1 の推進**

多様な生き方、多様な働き方を選択できることと同時に、社会人の責務として、また、自己実現の手段としてどのような職業を担っていくか、早い時期から学ぶ機会を設けます。

**⑨ 特別支援教育の推進**

障害のある子どもたちが、障害の種類や程度に応じて適切な教育を受けられる体制づくりを推進します。

また、保護者への特別支援に関係する情報の提供に努めます。

**⑩ 不登校等の子どもたちへのサポートの推進**

相談室「ポプラ」やスクールカウンセラー※2 の充実により、悩みを持つ子どもたちや親へのサポートに努め、不登校児童生徒の学校復帰を支援します。また、復帰した児童生徒が充実した学校生活を送れるよう学校と関係機関との連携を図ります。

**⑪ 小中一貫教育の実施**

行方市小中一貫教育基本方針に基づき、児童生徒の個々の特性や小中学校区域の地域環境に応じた一貫教育を実施します。

words
※1　キャリア教育
「児童生徒一人ひとりに、望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育」のこと。
※2　スクールカウンセラー
いじめや不登校などの心の悩みに専門的立場から助言・援助を行うために小・中・高の学校に配置される、臨床心理士などカウンセリングの専門家のこと。

### （3）教育環境の充実

**① 教育指導の充実**

研修の充実などにより、教職員の資質と指導力の向上を図るとともに、ティームティーチング※1や習熟度別学習、少人数指導など、個に応じたきめ細やかな指導の充実を図ります。

**② 施設・設備の充実**

少子化の影響による課題克服のため、学校等適正配置実施計画を推進し、安全面や衛生面、景観などに配慮した学校施設・設備の充実に努めます

また、学校等適正配置に伴う通学路を整備するとともに、スクールバスを運行するなど通学手段確保のための通学支援を行っていきます。

**③ 学校給食の充実**

栄養バランスがよく安全・安心なおいしい給食の提供に努めるとともに、地産地消を推奨し、郷土料理の積極的な導入などにより、学校における食育を推進します。

**④ 学校安全対策の推進**

安全・安心な学校づくりのため、登下校時の安全パトロールの強化、スクールガードリーダー※2による安全指導など、地域ぐるみの学校安全対策を推進します。

危機管理マニュアル等を再点検するとともに、定期的に訓練を実施することで、災害や事故に対応します。

### （4）開かれた学校づくりの推進

**① 地域に開かれた学校経営の推進**

地域に開かれた学校経営に向け、学校評議員制度の円滑な推進を図ります。

**② 地域と連携した教育の推進**

社会人講師や学校支援ボランティアの活用、地元事業所の協力を得たキャリア教育などにより、地域と連携した教育を推進します。

**③ ＰＴＡ活動の活性化**

学校・家庭・地域社会が連携し、児童生徒の健全な育成を図るため、ＰＴＡ活動の活性化を促進します。

**④ 学校施設の積極的な開放**

学校を地域住民の生涯学習の場として活用できるよう、積極的に開放していきます。

**⑤ 防災機能の充実**

行方市地域防災計画に沿った防災設備の充実を図ります。

## 市民協働共創の目標

（1）地域住民は、地域の産業や文化に触れる機会（場所や技術指導）を提供します。

（2）地域住民は、学校行事に積極的に参加し、地域間・世代間の交流を図ります。

（3）地域住民は、子どもたちの安全・安心のための活動に取り組みます。

words ※1 ティームティーチング
学校や幼稚園において、主に授業を進める先生と、児童生徒に個別に対応する先生など、複数の先生が指導を行う形態のこと。

※2 スクールガードリーダー
市教育委員会から委嘱された地域学校安全指導員（スクールガードリーダー）が、学校や通学路等を巡回し、学校や児童、PTAや地域の学校安全ボランティアへの指導、安全に関する学校の取り組みへの助言などを行うこと。

## エコでクリーンなまちづくり

北浦中学校　一年　和田　美里

今回の東日本大震災の影響により、節電することが必須になった。そこで、新聞やテレビなどの報道で、さまざまな方法で電力を作り出す方法が討論されている。そのため、私は、行方市独自で、発電、住民の生活に対する需要とシステムができるような供給がまかなえて、商業や農業にも活用できるようになればいいと思う。

例えば、太陽光発電などが良いと思う。行方市の公共施設、例えば市役所各庁舎、体育館、保健センターなどに、太陽光パネルを設置する。電力会社に売る。各家庭にもソーラーパネルを設置。市で電力を買い取り、まとめて電力会社に売る。農業や水産業、商店などに必要な電力は、市が電力会社と仲介する。各家庭のソーラーパネルや、トラブル対応など、市全体で相互協力し、クリーンでエコな、まとまりある、まちづくりを目指す、というのは、どうだろうか。

もう一つ、考えていることは、農業のことである。行方市は、農業が盛んな地域である。しかし、農業をする人口が減少している。売り上げも天候や今回の原発の風評被害などにより、安定した収入が約束できない職業であることも、農業離れの原因の一つであろう。農業人口の減少に伴い、作物を作らなくなった農地が増加しているのである。行方市は、作物を作るのに適した土地柄であると思う。また、引退した農業経験者も多数いる。

市で、作物を作らなくなった農地を買い取り、農業を始めたい人を募集し、農地を貸し与え、農業人口を増やするよう。そのような、シルバー人材センターのようなものを設立するよう。地元農協などの商品を積極的に活用するなど、地域で活性化が進むよう力を入れる。

手をかけていない農地が減ること。そのことにより、ゴミを捨てるなど、農業廃棄物放置が減り、犯罪も減少し、作物等や緑が増える。高齢者も働く場の提供があり、就職難の若者世代が仕事を持つことができる。

クリーンでエコなまちづくりを、行方市から発信してみるのも、いいのではないだろうか。

## 2　生涯学習の推進

### 現況と課題

私たちを取り巻く環境は、人口減少や急速な高齢化の進展、無縁社会、社会経済のグローバル化、さらには環境・エネルギー問題の深刻化など、大きく変化しています。そのような状況の中で、生涯にわたって学び続けることができる学習機会や学習情報の提供から、各個人の自立や地域住民をつなぐ体制づくりを整えることまで、課題は多岐にわたっています。また、社会環境の急激な変化のなかで、古くからの知恵や技術について世代を超えて伝えていくことが、疎かになってきたことも否めません。年配の方々の知恵や技術を、きちんと若い世代に伝えていく必要があります。

本市では、麻生公民館、北浦公民館、玉造公民館と、各地区の地区館や学習センター、図書館、文化会館、各社会体育施設などを拠点に、様々な教室・講座や、市文化協会加盟団体をはじめとする多様な自主サークル活動、イベントなど、生涯学習活動が展開されています。また、市内にある茨城県鹿行生涯学習センター・茨城県女性プラザ（レイクエコー）においても各種生涯学習活動に参加することができます。

今後も、生涯学習講座や図書館などのサービス向上を図り、「いつでも・どこでも・誰でも」学べる学習環境を充実させるとともに、さらには「学んだ成果を生かせる」発表の場を提供し、地域課題を解決する原動力を生み出していくことを目指します。また、各地域内での生涯学習活動にとどまらず、全市的に生涯学習を通じた交流の輪を広げ、豊かな地域づくり、人づくりの基礎を固め、人材のネットワーク化を推進します。そのためには、学びから実践活動、仲間とのネットワークづくりまでの流れを形づくり、行政施策と市民活動を連携させるための全市的な生涯学習体系を構築する必要があります。

市主催の生涯学習講座の参加実態（平成18年と平成22年の比較）の変化

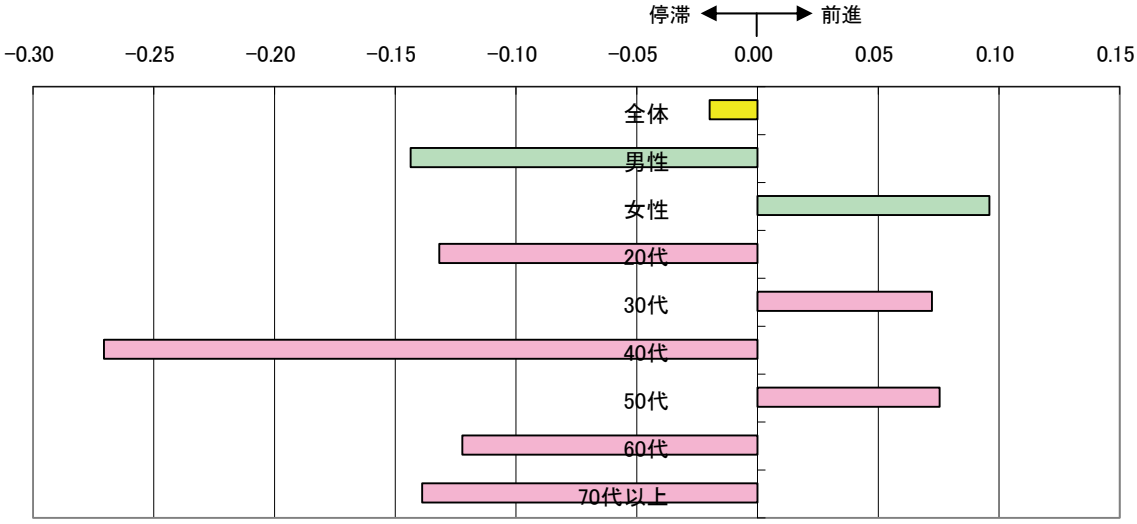


平成18年度を0とし、平成22年度調査にて「以前も現在も参加している」との回答が1%増えるごとに0.02、「参加したことはないが今後は参加してみたい」との回答が1%増えるごとに0.01を加点。「参加したことはないし今後も参加したくない」との回答が1%増えるごとに0.02を減点した。

資料：行方市総合計画アンケート調査

words

## 基本目標

市民一人ひとりが、それぞれの年代や生活スタイルに応じて、自由に学び、楽しみ、その成果が豊かな地域づくりに反映されることを目指します。

**目標指標**

| 項　目 | 平成22年度実績 | 平成28年度目標 |
|---|---|---|
| 生涯学習講座の数 | 42講座 | 45講座 |
| 自主サークル数 | 148団体 | 160団体 |
| 図書館・公民館図書室蔵書数 | 約14万冊 | 約17万冊 |
| 生涯学習講座を受講した方の満足度 | 79.5％ | 85.0％ |

**施策の体系**

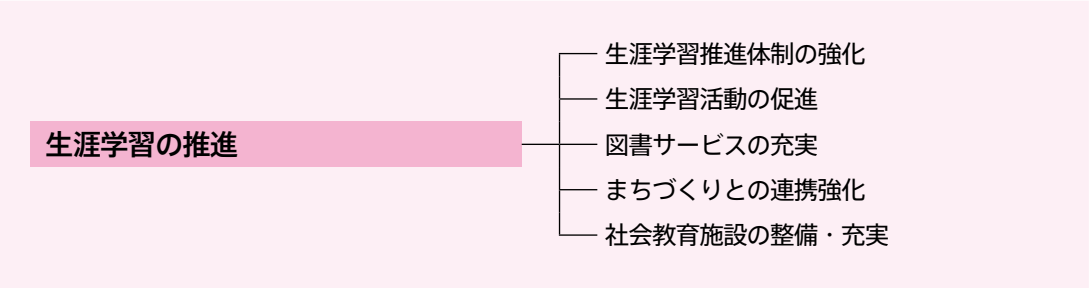


## 主要施策

### （1）生涯学習推進体制の強化

**① 全市的な生涯学習体系の構築**

生涯学習をまちづくりに生かしていくために家庭教育、学校教育、社会教育の分野ごとの「教育施策」と、産業や保健福祉、建設などの各分野の「行政施策」とが、市民の「地域づくり活動」と連携できるよう、一環した生涯学習体系を構築するように努めます。そのために、各課による生涯学習メニューを計画・調整する専門職員、市長部局と教育委員会が一体となった生涯学習推進会議など、庁内の推進体制の強化を図ります。

**② 情報の共有化**

各分野で開催する講座・講演・イベントやグループ・サークル活動などの情報をまとめ、市報、生涯学習ガイドブック、施設の情報端末、ホームページなど、多様な媒体を通じて、情報の共有化に努めます。また、この共有情報を、市民ニーズを捉えながら的確に運営していきます。

**③ 人材の発掘・育成・活用**

生涯学習機会を利用して学んだ市民や地域の第一線で活躍、勇退された技能・技術の保有者については各種研修を通して、生涯学習の指導者やボランティアとして、さらに活躍できるよう促します。また、茨城県生涯学習情報提供システムにより情報の活用を図ります。

words

### （2）生涯学習活動の促進

**① 課題解決型学習**

社会教育主事を中心に、地域課題に取り組む「課題解決型学習」の機会を創出し、市民参画のまちづくりへの意識啓発を図ります。

**② 講座・教室の充実**

市民一人ひとりの学習ニーズの把握に努め、年齢層ごと、対象ごとの学習課題に対応した多様な教室・講座の開催に努めます。

**③ 自主サークルの活性化**

教室・講座などの受講生による自主サークルの設立を促進するとともに、グループ間の交流促進などを通じて活動の活性化を図ります。また、学習成果の発表機会の拡大に努めます。

**④ 講演等の充実**

都市的教養文化環境を確保するため講演・演劇・音楽など各種イベントや芸術鑑賞の機会の充実に努めます。

**⑤ 高齢者・障害者の在宅学習への支援**

高齢者や障害者が在宅で意欲的に学習ができるよう支援に努めます。

### （3）図書サービスの充実

**① 図書の一元管理**

図書館および公民館図書室の図書を一元管理することで、市民へのサービス向上に努めます。

**② サービスの充実**

多様化する市民の学習ニーズに応えるため、情報化に対応した高度・広域な図書サービスの充実及びレファレンスサービス※1の強化を図るとともに、文献調査のスペース確保など施設の整備も含めた検討を進め、市民が利用しやすく魅力的な図書館をめざします。

**③ 図書に触れる機会の拡大促進**

行方市子ども読書推進計画に基づき、学校、関係機関、民間団体等と連携を深め、子どもたちの心の成長に資する読書活動を推進します。また、今後は、社会福祉協議会と一体となり、高齢者や障害者への図書配達や巡回移動図書室などの事業の検討に努めます。さらに、学校図書活動と連携した読書推進のため学校への図書配達の充実に努めます。

### （4）まちづくりとの連携強化

**① まちづくり学習の推進**

学校の授業や、生涯学習の講座などにおいて、地域づくりに関する学習メニューの充実に努めます。

**② まちづくり人材・組織の育成**

生涯学習活動を通して、地域づくりやまちづくりを担う人材や組織の育成に努めます。

**③ 人材バンクの拡充**

まちづくり人材・組織を登録し、市内各地のまちづくりの交流を図ります。

words ※1 レファレンスサービス
図書館利用者が必要とする情報･資料を、館内外で所有する図書･文献や、提携図書館から検索･提供･回答するサービス。

### （５）社会教育施設の整備・充実

**① 施設の整備・充実**

いつでも、どこでも学べ、交流できる環境整備に努め、既存の生涯学習施設の適切な機能改修と維持管理を図るとともに、学校施設・公共施設及び観光交流施設の有効活用を図ります。

**② 誰もが利用しやすい施設管理**

誰もが利用しやすいよう、生涯学習施設のユニバーサルデザイン化や講座等での託児体制の確保に努めます。

## 市民協働共創の目標

（1）市民は、生涯学習人材バンク等への参加・登録・活動に努めます。
（2）市民は、教室・講座などへ積極的に参加します。
（3）市民は、交流と市民活動の場に参加します。

公民館のオカリナ教室

本の読み聞かせによる親子のふれあい

words

# 3　生涯スポーツの推進

## 現況と課題

スポーツ・レクリエーションは健康増進や体力向上に不可欠で、楽しく活動することにより気分転換や仲間づくりにもつながります。学齢期を過ぎると仕事や家事で忙しくなり、定期的に運動する機会は減りますが、可能な限り、スポーツ・レクリエーションに取り組むことが大切です。

こうしたことから本市では、生涯スポーツの推進のため、市民のスポーツ・レクリエーション活動を支援し、スポーツ教室や運動会など各種事業を行います。より多くの市民が参加できるよう、メニューや開催日時・方法等を工夫し、各種活動の活性化と、スポーツを通じた多世代交流の促進を図ることが求められます。また、運動能力の高い市民には競技スポーツの道を開くことも重要です。学校等適正配置に伴う運動施設の確保と利用環境の整備を考慮する必要があります。また、誰もが、体力や年齢、技術・興味・目的に応じて「いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる社会」をめざして行方市総合型地域スポーツクラブが設置されました。これを適切に運営することにより多くの種目を楽しむことができ、世代を超えた交流と生涯にわたるスポーツ活動が可能となります。

このような体育施設を生かし、スポーツ合宿等の受け入れや大会の誘致、地域特性を生かしたスポーツのまちづくりを進めていきます。

市主催のスポーツ大会等の参加実態と意識変化（平成18年と平成22年の比較）

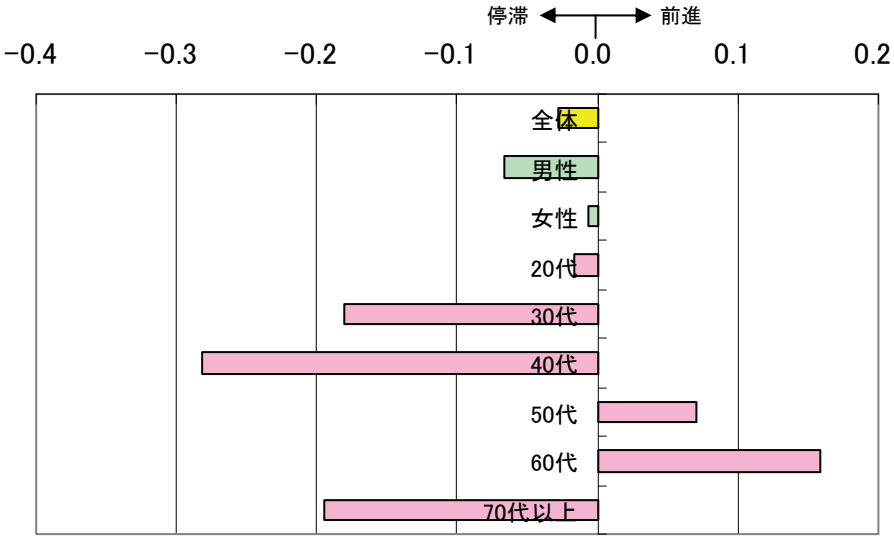


平成18年度を0とし、平成22年度調査にて「以前も現在も参加している」との回答が1%増えるごとに0.02、「参加したことはないが今後は参加してみたい」との回答が1%増えるごとに0.01を加点。「参加したことはないし今後も参加したくない」との回答が1%増えるごとに0.02を減点した。

資料：行方市総合計画アンケート調査

words

## 基本目標

子どもから高齢者まで、気軽にスポーツ・レクリエーション活動に参加し、楽しみ、交流を深め、健康増進につながっています。また、競技レベルの向上に努め、上位の大会へ出場をめざします。

**目標指標**

| 項　目 | 平成22年度実績 | 平成28年度目標 |
|---|---|---|
| 週に1回以上、スポーツ活動を行う市民の割合 | 38.3% | 50.0% |
| 市主催のスポーツ大会等の参加率 | 30.6% | 35.0% |
| スポーツ施設の利用者数 | 14万人 | 20万人 |
| スポーツ少年団数 | 38団体 | 26団体 |
| 総合型地域スポーツクラブ数 | 0団体 | 1団体 |

**施策の体系**

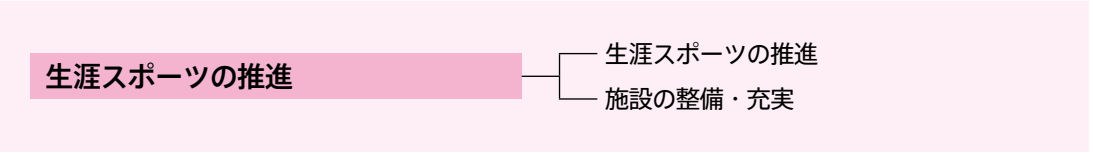


## 主要施策

### （1）生涯スポーツの推進

**① スポーツ・レクリエーションの振興と充実**

子どもから高齢者まで、幅広い年齢層の多様な参加につながるようスポーツ情報の積極的な提供を図るとともに、初心者も気軽に参加できるイベントや大会の開催、各種スポーツ教室の充実、ニュースポーツの取り組み開発・普及、スポーツを通した多世代交流などに努めます。

**② 団体・サークルの活性化**

各種スポーツ団体・サークルの活動や市民による自主的なスポーツ活動を支援します。また、団体・サークル間の交流を促進します。

**③ 指導者の育成・確保**

スポーツ推進委員によるスポーツ振興への指導や助言の充実に加え指導者の育成と資質の向上、相互交流の推進を図ります。

**④ スポーツ少年団の育成強化**

スポーツを通した青少年の心身の健全な育成をめざし、チームワークの大切さを学ぶために重要な役割を担うスポーツ少年団の育成強化に努めます。

**⑤ 学校クラブ活動の支援**

指導者の育成・確保、施設・設備の充実などにより、学校クラブ活動への支援を図ります。

words

**⑥ 競技スポーツの振興**

体育協会が中心となり、競技スポーツの充実に努め、段階的な世代選手育成を図ります。また、Ｊリーグへの支援などを通じて競技スポーツの振興を図るとともに、大学・実業団やクラブチームなどの全国大会や合宿、練習などの誘致に努め、地域チームとの交流等により競技レベルの向上に努めます。

**⑦ 障害者スポーツの振興**

市主催のスポーツ講座・大会等に障害者が参加しやすいよう工夫するとともに、障害者が参加しやすいスポーツメニューの開発・普及を図ります。

**⑧ 総合型地域スポーツクラブの活用**

クラブ活動の推進により、技術向上、体力向上にとどまらず、多種目のスポーツの楽しさを共有することで世代を超えた交流、コミュニティ及び健康増進に寄与します。

### （2）施設の整備・充実

**① 施設・設備の充実・有効活用**

各種スポーツ施設については、社会教育施設・教育関連施設の適正配置に応じ、立地や機能の面において、市民のスポーツニーズに対応した効果的な配置や設備の充実に努めます。また、学校施設の開放、近隣市町村との施設相互利用の拡大など、既存施設の有効活用に努めます。

**② 健康レクリエーションの環境づくり**

市内の公園やサイクリング道の整備・充実、湖岸の親水性の向上、里山整備の促進、案内板の設置などにより、ウォーキング、サイクリング、ウォータースポーツ、フットパス、森林浴、グラウンドゴルフなど、行方市の環境を生かした健康レクリエーションが楽しめる環境づくりに努めます。また、ウォーキング推進団体との協力を元に、市内の散策環境を向上させ、「まち歩き」の魅力化を図ることで、まちの賑わいにも寄与します。

## 市民協働共創の目標

（1）市民は、スポーツやレクリエーションの講座やイベント、団体・グループ活動に積極的に参加し、余暇を楽しみ、健康づくり、仲間づくりを行います。

（2）自主グループは、自主的なイベントなどにより、自分たちが取り組む活動の普及を図ります。

（3）総合型地域スポーツクラブは市民が主役のクラブです。一人ひとりが力を合わせて「自立」と「自律」そして「協働」と「参画」により支え合って活動します。

words

私の誇りの行方市

麻生中学校　一年　杉山　奏絵

私の将来の夢は、理学療法士になることです。

行方市は、大きな病院の「なめがた総合病院」があります。私は二年くらい都会の最先端の理学療法を学び、その後「なめがた総合病院」で学んだことを活かし、地域に貢献していきたいと考えています。小さな子供から老人まで、活かせるようにしたいです。

最近は高齢化社会が進み、行方市も高齢者を多く見かけます。そして、若い年代の人があまりいません。行方市の将来は若い年代の人がいないと成り立ちません。そのため、幅広い年代の人が住みよい行方市にするためにいくつか考えてみました。

一つ目は、行事を増やすことです。現在でも、市民運動会や大麻神社祭礼など数々の行事がたくさんあります。しかし、さらに多くの市民の交流が必要だと思います。例えば、大麻神社祭礼は若い年代の人たちがたくさん参加するので、そこで市民の交流の場をつくるのもいいと思います。また、行方市民マラソンなどの行事をつくり、健康面を考えながらの交流もいいと思います。

二つ目は、現在あるものを活かすことです。茨城県、そして、行方市の誇りである霞ヶ浦を活かすことができると思います。今まで伝統として受け継がれてきた、帆引き船を利用しての遊覧などがあるように、もっと霞ヶ浦を活かすことができると思います。今から、霞ヶ浦を少しでもきれいにする努力をすれば、たくさんの魚が住み、湖岸でのキャンプやつりをする人が増えたりするなど、霞ヶ浦を利用しての方策も、たくさんあると思います。若い人たちが今の行方市の水産業や農業の魅力を感じてくれれば、ずっと行方市に住む人が増え、少子化問題もなくなると思いました。

今の行方市を変えていく事も大切ですが、今までの行方市の伝統を守ることも大切です。先ほども話した、帆引き船の遊覧を例にあげると、帆引き船の運転ができる人は、高齢者しかいません。この伝統を、若い世代の人達にしっかり受け継いでいかなくてはなりません。

このようなことも考え、行方市をみんなが誇りと思える住みよい市になるように私も今できることを一つずつやっていきたいです。

三月十一日におきた東日本大震災でも、立ち上がることができた行方市の魂を、いつか私も受け継ぐ日は必ず来ると思います。一生私の誇りに思える行方市にするために、どんなに小さなことでも行方市に貢献できるようにしていきたいです。そして、将来は理学療法士として、さらに、貢献できるように、日々努力していきたいです。

## 4　芸術・文化の振興

### 現況と課題

本市には、豊かな自然と多くの文化財があり、平成 24 年 1 月 1 日現在、国指定の西蓮寺仁王門、相輪樘をはじめ、83(国 2、県 14、市 67）の文化財が残されています。また、各地区では貴重な伝統芸能や年中行事・祭礼が継承されています。しかし、市町村合併にともない市域が広がったため、文化財や年中行事・祭礼について、市民の理解が深められていないのが現状です。

文化財保護については、大場家住宅改修工事や麻生藩家老屋敷茅屋根葺き替え工事、文化財案内板 40 基設置、さらには市内文化財の修復をしました。また､市民の協力を得ながら､埋蔵文化財の発掘や建築物の修理、麻生藩家老屋敷の管理・公開など、文化財の保護・継承に努めています。今後も、学術、芸術、そしてまちづくりの面から年中行事や祭礼についても継承していくとともに、積極的に保存・活用し、施設展示、発表機会を創出していくことが求められます。

一方、市民の芸術文化活動については、6 部門 143 団体で構成される市文化協会を中心に推進されており、文化会館ホールなどを活用して、優れた芸術文化の鑑賞や、市民の創作活動の発表が行われています。

また、芸術文化の振興面では、「第 23 回国民文化祭・いばらき 2008」における「筑波山とひたちの民たちの歌舞台」「狂歌大会」「ミニ文学館」及び市制 3 周年記念制作「なめがた郷土かるた」などを実施しました。

地域では、沖洲芸術村を中心に内外の芸術家作品を展示するオープンアートを開催したり、万葉集に親しむつどい、防人会などを通じた地域の文化交流も行われています。

市民による優れた文化・芸術活動は、市の新たな文化を創造し、全国へ行方市を発信する機会となるため、これに触れる機会や活動の場を充実させ、展示や発表の場を設けたり、活動を支援することで市民の文化創造の機会を支援していくことが求められています。

行方市の国・県指定文化財

| 指定区分 | 種類 | 名　　称 | 数 | 所在地 | 管理者 | 指定年月日 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 国指定 | 建造物 | 西蓮寺仁王門 | 1棟 | 西蓮寺 | 西蓮寺 | 大6.4.5 |
| 国指定 | 建造物 | 西蓮寺相輪樘（附棟札1枚） | 1棟 | 西蓮寺 | 西蓮寺 | 大6.8.13 |
| 県指定 | 建造物 | 熊野神社本殿（附棟札8枚） | 1棟 | 島並 | 熊野神社 | 平7.1.23 |
| 県指定 | 天然記念物 | 小高のカヤ | 1株 | 小高 | 行方市 | 昭33.3.12 |
| 県指定 | 彫刻 | 金銅　如意輪観音坐像 | 1躯 | 小幡 | 観音寺 | 昭49.3.31 |
| 県指定 | 建造物 | 阿弥陀堂 | 1棟 | 羽生 | 万福寺 | 昭45.9.28 |
| 県指定 | 建造物 | 仁王門 | 1棟 | 羽生 | 万福寺 | 昭45.9.28 |
| 県指定 | 建造物 | 大場家住宅（主屋．表門．通用門） | 3棟 | 玉造甲 | 個人 | 平元.4.6 |
| 県指定 | 彫刻 | 木造　阿弥陀如来立像及両脇侍像 | 3躯 | 羽生 | 万福寺 | 昭33.3.12 |
| 県指定 | 彫刻 | 木造　薬師如来坐像 | 1躯 | 西蓮寺 | 西蓮寺 | 昭33.3.12 |
| 県指定 | 彫刻 | 木造　不動明王坐像 | 1躯 | 芹沢 | 法眼寺 | 昭41.3.7 |
| 県指定 | 工芸品 | 銅鐘 | 1口 | 玉造乙 | 宝幢院 | 昭35.12.13 |
| 県指定 | 古文書 | 鳥名木家文書 | 41点 | 水戸市 | 県立歴史館 | 平6.1.26 |
| 県指定 | 天然記念物 | 西蓮寺の大イチョウ | 2株 | 西蓮寺 | 西蓮寺 | 昭39.7.31 |
| 県指定 | 建造物 | 旧畑家住宅（麻生藩家老屋敷記念館）附表門1棟 | 2棟 | 麻生 | 行方市 | 平20.11.17 |
| 県指定 | 考古資料 | 三昧塚古墳出土遺物 | 1括 | 水戸市 | 県立歴史館 | 平16.1.8 |

words

## 基本目標

市民一人ひとりが、豊かな文化にふれながら生活し、意欲的な文化活動を行うことにより、日々新たな地域文化が誕生しています。

**目標指標**

| 項　目 | 平成22年度実績 | 平成28年度目標 |
|---|---|---|
| 文化財の指定・登録件数 | 83件 | 85件 |
| 文化協会加盟団体数 | 143団体 | 150団体 |
| 文化会館の利用者数 | 20,295人 | 30,000人 |
| オープンアートでの開放アトリエ数 | 3ヶ所 | 6ヶ所 |

**施策の体系**

**芸術・文化の振興**
- 文化財の保存と継承
- 文化・芸術活動の促進
- 新たな文化の創造

## 主要施策

### （1）文化財の保存と継承

**① 啓発活動の推進**

講演会・シンポジウム等の開催、文化財マップの作成などを通じて、文化財の重要性の普及・啓発に努め、文化財保護意識の高揚を図ります。また、児童・生徒に対する芸術鑑賞の提供については、共同学習会やポスターコンクール等を通した啓発活動を実施します。

**② 保存・継承活動と活用の促進**

市内の伝統文化の保存・保護団体の育成に努めるとともに、市民の自主的な保存・継承活動の支援に努めます。また、伝統芸能、年中行事・祭礼等に子どもや若者の参加を促し、これらの文化遺産を大切にするまちづくりにも努めます。

**③ 文化財の保存事業の推進**

指定文化財の保護・保存事業を推進するとともに、登録文化財制度の活用を促進します。また、案内板、散策路など文化財の周辺環境の整備に努めます。

**④ 保存・公開施設の充実**

文化財の保存・公開施設の整備・充実を図るとともに、市民と行政が協力しながら、系統的な文化財の収集・公開に努めます。また、散在が危惧される埋蔵文化財、遺物や資料、古典書、各種史料の保存展示を目的として資料館の整備を検討します。

words

### （2）文化・芸術活動の促進

**① 優れた文化・芸術にふれる機会の充実**

映画や音楽、演劇、舞踊等の鑑賞会、美術品・工芸品等の展覧会など、市民が気軽に優れた文化・芸術に触れる場や機会の充実を図ります。これまで実施してきた児童・生徒を対象とした芸術鑑賞教室については、今後とも継続実施するとともに、一般市民にも開放を検討します。

**② 活動への支援の強化**

文化グループ・団体への支援、指導者の紹介、活動・相互交流の場、発表の場の提供などにより、市民の文化・芸術活動を支援します。

**③ 文化施設の充実・有効活用**

市民が優れた文化・芸術に触れ、気軽に文化・芸術活動を楽しめる場として、各文化施設の維持・整備を図り、利用促進に努めます。また、市民ニーズを反映するため、施設運営への市民参画を図ります。

### （3）新たな文化の創造

**① 潜在的な文化資源の発掘**

生活民芸品や近代化遺産、産業技術、更には趣味活動、エピソードなどから、これまで評価されていない潜在的な文化資源の発掘に努め、行方市の新たな文化資源として活用を図ります。

**② 新たな文化創造活動の促進**

これまでに本市になかった新たな地域文化を、市民の創意工夫の中から創造していく活動を促進します。

**③ 地域文化の積極的な発信**

行方市の文化遺産の活用を図るために、教育活動・観光活動事業に積極的に取り組み、なめがた大使やマスメディアなどを通じて、全国に行方文化を情報発信に努めます。

## 市民協働共創の目標

（1）市民は、伝統芸能、祭礼等に積極的に参加し、継承に努めます。
（2）市民は、身近な文化遺産に触れ、郷土の歴史文化について理解を深めます。
（3）市民は、多くの芸術文化に触れるとともに、自ら創作活動にチャレンジします。

words

## これからも行方で

北浦中学校　一年　河野　遙南

私にとって行方市は、友達や家族や近所の人たちとの思い出がたくさんある大切な場所です。

私は、行方市が大好きです。木や植物がたくさんあり、大きな湖もあります。また、一面に広がる水田は、稲が季節ごとに色を変え、風で波の様にゆれる光景がとても綺麗です。

この作文を書くために、「行方市の将来」はどの様になってほしいかな、と考えました。そこで、思い浮かべたのは、今の様な自然に囲まれている所はそのままに保ち、さらにみんなが気持ちよく過ごせる行方市です。

まず、こうなると良いなと思う事は、北浦・霞ヶ浦についてです。

夏休みに一度、ゴミ拾いをしに北浦に行きました。すると、湖が一部、すごく汚れてしまっている所があり、そこにゴミなどがたくさん浮いていました。拾ってくれた人もいたのですが、まだ少しゴミも残っていて、このたくさんあるゴミを全部とるのは大変そうだな、と思いました。

そこで、将来は、日本で二番目に大きい自慢の湖が綺麗になったら良いなと思います。湖が汚れてしまう原因の一つは、家庭などで出る排水や、ポイ捨てされたゴミです。今からみんなが水を大切にして、湖を綺麗にしようという意識を持つことができれば、ゴミの無い、生き物がたくさん住める綺麗な霞ヶ浦に近づいていくと思います。

次に、こうなってほしいと思う事は、市内にみんなが使える施設が増えてほしいという事です。

小学校の時、よく友達と学校の後に遊んでいました。その時は、公園やみんなで集まれる場所が無かったので、学校が終わってから学校に行って遊んだり、誰かの家で遊んだりしていました。

でも今、私の母校は、震災で入ることができなくなってしまったために、通っていた児童達は、なかなか遊具がある所で遊ぶ事が出来なくなってしまったと思います。

また、これからお年寄りの方が増える中で、近くに病院があると良いなと思いました。救急でお願いしたい時に、いくつか病院があれば、一番近い病院にお願いしたり、一つの病院でみてもらえない時には、他の病院に行ったりもできると思います。

そのため、これからは、誰でも使える、みんなの交流の場にもなる公園や、何ヶ所かにお年寄りも気軽に利用できる様な病院があってほしいです。

私は、これからの行方市は、みんなが色々な人と交流でき、みんなが協力して「良い行方市にしよう」と思える行方市になったらいいなと思います。そして、子供もお年寄りもみんなが住みやすい、住み心地の良い行方市で、これからも暮らして行きたいです。

## 5　青少年健全育成の推進

### 現況と課題

明日の行方を創造する青少年が社会の一員としての責任と役割を自覚し、心身ともに健やかにしてたくましく成長することは市民すべての願いです。本市では、子ども会やスポーツ少年団などの青少年団体の育成を図るとともに、青少年相談員による非行防止活動や青少年育成行方市民会議による地域活動を通じて、青少年の健全育成を図ってきました。また、市内には、茨城県立白浜少年自然の家があり、野外活動を通じた青少年活動の拠点にもなっています。

今後、青少年を取り巻く環境の中から、氾濫した情報を取捨選択し、青少年が自分自身でさまざまな課題や問題を乗り越えられるよう、自ら考え、自ら判断して、社会を生きていくための強い力を形成する支援が求められています。

そのため、家庭・学校・職場・地域社会の各生活領域における教育機能の充実や社会環境の整備を図り、青少年が企画・運営する各種グループおよびリーダー層を育成し、活動を支援します。また、ボランティア活動や国際交流・海外協力活動を支援して、青少年の社会参加活動を促進します。そして、ふるさとへの関心と誇りを持ってもらうためにも、関係機関・関係団体等との連携を密にし、市民の理解と協力を得ながら青少年の健全育成を推進します。

「未来の行方2050」
北浦中学校３年　青木 友香理さん

## 基本目標

すべての青少年が、ふるさとへの関心と誇りをもち、互いに交流しながら、主体的に行動し、輝いています。

**目標指標**

| 項　目 | 平成22年度実績 | 平成28年度目標 |
|---|---|---|
| 高校生会会員数 | 10人 | 25人 |
| 青少年三世代交流事業実施件数 | 32区 | 92区 |

**施策の体系**

**青少年健全育成の推進**
- 青少年の活動促進
- 青少年の健全育成

## 主要施策

### （1）青少年の活動促進

**① 青少年の組織活動の育成**

青少年が、仲間づくりや社会の一員としての自覚を高められるよう、学校教育と連携を深め、子供会や高校生会を始めとした団体活動の支援に努めます。また、子どもの自主性を重んじた組織の育成を図ります。

**② 青少年グループの育成**

趣味や学習、スポーツや文化のサークル、ネットコミュニティ※1など、青少年の自主的なグループ活動を促進します。

**③ 青少年の社会参画の促進**

青少年が社会人としての自覚と関心を高め、豊かな心を育むとともに、青少年の創造性と情熱をまちづくりに生かすため、青少年のボランティア活動や地域行事、祭礼などへの積極的な参画を促進します。また、青少年の意見についても積極的に市政に取り入れるように努めます。

**④ リーダーの養成**

市では関係機関と協力して各種講習会、研修会を開催し、青少年の指導者やリーダーの養成に努めます。

### （2）青少年の健全育成

**① 青少年の健全育成**

青少年育成行方市民会議等の青少年育成関係団体と連携しながら、非行防止の啓発活動や有害環境の排除などを進め、青少年の健全育成を促進します。

**② 問題行動への対応**

青少年相談員やＰＴＡ及び関係団体と連携しながら、有害図書や薬物乱用を追放するキャンペーンや、問題行動防止のための巡回活動の実施などを推進します。

words　※1　ネットコミュニティ
インターネット上で掲示板などを活用し、人間関係が築かれたもの。

## 市民協働共創の目標

（1）青少年は、地域であいさつ運動を展開するなど、家族や近隣とのコミュニケーションを深めるよう努めます。
（2）青少年は、若者同士や地域のいろいろな世代との交流の場に積極的に参画します。
（3）青少年は、困りごとを当事者だけで悩まず、家庭・学校、行政等に相談します。
（4）市民は、青少年活動の指導者として積極的に参加します。
（5）市民は、問題行動への対応などに地域ぐるみで協力します。
（6）市民は、大人が他人の子どもを叱ることのできる地域づくりに取り組みます。



words

## こんな行方市になってほしい

北浦中学校　一年　亀田　千晶

私がこんな行方市になったらいいなと思うところは五つあります。

一つ目は、行方市には電車やバスがあまりないので、もっと便利になってほしいと思います。行方市の人はほとんどの人が車で移動します。そのため、お年寄りや子ども達は自由に移動することができません。もっと自由に移動ができるようにするためには、色々な場所に電車やバスを走らせると良いと思います。

二つ目は、バリアフリーに力を入れてお年寄りが元気に暮らせる街になってほしいと思います。例えば、階段をスロープにしたり、トイレを多目的トイレにしたりすると良いと思います。それに若い人は、お年寄りが困っていたら助けてあげるとお年寄りが喜びます。

三つ目は、会社やお店がたくさんある街になってほしいです。会社を増やせば、少しは就職率が上がると思います。それにお店を増やせば、ショッピングができて楽しい街になると思います。行方市にはあまりお店がないので、明るく楽しく買い物が出来ると思います。

四つ目は、豊かな自然や湖の水質環境を守れる街になってほしいです。豊かな自然を守るためには、ゴミのポイ捨てをしない、緑を大切にするなどの心づかいが大切です。湖の水質環境を守るためにも、心づかいが大切です。湖の水質環境を守れば、魚も増えて賑やかになると思います。マリンスポーツや魚つりなどができて楽しい街になると良いと思います。

五つ目は、医療や子育てに力を入れた街になってほしいです。日本には、医者がいない街もあるので、特に医療が充実した街になってほしいです。また、子供が減ってきているので、保育園などを建てたりして、子育ても充実した街になってほしいと思います。

行方市は、茨城空港が近いので旅行がしやすいところが良いと思います。

便利でバリアフリーや医療に力を入れて豊かな自然を大切にする行方市になれば、みんなが明るく楽しく生活ができる行方市になると思います。

# 6　地域間交流・国際交流の促進

## 現況と課題

本市では、学校での国際理解教育や、中学生海外派遣事業、韓国亜洲大学との観光行政インターンシップ協定による学生受け入れを推進するとともに、外国人技能実習生受け入れ事業など、多様な国際交流が展開されてきました。今後も、国際協力・国際貢献活動が必要です。また、平成22年3月に茨城空港が開港したことから、今後は、中国・韓国を中心としたインバウンド※1による交流機会にあわせた「おもてなし」の充実が求められています。

国際化の進展は、日本のいたるところで進んでおり、外国人を適切に受け入れる準備が必要です。行方市民も一人ひとりが、この国際化の流れに対応していかなければなりません。今後も、国際化に対応した人材の育成を一層進めるとともに、外国人が暮らしやすい、外国からの訪問者に喜ばれるまちづくりを展開していくことが求められます。

国内の地域間交流については、西東京市との交流や、道の駅を通した千葉県や北関東自動車道経由の栃木県・群馬県等との交流が進められ、農業や環境、観光振興など特定のテーマでの民間レベルの全国交流が行われてきています。今後、日本国全体の人口が減少する中、交流人口を増やすことで地域振興を図ることが求められていることから、本市でも市の特性を生かして、ますますの地域間交流を推進します。

また、国内の諸地域との交流については、自治体間相互の足りない分野を補完し、交流を深化することによって思わぬ効果を得ることも多く、人づくりやまちづくりにとっても大きな契機となるため、可能な範囲で積極的に拡大していくことが求められます。

外国人と交流のある人（平成18年と平成22年の比較）

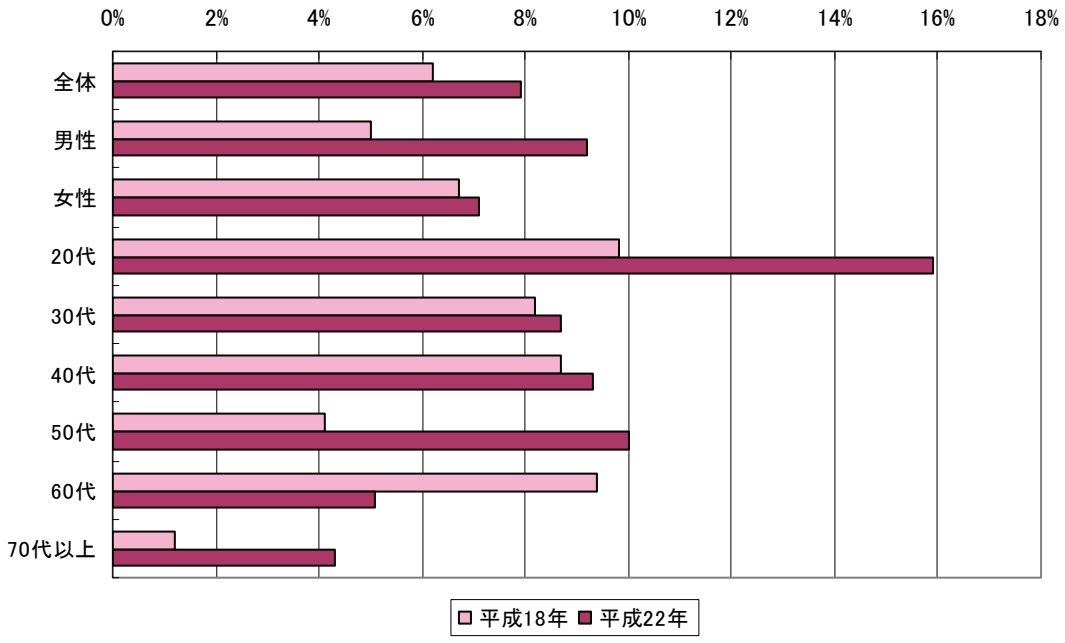


資料：行方市総合計画アンケート調査

words　※1　インバウンド
海外から日本へ来る観光客。外国人観光客の誘致活動の意味を含んで用いることが多い。

行方市在住の外国人の推移と国籍

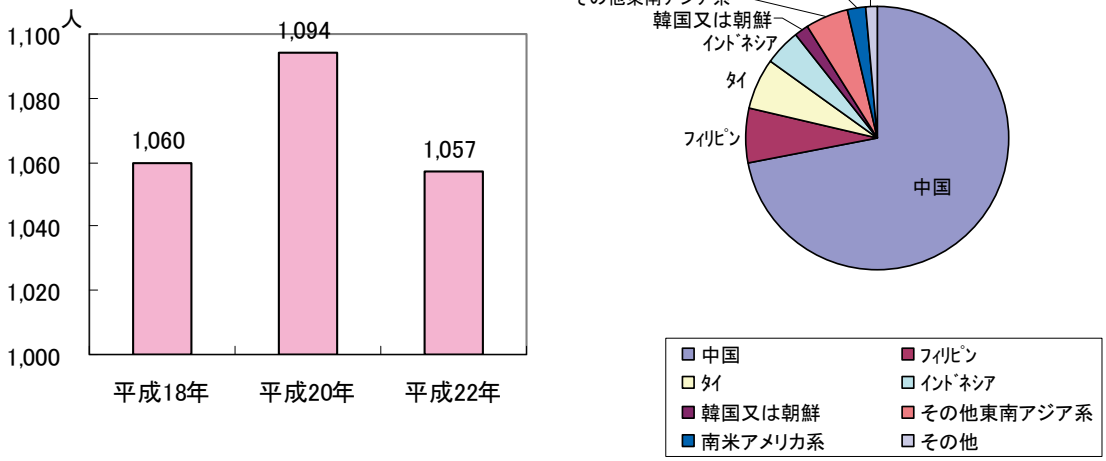


資料：茨城県国際課

## 基本目標

多様な分野で、市の個性を生かした国際交流・地域間交流が進められ、人づくりとまちづくりにつながっています。

**目標指標**

| 項　目 | 平成22年度実績 | 平成28年度目標 |
|---|---|---|
| 外国人と何らかの交流をしている住民の割合 | 7.9% | 15.0% |
| 国際交流協会の加盟人数 | 31人 | 50人 |
| 外国語指導助手（ＡＬＴ）の人数 | 6人 | 7人 |
| 友好交流都市数 | 0ヶ所 | 3ヶ所 |

**施策の体系**

**地域間交流・国際交流の促進**
- 国際交流の促進
- 外国人への支援の充実
- 地域間交流の促進の整備

## 主要施策

### （1）国際交流の促進

**① 国際理解教育の推進**

外国語指導助手（ＡＬＴ）の活用や、中学生海外派遣などを通じて学校教育での国際理解教育を推進するとともに、社会教育での国際理解講座の充実を図ります。

words

**② 国際交流活動の促進**

行方市国際交流協会が20周年を迎えることを契機に、協会の活動内容のより一層の充実を図ります。また、市民と行政が一体となって、スポーツ活動や文化・芸術活動、産業振興などでの多様な国際交流活動の促進を図ります。

**③ 国際協力・国際貢献活動の促進**

市民の協力を生かし、農業技術面や環境保護、文化・スポーツ面などを中心に、国際協力、国際貢献活動を促進します。

### （2）外国人への支援の充実

**① 情報提供・相談体制の充実**

在住外国人や外国人訪問客に対して、外国語表示や外国語による広報、生活ガイドブック等により、生活情報の提供を図るとともに、行政窓口での外国語対応力の向上に努めます。また、インバウンドの増加に備えて、観光施設の案内板の外国語表記や、観光パンフレットの外国語版をさらに充実させます。

**② 学習支援の充実**

外国人の児童・生徒が学校生活に柔軟に適応できるよう、指導体制の充実を図ります。また、その親、特に定住配偶者のコミュニケーション能力の支援にも努めます。

**③ ボランティア活動の充実**

行方市国際交流協会による日本語ボランティアなど、在住外国人を支援する住民ボランティア活動を充実させます。

### （3）地域間交流の促進

**① 新たな地域間交流の促進**

産業、文化・スポーツ、観光振興など、本市の特性を生かして、定期的な「市」や都市部への常設店設置など行方市の農産物や地域資源を活用した新たな地域間交流の促進に努めます。また、交流自治体の締結に努めます。

**② 市民間交流の充実**

生産者・消費者間の交流、道の駅や防災協定に基づく交流、教育スポーツ団体間の交流などの活動支援に努めます。

## 市民協働共創の目標

（1）市民は、仕事や趣味を生かして、内外の交流活動を深めます。
（2）市民は、ホスピタリティの醸成に努め、中国語・韓国語・英語等の学習に取り組みます。
（3）市民は、行方市の特性を生かした地域間交流に、積極的に参加します。

words

# 住みよい行方市に

麻生第一中学校　一年　稲川　夏帆

私が住んでいる行方市を住みよいまちにするためにやりたいと思うことが三つあります。

一つ目は、花や木、つまり緑を多くしたいということです。緑が多いと、見ている方も嫌な気分にはならないと思います。むしろ、気持ちよくなると思います。だから花を植える活動の手伝いを積極的にするなど、小さい事の積み重ねを大切にすれば、いつかもっとたくさんの緑が出来ると思います。

二つ目は、伝統の行事などに積極的に参加することです。ほかの市や町などに比べれば、行事の数は少ないのかもしれませんが、伝統行事を大切にすることで、行方市の繁栄につながると思います。私の家の近くにも昔から伝わる伝統があります。その伝統を未来へずっとつなげていき、これから生まれてくる子供たちにも、ずっと大切にしてもらいたいです。

三つ目は、市で決められた決まり、人としてのマナーを守ることです。市で決められた決まりとは、例を挙げるとゴミ捨ての仕方などです。可燃ゴミの中に燃えないゴミやリサイクルのできるペットボトルなどが捨ててあることなど、分別せずにゴミを捨てる人をなくすことです。あとは曜日を守らず、違う日に違うものを出す人をなくすことです

人としてのマナーは、身近なことでいうと不法投棄をなくすことです。空き缶、ペットボトルなどはリサイクルも出来ます。それは地域だけでなく、もっと大きな、県、国単位でやってほしいと思います。

最後は、エコなまちになってほしいと思います。植物と人がうまく共存し、互いの迷惑にならないよう過ごしていってもらいたいです。誰もが、

「また来てみたいなぁ。」

と思える市にしていき、住んでいる人々の笑顔があふれる市にしてもらいたいと思います。

# 7　男女共同参画の促進

## 現況と課題

本市においても結婚後も働き続ける女性が増え、職場や学校、地域などあらゆる分野で女性の活躍する場が多くなってきています。しかし、いまだ広く社会全般に性別役割分担意識が根強く残っており、職場や家庭における男女の不平等感や、女性の社会参画が進んでいないことなど、女性の多様な生き方の妨げがあり、晩婚化や少子化の一因になることが懸念されます。

このような状況のなかで、茨城県においては「茨城県男女共同参画推進条例」が施行されるなど、男女共同参画を推進するための法律や制度面の整備は進みつつありますが、依然として固定的な性別役割分担意識や社会経済条件の格差が根強く残っているのが現状です。

本市では、茨城県女性プラザ（レイクエコー）を活用した学習活動における市民の参加を促すために、意識啓発や環境整備に努めています。平成 19 年度には、「行方市男女共同参画推進計画～男（ひと）と女（ひと）みんな生き生きなめがたプラン～」を策定しましたので、これを今後も推進していきます。

女性の意識、価値観の多様化が進むとともに、職場や学校、地域などあらゆる分野で女性の活躍が顕著になる中で、本市においても、男女の不平等感の解消や、女性の更なる社会参画などを促進するため、市民の意識改革、環境や体制の整備をより一層進めていくことが求められます。

男女の地位についての意識変化（平成18年と平成22年の比較）

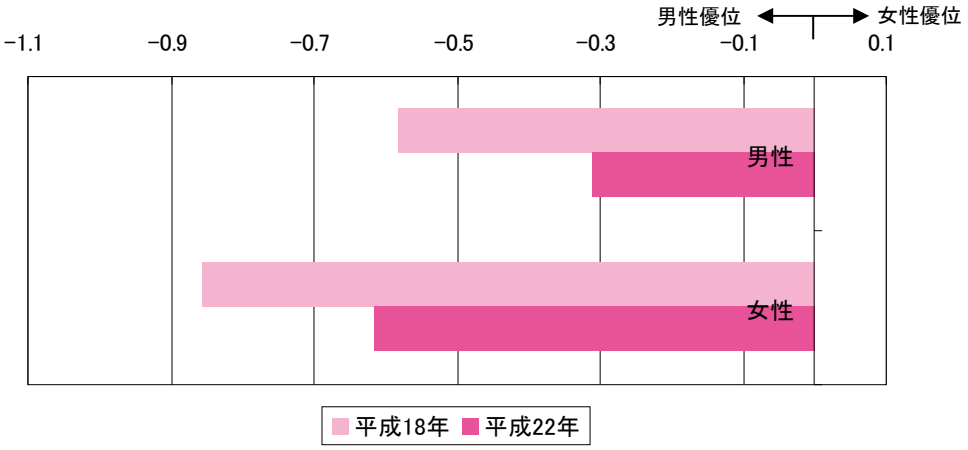


平成 18 年度を 0 とし、平成 22 年度調査にて「女性の方が非常に優遇されている」との回答が 1%増えるごとに 0.02、「女性の方が優遇されている」との回答が 1%増えるごとに 0.01 を加点。「男性の方が優遇されている」との回答が 1%増えるごとに 0.01、「男性の方が非常に優遇されている」との回答が 1%増えるごとに 0.02 を減点した。

資料：行方市総合計画アンケート

words

## 基本目標

男女がお互いに人権を尊重しつつ責任を分かち合い、個性と能力を充分発揮しています。

**目標指標**

| 項　目 | 平成22年度実績 | 平成28年度目標 |
|---|---|---|
| 男性の方が社会で優遇されていると思う市民の割合 | 50.7% | 30% |
| 委員会等への女性の参画率 | 17.4% | 30% |

**施策の体系**

**男女共同参画の促進**
- 男女共同参画の意識づくり
- 男女共同参画の環境づくり
- 男女共同参画のシステムの構築

## 主要施策

### （1）男女共同参画の意識づくり

**① 男女共同参画社会の目標づくり**

本市がめざす男女共同参画社会を明確にするとともに、必要に応じて基本条例の制定を検討します。「行方市男女共同参画推進計画～男(ひと)と女(ひと)みんな生き生きなめがたプラン～」の進行管理に努めます。

**② 男女共同参画意識の啓発**

市報やリーフレットの発行、講演会の開催などを通じて、男女共同参画に関する意識啓発や情報提供に努めます。

**③ 男女共同参画を育む教育の推進**

男女共同参画社会の一層の推進に努めるとともに、生涯学習講座の充実や、自主活動の支援、情報のネットワーク化などを進め、生涯学習のすべての機会で男女共同参画を育む教育を推進します。

### （2）男女共同参画の環境づくり

**① 男女がともに働きやすい条件の整備**

男女雇用機会均等法や育児休業法など諸制度の遵守などを事業所に啓発するとともに、女性の出産・育児後の再就職の支援や、知識・技術等の習得機会の充実等、男女が共に働きやすい条件整備の支援に努めます。

また、誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活での子育て期、中高年期などの各段階に応じた多様な生き方が選択できるようワーク・ライフ・バランス※1を推進します。

**② 男女で支える子育てや介護への支援体制の充実**

保育・介護サービスや、育児や介護に関する相談・情報提供など、子育てや介護の負担軽減策を推進し、男女が充実した家庭生活、社会生活を送れる環境づくりに努めます。

**③ 男女で築く生活の支援**

「男の料理教室」などの公民館活動や各種研修会を通じて、男性の家事参画の促進をするなど、男女で築く生活の支

words　※1　ワーク･ライフ･バランス（仕事と生活の調和）
「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択･実現できる社会」とされている。

援を図ります。

**④ 女性問題解決のための相談・カウンセリングなどの体制整備**

職場や地域でのセクシャルハラスメント※1やドメスティックバイオレンス※2の防止に向けて、事業所や市民への啓発を行うとともに、相談窓口・カウンセリング体制、地域見守り体制の整備に努めます。

### （3）男女共同参画のシステムの構築

**① 女性の意見の積極的な反映**

市設置の委員会、審議会、地域組織など、あらゆる政策・方針決定の場への一定割合の女性の登用を促進し、女性の意見をまちづくりに反映させていきます。

**② 女性の社会活動の促進**

学習講座などでの託児サービスの展開、親子連れで外出しやすいまちづくりなど、女性が積極的に社会活動に参加できるしくみづくりに努めます。

**③ 女性の雇用および女性起業化の促進**

行方市無料職業紹介所の業務の充実を図り、就職を希望する女性の雇用を促進します。また、起業を目指す女性に対しては、女性セミナーの実施や融資等の紹介などにより支援を図ります。

**④ 男女の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の促進**

仕事と子育て、介護の両立に係る負担を軽減するため、子育て支援や介護サービスの充実を図ります。

**⑤ 市役所の推進体制づくり**

男女共同参画を推進するため、専任職員の配置に努め、行政内部の調整と「行方市男女共同参画推進計画～男（ひと）と女（ひと）みんな生き生きなめがたプラン～」の進行管理に努めます。

## 市民協働共創の目標

（1）市民は、女性だからという考えをなくし、さまざまな活動の場へ積極的に参加し、周囲はこれを支援します。
（2）男性は、無関心や無実践はいけないことであるという意識を持つよう努めます。
（3）市民は、家庭・地域・職場での方針決定の場への女性の登用、男女の固定的な役割分担の是正などを図ります。
（4）事業所は、男女均等な雇用機会と待遇の改善を図ります。
（5）女性は、市の審議会などへ積極的に参加します。
（6）夫婦は、家庭内から夫と妻は人として対等な関係にあるという意識改革を進め、それぞれの特性を生かした活動に努めます。
（7）市民は、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の必要性について意識を持つよう努めます。

words ※1 セクシャルハラスメント
性的な発言や行動によって、他人を不快にさせたり嫌がらせをしたりすること。
※2 ドメスティックバイオレンス
夫婦や恋人、同棲相手、婚約者など親密な間柄にあるパートナーからの暴力。英語の頭文字をとって「DV」とも呼ばれる。

## 行方市の未来

玉造中学校　三年　髙野　恵里

私は、行方市が将来今よりもっと良い市になるために、こうなってほしいと思うことがいくつかあります。

一つ目は、交通のことと、お店のことです。行方市には私達がショッピングに行けるような大きなショッピングセンターがありません。ショッピングセンターがあった方が私達も楽しめるし、大人も便利だと思うので、大きなショッピングセンターができるといいなと思います。最近は、皆の家の近所にあるようなスーパーマーケットが減ってきている気がします。いくつか大きめなスーパーマーケットがあるものの、遠いのでちょっとした買い物の時には不便です。商店街もやっている店が減っていると思います。私は最近減ってきているなじみのあるお店がなくなってほしくないです。そういうお店もたくさんある、活気のある市にしたいです。

交通の面では、近くにあった駅もなくなってしまったし、バスの数も少ないので自分達でちょっと遠くまで出かけようとしても不便です。だから、駅が復活してほしいし、もっと交通の便を便利にしてほしいです。また、安い料金で市内をまわる、子供からお年寄りまで気軽に利用できるような小さなバスとかが通るようになるといいなと思います。

二つ目は、ちょっとした観光地になればいいなと思います。行方市の近くには茨城空港があるので、旅行者が旅行をしに来やすいです。それに、霞ヶ浦や色々な特産物があるのだから、観光地になればいいなと思います。そのためには、霞ヶ浦をもっときれいで、たくさんの魚や鳥が住む湖にする必要があると思います。そうすれば、魚を釣りに来る人や写真をとりに来る人はもっと増えると思います。さらに、霞ヶ浦をボートで遊べるような施設もあるといいなと思います。特産物では今でも宣伝しているものはいくつもありますが、新商品をたくさん作り、どんどん宣伝していきたいです。他にも楽しめる施設を充実させて、ちょっとした観光地になるといいです。

行方市は私達のふるさとなので、このような事を実現させながら、自然も大切にし、楽しい市に将来なっていくといいなと思います。

# 8　人権の尊重

## 現況と課題

市民が不当な差別を受けることのない、平和で明るい社会であることは、当然として実現されるべきことです。しかし、学校や職場、地域など身のまわりでの人権侵害は、日常的に発生しがちです。さらに近年はインターネットによる無責任な書き込みや、マスコミによる過剰な報道など、新たな人権侵害が見受けられるようになりました。国際化等の社会的変化にともない、今後は今までに体験したことのない新たな人権侵害が起こりうる可能性があります。

本市では、憲法で保障された基本的人権を尊重する社会を実現するために、幼稚園、小中学校等を中心に、人権教室の開催、高齢者を対象とした人権出前講座、人権擁護委員による人権相談など、人権擁護に向けた様々な取り組みが進められてきました。また、国においては平成 12 年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、茨城県においては平成 16 年に「茨城県人権施策推進基本計画」が策定されるなど、人権擁護をめぐる法制度も整備されつつあります。

誰もがかけがえのない人間として尊重される、差別のない平等な社会を確立していくために、啓発活動や研修活動を充実させ、地域住民に対する自由人権思想の普及高揚に努めていくことが求められています。

人権擁護取り組み実績

| 項　目 | 平成17年度実績 | 平成22年度実績 |
|---|---|---|
| 人権相談件数 | 36件 | 37件 |
| 子供達への人権教育 | 3回 | 3回 |
| 人権啓発教室 | 0回 | 0回 |

資料：行方市　総合窓口課

## 基本目標

誰もがかけがえのない人間として尊重される、差別のない平等なまちづくりが進められています。

**目標指標**

| 項　目 | 平成22年度実績 | 平成28年度目標 |
|---|---|---|
| 人権に関する広報活動 | 0回 | 4回 |
| 研修会 | 0回 | 2回 |

**施策の体系**

- 人権の尊重
  - 人権意識の高揚
  - 人権擁護体制の充実

words

## 主要施策

### （1）人権意識の高揚

**① 啓発活動の推進**

人権週間（12 月 4 日から 10 日）などの機会をとらえた各種啓発活動を推進します。

市報・チラシ等による啓発活動を実施します。

**② 教育の充実**

家庭・学校・地域・職場等において、人権擁護委員による人権教室や講演会等を開催し、思いやりや協力、感謝することの大切さを学び、人権尊重の思想普及を図ります。

また、人権メッセージ・人権啓発ポスター等の募集などによる啓発の推進を行います。

### （2）人権擁護体制の充実

**① 相談・情報提供体制の充実**

水戸法務局や関係団体との連携のもと、人権擁護に関する相談体制や人権に関する情報提供体制の充実を図ります。

**② 推進体制の強化**

人権擁護活動を行う団体・個人への支援に努め、人権擁護推進体制の強化を図ります。

## 市民協働共創の目標

（1）市民は、人権問題に関心を持ち、学習を進めます。

（2）市民は、周囲の人や関係機関に積極的に相談し、解決を図ります。

（3）市民は、第三者でも傍観せず、いじめなどの解決に積極的に対処します。

words

# 第３節

## 地域資源が輝く、活力に富んだまち


1 農林業の振興 …… 94

2 水産業の振興 …… 100

3 商業の振興 …… 104

4 工業の振興 …… 110

5 観光･レクリエーションの振興 …… 114

6 雇用･勤労者福祉対策の推進 …… 118

# 第３節　地域資源が輝く、活力に富んだまち

## 1　農林業の振興

### 現況と課題

本市は、行方台地と霞ヶ浦（西浦）、北浦沿岸の沖積低地に肥沃な農地が広がり、温暖な気候条件や、大消費地東京から約 70km という恵まれた立地条件から、首都圏近郊型農業の一大生産地となっています。露地野菜や施設野菜を中心に、米・いも類などの土地利用型農業や畜産などが複合的に経営されています。耕地面積は、6,870ha で、田畑がほぼ半々の割合です。

行方市の農家人口は 18,842 人ですが、平成 22 年の農林業センサス※1 によると、農業就業人口は 5,547 人、さらにそのうちの基幹的農業従事者※2 は 4,766 人です。また、基幹的農業従事者のうち 50.3％が 65 歳以上で高齢化が進んでいます。

また、農業産出額は平成 18 年にて 235 億円であり、県内 2 位・全国 33 位の算出額となっています。内訳として、野菜が 117 億円、いも類が 40 億円、米が 28 億円、豚が 22 億円、その他の畜産が 17 億円、たばこなどの工芸農作物が 9 億円となっています。

しかし、近年の本市農業をとりまく情勢は、農業従事者の減少や高齢化、兼業化が進む一方で、土地保有意向などから、経営規模拡大のための農地の流動化が進んでいません。また、平成 5 年のウルグアイラウンドにて米のミニマムアクセスを受け入れたことを皮切りに、ＦＴＡなどによる農産物の市場開放への動きは進み、平成 24 年 3 月現在は、さらにＴＰＰ加入が話題となっています。関税の完全撤廃による農業への影響は予断を許さない状況であり、本市においても将来を見通した新たな農業振興策の検討が急務となっています。さらには、本市では大消費地への安定供給が優先されるため、地域ならではの加工品の開発や地産地消、観光分野との連携などが十分ではないことも大きな課題となっています。

本市の農業は、首都圏の食料供給、自然環境・景観の保全、災害の予防、子どもたちの教育、地域間交流など、多面的な役割を持っています。よって、人と環境にやさしい農業と安全で快適な農村環境への取り組みによって、地域ブランド化を図り、魅力ある行方農業を PR し、消費者と交流を深めていくことは重要です。また、6 次産業化や地産地消、時代にあった経営感覚の醸成、家族協定の推進にも邁進することによって、個人所得の向上を目指さねばなりません。今後も、担い手の育成や基盤整備、生産技術の向上、営農体制の強化、さらには加工や販売機能の強化などにより、一層の振興を図っていくことが求められます。

一方、本市の森林面積は 3,582ha で、市の総面積の約 21.5％を占めています。平成 22 年の農林業センサスによると、ほぼ 100％の森林が民有林で、所有者の高齢化が進み維持管理等に限界がきております。今後は森林が発揮すべき公益的機能を保全するため、平地林や里山の保全を図り、地域住民にとって快適で豊かな森林環境づくりを行います。また、木材価格の低迷、林業の採算性の悪化により、林家数（663 戸）の減少などが進み、荒廃した森林が多く見受けられることから、今後は、長期的な視点に立った森林の育成・利活用が求められます。

words　※1　農林業センサス
我が国の農林業・農山村の現状と動向を明らかにして、農業・林業行政の推進に必要な統計データを整備・提供することを目的として、農家や林家など農林業を営むすべての世帯・法人を対象に5年ごとに実施している調査。農林業センサスを「農林業の国勢調査」とたとえる人もいる。

※2　基幹的農業従事者
農業に主に従事した世帯員（農業就業人口）のうち、調査期日前１年間のふだんの主な状態が「仕事に従事していた者」のこと。

青果物販売実績（ＪＡなめがた取り扱い分のみ）

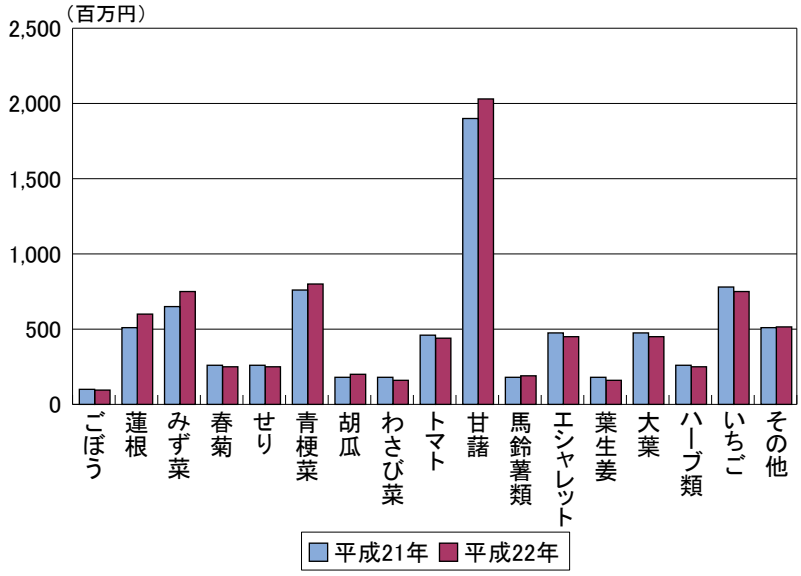


資料：ＪＡなめがた（各年２月から翌年１月の累計）

農業就業者人口・基幹的農業従事者

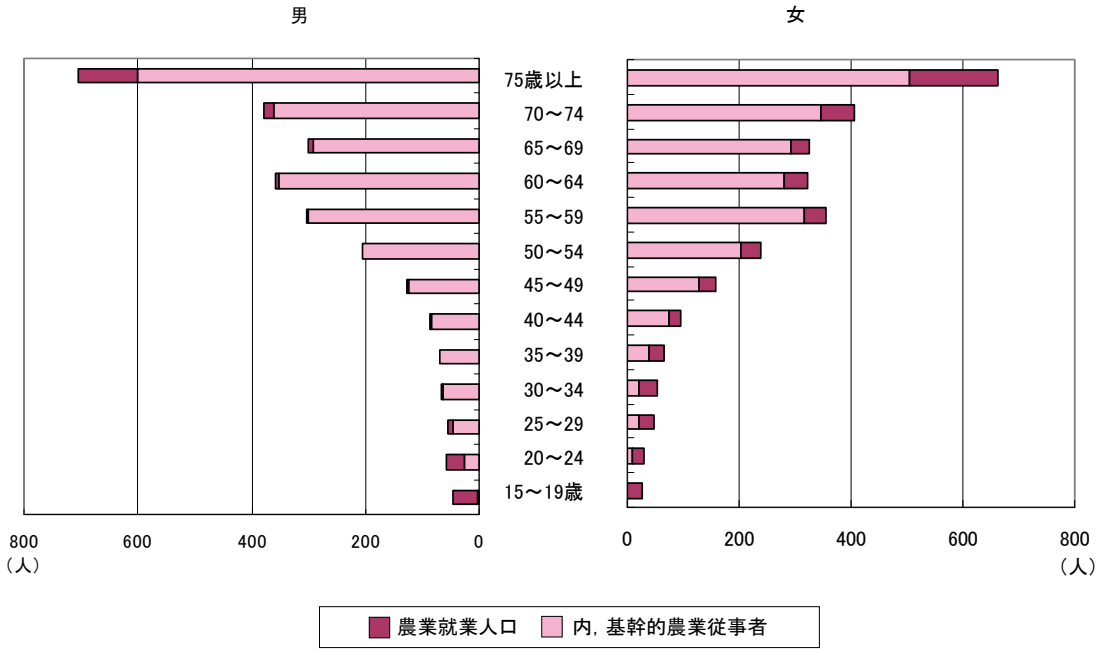


資料：農林業センサス、平成22年

words

農業振興のために重視すべきこと（平成22年）

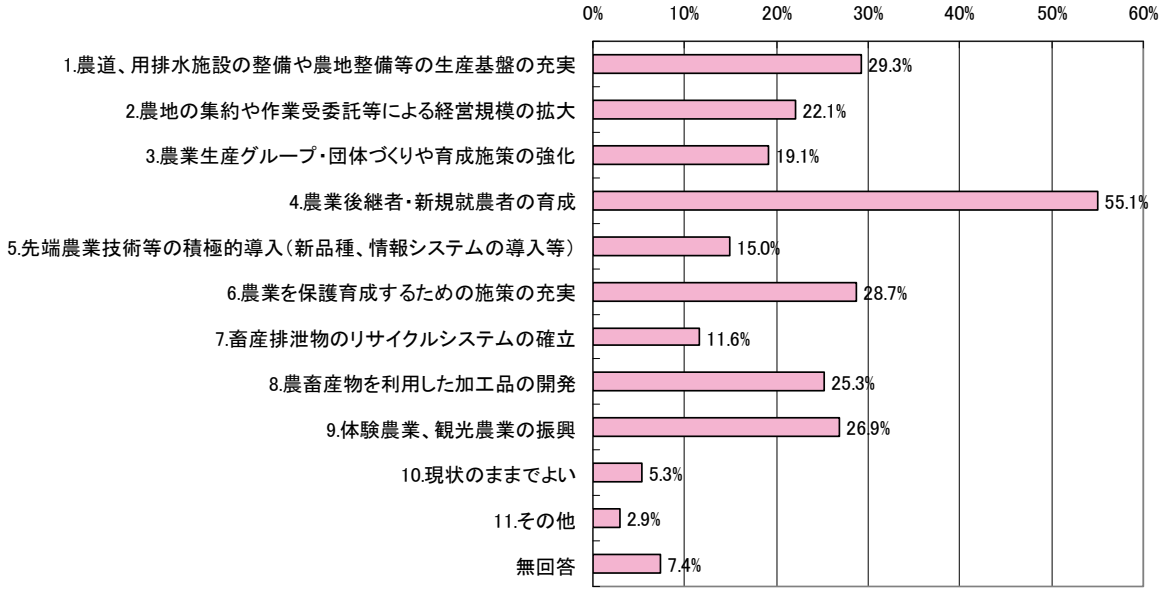


資料：行方市総合計画アンケート調査

## 基本目標

意欲ある担い手によって魅力ある農林業生産活動が行われ、農林業の持つ多面的機能が発揮されています。

**目標指標**

| 項　目 | 平成22年度実績 | 平成28年度目標 |
|---|---|---|
| 農業産出額 | 235億円 | 240億円 |
| 1個別経営体あたりの年間農業所得 | 268万円 | 350万円 |
| 認定農業者数 | 565人 | 580人 |
| 農業生産法人数 | 12団体 | 15団体 |
| 担い手への農地利用集積率 | 25% | 30% |
| エコファーマー※1認定者数 | 630人 | 800人 |
| 集落営農組織数 | 3地区 | 5地区 |

**施策の体系**

**農林業の振興**
- 生産体制の整備
- 魅力ある農業の振興
- 農村環境の整備

words　※1　エコファーマー
平成11年7月に制定された「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（持続農業法）」第4条に基づき、「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画」を知事に提出して、当該導入計画が適当である旨の認定を受けた農業者の愛称のこと。エコファーマーになると、各種経済的優遇措置がある。

「農業を近代化」
北浦中学校３年　田所 優香さん

## 主要施策

### （1）生産体制の整備

**① 農業基盤の整備**

本市の基幹産業である農業の振興を図るため、農業団体と連携しながら、担い手育成と土地利用の高度化の基本となる基盤整備の円滑な推進を図ります。

**② 後継者・新規就農者の確保**

農業後継者や新規就農者など、次代の農業の担い手の育成・確保を図り、積極的に経営を軌道に乗せる支援をするとともに、既存の営農組織の強化や農業生産法人の育成、さらには集落営農組織の組織化などを促進します。また、農協団体や専門家による、組織化・組織強化のノウハウ提供を促します。

words

**③ 多様な担い手の確保**

家族経営協定の締結促進によって、女性の農業への経営参画を促すほか、高齢者や定年退職者への経営支援により、生涯現役化と、直売や加工、農作業受委託への参画を促進します。国内版ワーキングホリデー※1の導入や援農※2の可能性についても検討します。

**④ 農地の集積と作業の効率化**

中核農家・農業後継者を中心とした作業受委託・共同化体制の整備を進めるとともに、地域農業の担い手への農地の集積を図り、優良農地の確保と効果的・効率的な利用を促進します。

**⑤ 生産技術の向上**

需要動向の徹底した把握と、災害や病気に強い品種、低コスト化が図れる品種、低アレルギー作物など今後に競争力が見込める品種の導入を促進します。また、生ゴミや落ち葉などの未利用肥料資源の活用や耕畜連携により高品質で安価な堆肥を地産地消し、農薬・化学肥料の削減、畜産排泄物の有効利用につなげます。

**⑥ 林業の振興**

計画的な森林整備を促進するとともに、きのこ類など林産物の生産を促進し、森林ボランティア等の育成に努めます。

### （2）魅力ある農業の振興

**① 人と環境にやさしい生産の振興**

地産地消型の堆肥を活用といった土づくりの重視、有機・減農薬作物の奨励、使用済み農業用資材回収の徹底、溶液栽培・高設栽培による作業負担の軽減など、人と環境にやさしい農業生産の振興を図ります。

**② 放射性物質への正しい対応**

東日本大震災にともなう原発事故による農地・作物・森林の放射能汚染に対する警戒と除染に努めるとともに、農林畜産物の個別検査を実施し、消費者に分かりやすい形で情報提供し、必要以上の不安を取り除きます。

**③ ブランド化の促進**

優良な農産物の生産と的確なマーケティングに努め、一層の行方ブランドの振興を図ります。

**④ 出荷・加工・販売体制の強化**

集出荷施設の効率的利用に努めるとともに、産直や契約栽培・販売、産地卸など、流通システムの多面化を図ります。販売先は、国際化の進展にあわせ、海外も視野に入れます。また、既存の加工品の生産・販売の拡大を図るための営業戦略づくりや商談会参加支援とともに、新しい特産品の開発を進めます。

**⑤ 時代にあった経営感覚の醸成**

農業従事者及び関係者を対象に、時代にあった経営感覚を身につけるための講習会を関係機関や専門家と連携して実施することにより、今後の行方らしい農業振興を開拓・推進します。また、農家同士あるいは異業種間の交流を促進することにより、ノウハウの洗練や発明を促し、6次産業化を推進します。

**⑥ 消費者との交流の促進**

地場産品を活用した料理やお菓子のコンテストを今後も継続し、消費者との交流を密にすることで、必要とされる農産物・加工品の情報をいち早く、かつ的確に把握することを関係者に推奨し、農業生産への反映を促します。

**⑦ 都市居住者との交流の促進**

学校教育や生涯学習、観光部門などと連携しながら、体験農業や観光農業の一層の推進を図るとともに、農家の協力

words ※1 国内版ワーキングホリデー
農林水産業、畜産業に関心を持つ人が、一時的な手伝いがほしい農家を訪れ、農作業を手伝いながら農山漁村に短期間滞在し、心身のリフレッシュを行うもの。援農との違いは、滞在の有無。

※2 援農
農林水産業、畜産業に関心を持つ人が、一時的な手伝いがほしい農家を訪れ、農作業を手伝うこと。

を得ながら、グリーンツーリズム※1の振興に努めます。また、都市農村交流や二地域居住※2の基盤づくりを進めます。

**⑧ 魅力ある行方農業のＰＲ**

新たな農業に対するイメージを「里ガール※3」として行方市より発信します。同時に、時代に合わない働き方や風習の見直しを促進し、真に誇れる農業を推進します。このことにより、担い手確保およびブランド化促進を図ります。

**⑨ 地産地消の拡大促進**

学校給食への地場産品導入やイベントの活用などにより、地元で生産された農産品や特産品の購買を促進し、地域消費の拡大を図ります。

### （３）農村環境の整備

**① 自然あふれる農村環境づくりの促進**

農村地域は、環境保全の役割を担うことから、用排水路・ため池の適切な維持・管理、花で彩るまちづくり活動、生態系保全活動などを促進し、快適で安全な農村環境づくりを図ります。また、行方市の特性である里山の保全や、谷津田などの水源確保と景観保全に努めます。

**② 安全で快適な農村環境づくりの促進**

安全で快適な共有施設として、農道や集会施設の整備・充実に努めます。また、農産物の生産に深刻な被害をもたらす有害鳥獣の駆除対策を実施し、被害の拡大を防止します。

## 市民協働共創の目標

（1）農業従事者は、新規就農者の受け入れ体制づくりに努めます。
（2）農業従事者は、新作物・新品種を積極的に導入するとともに、良質の農産物の生産に努めます。
（3）農業従事者は、営農体制を強化し、生産効率を高めます。
（4）農業従事者は、化学肥料の多用を避けるとともに、畜産農家の有機物資源を土づくりに活用します。
（5）農業従事者は、農薬の使用を最小限にとどめるとともに、農業用廃棄物の適正処理を行います。
（6）農家は、家族経営協定※4の締結に努めます。
（7）農業経営者は、流通合理化へ向けて消費者等と提携し、販路の開拓を行います。
（8）農業関係者は、農産物加工や直売を推進します。
（9）市民は、転作田などを利用し、景観作物を育てるとともに、沿道や庭の花いっぱい運動に力を入れます。
（10）農家は、一般来訪者や中学生（修学旅行含）を対象とした農家民泊体験研修事業等の推進に協力します。
（11）山林所有者は、所有している山林の公益的機能を最大限発揮できるよう、保育・林産物の生産に努めます。
（12）市民は、地産地消を推進するとともに、生産物や加工品を市外の親類、友人、知人等に積極的にＰＲします。

words
※1　グリーンツーリズム
農村や漁村での長期滞在型休暇。都市住民が農家などにホームステイして農作業を体験したり、その地域の歴史や自然に親しむ余暇活動。
※2　二地域居住
1年のうちに半年、1週間のうち2～3日など、2つの地域に住むこと。交通機関の発達や、生活様式の多様化により、今後、二地域居住者が拡大することが推測されている。
※3　里ガール
農業や田舎暮らしをおしゃれに楽しむ女性を「里ガール」と称し、里ガールをイメージ媒体として、行方市の農業や自然の魅力を全国へ発信する取り組み。行方市では、平成23年、里ガールにふさわしい機能的かつデザイン性のあるポロシャツを開発し、イベントを開催した。現在、特許庁に対し、商標登録を出願中。
※4　家族経営協定
家族農業経営にたずさわる各世帯員、意欲とやり甲斐を持って、経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の充分な話し合いに基づき取り決める。

## 2 水産業の振興

### 現況と課題

古くから水産業が行われてきた霞ヶ浦（西浦）・北浦は、ワカサギ、テナガエビ、ハゼ等が特産であり、昭和53年には17,000t（沿岸市町村合計）の漁獲を誇ったものの、水質汚濁や生態系かく乱など様々な要因によって減少の傾向をたどり、昨今では2,000t前後となっています。この現況を克服し、水産業の振興を図るため、これまで資源回復を目的とした環境改善や、有害魚類の除去に取り組むとともに、稚魚の放流や経営基盤の強化に取り組んできました。今後も、漁獲の安定、担い手や漁協の安定化を図ることが求められます。

また、霞ヶ浦・北浦で採れる水産物を活用した佃煮、煮干し、焼き物などの伝統ある加工技術については、原魚の共同購入の促進や地産地消推進、時代にあった加工品の開発などにより経営強化を図っていくことが求められます。

平成15年10月に発生したコイヘルペスウイルス病※1により大打撃を受けたコイ養殖業については、平成21年4月にコイヘルペスウイルス病に強いコイの作出技術や病気をまん延させない出荷流通方法の解決が図られたため、条件付で養殖再開となりました。今後は安全かつ安定したコイの養殖、多様な魚種の養殖拡大を促進していく必要があります。

厳しい状況が続く水産業ですが、平成22年1月に5つの漁協が合併して誕生した霞ヶ浦漁業協同組合を中心に、霞ヶ浦伝統漁法の帆引き船体験の推進やウォータースポーツなどのレクリエーションとの共存を図りながら水産業振興に努めなければなりません。

水産業振興のために重視すべきことの意向変化（平成18年と平成22年の比較）

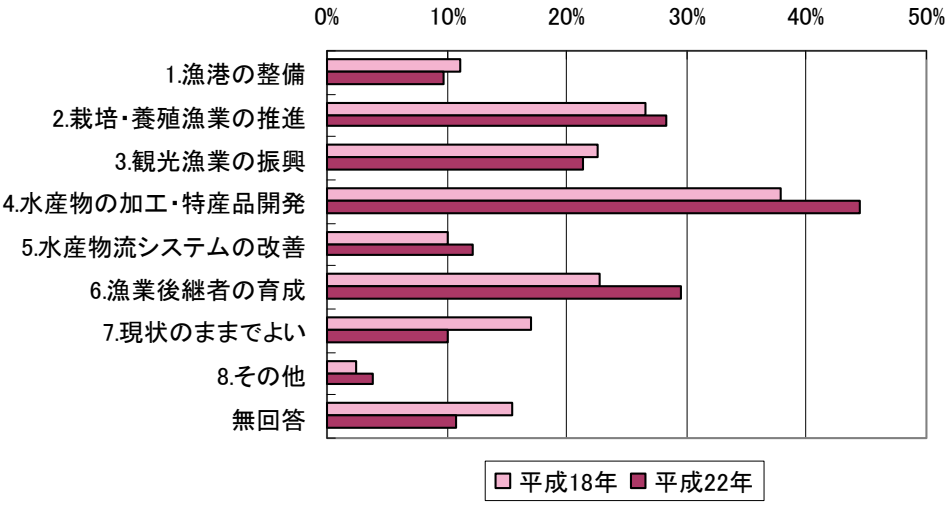


資料：行方市総合計画アンケート

words ※1 コイヘルペスウイルス病
コイ（マゴイ及びニシキゴイ）に発生する病気。コイ以外の魚や人への感染はなく、発病すると緩慢行動や摂餌不良などが見られるが、目立った外部症状は少ない。幼魚から成魚までに発生し、死亡率が高い。

## 基本目標

良好な生育環境のもと、霞ヶ浦（西浦）、北浦の水産資源が適切に管理・漁獲され、行方ブランドとして全国で消費されています。

**目標指標**

| 項　目 | 平成22年度実績 | 平成28年度目標 |
|---|---|---|
| 行方市内の漁業者数（正・准） | 461人 | 400人 |
| 霞ヶ浦（西浦・北浦）漁獲量 | 2,218t | 2,200t |
| 霞ヶ浦（西浦・北浦）養殖業者数 | 33事業体 | 30事業体 |
| 霞ヶ浦（西浦・北浦）年間養殖業生産量 | 1,235t | 1,200t |

**施策の体系**

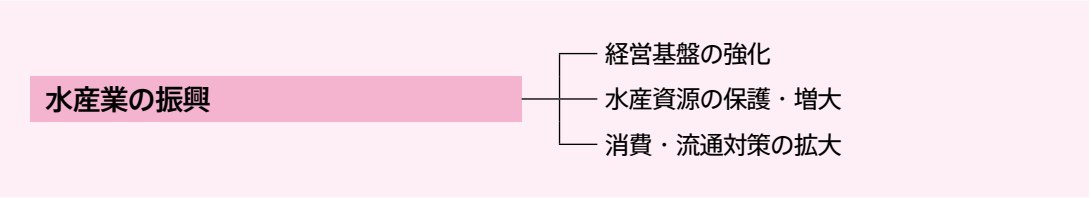


## 主要施策

### （1）経営基盤の強化

**① 担い手の確保・育成**

霞ヶ浦伝統漁法の推奨と漁獲量増進を図るため、漁協などと連携しながら、所得の確保と、研修などを通じた漁業の担い手の確保・育成に努めます。

**② 漁協の組織強化の促進**

合併した霞ヶ浦漁業協同組合およびきたうら広域漁協協同組合により、漁業組織の強化とともに、水産業振興に努めます。

**③ 霞ヶ浦漁協組合事務所の市内設置**

霞ヶ浦漁協組合事務所の市内設置にともない、水産業の振興事業の支援を率先して行い、本市地域振興事業との連携を図ります。

### （2）水産資源の保護・増大

**① 水質浄化の促進**

魚の産卵場や稚魚の保護育成場として水質浄化機能をもつ水生植物群落の保護・造成の機能強化を図ります。

**② 漁場環境の保護**

ワカサギ卵やウナギの稚魚などの放流を促進するとともに、茨城県水産試験場内水面支場や漁協との協働により新たな魚種の養殖の取り組みを検討します。また、資源減少の著しい重要魚種について、効果的な放流手法や放流技術を検討しながら、資源回復計画に基づく適切な管理を行うことを促進します。

words

**③ 在来種の保護と未利用魚有効利用の促進**

在来種の保護を図るとともに、湖から窒素、りんの除去を行い、湖の富栄養化防止を図ります。またソウギョやクチボソなどの未利用魚について、加工や調理方法の研究を行うことにより多様な利用に努めます。

**④ コイ網いけす養殖業の再生**

コイヘルペス病化の経験を踏まえ、耐ウィルス性のコイの育成・技術導入や、持続的養殖生産確保法※1に基づくまん延防止対策を講じた活魚出荷体制の導入を図ります。コイヘルペスウイルス病にかからない稚魚を作出する技術の改良や養殖業者への指導を行うとともに、県、市、漁業関係者が一体となってコイブランド産地の再生を進め、コイ養殖の経営安定化を図ります。

### （3）消費・流通対策の拡大

**① 地産地消の促進**

事業農業分野や学校、商工業者などと連携しながら、霞ヶ浦（西浦）、北浦産の鮮魚や農商工連携による水産加工品の地産地消、および学校給食への導入の取り組みを促進します。

**② 水産加工の経営基盤の強化**

水産業における６次産業化を進めるため、国の助成事業および水産関係の制度資金の活用などを図りながら、時代にあった加工品を開発するなど水産加工業の経営基盤の強化を図ります。また、水産物・水産加工品を販売する上で関係者が共通して必要となる栄養価情報・放射能情報等の収集や検査に協力します。

**③ 観光事業との連携**

水産体験や、佃煮等の加工体験を通した観光事業との連携や、観光帆引き船・ウォータースポーツとの共存を図りつつ霞ヶ浦の水産業振興に繋げます。

## 市民協働共創の目標

（1）市民は、霞ヶ浦（西浦）、北浦の水質浄化活動を積極的に進めます。
（2）市民は、地元の水産加工品を積極的に消費します。
（3）水産業関係者は、持続性のある水産業を目指し、経営の強化と後継者育成に努めます。
（4）水産業関係者は、未利用魚の活用について研究に努めます。
（5）水産業関係者は、子どもたちや都市住民の漁業・水産加工体験機会の拡大に協力します。
（6）水産業関係者は、水産物の加工や直売および消費を推進します。

words ※1 持続的養殖生産確保法
養殖漁場の改善を促進や、特定の養殖水産動植物の伝染性疾病のまん延の防止を図り、持続的な養殖生産の確保を図り、もって養殖業の発展と水産物の供給の安定に資することを目的とした法律。平成11年5月交付・施行。

行方市の将来

玉造中学校　二年　山中　麻未

私は、将来行方市がたくさんの人で賑わって、地産地消で「市」が活性化されればいいなと思います。そのためには、行方市のイメージをよくして、誰もが行ってみたいなとつぶやくようにしないといけないと思います。

行方市には、湖があります。その湖は、日本で第二位の面積をほこる、行方市のシンボル霞ヶ浦です。霞ヶ浦は今は底が見えませんが、昔は、すごくきれいで泳げたそうです。私はその話を聞いた時驚きました。嬉しくもあり、悲しくもありました。昔きれいで泳げたということは、これから改善していけば、もとに戻れるかもしれないと思ったからです。私は、皆で力を合わせれば泳げる時がくると思います。希望を持てば、何事でも実現させられると思いました。しかし、嬉しさの他に悲しさもありました。霞ヶ浦の水を汚してしまったのは、私たち人間です。物が発達していくにつれ、何不自由のない生活になり、大事な事を忘れ、その大事な物を私たちが苦しめていたと思います。その大事な物をとりかえし、二度とこんな悲しい思いをしないようにしたいです。そして、大きな湖なので広いところでしかできないようなマリンスポーツで霞ヶ浦に恩返ししたいです。

また、あいさつがたくさんできて、緑豊かな街になってほしいです。

あいさつをすると、された方も、した方も気分がよくなり、その日一日、気分よく過ごせます。知らない人にあいさつすることも大事だと思います。何も言わないですれ違うよりは、元気よくあいさつした方がコミュニケーションもとることができたりして、いい事がたくさんあります。あいさつは人を笑顔にさせられる魔法の一つだと思います。あいさつをすれば、笑顔になるということは、街全体でやっていれば、街全体が明るくなると思います。

そして、茨城県は野菜がおいしいということも知ってほしいです。行方市にもたくさん新鮮なおいしい野菜が揃っています。地産地消を心がけ、たくさん野菜を食べてほしいです。

行方市には、たくさんいい所があります。改善点は、皆で協力していけばすぐには叶わないかもしれませんが、いつか叶うと思います。そして、今自分たちに出来ることを一つ一つ行っていければいいなと思います。

## 3 商業の振興

### 現況と課題

本市の小売・卸売業は、商業統計調査による平成21年の小売・卸売商店数が382店、年間販売が607億円となっています。

茨城県生活行動圏調査報告書（財団法人常陽地域研究センター著）による本市の生活行動圏の分析（2010年）によると、商業活動において、行方市から他市町村への流出率1位は鉾田市（37.0%）、2位は鹿嶋市（29.5%）、3位は稲敷市（25.9%）となっており、「食料品・日用品」などは、鉾田市や潮来市等の隣接した地域へ流出していることが分かります。また、「紳士服・婦人服」については、1位は水戸市（29.2%）や2位は鹿嶋市（27.7%）となっているほか、5位は千葉県（23.1%）となっています。

一方、行方市における商業活動吸収率は、行方市の人口に対し96.8%であり、2006年調査から比べると3.1ポイント増加しています。また、「食料品・日用品」に関しては、222.4%で、2006年調査から20.2ポイント増加しており、ポイント上昇の要因としては、大型スーパーの出店等が考えられます。

平成23年9月に実施した「なめがた消費スタイルアンケート調査」においても、大型店を選択する消費者が多く、その理由として「品揃えが豊富」、「駐車場がある」、「子どもの遊ぶところがある」等があげられました。逆に地元商店を選ぶ場合の理由は、「自宅勤務先から近い」「スタンプ・ポイントカードサービスがある」があげられ、地元商店へ期待することは「地元野菜、水産物、畜産物などの取扱」、「駐車場を増やす」、「にぎわいのあるイベントの実施」という結果でした。

本市の商業は、これから高齢化を迎えるなか、食料品・日用生活品等の小売や、飲食、クリーニング、理美容、介護などのサービスの提供を身近に得られる場所として、一層の活性化が求められます。そのため、地域の農業や工業、観光などとの連携のもと、市民生活に密着した良質な商品やサービスの提供や買物弱者支援が求められています。また、コミュニティカフェ※1などの環境づくりに努め、魅力的な店づくりなどを促進し、商店街全体の魅力を創出せねばなりません。そのためには、大型店等の地域社会貢献活動として、地元商店街との連携を強化していくことが必要です。

地元スーパーの親切な応対

words ※1 コミュニティカフェ
地域社会の中で「たまり場」「居場所」になっているところの総称。

## 行方市の吸収・流出の状況

| | | 商圏 | 食料品・日用品 | 紳士服・婦人服 | 身の回り品 | リビング用品 | 余暇・趣味関連商品 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 流出率 | 他市町村へ | 1 | 鉾田市<br>14,159<br>37.0% | 鉾田市<br>20,829<br>54.4% | 水戸市<br>11,201<br>29.2% | 鉾田市<br>10,826<br>28.3% | 鉾田市<br>12,043<br>31.4% | 鉾田市<br>16,682<br>43.5% |
| | | 2 | 鹿嶋市<br>11,317<br>29.5% | 潮来市<br>13,515<br>35.3% | 鹿嶋市<br>10,611<br>27.7% | 鹿嶋市<br>9,623<br>25.1% | 石岡市<br>10,401<br>27.1% | 鹿嶋市<br>15,030<br>39.2% |
| | | 3 | 稲敷市<br>9,935<br>25.9% | 鹿嶋市<br>12,561<br>32.8% | 鉾田市<br>10,415<br>27.2% | 稲敷市<br>8,935<br>23.3% | 稲敷市<br>9,489<br>24.8% | 水戸市<br>10,736<br>28.0% |
| | | 4 | 水戸市<br>9,106<br>23.8% | 稲敷市<br>10,494<br>27.4% | 稲敷市<br>10,022<br>26.2% | 水戸市<br>8,592<br>22.4% | 鹿嶋市<br>8,759<br>22.9% | 稲敷市<br>10,736<br>28.0% |
| | | 5 | 石岡市<br>8,238<br>21.5% | 石岡市<br>8,745<br>22.8% | 千葉県<br>8,843<br>23.1% | 石岡市<br>5,499<br>14.3% | 水戸市<br>7,846<br>20.5% | 石岡市<br>8,093<br>21.1% |
| | | 6 | 潮来市<br>6,542<br>17.1% | 小美玉市<br>8,745<br>22.8% | 石岡市<br>8,450<br>22.1% | 千葉県<br>5,155<br>13.5% | 神栖市<br>6,204<br>16.2% | 潮来市<br>6,937<br>18.1% |
| | | 7 | 千葉県<br>5,894<br>15.4% | 水戸市<br>7,155<br>18.7% | つくば市<br>7,271<br>19.0% | 潮来市<br>4,468<br>11.7% | 千葉県<br>3,832<br>10.0% | 神栖市<br>6,111<br>15.9% |
| | | 8 | 神栖市<br>5,692<br>14.9% | 土浦市<br>7,155<br>18.7% | 土浦市<br>5,502<br>14.4% | 神栖市<br>4,124<br>10.8% | 潮来市<br>3,467<br>9.0% | 千葉県<br>5,120<br>13.4% |
| | | 9 | 土浦市<br>4,229<br>11.0% | 神栖市<br>6,519<br>17.0% | 神栖市<br>5,502<br>14.4% | つくば市<br>3,780<br>9.9% | つくば市<br>1,460<br>3.8% | 土浦市<br>4,129<br>10.8% |
| | | 10 | つくば市<br>4,185<br>10.9% | 千葉県<br>6,519<br>17.0% | 潮来市<br>4,323<br>11.3% | 土浦市<br>3,265<br>8.5% | ひたちなか市<br>1,277<br>3.3% | つくば市<br>3,964<br>10.3% |

| | | | 商圏 | 食料品・日用品 | 紳士服・婦人服 | 身の回り品 | リビング用品 | 余暇・趣味関連商品 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 吸収率 | 吸収人口計/行政人口 | | 96.8% | 222.4% | 51.4% | 78.1% | 35.5% | 96.8% |
| | | 06年比 | 3.1 | 20.2 | −4.8 | 0.6 | −9.7 | 9.2 |
| | うち行方市内から | | 42.5% | 90.0% | 19.0% | 39.9% | 17.6% | 46.1% |
| | | 06年比 | −3.1 | 0.8 | −2.8 | −1.2 | −6.7 | −5.5 |
| | 他市町村から | 1 | 鉾田市<br>12.1% | 鉾田市<br>25.8% | 鉾田市<br>7.5% | 鉾田市<br>9.7% | 鉾田市<br>4.0% | 鉾田市<br>13.4% |
| | | 2 | かすみがうら市<br>8.8% | 潮来市<br>18.5% | かすみがうら市<br>6.3% | かすみがうら市<br>7.8% | かすみがうら市<br>3.9% | かすみがうら市<br>8.5% |
| | | 3 | 小美玉市<br>5.3% | かすみがうら市<br>17.6% | 小美玉市<br>3.2% | 小美玉市<br>4.4% | 小美玉市<br>1.8% | 小美玉市<br>5.8% |
| | | 4 | 潮来市<br>5.0% | 小美玉市<br>11.3% | 鹿嶋市<br>1.9% | 潮来市<br>2.0% | 潮来市<br>1.6% | 潮来市<br>2.4% |

左表：行方市における商圏流出率

右表：行方市における商圏吸収率

| 吸収率・流出率 | |
|---|---|
| | 50%以上 |
| | 25%以上 |
| | 10%以上 |

資料：2010茨城県生活行動圏調査報告書

## 行方市における商店数・従業者数・商品販売額の推移

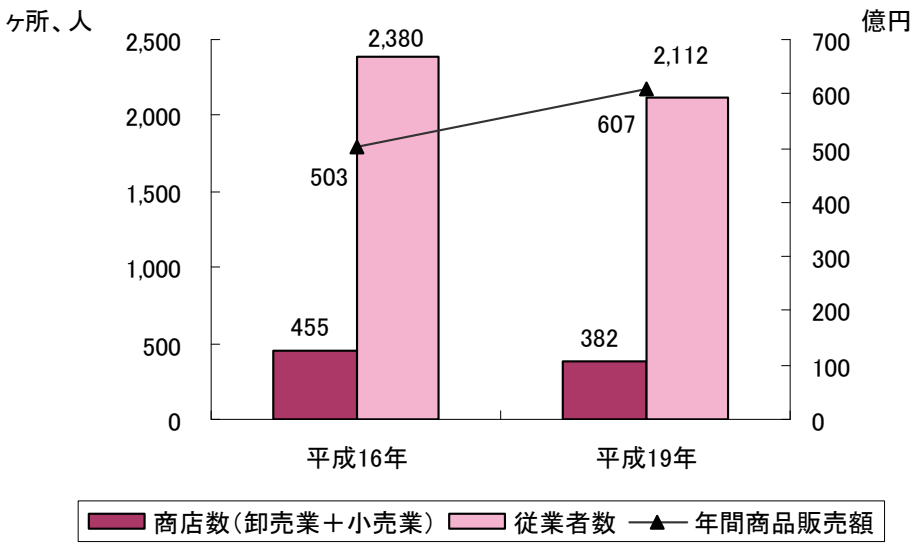


資料：商業統計調査

words

地元商店に希望すること（平成23年）

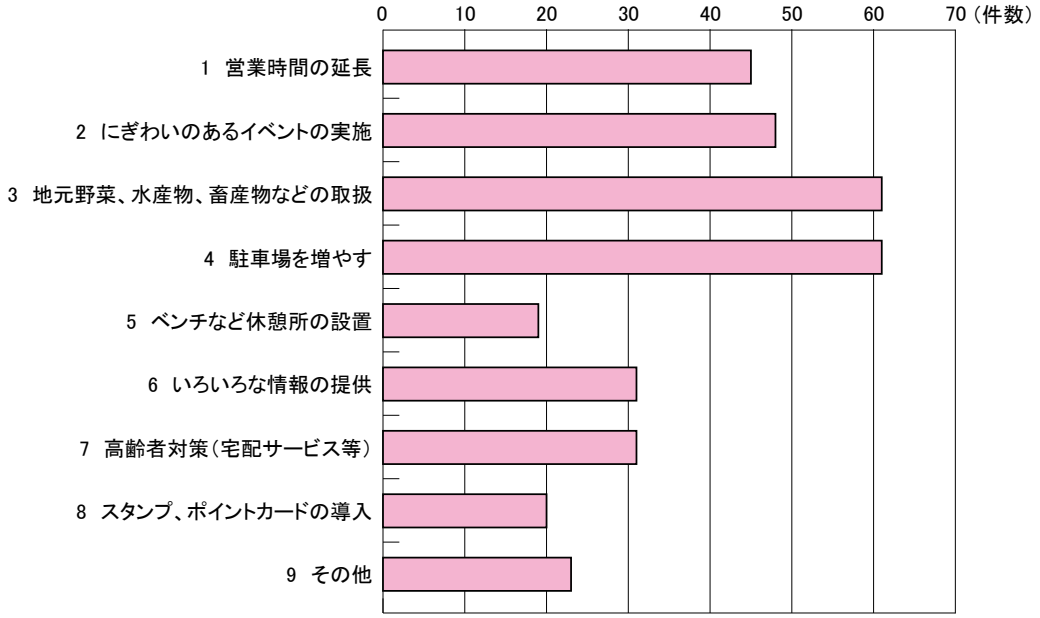


資料：なめがた消費スタイルアンケート

商業振興のために重視すべきこと（平成22年）

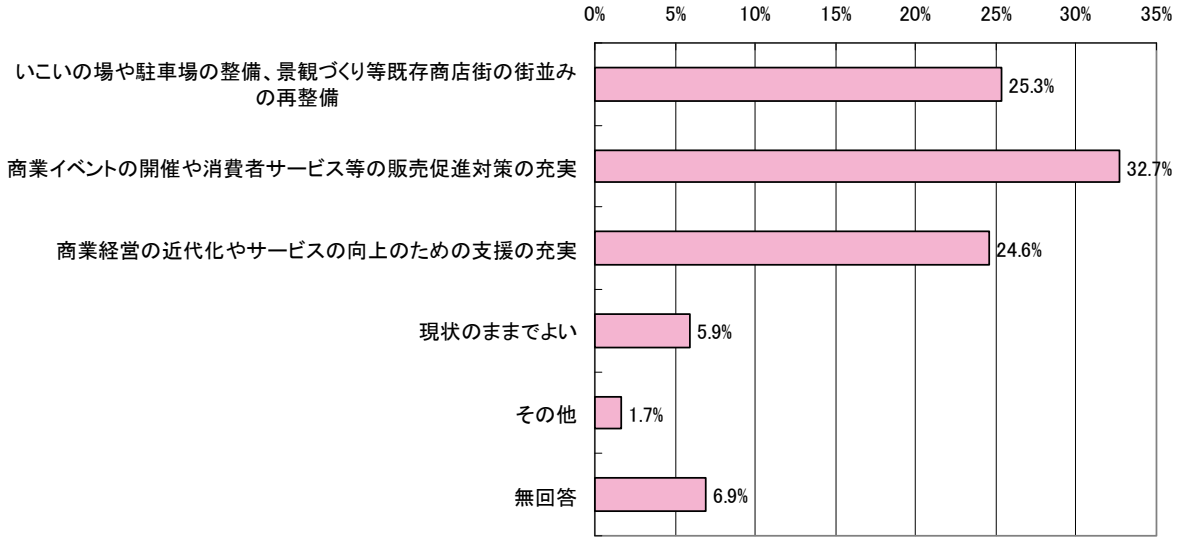


資料：行方市総合計画アンケート調査

words

## 基本目標

小売店の魅力と回遊性の向上が相乗効果を生み、消費の安定が図られ、地域コミュニティ意識が熟成されています。

**目標指標**

| 項　目 | 平成22年度実績 | 平成28年度目標 |
|---|---|---|
| 年間商品販売額 | 607億円 | 660億円 |
| 商店街再生総合支援事業利用累積件数 | 3件 | 6件 |

**施策の体系**

商業の振興
- 魅力あふれる店舗展開の促進
- 商業環境の整備促進

## 主要施策

### （1）魅力あふれる店舗展開の促進

**① 新しい買物環境づくり**

公共交通の脆弱性と高齢化が進展している地域では、徒歩圏に立地する個店が、市民の日常生活を支えるために、新鮮で安全な地元産の取り扱いや、行方の食文化を守る販売システムの構築に努め、地域に即した商業活動の体制づくりを行います。

**② 診断・指導の充実**

中小企業振興公社や商工会と連携し、商店街や個別商店の経営診断に努め、経営革新計画※1の作成支援や研修会、講習会など学習機会の充実を図り、経営を支援します。

**③ 資金調達・運用の支援**

自治金融やセーフティネットなどの各種融資制度の活用と相談体制の充実などを図ります。また、国・県の制度と合わせて、起業家のための資金確保に努めます。

**④ 商業者の交流の促進**

商業団体と連携し、後継者の確保・育成のため、若手経営者などのグループ活動を支援し、情報交換や研修、専門家との交流の機会づくりに努めます。

**⑤ 起業化支援の促進**

新しい市民ニーズに応える事業を興す事業者に対しては、国・県などの制度も活用しながら、経済的・技術的支援にあたります。

**⑥ 商工会の機能強化**

中小商工業者の育成・経営指導にあたる商工会の事業運営の強化を図ります。

words　※1　経営革新計画
これまで自社で取り組んでいなかった新商品･新サービスの開発や提供により､従業員一人当たりの付加価値額や経常利益を一定以上伸ばす内容の計画が､経営革新計画として経済産業省により承認されることで､政府系金融機関による低利融資制度や信用保証の特例､課税の特例などの優遇措置が得られる。

### （2）商業環境の整備促進

**① 商業基盤の整備**

商業地域の景観形成や歩道・駐車場・駐輪場のユニバーサルデザイン化、歩道・公園・ポケットパーク※1等の整備を推進し、街路灯の整備、電柱地中化、商店街の環境整備に努めます。

**② 大型小売店舗立地の適正な誘導**

郊外への大規模小売店舗の進出に際しては、都市計画法や大規模小売店舗立地法に基づき、周辺地域の生活環境や景観の保持などのため、適正な誘導に努めます。

**③ 観光との連携強化**

商店街を生かした大麻神社・玉造大宮神社の伝統的な祭礼、なめがたあきんど祭など市内のイベントによる賑わい空間づくりを推進するとともに、県内各地の観光シーズンのピークに連動させてのしかけ作りを行うなど、観光商業の振興に努めます。

## 市民協働共創の目標

（1）市民は、できる限り身近な地域での買い物・消費に努めます。
（2）商店経営者は、多様化する顧客ニーズに対応した魅力ある商店づくりに努めます。
（3）商店経営者は、共同イベントや共同購入、一店舗多業種化※2の導入等を検討するなど、事業者間の連携強化による経営安定化に努めます。
（4）商店経営者は、消費者と積極的に交流を持ち、地域住民のニーズを把握し、個店及び商店街毎に対応を考えます。
（5）商店経営者は、地域農水産物や畜産物、加工品を積極的に品揃えして販売し、地産地消の窓口となります。

words
※1 ポケットパーク
道路わきや街区内の空き地などわずかな土地を利用した小さな公園または休憩所。
※2 一店舗多業種化
個店の閉業などにより歯抜けのような状態となり始めた商店街の経営者らが、不足する業種を互いに補い合うことで、商店街機能を維持する方法の一つ。例えば、八百屋がなくなった商店街にて、残っている他の個店やコンビニエンスストアが生鮮野菜の取り扱いを担うことなど。また、夫が経営するカメラ屋の中で、妻が雑貨店を始めるなど、女性や若者の自己実現の方法の一つとして一店舗多業種化がなされる場合もありうる。

## 私の夢

麻生中学校　三年　須田　千尋

私のおじいちゃんは、私が生まれる前に事故にあい、体が不自由になりました。物につかまって歩くことはできても、私達が普通にできることができません。手足が不自由になってしまったので、物をつかむことや、ものを開けることがなかなかできません。私は、そんなおじいちゃんに、小さい頃から可愛がられ、いつも側にいましたし。だから、おじいちゃんができないことを手伝うことが当たり前で、障害者として困っているところもたくさん目にしてきました。

おじいちゃんは、病院通いをしていて、私は数多く、行方市の総合病院を訪れたことがあります。そして、私自身もたくさんお世話になりました。おじいちゃんにとって、総合病院は生きるためになくてはならないものです。いつも診てもらえるから、元気に生きていられるのだと感じます。

ある日、私はおじいちゃんに将来の夢を聞かれました。その時はまだ、そこまでしっかりと考えていなかったので、私はおじいちゃんのことを思って、「病院で働きたい。」と言いました。おじいちゃんはすごく喜んでくれて、応援してくれました。それまでなんとなくこの仕事もいいかなと思っていたものが、おじいちゃんの嬉しそうな顔を見て、強い意志へと変わりました。

行方市には、大きな病院があまりないため、行方市の総合病院は、いつもたくさんの人でいっぱいです。医者の人手も少ないため、他の大きな病院からいつも診察しに来てくれています。私達が大きな病気やけがをした時には、いつもここでお世話になっていて、なくてはならないところです。しかし、このような病院が一つしかないので、ものすごく不便を感じます。バスも電車も通ってないせいで、病院にも行きづらいと感じることがあります。

行方市に、もっと大きな病院を。そして、もっと気軽に病院へ通えることを望んでいます。行方市に、もっと大きな病院ができたなら、もっとたくさんの人が助かると思います。そして、もっと交通が便利になったら、お年寄りも簡単に病院へ通うことができると思います。

私の夢は、「病院で働きたい」という願いから、行方市に大きな医療をという願いへとなりました。

私は、この夢を叶えるために、今、一生懸命学びたいと思います。

# 4　工業の振興

## 現況と課題

わが国の工業界は、2008年に発生した世界的な金融危機※1に見舞われ、それまで続いていた設備投資の増加や活発な輸出などが失われました。海外からの輸入に頼った経済発展は、方向転換を余儀なくされ、工業界では発展途上国の廉価な製品に対応するため、今まで以上のコスト削減を迫られました。また、金融危機を発端とした低迷からの転換が期待された2011年には、東日本大震災に見舞われ、サプライチェーン※2の脆弱性など、新たな課題を抱えております。

本市の工業は、市内一円に古くから縫製や食品などの軽工業が集積しています。また、工業系土地利用の適地である新原地区には2社、上山鉾田工業団地には9社（うち市内は8社）の企業が立地しています。工業統計調査によると、平成20年に製造品出荷額等687億円に達し、本計画の目標値であった平成23年製造品出荷額等700億円を目前に控えておりましたが、世界経済低迷のあおりを受け、同年から製品出荷額の低下が見られます。

現在、本市の工業支援策については、企業に対し固定資産税の課税免除や、軽工業など中小の事業所が、中小企業事業資金の融資あっせんや保証料補給などを受けられる制度があります。また、北浦地区では、平成4年度から、茨城県により北浦複合団地の整備が進められており、平成18年度には、1期地区が一部分譲開始されておりますが、企業の立地が進んでいません。上山鉾田工業団地とあわせ、企業誘致が課題となっています。

今後の世界経済の先行きが不透明であり、企業の設備投資意欲も冷え込んでおりますが、本市の自然環境や東関東自動車道水戸線など主要インフラ※3への交通アクセス等の整備促進により、販売機能強化や環境ＩＳＯ認証の取得などによる既存事業所の育成と、研究機関などを含めた新規産業の積極的な誘致、さらには起業化の促進など、総合的な工業振興策を推進していく必要があります。

工業振興のために重視すべきこと（平成22年）

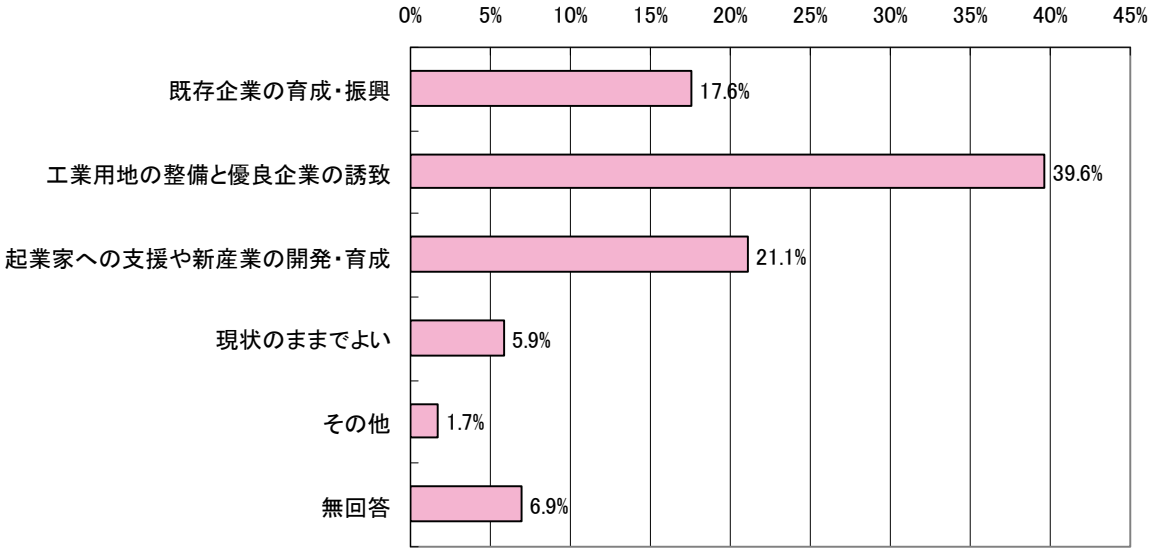


資料：行方市総合計画アンケート調査

words
※1　2008年世界金融危機
米国の大手投資銀行が破綻したことが引き金となった金融危機。リーマン・ショックと呼ばれることもある。
※2　サプライチェーン
商品の原料である段階から、消費者の手元に届くまでの全行程のこと。各メーカーは原料の生産者や販売店、流通業者と、消費者のニーズの情報を共有、一括管理することで販売までのムダを少なくすること。
※3　インフラ
インフラとは、学校、病院、道路、鉄道、上水道、下水道、電気、ガス、電話など、社会的経済基盤と社会的生産基盤を形成するものの総称を指す。

製造業の事業所数・従業者数・製造品出荷額等の推移（従業員4人以上の事業所）

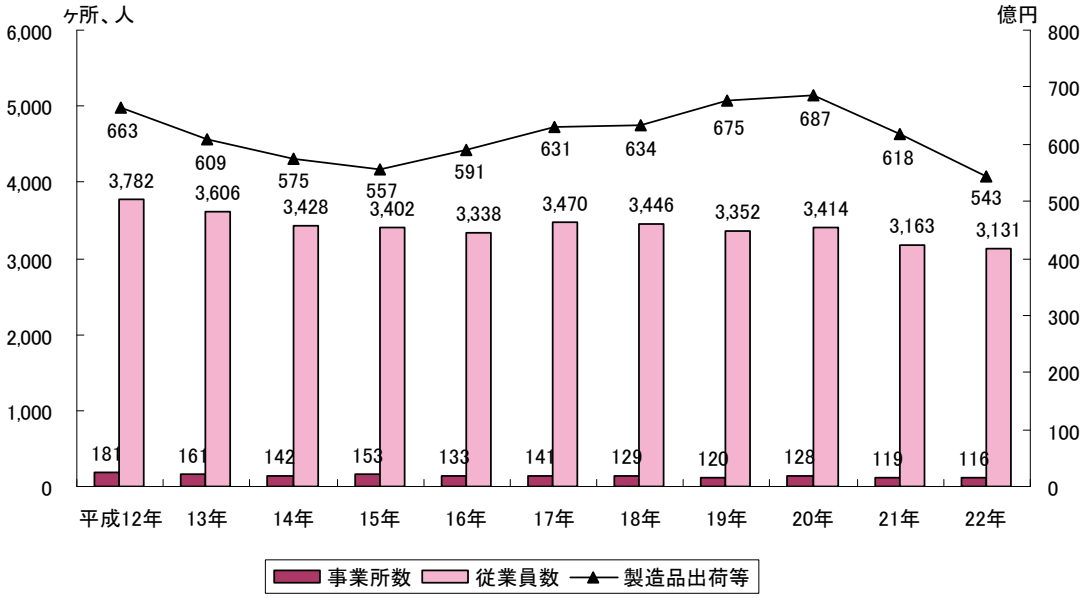


資料：工業統計調査

製造業における海外取引の実態

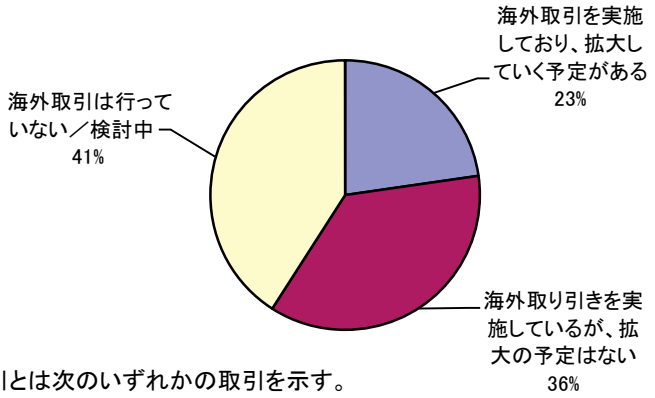


海外取引とは次のいずれかの取引を示す。
・海外に自社工場や提携工場を持っている。
・海外から原材料や部品を購入している。
・海外に製品を輸出している（親会社による輸出を除く）。

資料：行方市企画政策課
※市内製造業者から無作為抽出22社を対象として調査

## 基本目標

地域の工業が堅調に発展するとともに、農業など他の分野との連携が拡大しています。

**目標指標**

| 項　目 | 平成22年度実績 | 平成28年度目標 |
|---|---|---|
| 製造品出荷額等 | 543億円 | 700億円 |
| 上山鉾田工業団地の立地企業数 | 8 | 11 |
| 北浦複合団地の立地企業数 | 0 | 3 |

words

**施策の体系**

**工業の振興**
- 既存企業の強化
- 企業誘致の推進・起業化の促進

## 主要施策

### （1）既存企業の強化

**① 高度化と経営基盤の強化**

関連業種および異業種交流の促進、新規事業進出への支援、融資制度の活用促進、経営・技術支援体制の充実を図り、既存の地域企業の個々の特性を生かしながら高度化と経営基盤の強化を図るなど、きめ細かく支援します。また、東日本大震災にて明らかになったサプライチェーンの脆弱性への対策も推進します。

**② 販売機能の強化・充実**

消費者の成熟化に対応し、情報発信の強化、販売ルートの開発・強化、イベントとの連携による地場消費の拡大など、地域密着型企業ならではの特性を生かしつつ、既存企業の販売機能の強化・充実を促進します。

**③ 環境にやさしい事業所づくりの促進**

エコ工業化の推進を図るとともに、環境ＩＳＯ認証※1の取得支援や、環境対策の設備投資等の補助・融資制度を検討するなど、消費者や環境にやさしい企業づくりを支援します。

### （2）企業誘致の推進・起業化の促進

**① 企業誘致の推進**

関係機関と連携しながら、北浦複合団地や工業系の適地への企業誘致を推進するとともに、東関東自動車道水戸線の交通アクセスの整備促進など、条件整備に努めながら、市民の雇用促進と自主財源の確保のため、企業誘致を強力に推進します。なお、誘致する企業は、国内外の企業・行政機関を問わず誘致します。

**② 研究機関の誘致**

行方市の地域資源を活用する研究機関・研究者集団を積極的に誘致します。特に、農業、６次産業、新エネルギー、ＩＴ分野については、産業振興や雇用促進同様にまちづくり全般に寄与することから、農地や原材料の供給支援を行います。

**③ その他の起業化の促進**

農商工連携を推進する産業振興センターの機能設置を検討し、地域資源を生かした多様な起業化や企業連携を促進します。

## 市民協働共創の目標

（1）事業者は、各種制度を最大限活用し、設備の充実化や環境対策、人材育成を進めます。
（2）事業者は、先端技術交流を推進し、異業種交流により、知的財産や技術の共有化を通して、効率化や新分野への起業化に生かします。
（3）事業者は、工場見学、就労体験など、地域貢献を図ります。
（4）商工会は、積極的な情報提供や相談・経営指導に努め、企業間のパイプ役や商談会出店の支援を強化します。また、物産展などへの出品を促進します。

words ※1 環境ISO認証
ISO（国際標準化機構）による、環境についての国際標準化規格の認証のこと。

## こんな行方市になってほしい

北浦中学校　一年　河野　彰弘

ぼくがこんな行方市になってほしいと思うことは、三つあります。

一つ目は、森や水田がたくさんあるので、その自然に恵まれた環境を守る必要があると思います。森林の伐採などをしたら、そこに住んでいる動物たちなどの生き物や植物もいなくなり、環境が破壊され、自然が減ってしまいます。そのため、普段聞き慣れた鳥やセミやカエルなどの鳴き声が聞けなくなります。また、おいしい空気も吸えなくなってしまいます。だから、自然を残していきたいです。

二つ目は、飲み水にも使っている北浦の水を浄化し、きれいな湖にすることです。そのため、生活排水を流さないこと、アオコなどを発生させないことなど、いろいろな取り組みをしなければなりません。昔、湖の藻類がたくさん生息していて、その働きは、水をきれいにしていたと聞いたことがあります。しかし、堤防ができ、水害が減ったものの、環境が変わり藻類が少なくなってしまったということも原因の一つではないでしょうか。これから環境などの整備を整える必要があると考えます。

三つ目は、マナーや決まりを守ることです。みんなが決まりを守れば、交通事故や犯罪は起こらないと思います。

行方市は、事故や犯罪が少ない方です。これは、普段から一人一人が意識して生活しているからだと思います。マナーや決まりを守りながら他の人に親切にし、思いやりの心を持ち、そして、人と人とのつながりを大切にしていきたいです。また、この間の震災で、困った時は、お互いに助け合うことが必要であると強く感じました。

ぼくは、自然豊かで湖がきれいな、事故や犯罪が少なく人々が助け合える行方市になってほしいと思います。そうすれば、みんなが住みやすい街になると思います。

# 5 観光・レクリエーションの振興

## 現況と課題

本市は霞ヶ浦（西浦）、北浦と行方台地の自然景観を背景とした観光資源に恵まれ、釣りやウォータースポーツ、ゴルフなどで、県内や首都圏を中心に観光客が訪れています。水辺環境拠点として霞ヶ浦ふれあいランドを中心に、観光物産館「こいこい」、道の駅「たまつくり」があります。また、あそう温泉白帆の湯では、シーズン中は霞ヶ浦の風物詩である観光帆引き船が運行されており、重要な観光資源となっています。芹澤鴨生家跡や大場家住宅、麻生藩家老屋敷記念館などは、文化財としても価値があり、西蓮寺、観音寺とともに歴史散策の拠点となっています。その他の歴史資源も豊富で、馬出し祭、山田祇園、大麻神社祭礼、どぶろく祭などの伝統的な祭礼や、山百合まつり、なめがたあきんど祭などの新しいイベントでは、遠方より多くの観光客が訪れます。

人々のロハス※1志向や歴史ブームが高まる中、湖岸や里山の美しい景観を背景に、市民の暮らしに育まれた歴史・文化や食の魅力を堪能できる本市の観光は、これからも飛躍できる可能性があります。また、近接する茨城空港が開港したことにより、今後は、関西・北海道、そして韓国・中国からのインバウンド※2で交流人口の増大が期待されているところです。

本市では、今後、フットパス※3や体験型観光、エコツアー※4を基軸に、食や生活文化、湖や田園風景の魅力を掘り起こし、積極的な情報発信と魅力ある交流事業を展開してます。このような観光を推進していくために、特に農家、高齢者、女性の参画が不可欠であり、地域ぐるみの対応体制を構築していく必要があります。

観光振興のために重視すべきことの意向変化（平成18年と平成22年の比較）

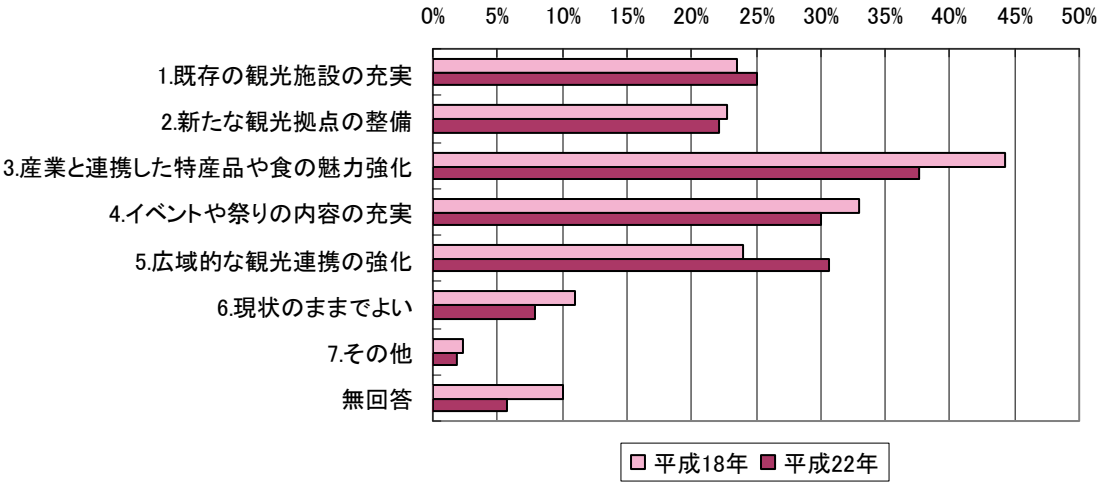


資料：行方市総合計画アンケート調査

words
※1 ロハス
Lifestyle of Health and Sustainabilityの頭文字を取った言葉。健康と持続可能性（地球環境への優しさ等）を重視した生活スタイルを指す。
※2 インバウンド
海外から日本へ来る観光客。外国人観光客の誘致活動の意味を含んで用いることが多い。
※3 フットパス
森林や農村、古い街並みなど、地域に昔からあるありのままの景観を楽しみながら歩く（フット）ことができる小路（パス）。発祥の地であるイギリスのフットパスでは、散策のほかにもサイクリングや乗馬にも対応している。
※4 エコツアー
自然環境、野生動植物、歴史的史跡、歴史文化的景観等、各地のありのままの地域資源を楽しむツアー。

観光施設等への来場者数の推移

| | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 霞ヶ浦ふれあいランド | 65,898 | 65,967 | 62,897 | 66,157 | 58,057 |
| 白帆の湯 | 109,728 | 99,763 | 99,256 | 83,274 | 100,771 |
| 観光帆引き船（麻生） | 474 | 363 | 782 | 826 | 518 |
| 観光帆引き船（玉造） | 745 | 768 | 758 | 758 | 980 |
| 井上山百合まつり | 1,972 | 3,156 | 5,185 | 4,851 | 5,801 |
| 合計延べ人数 | 178,817 | 170,017 | 168,878 | 155,866 | 166,127 |

資料：行方市　商工観光課

## 基本目標

行方らしさを生かし、食と健康の魅力あふれる個性的な観光地が形成されています。

**目標指標**

| 項　目 | 平成22年度実績 | 平成28年度目標 |
|---|---|---|
| 道の駅「たまつくり」物産販売所（行方市観光物産館）の年間売上額 | 191,629千円 | 250,000千円 |
| 天王崎交流センターの入込客数 | ― | 60,000人 |
| 行方市観光ボランティアの人数 | 9人 | 30人 |

**施策の体系**

**観光・レクリエーションの振興**
- 体験型観光の振興
- 反復型・通年型観光の振興

## 主要施策

### （1）体験型観光の振興

**①　「農」と「食」の体験メニューの豊富化**

市民の暮らしに根ざした食文化、里山や行方台地からの清らかな湧水を活用した生活スタイル、歴史資産の中から、観光に生かせるものについては体験メニュー化していくことを推進します。

**②　親水レクリエーションの体験メニューの豊富化**

ヨット、パラセーリング、ジェットスキーなど親水レクリエーションの体験メニューの豊富化を図ります。同時に、植栽や親水性の確保、水質浄化など、市民の取り組みを支援することで楽しめる水辺づくりを進めます。

**③　体験メニューのネットワーク化**

食や親水レクリエーションなど各種体験メニューを総合的にネットワーク化するため、市内の関係事業者が情報を共

words

有し、必要に応じてタイアップ等の連携ができる体制を築きます。

**④ 体験型観光の受け入れ体制・実施体制づくり**

少人数グループへの対応および多種多様な要望への対応に向け、関係事業者とともに、情報の一元化や地域ぐるみの体制づくりを進めます。また、農家民泊や貸し農園など、より深い体験の機会をニーズに合わせて随時提供できる体制を構築します。

さらに、滞在型市民農園（クラインガルデン）等の設営についての検討を進めます。

## （2）反復型・通年型観光の振興

**① ホスピタリティの醸成**

何度も訪れてもらえる地域となるために必要とされるホスピタリティ※1について、観光関係者を対象に研修会やＯＪＴを通して、おもてなしの質を高めます。また、観光ボランティアによる行方の魅力発信を推進します。

**② 情報発信の多様化**

ツイッターなどのソーシャルメディア、口コミ、地域情報誌などの媒体をフルに活用し、また、画像や動画、多言語化などあらゆる手法を駆使して、行方市の文化や歴史のアピール、イベント時に限らない通年型の情報発信などに努めます。

**③ 地域イメージの形成とブランド化**

情報発信の際には、なめがた大使や専門家の協力を必要に応じて仰ぐほか、行方市イメージキャラクターや、「里ガール」等、人材と商標の活用を図ります。

その他、情報発信の一環として、フィルムコミッション事業に取り組みます。

**④ 観光施設の魅力化**

清潔で親しみやすい施設づくりはもちろん、洗練された観光地づくりに努めます。特に観光要衝の地である道の駅たまつくり周辺および霞ヶ浦水辺リゾート構想における天王崎周辺は、本市の観光要衝であるため、集中的に機能再編や施設の充実を推進します。

**⑤ 観光産業の育成**

観光振興を進める上で不足感がある飲食店や農家民泊等の来客向けサービス業の新規出店や既存商店の新業種進出を支援します。

**⑥ ツアーへの対応**

首都圏に向けたツアー商品等や茨城空港からの着地型観光に対応するため、広域的な連携を深め商品のメニュー開発と環境づくりに努めます。

**⑦ フットパス（景観散策）による観光ルートの構築**

通年型観光のひとつとして、歴史的街並み、谷津田、里山などの農村景観が楽しめるフットパスやサイクリングルートを設定するほか、標識や案内板の整備を図り、市民のホスピタリティと観光ボランティアよるおもてなしによって、行方市の魅力を感じることができる環境づくりを進めます。フットパス沿線上の湧水については水質検査の上、おもてなしの水としての活用を図ります。

words ※1 ホスピタリティ
おもいやり。心からのおもてなし。

## 市民協働共創の目標

（1）来訪者と市民が、ともに楽しめる交流機会づくりに努めます。
（2）市民は、観光まちづくりのアイデアの提案と、おもてなしに努めます。
（3）市民は、来訪者の受け入れや、食の魅力開発などに協力します。
（4）市民は、歴史文化や郷土の魅力をアピールできるように、伝統行事やイベントへの参加を心がけます。
（5）市民は、自ら名所旧跡を訪ねたり、観光ボランティア養成講座に参加し、交流の支援を行います。
（6）市内の観光事業者等は、観光協会と協力して、域内の観光商品等を開発し、運営に努めます。
（7）市民・観光事業者は、お中元・お歳暮等の贈答品を市外の人に贈る際に、特産品案内や観光パンフレットの同封に努めます。

井上やまゆりの里オカリナコンサート

化蘇沼稲荷の奉納相撲

words

# 6　雇用・勤労者福祉対策の推進

## 現況と課題

近年、わが国の雇用をめぐる状況は所得水準の低迷、契約・派遣社員、パート・アルバイトなど雇用形態の多様化と「派遣切り」などの社会問題化、外国人労働者の増加、更には東日本大震災による失業者の増加など、不安定な状態が続いています。また、勤労者対策では、産休・育休などが、あまり活用されていない状態です。

こうした雇用や勤労者対策をめぐる問題は、社会的に弱い立場にある層でより深刻な状況であり、結婚や子育て、介護などワークライフバランス※1の問題が危惧されるため、市民が安心して快適に働き続けられるよう啓発活動に努めていく必要があります。

本市では、身近で職を求めたい人のために、行方市無料職業紹介所を設立しました。また、地元企業による雇用力の拡大、雇用機会の拡大、多様な雇用の確保、起業促進、そして勤労者福祉の増進に取り組まねばなりません。今後は求職者に多くの求人情報を発信するため、求人事業所を掘り起こす必要があります。

## 基本目標

市民一人ひとりが、職住近接のこの地で、多様な働き方を実現し、安心して楽しく働いています。

**目標指標**

| 項　目 | 平成22年度実績 | 平成28年度目標 |
|---|---|---|
| 求人登録事業所数 | 60事業所 | 100事業所 |
| 登録求職者取り扱い数 | 41人 | 120人 |
| 求人求職斡旋数 | 18人 | 40人 |

※平成22年度実績は、平成23年3月開所時から12月10日までの数値

**施策の体系**

words　※1　ワークライフバランス
生活と仕事の調和。仕事のために家庭や生活、地域活動を犠牲とせず双方のバランスを保つこと。

## 主要施策

### （１）雇用の安定

**① 地元企業による雇用力の拡大**

雇用の安定を図るために、第一に地元企業による雇用力の強化を推進することで、都市部に出たまま帰ってこられない若者の呼び戻しと、市内求職者の雇用拡大を図ります。この推進力として、行方市無料職業紹介所の充実および求人情報開拓員の活性化を図ります。

**② 雇用機会の拡大**

雇用機会の拡大を図るため、６次産業化による地域産業の活性化を推進します。また、市内への企業誘致の際には、市内からの雇用促進を図ります。

**③ 多様な雇用の確保**

ハローワークなどと連携し、年齢や適性・能力に応じた就業機会や、フレックスタイム制※1・ワークシェアリング※2導入等により、希望する働き方・勤務時間に応じた職場が確保されるように努めます。また、能力開発の一環として情報通信技術など多様な職業訓練機会の確保に努めるとともに、障害者の雇用への協力の強化を促進します。

**④ 身近な場所での職場の確保**

行方市無料職業紹介所を通して、身近な範囲で求職が出来る場を確保し、市民に情報を提供していきます。また、市ならではの職業紹介所運営として、情報の豊かさ、対応のきめ細かさ、資格取得の相談対応等に努めます。

### （２）起業化の促進

**① 起業化支援体制の整備**

Ｕターンに加え、Ｊ・Ｉターン者や市民に新規就農や各種起業の促進に向けて、情報提供・相談・指導体制の整備に努めます。また、鹿島臨海工業地帯や茨城港、成田空港、筑波研究学園都市、および近年開港した茨城空港に近接する立地条件を生かし、農林水産業と観光業が連携した総合的な起業化支援センターの設置を検討します。

**② 多様な起業化の促進**

農業に強い地域特性を生かした農産物加工・農村レストラン※3・ほっとスティ※4の起業や、地域課題を解決するコミュニティ・ビジネス、ＩＴ技術を駆使した情報関連産業の起業化など、可能性のあるあらゆる分野の起業化を官民あげて促進します。

**③ 起業文化の育成**

次世代による起業の芽を育てるため、子どもの時から、学習指導要綱に定められたキャリア教育の一環として地域の産業や手づくりの技術・文化などに触れる機会の充実を図ります。特に、価値が高い伝統分野については、積極的な技能継承を行い、若い感性と、長年にわたって培われた高い技術の融合による再生を試みます。

---

words

※1　フレックスタイム制
労働者自身が、定められた時間帯の中で、始業及び終業の時刻を自主的に決定して働く制度。労働者が、生活と業務の調和図りながら効率的に働くことができるメリットがある。

※2　ワークシェアリング
１人の労働時間を短縮することで、仕事を分かち合い、雇用者数の増大を図る。

※3　農村レストラン
農山漁村に立地し、その地域の食材を活かした料理を楽しめるレストラン。農林漁業者が経営に関わっているため、鮮度や地域ならではの食べ方・文化を楽しむことができる。

※4　ほっとステイ
hot stay、（安心滞在、暖かいステイ、熱いステイ、新しいステイを意味する。）収穫農業体験でなく農村生活の毎日の普通の営みの中に訪問者を受入れる農村体験。

### （3）就労環境の改善

**① 福利厚生の充実促進**

自営業者の就業条件の向上を図るため、小規模事業者や農業経営者における共済制度の充実や家族経営協定の締結を促進します。

**② 就労状況の把握**

社会的弱者の適正な就労条件・就労環境を守るため、高齢者や障害者、外国人研修生・技能実習生などの就労状況の把握に努めます。

**③ ワーク・ライフ・バランス※1 の推進**

雇用関係機関との協力のもと、週休２日制や週 40 時間労働制、有給休暇、産休・育休、介護休暇などの適正な運用を推進することで、市民のワーク・ライフ・バランスを保ち、真の市民活力を引き出します。

## 市民協働共創の目標

（1）市民は、教育訓練給付制度や職業訓練などにより職業上の知識や技術の習得やスキルアップに努めます。
（2）市民は、起業文化の醸成に協力し、機会があれば積極的に起業を試みます。
（3）事業者は、適正な就労条件の確保と、就労環境の充実に努めます。また、ワークシェアリングなどを推進し、雇用の安定化につなげます。
（4）事業者は、Ｕ・Ｊ・Ｉターン希望者へ積極的に採用情報を提供します。
（5）就労者は、職場にて、人間関係を大切にするよう努めます。
（6）事業者は、行方市無料職業紹介所を利用し、求職者に最新の採用情報を提供します。

地元企業で働く女性の皆さん

words ※1 ワーク･ライフ･バランス
仕事と生活の調和。

# 第４節

## 人と自然が共生する、ゆとりと潤いに満ちたまち


1 消防・防災体制の強化 …… 122

2 交通安全対策の強化 …… 128

3 防犯体制の強化 …… 130

4 河川・湖沼環境の形成 …… 132

5 環境保全対策の推進 …… 136

6 環境衛生対策の推進 …… 140

7 エネルギーの有効利用 …… 142

8 景観の保全・形成 …… 144

9 住環境の向上 …… 148

10 公園・緑地の充実 …… 154

# 第４節　人と自然が共生する、ゆとりと潤いに満ちたまち

## 1　消防・防災体制の強化

### 現況と課題

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は東北地方を中心に 1 万 5 千人を超える死者および 3 千人を超える行方不明者など多大な人命被害をもたらし（平成 23 年 12 月 9 日現在）、家屋の流失、損壊、鉄道・道路の破壊など甚大な被害をもたらしました。また、福島第 1 原子力発電所にも深刻な損害が生じ、原子力非常事態宣言が発せられるなど、我が国の社会経済に与えた影響は計り知れないものとなりました。

本市においても死者 1 名、重傷者 1 名、また道路の損壊、電気・水道等のライフラインの寸断、住宅も 3,400 棟以上が損壊を受け（うち、全壊 117・半壊 698）、市内全域で未曾有の被害がありました。

また、放射性物質飛散事故については、農地・森林への直接被害以上に風評被害による経済被害が当面続くことが危惧されます。

災害が発生すると、復旧に時間と経済的負担を要します。また、ライフライン※1 途絶時のオール電化住宅における生活困難や住宅の防音化技術の進展などによる情報伝達の途絶など、現代的な被害についても、今後は充分な対応策が必要です。この震災を教訓として、震災発生時、また復興作業の問題点を検証し、それらへの対応と今後の課題について整理し、日頃から地域ぐるみによる防災意識の高揚や自主防災※2 体制の強化を図るとともに、あらゆる災害を想定した防災対策事業や、応急体制づくりを進めていく必要があります。

行方市の消防事業は、鹿行広域事務組合による常備消防と消防団による非常備消防が活動しています。行方消防署管内の常備消防力は、麻生出張所、玉造出張所あわせて、職員 64 名、消防ポンプ自動車 5 台、救急車 3 台を装備しています（平成 23 年 4 月現在）。また市消防団は、14 分団、1,345 人体制であり、さらに平成 23 年度には女性消防団が結成され、防災啓発活動の推進等に従事しています。

この 5 年間の火災発生件数は 160 件です。救急出動件数は平成 18 年の 1,433 件から平成 22 年の 1,486 件とやや増加傾向になっています。今後も、消防体制の充実を図るとともに、複雑多様化する疾病・事故の発生に伴う救急出動要請に迅速に対応し、救命率の向上を図ることが求められます。

また、市民や事業者の日常的な防火意識の高揚に努め、火災を未然に防止するとともに、突発的な大規模災害に備えて、確実な情報伝達手段の構築を進め、各々も身の安全を守る術を学んでおく必要があります。

words　※1　ライフライン
電気、水道、ガス、電話など日常生活に不可欠なシステムで、特に線や管で結ばれたものをいう。
※2　自主防災
行政区が母体となり、地域住民が自主的に連帯して防災活動を行うこと。

火災発生件数の推移

| | 平成18年 | 平成19年 | 平成20年 | 平成21年 | 平成22年 |
|---|---|---|---|---|---|
| 旧麻生町 | 17 | 16 | 21 | 12 | 10 |
| 旧北浦町 | 13 | 9 | 6 | 8 | 7 |
| 旧玉造町 | 7 | 7 | 5 | 10 | 12 |
| 合計（行方市） | 37 | 32 | 32 | 30 | 29 |

資料：鹿行広域事務組合

救急出動件数の推移

| | 平成18年 | 平成19年 | 平成20年 | 平成21年 | 平成22年 |
|---|---|---|---|---|---|
| 旧麻生町 | | 544 | 491 | 455 | 518 |
| 旧北浦町 | | 316 | 303 | 297 | 336 |
| 旧玉造町 | | 625 | 603 | 585 | 632 |
| 合計（行方市） | 1,433 | 1,485 | 1,397 | 1,337 | 1,486 |

資料：鹿行広域事務組合

防災対策で行っていること（平成22年）

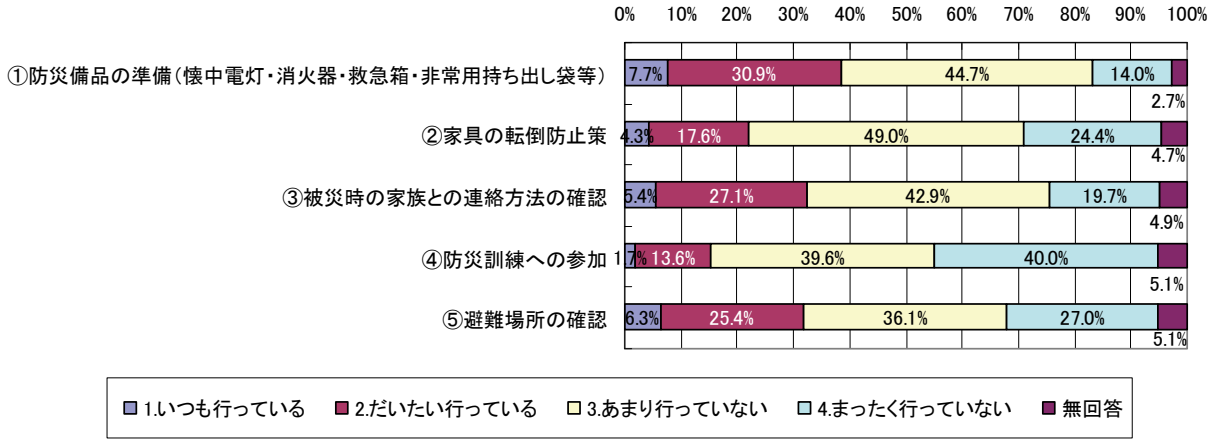


資料：行方市総合計画アンケート調査

words

行方市の施策として進めたほうが良いもの（平成23年）

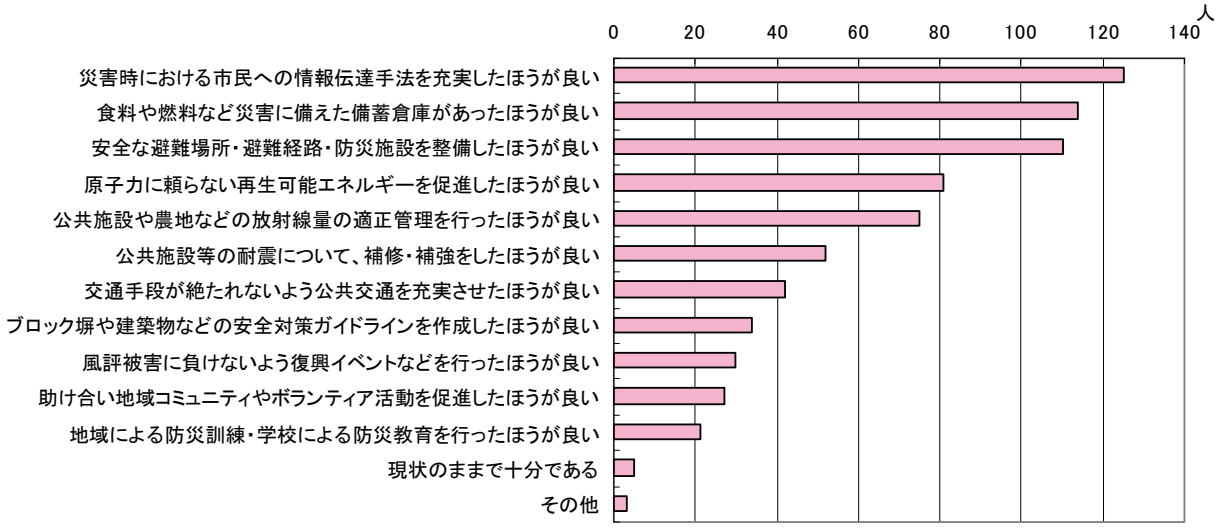


資料：行方市震災アンケート調査

震災前との気持ちの変化（平成23年）

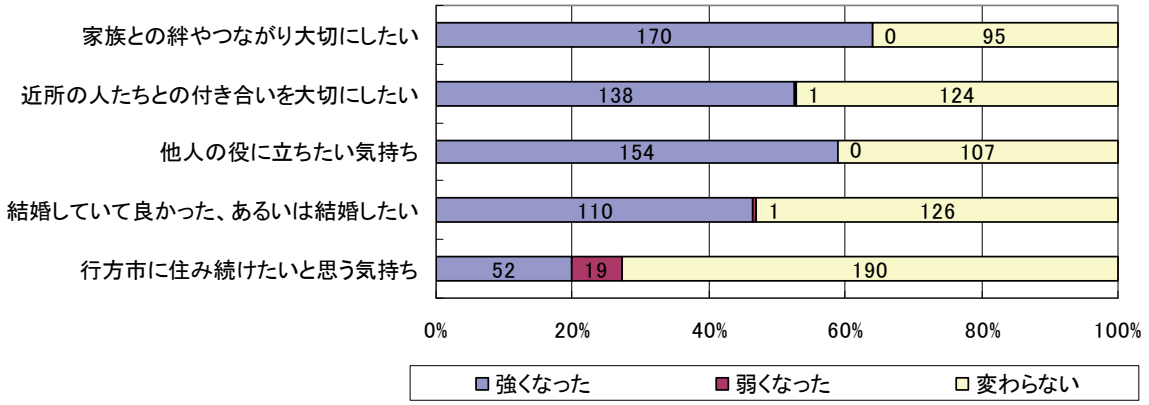


資料：行方市震災アンケート調査

## 基本目標

地域ぐるみでのあらゆる災害に対する予防体制と応急体制が整うとともに、安心できる消防救急体制が確立しています。

**目標指標**

| 項　目 | 平成22年度実績 | 平成28年度目標 |
|---|---|---|
| 自主防災組織数 | 37組織 | 41組織 |
| 消防団員数 | 1,375人 | 1,450人 |
| 消火栓設置数 | 1,176ヶ所 | 1,200ヶ所 |
| 防火水槽設置数 | 560ヶ所 | 560ヶ所 |

words

**施策の体系**

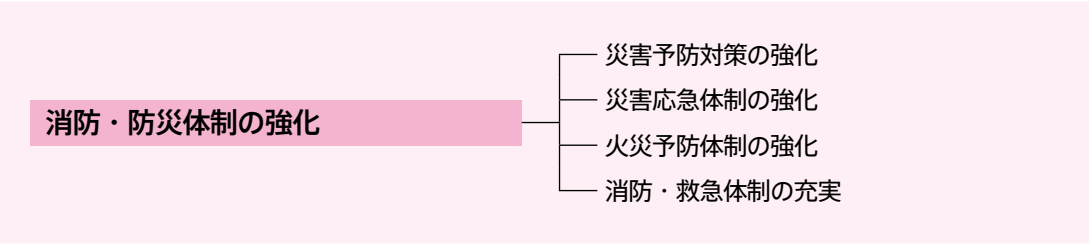


## 主要施策

### （1）災害予防対策の強化

**① 地域防災計画の実効性の確保**

東日本大震災への対応を検証し、実効性のある防災計画へ見直しを進め、市民・事業者に対し、地域防災計画・水防計画の周知・徹底を図ります。

**② 広報・啓発の充実**

市ホームページや広報紙、パンフレットによる啓発を行います。また、非常時の振舞い方や、水や物資の調達方法などの各種講習会の開催等を通じて、市民の防災意識の高揚と防災知識の普及に努めます。

**③ 自主防災活動の推進**

市民自らの防災活動を活性化するため、地域における自主防災活動の指導、援助等を行います。また、定期的な防災訓練を推奨し、その訓練を通して、役割分担や備蓄品の確認と見直し、ひとり暮らしの高齢者や障害者などの把握、コミュニティ強化を推進します。

**④ 災害時要援護者対策の強化**

災害時要援護者の防災対策については、行方市災害時要援護者避難支援プランに基づき日頃から「ご近所さん」、区長、民生委員、消防団等の協力を得ながら、ひとり暮らしの高齢者や障害者など要援護者のデータベースを構築し、きめ細かい救助・避難方法や被災時の生活の確保を図ります。

**⑤ 地震に強いまちづくりの推進**

東日本大震災での被害状況を検証し、避難場所となる公共・公益建物やライフライン※1、通信設備の耐震性の向上に努めます。防災道路・公園等の整備による防災空間の確保、住宅の耐震診断・耐震改修の促進など、地震に強いまちづくりを進めます。

**⑥ 風水害に強いまちづくりの推進**

水辺空間や自然環境との調和に配慮しながら、河川・用排水路・湖岸・崖地補強等の改修や排水能力強化により、浸水・冠水・土砂災害の防止対策を進めます。

**⑦ ライフライン途絶に強いまちづくりの推進**

ライフラインや物資供給の途絶に備え、地区ごとに利用可能な地下水や湧水の情報整理を進めます。また、自然エネルギーを用いた発電システム等を効率的に配置します。

words　※1　ライフライン
電気や水道など、現代社会で生活していく上で最低限必要な施設のこと。

**⑧ 事業継続計画※1 策定の推進**

市内事業所に事業継続計画の策定を促し、災害において事業所が被害を受けた場合にも、従業員や顧客、サプライチェーン※2 全体に広く影響が及ばないように努め、災害被害を最小限にとどめます。

**⑨ 風評被害に強いまちづくりの推進**

放射性物質による風評被害を防ぐため、複数の場所・農林水産物等の商品における放射能検査を実施し、市内外に公開します。

## （2）災害応急体制の強化

**① 情報収集・提供体制の整備**

災害情報発信システムやメールマガジンを活用した情報発信、戸別型防災無線、災害時優先電話の活用を図り、災害情報の伝達、安否確認、被害状況の把握、速やかな避難・救助の指示・勧告、被災地域への応援要請など、行政区とともに、災害時の的確かつ迅速な情報収集・提供体制の強化および情報伝達機器の充実化を図ります。

**② 防災資器材の整備・充実**

主要避難所における食糧、生活必需品、医療品、仮設トイレ、応急給水資機材等の備蓄に努めます。また、中長期避難生活の可能性に備え、発電・蓄電のシステムの設置に努めます。行政区独自による備蓄の要請に対しても、備蓄計画とのバランスをとりながら支援を検討します。

**③ 被災時医療体制の充実**

地元医師会や保健医療機関との連携により、日常からの応急体制づくりに努めるとともに、応急手当、救急救命法など、災害時の応急処置手法の啓発を図ることで、災害時の医療体制を強化します。

**④ 突発災害対策の推進**

有害物質の漏えい、無差別テロなど、本市が経験したことのない突発的な災害・重大事故に対して、国民保護計画に基づき、警察機関、国・県などと連携し、応急体制の整備に努めます。

**⑤ 応援受け入れ体制の整備・充実**

自衛隊やボランティアなどの応援受け入れ体制と緊急物資受入れ体制の整備を進めるとともに、遠方の自治体、大手スーパーやコンビニエンスストア等の商業者、また資機材リース会社との相互応援協定の締結を図ります。また、持病を持つ方や乳幼児のいる家族など、支援が不可欠な人々と応援をつなぐ体制を築きます。

## （3）火災予防体制の強化

**① 広報・啓発の充実**

市民の防火意識の高揚を図るため、防火訓練や広報活動、消防団と地域住民との交流活動などを推進します。

**② 自衛消防組織の指導強化**

自主防災組織、婦人防火クラブなど、自衛消防組織の指導強化および人員確保を図り、地域や事業所単位での火災予防の強化を図ります。

**③ 防火指導の強化**

設置が義務付けられた火災報知器普及に努めるとともに、建築確認時および消防点検における防火指導、危険物施設等の管理指導などの強化・徹底を図ります。

words ※1 事業継続計画
企業が被災しても重要事業を中断させず、中断しても可能な限り短期間で再開させ、中断に伴う顧客取引の競合他社への流出、マーケットシェアの低下、企業評価の低下などから企業を守るための経営戦略。

※2 サプライチェーン
原材料の調達から生産、販売、物流を経て最終需要者に至る、製品のサービス提供のために行われるビジネス活動の一連の流れ。

### （４）消防・救急体制の充実

**① 消防組織の充実**

消防署との協力体制を築き、消防職員に必要な知識・技能の習得・訓練を実施し、人員の計画的配置と消防団員の確保に努めます。

**② 施設・設備の充実**

既存の消防車両や資機材、防火水槽、消火栓などの消防水利の管理の徹底を行い、不足に対しては整備を計画的に進めます。

**③ 救急救命体制の充実**

鹿行広域事務組合による救急救命士の育成や、救急・救助体制を充実化するために、救助資機材の拡充などを図ります。また、市民を対象に、AED※1 などの利用を可能とする普通救命講習等を開催し、救急・救命に関する普及に努めます。

## 市民協働共創の目標

（1）市民は、避難場所の把握や災害非常用避難セットの常備、住宅への火災報知機の設置、家具等の転倒防止策など、身近な防災対策に努めます。

（2）市民は、自主防災組織や消防団、災害ボランティアなどに積極的に参加し、地域の安全を守ります。

（3）市民は、地区ごとに近隣の高齢者世帯や障害者などとのコミュニケーションを日頃から図り、災害時に連絡・避難・救助活動を行います。

（4）市民は、普通救命講習などを通じて応急手当や救急救命法の知識・技術の習得に努めます。

words　※1　AED
自動体外式除細動器。突然、心停止した人を救うため、体外から自動的に電気ショックを与え、心臓の働きを戻す機械。
音声ガイダンスに従い操作することができるため、医師でなくても安全に使用することができる。

## 2 交通安全対策の強化

### 現況と課題

一部の路線バス以外、公共交通が不十分な本市では、自動車が生活の必需品であり、保有台数、通過交通量が多く、さらに高齢化が進展することから、交通安全対策の重要性は日々高まってきています。また、自転車の交通安全についても、全国的に関心が高まっています。

本市の最近5年間の交通事故件数は172件から123件と減少傾向にありますが、高齢者の事故が増加し、また死亡事故も毎年数件発生しています。

これまで、交通安全施設の整備や交通安全母の会の育成、被害者救済支援などを行うほか、警察署や交通安全協会、交通安全母の会などの協力のもと、子どもたちや高齢者を中心に交通安全教室などで啓発活動を行ってきましたが、今後も引き続き、こうした取り組みを強化していくことが求められます。

交通事故発生件数の推移

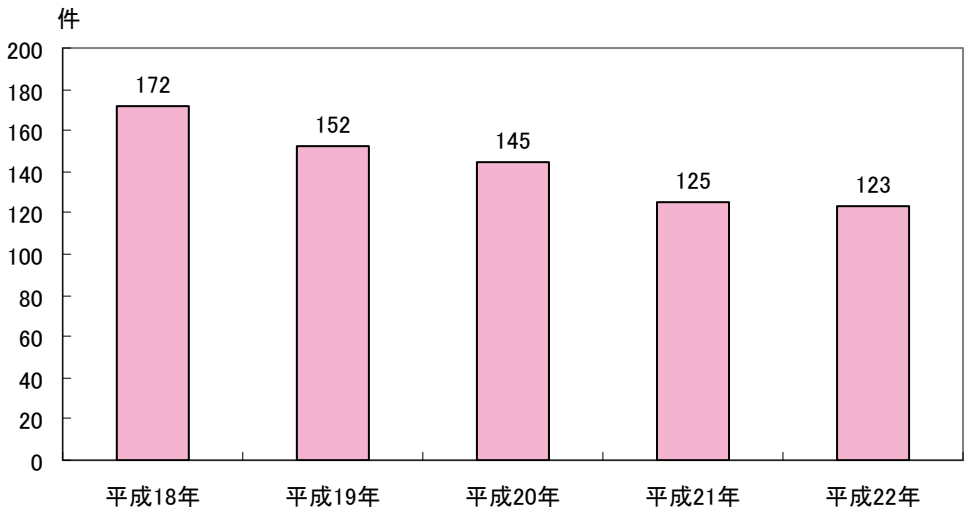


資料：茨城県警察本部

### 基本目標

地域ぐるみで交通事故防止に取り組み、事故の少ない安全なまちが実現しています。

**目標指標**

| 項　目 | 平成22年度実績 | 平成28年度目標 |
|---|---|---|
| 交通事故発生件数 | 123件 | 100件 |

words

**施策の体系**

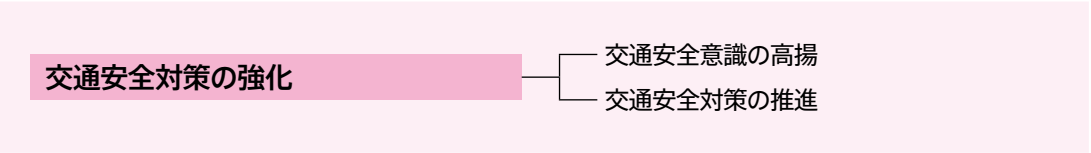


## 主要施策

### （1）交通安全意識の高揚

**① 交通安全教育・広報の推進**

後を絶たない飲酒運転の撲滅に向けた啓発を強化するとともに、高齢者・幼児などを対象に参加・体験型教育を実施するなど、学校や職場、地域など様々な場での交通安全教育・広報の推進を図ります。また、自転車における安全教育についても、児童生徒のみならず、高齢者に対しても、必要に応じて啓発に取り組みます。

**② 安全性を高める装備着用の啓発**

歩行者や自転車には自動車運転手から認識されやすいよう、反射材やヘルメット等の着用や夜間における明るい服装の選択を啓発します。

### （2）交通安全対策の推進

**① 安全な歩行空間の確保**

道路管理者と連携し、歩行者が安心して歩ける道路環境の整備を推進するとともに、危険箇所の調査と、その結果を受けてガードレールやカーブミラーなどの交通安全施設の整備を図ります。

**② 安全な交通環境の整備**

道路管理者や警察署と連携し、わかりやすく効果的な視線誘導標や路面表示の設置、危険な交差点の改良など、安全に運転できる環境整備に努めます。また、山林や生垣と接した道路等については、土地所有者の理解を得て、適切な道路環境の管理に努めます。

**③ 被害者救済の支援**

交通災害共済制度への加入を促進し、交通被害者への支援を図ります。

## 市民協働共創の目標

（1）市民は、交通ルールを遵守し、自動車や自転車の安全な運転に心がけます。
（2）市民は、明るい服装や夜間反射材を着用し、夜間の事故防止に努めます。
（3）市民は、地域や家庭から交通安全意識の高揚を図ります。
（4）市民は、身近な道路の草刈りなどを行い、道路環境整備に努めます。

words

## 3　防犯体制の強化

### 現況と課題

近年は、全国的に市民生活に不安や脅威を与えている空き巣、自動車盗、自転車盗等の割合が増加し、犯罪の低年齢化やハイテク化が進行しています。

本市は、潮来市とともに行方警察署管内に属し、市内に設置されている 11 の駐在所が安全な地域社会を確保する拠点となっています。平成 22 年の刑法犯罪認知件数は 348 件で、犯罪率（人口 1,000 人当たり）は 9.0 件と県平均の 13.9 件や全国平均の 12.4 件を下回っています。

市では、防犯協会等の協力を得ながら、防犯意識の啓発活動を行うとともに、防犯灯の設置などの予防対策を進めてきました。犯罪を抑止して安全で安心して暮らせる地域社会を確立するためには、警察の活動はもとより、市民と関係機関、団体の方々が一体となって、犯罪の発生しにくい環境を維持し続けることが不可欠です。

現在、市内各地で自主防犯ボランティア団体が結成され、防犯パトロールが行われるなど、市民の方々の自主防犯活動が積極的に推進されています。今後も、警察をはじめ、関係諸団体、家庭、学校、地域等と緊密な連絡体制を築き、多様化する犯罪の防止に努め、地域ぐるみの防犯体制を強化していくことが求められます。また、暴力団排除条例の施行により、一般市民が犯罪に巻き込まれないよう、地域ぐるみによる取り組みを始めます。

さらに、社会問題となっている振り込め詐欺や、インターネットやモバイル通信機器による消費者トラブル、認知症高齢者の消費者被害などが発生しないよう、行方市消費生活センターによる消費者知識の普及や意識啓発に力を入れる必要があります。

行方市における刑法犯罪認知件数の推移

| 平成18年 | 平成19年 | 平成20年 | 平成21年 | 平成22年 |
|---|---|---|---|---|
| 327 | 337 | 364 | 375 | 348 |

資料：茨城県警察本部

行方市消費者生活センターにおける相談件数の推移

| 平成18年 | 平成19年 | 平成20年 | 平成21年 | 平成22年 |
|---|---|---|---|---|
| 15 | 12 | 12 | 190 | 323 |

※平成20年以前は商工観光課相談窓口による件数　　資料：行方市　商工観光課

### 基本目標

地域ぐるみの防犯体制により、犯罪の少ない明るいまちが維持されています。

**目標指標**

| 項　目 | 平成22年度実績 | 平成28年度目標 |
|---|---|---|
| 犯罪率（人口1,000人あたり） | 9.4件 | 8件 |
| 防犯連絡員数 | 183人 | 200人 |

words

**施策の体系**

**防犯体制の強化**
- 防犯体制の強化
- 消費生活の安全の確保

## 主要施策

### （１）防犯体制の強化

**① 防犯意識の高揚**

犯罪発生場所を公表することで市民の意識を高め、再発防止につなげます。また、警察など関係機関と連携し、防犯連絡員など地域住民の協力を得ながら、地域ぐるみの防犯意識の高揚を図ります。

**② 犯罪誘発環境の削減**

土地所有者とともに、手入れが行き届いていない山林、木々や雑草で覆われた広場や廃屋等、人の目が届きにくい環境の削減に努めます。

**③ 防犯施設の整備**

地域や施設に防犯灯などの必要が生じた場合には、速やかに整備充実を図るとともに、適切な管理を推進します。

**④ 子どもを守る地域づくりの推進**

近年目立つ「子どもを狙った犯罪」に対応するため、学校や家庭、地域、警察などの連携により、防犯パトロールの強化、登下校時間帯における犬の散歩や買物など見守り隊の活動、子どもへの声かけ等の推奨、メールマガジンを活用した不審者情報の公表、万一の場合の対処法の明確化など、地域ぐるみによる安全対策を進めます。

### （２）消費生活の安全の確保

**① 消費者被害の情報提供の充実**

広報や行政・消費生活関連団体などを通じて、商品の安全性や様々な消費者トラブルなどの具体的な被害事例や予防策などの情報提供を行い、被害の未然・拡大防止に努めます。

**② 消費生活相談の体制づくり**

行方市消費生活センターでは、消費者からの被害・苦情・問い合わせに対し、相談体制を充実させ、ホームページや広報紙を通して、消費者トラブル防止に対する情報提供を行います。茨城県消費生活センターや警察などと連携しながら、情報収集を行っていきます。

**③ 消費者教育の充実**

市民一人ひとりが自ら学習し、消費者としての意識を向上させるために、地域、学校などと連携しながら、高齢者向け出前講座、また、次代を担う若者達への教育講座等を充実させます。

## 市民協働共創の目標

（1）市民は、地域での防犯パトロールの実施や、地域でのコミュニケーションの促進に努めます。
（2）市民は、子どもたちの安全を守るために、地域と学校が連携した取り組みを進めます。
（3）市民は、手入れ不足の山林や空き家など、犯罪を誘発する環境の解消に協力します。
（4）市民は、商品の安全性について勉強し、消費者トラブルに合わないよう努力します。

words

# 4　河川・湖沼環境の形成

## 現況と課題

「弐湖の国なめがた」の名の通り、本市は、美しい自然景観の霞ヶ浦（西浦）・北浦に挟まれており、沿岸の総延長は50km に及んでいます。また、梶無川、武田川、山田川、蔵川、城下川などの河川や用排水路、ため池など水辺景観が市内一体に広がっています。

これらの湖やため池、河川は、雨水や生活排水の放流や、豪雨の際の遊水池としての治水機能だけでなく、農水産業や生活用水としても活用される利水機能を有しています。さらには、多種多様な生物の貴重な生育環境であり、また、観光や保養・レクリエーションなどの親水機能も有しています。これらの機能は、行方台地の保水力があってこそ、実現していることであり、里山や谷津田、水田の涵養力を守ることが必要です。

現在は、観光帆引き船の運行や「泳げる霞ヶ浦の復活」、「水生植物の再生」をめざした環境保全運動・環境学習活動など、水環境をめぐる多様な活動が行われているほか、国や県、関係市町村による、河川や湖岸の改修整備や、浚渫（しゅんせつ）などによる湖の浄化、親水施設の整備などが進められています。また、世界の湖沼環境の未来にむけた「霞ヶ浦宣言※1」は、平成７年の第６回世界湖沼会議にて本地域から世界に発信されたものであり、弐湖の国なめがたから率先して、水環境の改善に努めねばなりません。

今後も、市民、行政、沿岸自治体などのパートナーシップにより水環境改善を図り、霞ヶ浦（西浦）と北浦、そしてそれに注ぐ河川など、本市の豊かな水環境を守り、水質を改善し、次世代により良い水環境を引き継ぐことが求められます。

「きれいな霞ヶ浦に」
玉造中学校１年　橘川 結衣さん

words　※1　霞ヶ浦宣言
平成７年に霞ヶ浦で開催された第６回世界湖沼会議にて採択された。富栄養化、化学物質汚染、市民活動など、世界の湖沼が抱える環境問題の改善に向けた方策が討議され、人類の英知を集結し、人々のパートナーシップによって水環境の改善に努めることなどが宣言されている。

## 基本目標

霞ヶ浦（西浦）と北浦の水質が改善され、治水性や利水性、親水性に富んだ、みんなに愛される水環境が形成されています。

**施策の体系**

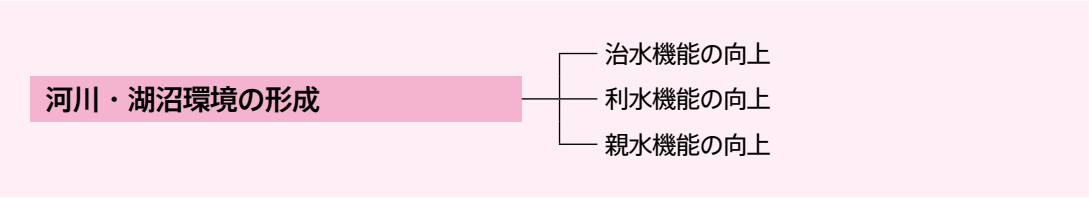


## 主要施策

### （1）治水機能の向上

**① 行方台地の保水力の強化**

農地や森林の整備・保全を図ることによって、里山や谷津田の涵養力を守るとともに、土採取跡地などの適切な植林指導に努めることによって、行方台地の保水力の維持・増強と土砂流出等の防止を図ります。

**② 改修等の促進**

国・県と連携しながら、湖や河川、ため池、水路などの整備・改修を進め、治水機能の向上を図ります。

### （2）利水機能の向上

**① 水産資源の有効な活用**

漁業者による水産資源の有効な活用を促進するため、ワカサギ、シラウオ、エビ、ハゼ、フナなど水産資源の増殖や、ブルーギルやアメリカナマズなどの外来魚対策を行います。

**② 農業用水の確保と水路の適切な管理**

市民の協力を得ながら、用排水路の維持・管理に努めるとともに、表流水の利用拡大など農業用水の確保を図ります。

**③ 水質の保全**

福島第一原発事故に起因する放射性物質の影響調査を適宜実施するほか、農畜産業からの窒素分流出を押さえることや、下水道への転換と高度処理浄化槽の普及により生活排水を適切に浄化することなどを推進します。また、国・県や水質監視員、さらには市民団体などと連携しながら、湖や河川・水路、ため池の水質監視体制を強化し、適切な水質管理に努めます。

### （3）親水機能の向上

**① 自然にやさしい整備手法の採用**

水生生物の成育環境の向上を図るため、河川などの改修にあたっては、多自然型工法※1を推奨し、同時に自然環境保全や景観への配慮に努めます。

**② 親水空間の充実**

天王崎公園や沖洲地先で復活した砂浜にて「泳げる霞ヶ浦の復活」をめざすとともに、霞ヶ浦ふれあいランドにある

words　※1　多自然型工法
治水上の安全性を確保しつつも、生物の良好な生息･生育環境をできるだけ改変しない、また、改変せざるを得ない場合でも最低限の改変にとどめ、良好な河川環境の保全あるいは復元を目指す、自然環境に配慮した（河川）工事。

公園、遊歩道などを生かし、親水空間の充実を図ります。

**③ 親水レクリエーションの振興**

霞ヶ浦における親水レクリエーションの代表格であるヨットや観光帆引き船の利用促進を図ります。さらに、漁業者との調整を図りながらパラセーリング、ジェットスキーなどの体験・イベントメニューを充実させ、あそう温泉白帆の湯など日帰り温泉機能との連携により振興を図ります。

**④ 意識啓発と活動の促進**

市民の水環境保全活動の活性化を図るため、霞ヶ浦ふれあいランドや天王崎、観光交流センターなどの学芸活動ならびに学校、公民館などで水環境に関する学習の推進に努めます。また、市民参加による水辺の生き物調査を広く実施することにより、水辺の生態系と水環境保全に関する興味関心を高めます。

## 市民協働共創の目標

（1）市民は、河川、湖岸などの清掃活動や、水辺環境保全に関わるボランティア活動に積極的に参加します。
（2）市民は、水辺の生き物調査に参加します。
（3）市民は、銅製ストレーナーやアクリルたわしなど、水環境にやさしい台所用品の利用に努めます。
（4）釣愛好家は、マナーの改善に努めます。
（5）市民は、家庭雑排水を直接流さないよう、下水道への接続や高度処理型浄化槽の設置に努めます。
（6）農畜産業者は、減農薬により、河川・湖沼への流出がないよう努めます。

麻生天王崎　八坂神社祭礼（お浜下り）

words

## 大震災を経て

北浦中学校　二年　成田　真子

私が住みたいまちは、みんなが明るく仲良く、思いやりのあるまちです。三月十一日に起きた東日本大震災。その被害はとても大きなものであり、水も出ない、電気も使えない、という経験したことのないものでした。さらに、そんな不便な生活が数日間も続いたのです。

ロウソクの灯り一本をたよりに、家族みんなが集まりました。少ない食べ物を家族みんなで分けあって食べました。温かいものが食べたいね、と火をおこすことに挑戦したりもしました。水も少しずつ、大切に使いました。普段の生活と比べると、不便で大変だったかもしれません。でも、家族とずっと一緒にいて、人っていいな、と思いました。昼でも夜でも地震が起きてこわかったけれど、家族がいてくれたから、少し安心しました。お兄ちゃんが面白いことをやったりして家の中を明るくしてくれました。水をもらってくる人、火をおこす人、ご飯をつくる人、みんなが協力しました。もっと食べたいけれど我慢しました。大震災はこわくて大変だったけれど、さらに家族の絆が深まったような気がします。

震災後、私達の学校では、二つの小学校が一緒に生活しています。小学生は、自分たちの学校で生活できなかったり、運動会ができなかったりと、かわいそうだなと思います。それでも笑顔で元気に生活している小学生を見て、私も頑張ろうと思うことができました。体育の授業の時間が重なってしまい、グラウンドが思うように使えないなど、不便なところもありますが、一緒に避難訓練をやったり、休み時間に一緒に遊んだり、普通の中学校ではできないことがたくさんあります。人に優しくしたり、お互いのことを知り、ふれあうことで、もっと多くの人々との絆が育まれたような気がします。

私は東日本大震災で、人の良さを改めて肌で感じることができました。明るくしてくれる人、助けてくれる人・・・。この震災がなかったら、気付くことができなかったと思います。そこで、この経験を生かして、行方市の子供から大人まで、みんながイベントに参加できるような体制をつくってほしいと思います。イベントの計画時には、大人だけではなく、小学生や中学生などの子供の意見を取り入れるために一緒に話し合ったりしてほしいです。また、スポーツ少年団や部活動が忙しくてイベントに参加できない子供たちのために、市と学校が話し合って、少しでも多くの子供たちがイベントに参加できるように考えてほしいと思います。そうすることによって、年齢、性別の壁がなくなり、市民同士の絆が深まり、元気なまちになっていくと思います。明るく仲良く、思いやりのある、そんなまちに行方市がなっていけたらいいな、と思います。

# 5　環境保全対策の推進

## 現況と課題

行方市の豊かな自然環境は、私たちの誇りであり、後世に引き継いでいくべき大切な地域資源です。そのためには、地球環境を意識した大局的な方針のもと、身近な地域の環境保全に向けた行動を実践していく必要があり、特に霞ヶ浦（西浦）・北浦の水質汚濁の改善が最重要課題となっています。

環境課題である水質汚濁、大気汚染、土壌汚染、悪臭、騒音、振動については、現在のところ大きな被害はありませんが、福島第１原子力発電所事故による放射性物質に起因する影響は、当面、無視できません。また、各地で頻発する廃棄物の不法投棄対策や、外来生物による生態系の変容などの環境問題にも力を入れていく必要があります。

また、わが国では、平成 19 年 11 月に「第三次生物多様性国家戦略」を閣議決定し、自然環境保全の推進啓発を進めており、行方市全域をとらえた自然再生や生物多様性の確保についても検討を進めていくことが求められます。

一方、現在、二酸化炭素など温室効果ガスの増加による地球温暖化など、地球規模での環境問題が大きな課題となっています。平成 20 年３月に地球温暖化対策の推進に関する法律が一部改正され、行方市においても、平成 22 年９月に地球温暖化防止対策実施計画書を策定し、目的達成（1990 年レベルから 6% 削減）のため、推進してまいります。

身近な地域の自然環境の保全から、地球スケールの環境の保全まで、「アジェンダ 21[※1]」の基本理念である「地球的規模の思考と足元からの行動」を地道に実践していくまちづくりが求められています。本市でも、市民と行政が一体となり、無益な自然破壊を極力避け、自然を持続的に保全することはもとより、砂利採取跡地や土採取跡地の林地復元などの失われた自然を回復し、更には創造していく取り組みを進めることが求められます。

環境にやさしい実践活動で行っていること（平成22年）

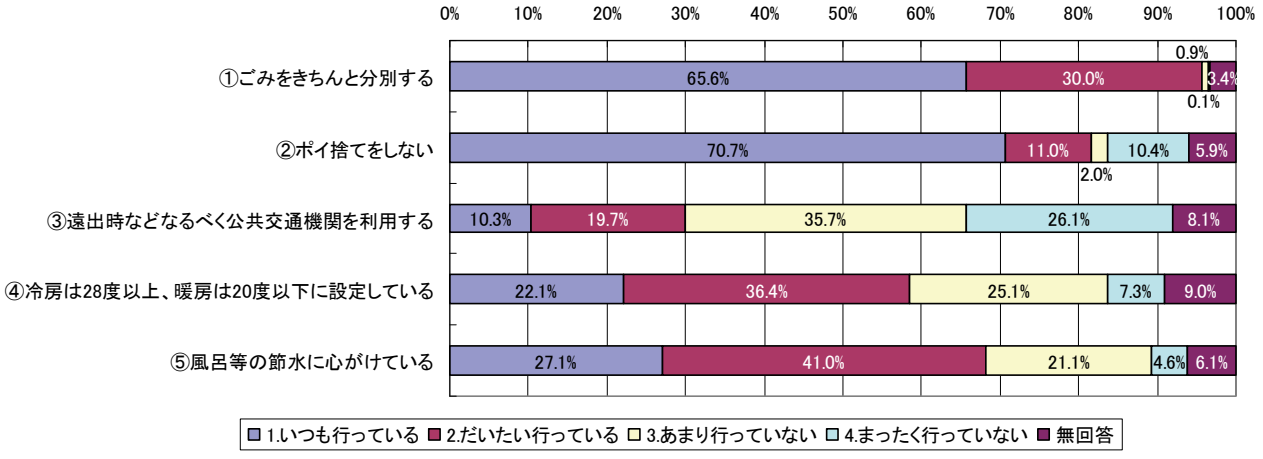


資料：行方市総合計画アンケート調査

words　※1　アジェンダ21
平成４年、「地球サミット（環境と開発に関する国連会議）」で合意された文書の１つ。環境と開発に関する行動を国際社会が実行するための行動原則。地方公共団体にも、「ローカルアジェンダ」の策定が要請されている。

## 基本目標

市民が常に地球環境を意識して環境にやさしい行動を実践するとともに、生態系や水など自然の循環メカニズムに対する保全措置がとられ、失われた自然が徐々に回復しています。

**目標指標**

| 項　目 | 平成22年度実績 | 平成28年度目標 |
|---|---|---|
| 霞ヶ浦流入河川水質調査（ＪＩＳ規格） | 10地点 | 14地点 |
| 市役所の$CO_2$削減量 | 11,228t | 10,000t |

**施策の体系**

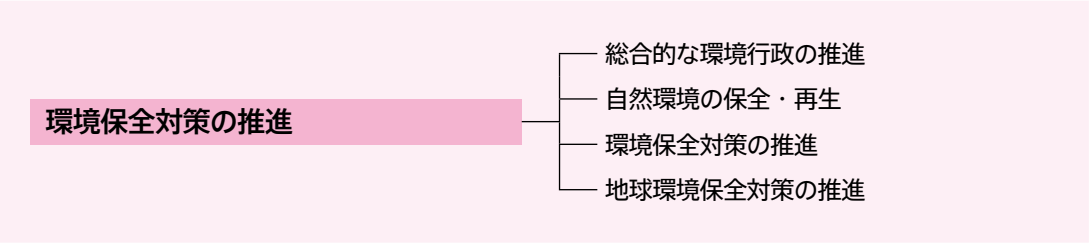


## 主要施策

### （1）総合的な環境行政の推進

**① 法制度の適切な運用**

自然環境や地球環境の保全、生活環境の整備など、総合的な環境行政を推進するため、環境基本計画の策定や環境基本条例の制定を進めます。

**② 環境管理システムの導入**

市内事業所に対して、ＩＳＯ14001※1など、国際標準に基づく環境マネジメントシステム※2についての導入を促進します。

### （2）自然環境の保全・再生

**① 乱開発の防止**

法律や条例に基づき、豊かな自然環境の乱開発を防止し、計画的な土地利用に努めます。また、開発行為の際の適切な環境影響評価の実施や、動植物の生息地などの保全に努めます。

**② 生態系の維持・回復**

市民や企業等の協力を得ながら、長年培われてきた貴重な生態系の保全に努めます。また、環境指標種などの生育状況の継続的な調査・把握に努めるとともに、希少生物や在来種の保護、外来種の移入防止など、必要な保全・再生措置を図ります。

words
※1　ISO14001
ISO（国際標準化機構）による、環境についての業務プロセスに関する国際標準化規格。
※2　環境マネジメントシステム
環境に関する経営方針・計画を立て、実施し点検し、是正するというサイクルを体系的・継続的に実施していくことにより、企業などの組織が環境に与える影響を改善するための仕組みのこと。

**③ 自然と触れ合う機会の拡大**

学校や関係機関との連携により、自然観察指導員や自然保護ボランティアなどの積極的な育成を図るとともに、イベントや学習会などを通じ、自然と触れ合う機会の拡大を図ります。また、手賀ふれあいの森や山田野鳥観察場などの既存施設も活用しながら、自然学習の場の整備・充実に努めます。

**④ 霞ヶ浦・北浦を象徴とした環境教育の実践**

霞ヶ浦・北浦は、自然生態系を始めとする環境問題を考える上で象徴となる存在です。関係機関と連携して霞ヶ浦・北浦を舞台とした清掃活動、水質浄化活動、生態系保全活動など市民向けの総合的な環境教育を推進します。

## （3）環境保全対策の推進

**① 典型７公害※1の防止**

関係機関と連携しながら、典型７公害の防止に向け、事業所の取り組みを促すとともに、監視・指導の強化に努めます。工場・事業所と適宜、公害防止協定を締結するとともに、県などによる公害発生源に対する立ち入り検査や改善指導に協力していきます。

**② 不法投棄防止対策の強化**

茨城県及び警察署や環境監視員および関係機関の協力を得ながら、ごみのポイ捨てや産業廃棄物の不法投棄に対する監視体制の強化に努めます。

**③ 土砂採取規制の推進**

土砂の採取、埋め立て、たい積については、緑地保全や景観面、防災面などの観点から監視・規制の強化を推進するとともに、地権者と事業者双方に対して、採取跡地での緑の回復を促します。

**④ 美化活動の促進**

子どもの時からの環境美化教育や地域での青少年育成活動、学校における環境美化活動の推進を図るとともに、市民や事業者の美化意識の啓発および地域清掃活動を促進します。

**⑤ 不必要な野焼きの禁止と農業系廃棄物の再利用推進**

農業経営上やむを得ない場合を除き、有害物質発生の恐れがある野焼きの禁止を徹底します。また、田畑にすきこむことができない農業系廃棄物については、回収事業者を通して、生活資材や新エネルギーとしての再利用を推進します。

**⑥ 飛行機騒音対策**

百里飛行場の民間共用化による飛行機騒音の質と量の増大に対応するため、関係機関と協力して、監視と騒音削減、防音対策の充実を図ります。

**⑦ 葬祭環境の保全**

地域の協力を得ながら墓地台帳に基づき、市内の墓地の適切な管理に努め、鹿行広域事務組合設置運営による「霞ヶ浦聖苑」の維持・管理に広域で連携しながら努めます。

## （4）地球環境保全対策の推進

**① 地球温暖化防止対策実行計画等の策定**

地球温暖化防止のため、民間事業所の理解を得ながら、地球温暖化防止対策の実行を推進します。さらに、地球温暖化防止対策推進計画の策定を検討します。

**② 地球温暖化防止の啓発**

地球温暖化防止の啓発のため、広報、パンフレット、環境家計簿などの配布や、学校教育、社会教育活動などを通じて、温室効果ガスの排出の少ないライフスタイルの啓発を図ります。

words ※1 典型7公害
水質汚濁、大気汚染、土壌汚染、悪臭、騒音、振動、地盤沈下。

### ③ 地球温暖化防止活動の実践

行政が率先して、クールビズ※1 やウォームビズ※2、公共交通機関の利用、ハイブリッドカー※3 の導入を推進するほか、太陽光発電や LED などの機器の導入により、省エネルギーや地球温暖化防止策に努めます。また、市と市民・企業が一体となって、グリーンカーテンの導入やグリーン購入※4 を推進します。

## 市民協働共創の目標

（1）市民は、ごみのポイ捨てをしません。
（2）不法投棄をなくすため、市民も監視に努めます。
（3）事業者は、ＩＳＯ 14001 の取得に努めます。
（4）市民は、生態系保全活動に協力します。
（5）学校関係者は、環境教育の実施に努めます。
（6）市民は、やむを得ない場合を除いて、野焼きは行いません。
（7）市民、事業者は、省エネに努めます。
（8）市民、事業者は、グリーン購入に努めます。
（9）市民は、市内全域でクールビズ・ウォームビズを推進します。

words
※1　クールビズ
過剰な冷房をやめるために、真夏でも涼しく効率的に働けるよう、軽装すること。
※2　ウォームビズ
過剰な暖房をやめるために、真冬でも暖かく効率的に働けるよう、スカートよりパンツをはくなど服装を工夫すること。
※3　ハイブリッドカー
エンジンとモーターを併用して走る自動車のこと。エンジンのみに比べて燃料の消費が大幅に減少することにより、大気汚染物質や二酸化炭素の排出が少ない。
※4　グリーン購入
製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。

# 6 環境衛生対策の推進

## 現況と課題

近年、循環型社会形成推進法を柱に、それにあわせた廃棄物処理法の改正や、資源有効利用促進法、容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、食品リサイクル法、建設リサイクル法など、分別処理やリサイクルに関する法体系が急速に整備されました。本市でもこうした法制度に対応し、可燃ごみ・不燃ごみ・資源ごみ・粗大ごみ・有害ごみなどの分別収集やリサイクルの実施、産業廃棄物や家電の不法投棄対策に努めています。

ごみの減量は、環境改善の必須課題である埋め立てごみを限りなくゼロに近づけるゼロ・エミッション※1をめざし、減量化（リデュース）、再利用（リユース）・再生利用（リサイクル）という3R※2の推進に努めます。

また、福島第一原子力発電所事故による放射能汚染については、本市における最重要課題の一つとなっており、情報収集、適切な除染、定期的な測定による監視対策の継続した対応が強く求められていることから、市内外の人々が事実に基づく正しい行動を取るための啓発活動を推進します。

さらに、本市では、犬や猫などのペットの管理放棄が課題になっていますので、対応を図ります。

## 基本目標

ごみの排出が徹底的に抑制（リデュース）され、再利用（リユース）・再生利用（リサイクル）される資源循環型の都市が形成されています。また、し尿及び浄化槽汚泥が適切に処理されています。

**目標指標**

| 項　目 | 平成22年度実績 | 平成28年度目標 |
|---|---|---|
| 可燃ごみ量 | 9,080t | 7,000t |
| 不燃ごみ量 | 622t | 600t |

**施策の体系**

環境衛生対策の推進
- 3Rの推進
- 廃棄物の適切な処理の推進
- ペットの適正管理

## 主要施策

### （1）3R の推進

**① 減量化（リデュース）の促進**

家具や家電、建築物などの長期使用、使い捨て容器の使用削減、過剰包装の防止、買い物袋の持参など、ごみを出さない取り組みの実践を啓発します。

words
※1 ゼロ･エミッション
ある産業から出る全ての廃棄物を他の分野の原料として活用することにより､あらゆる廃棄物をゼロにすることをめざすことで新しい資源循環型社会の形成をめざす考え方。
※2 3R
Reduce（ごみをへらす）、Reuse（ごみを再使用する）、Recycle（ごみを再利用する）の略称。

**② 再利用（リユース）の促進**

封筒、コピー用紙など、家庭・事業所・行政での再利用を促進するとともに、ビン類など収集して再利用を行うものについてはその体制の強化を図ります。また、各種のリサイクルバザーやフリーマーケットなど、不用品の交換活動の活性化を図ります。

**③ 再生利用（リサイクル）の促進**

容器包装リサイクル法に基づき、資源ごみの適切な分別収集とリサイクルを図るとともに、家電リサイクル法に基づき、リサイクルを推進する家電業者・小売業者・消費者それぞれの役割を周知します。また、紙の資源化や、生ゴミや落ち葉等の堆肥化、焼却灰のセメント原料化など、リサイクルできる品目の拡大に努めるとともに、一般廃棄物のエネルギーとしての利用に向けて研究を進めます。

**④ 3R の推進体制づくり**

ごみに関する広報活動の充実、学校教育・社会教育での環境学習の推進、エコショップ※1 の普及促進、環境ボランティア活動の促進などにより、3R 運動の先頭に立つ市民や事業所の育成に努め、まちぐるみで 3R 運動を展開していきます。

### （2）適切な処理の推進

**① ごみ収集体制の強化**

ごみ排出量の動向をみながら、ゴミ処理費削減に向けて、ゴミ袋料金を含めた料金体系や収集体制などを継続して見直していきます。

**② ごみ処理施設の適切な維持管理**

環境美化センターの適切な維持管理と耐用年数を考慮した将来のゴミ処理計画を検討します。

**③ 産業廃棄物の適正処理の促進**

産業廃棄物の適正な処理については、認可された事業者による適正な処分を促進します。

### （3）ペットの適正管理

**① 犬・猫の適正飼育**

犬や猫などのペットについては、適正な飼育や去勢・不妊治療を啓発し、飼い主による糞尿の処理を推進します。

**② 外来生物の適正管理**

ミドリガメなど、もともと行方市に生息していなかった動物をペットとして飼育する場合、脱走を防止し、最後まで飼育し続けることを飼い主に対して啓発します。

## 市民協働共創の目標

（1）市民は、生ごみの堆肥化、エコバックの持参など、ごみの出ない取り組みを実践します。
（2）市民は、リユースやリサイクルを実践します。
（3）市民は、ペットの飼育に責任を持ちます。

words　※1　エコショップ
ごみの減量化やリサイクルに積極的に取り組むお店のこと。県の認証制度がある。

# 7 エネルギーの有効利用

## 現況と課題

電力やガスなどのエネルギーは私たちの日常生活や産業経済活動に欠かせない資源ですが、限りがあるとともに、その消費は温室効果ガスの発生など地球環境に影響をもたらすことから、有効に利用していくことが重要です。一方、市民レベルではヒマワリ、ナタネなどによる燃料油の生産が試されるなど、バイオマスエネルギー※1の活用に向けた取り組みも研究されつつあります。

また、平成23年3月11日の東日本大震災時の津波で福島第一原子力発電所が甚大な被害を受けて以降、全国の原子力発電所が点検・停止等の状況となり、効率や快適さを優先したライフスタイルや営業活動から一転して、エネルギー負荷の低減に向けた省エネ・節電の対応をせざるを得ない状況になっています。

今後は市民一人ひとりが、また、行政を含む市内のすべての事業所が、エネルギー対策を自らの問題としてとらえ、効率や快適さを優先したライフスタイルや営業活動を見直し、環境負荷の低減に向けた具体的な行動に配慮するよう、一層の啓発を進めていくことが求められます。

## 基本目標

限りあるエネルギーを有効に活用する環境にやさしいまちづくりが実践されています。

**目標指標**

| 項　目 | 平成22年度実績 | 平成28年度目標 |
|---|---|---|
| 太陽光エネルギーを導入している公共施設 | 4施設 | 20施設 |
| 新エネルギー関連事業数 | 0事業 | 2事業 |

**施策の体系**

エネルギーの有効利用
- 新エネルギーの普及の促進
- 省エネルギーの普及・啓発

## 主要施策

### （1）新エネルギーの普及の促進

#### ① 新エネルギーの研究の推進

化石燃料などの限りある資源の枯渇を防ぐとともに、地球温暖化防止を図るため、太陽熱利用、太陽光発電、小水力発電、バイオマスエネルギー、燃料電池など、多様な新エネルギーの導入について研究します。特に、生ゴミ、農業系廃棄物等の廃棄物系から得るエネルギーは、環境衛生の面からも効果があるため、優先的に取り組みます。また、霞ヶ浦が有するエネルギーについては、地域的な優位性があるため、実用化に向けた研究開発には産官学にて取り組みます。

words ※1 バイオマスエネルギー
バイオマスとは「生物資源」の意。穀物などだけでなく、家畜糞尿なども含まれる。このような資源は、石油などの有限な資源とは違い、栽培などにより繰り返し生産できる。このバイオマスを利用して作られるのがバイオマスエネルギー。

**② 新エネルギーの導入促進**

公共施設や公用車などへの新エネルギーの導入を積極的に推進するとともに、市独自の補助制度などを研究・検討します。また、東日本大震災に起因する福島第一原子力発電所の事故や電力不足を教訓とし、将来的にはエネルギーの一部自給を目指し、各種研究機関や専門事業者と連携しながら新エネルギーの導入について検討します。

一般家庭については、汎用化が進んだ機器の推奨や、補助制度の導入を検討します。

### （2）省エネルギーの普及・啓発

**① 省エネルギーの普及・啓発**

東日本大震災以降、定着しつつある省エネルギーの更なる推進に努め、アイドリングストップや公共交通の利用、冷暖房などの温度管理の徹底、廃熱の利用など、市民・事業者の省エネルギーの取り組みを普及します。また、学校教育や社会教育の場を活用し、エネルギーに関する啓発を進めます。

**② 公共施設の省エネの推進**

太陽光発電や省エネルギー機器の利用、照明や空調の適正管理など、公共施設の省エネルギー化の取り組みを進めます。

## 市民協働共創の目標

（1）市民は、アイドリングストップや公共交通の利用、冷暖房などの温度管理の徹底、廃熱の利用など、省エネルギーの取り組みを進めます。
（2）市民は、ロハスを意識し、エネルギーの浪費を防ぎます。
（3）事業者は、新エネルギーの研究開発に協力し、その利用に努めます。
（4）市民は、家電買い替えの際には、省エネ型を選定するよう心がけます。
（5）市民は、新築・増改築の際、省エネ型の選択や、新エネルギー発電システムの導入を検討します。

words

# 8　景観の保全・形成

## 現況と課題

霞ヶ浦（西浦）、北浦の水辺景観や自然景観、田畑と落ち着いた家並みが織りなす農村景観、『常陸国風土記』に代表される歴史景観は、本市の誇りです。しかし、無秩序な開発等による農地・森林の荒廃と減少が進むとともに、多様な素材や色彩・デザインの建築物や設置物が混在し、統一のとれた落ち着いた景観形成を阻害する要因となっています。そのような中、行方らしい景観とは何かについて、行政のみならず市民や企業等が一体となって議論を重ねていかなければなりません。

また、水生植物の再生運動、花で彩るまちづくりやヤマユリあふれる里山再生など、市民主体の景観づくり活動が盛んに行われる一方で、ごみのポイ捨てや不法投棄などもみられることから、きめ細かな市民活動によって、環境を保つことが必要です。

市町村の景観行政については、これまで屋外広告物法に基づく屋外広告物※1規制や都市緑地法※2に基づく緑化の促進が中心で、一部の市町村にみられる景観条例※3も罰則規定を設けることができない状況でしたが、平成17年6月に景観法が施行され、景観行政団体の指定（平成23年9月現在全国511市町村が公示）を受けることにより、景観地区※4、景観協定※5、景観重要建造物※6、景観重要樹木※7の設定など、市町村の景観形成の権限が大幅に拡大しました。

本市においても、ふるさとの美しい景観を末永く残し伝えていくため、これまでの制度のほか、景観法による手法も活用しながら、市民主体の景観づくりの取り組みを一層促進していくことが求められます。

今後は、自然観察や調査を続けている団体の活動や、景観散策を楽しむフットパスのコースづくりなど地域の特性を生かした実効性の高い市民活動の推進が強く求められています。

## 基本目標

行方らしい落ち着いたうるおいのある景観が保全・創造されています。

**目標指標**

| 項　目 | 平成22年度実績 | 平成28年度目標 |
|---|---|---|
| 景観重要建造物、景観重要樹木の設定数 | 0件 | 10件 |
| 景観整備機構の指定数 | 0団体 | 2団体 |

words
※1　屋外広告物
屋外に掲出･設置される広告物。その表示の場所･方法については屋外広告物法や都道府県の条例などで規制される。
※2　都市緑地法
都市における緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定める法律。
※3　景観条例
良好な景観の保全･形成のために地方自治体が制定する条例。
※4　景観地区
観法に基づき景観行政団体（地方自治体）内に設定される、景観の保全･形成に関する規制等をかける地区。
※5　景観協定
一定のまとまりのある地域内の土地の所有者等が、景観整備の基準を協定として締結するもの。
※6　景観重要建造物
景観法に基づき指定される景観上重要な建造物。
※7　景観重要樹木
景観法に基づき指定される景観上重要な樹木。

**施策の体系**

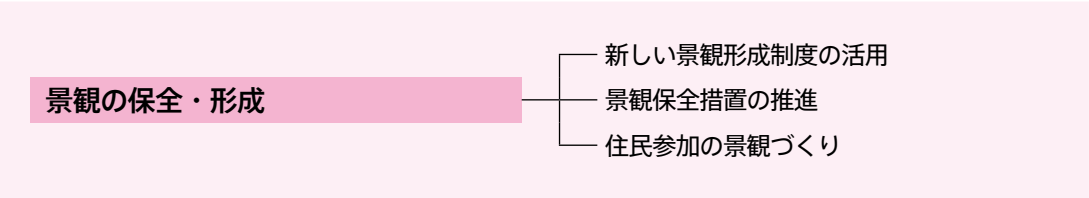


## 主要施策

### （1）新しい景観形成制度の活用

**① 景観行政団体への移行**

日本の原風景を残す本市の景観をまちづくりに活かすため、景観法による景観行政団体の指定により、市全域の景観形成の基本指針となる景観計画の策定や、規制誘導の根拠となる景観条例の制定などの検討を進めます。

**② 景観地区の設定**

近世の麻生陣屋跡周辺の街並み景観など、必要に応じ、市街地の良好な景観の形成を図るため、建築物の形態・意匠、高さ、壁面の位置の制限などを定める景観地区を設定し、行方らしい美観の誘導に努めます。

### （2）景観保全措置の推進

**① 自然景観の保全・創造**

水辺の親水空間の形成保全や、農地や森林の保全に努めるとともに、遊休農地※1の活用や景観作物の栽培、ビオトープの形成など、潤いある自然景観の創造を図ります。

**② 歴史的景観の保全**

巨木や樹叢、神社や寺の杜、屋敷林、史跡、歴史的建造物など、歴史的景観の保全を図ります。

**③ 景観に配慮した開発の促進**

生活空間および景観に与える影響が大きい建築や開発、特殊な施設の設置にあたっては、景観形成のための適正な指導、助言に努めます。

**④ 公共事業の景観への配慮**

学校等適正配置計画に基づく小中学校など公共建築物の建設、道路や橋梁などの整備、河川の改修などにあたっては、周囲の景観に調和したデザインや色彩の導入に努めます。また、現在進められている砂浜整備や東日本大震災後の湖岸の改修など国・県等の公共事業についても、多自然型工法※2の採用、緑化、コンクリートの被覆など地域の景観に十分配慮するよう、要請していきます。

**⑤ 屋外広告物の適正配置の促進**

サイン計画に基づく案内板等の設置及び屋外広告物の設置にあたっては、街並みに配慮した統一的なデザイン・色彩による看板づくりを促進します。また、市民や企業等の協力を得ながら、違反広告物や、周囲の景観にそぐわない広告物の撤去に努めます。

### （3）住民参加の景観づくり

**① 地区ごとの景観づくりの促進**

本市の景観まちづくりのイメージを市民とともに作り上げ、地域の特色を生かしながら、住民の主体的な取り組みに

words　※1　遊休農地
もともとは耕作されていたが、過去１年間以上作付けされていない農地。
※2　多自然型工法
生態系など、自然環境の保全に配慮した土木工法。

より自然と調和した景観づくりを促進します。

**② 景観形成を担う団体の育成**

景観形成を具現化するために、行政とともに景観形成を担う主体として、ボランティア団体やNPO法人、あるいは公益性の高い法人の育成を図っていきます。特に遊休農地を活用した景観形成の実施等、規制のある事業については、活動幅を広げるために、必要に応じて景観計画に基づく景観整備機構※1としての指定を検討します。

**③ 花を生かしたまちづくりの推進**

緑地やグリーンカーテン推進のための種苗の配布、花で彩るまちづくりを推進します。また、より美しい景観づくりの技術向上を目的とした、ガーデニング研修会や大会の開催について検討します。

**④ 里山を生かしたまちづくりの推進**

「行方」の地名の語源ともなった台地と谷津田の織りなす里山は、本市の宝です。首都圏住民との交流により、里山の保全と美化、活用を検討します。また、里山での人々の交流や保全活動により、山林におけるごみの不法投棄の芽を摘むことを狙います。

**⑤ 行方らしい景観の誘導**

湖岸の塊村集落の生垣や散村集落に見る防風林などは、行方らしさを形成するひとつの要素です。生垣は景観形成に役立ち、延焼防止効果もあります。また、東日本大震災では、ブロック塀の倒壊による危険や交通阻害が明確となったことから、防災対策を兼ね、生垣づくりや維持管理を推進します。また、研修会やシンポジウムを通して、市民の景観に関する関心の喚起を図り、市民とともに、行方らしさに満ちた景観形成を図ります。

## 市民協働共創の目標

（1）市民は、身近な生活空間を巡り、すばらしい景観を見つめ、地域の歴史や文化を理解します。
（2）市民は、暮らしの中に環境保全や緑化活動を取り入れ、きれいなまちづくりに努めます。
（3）市民は、水辺にヨシ・アサザの植栽を行い、水辺景観保全に努めます。
（4）市民は、生垣を大切に育てます。
（5）市民は、宅地周りに花を植え、美しい景観形成に寄与します。
（6）市民は、行方らしい景観について考え、その景観づくりに参画します。

words ※1 景観整備機構
景観法に基づき指定される景観形成の担い手となる組織。NPOなどが担うことが多い。

## 私の望む行方市

麻生中学校　三年　宮内　美咲

私が生まれ育った行方市。霞ヶ浦に面しており、また農業がとても盛んな市であります。このような行方市の中で、もし一番好きなところはどのようなところかと聞かれたら、私は真っ先に霞ヶ浦の湖畔から望む風景と答えるでしょう。霞ヶ浦の風景は、とてもきれいで筑波山も一緒に一望することが出来ます。そのような素晴らしい風景が見える行方市が、私は大好きです。

また、私は最近になって行方市の産業が将来的にもっと活性化していければと考えることがあります。その中でも、特に、農業の活性化を考えました。なぜならば、行方市が、農業が盛んで、さつまいもなどの多くの特産品があるという良さがあること。また、農家の高齢化目立ってきたのではないかと考えたからです。

私が考える将来像は、行方市にある畑や田をフルに活用し、農業によって豊かな市ができるということです。具体的には、今ある特産品を全国的にアピールしていければいいのではないかと考えました。また、農業も前の世代から若い世代へと世代交代していくことも大切だと思います。私は、将来的に、より「農業が豊かな行方市」に近づければいいなと思います。

そしてもう一つ私が思い描く行方市があります。それは、市民が快適に安心して暮らしていける市です。例えば、行方市民であれば誰もが使える公共施設を増やしたり、高齢化が進んでいる行方市のお年寄りのために、何かを行うことです。また、まだまだ行方市内には、道路が不安定なところや、夜とても暗く外灯がないところがあります。そのような小さな事でも少しずつ良くしていくことが大事だと思います。少しずつでも市民の要望に答えて、より良い市が出来ればいいなと思います。

私は、大人になったらこの行方市で、一生暮らすかはまだまだ分かりません。しかし、行方市を良くしたいという気持ちは変わりません。より良い行方市に・・・。将来、私が望むような行方市になってもらいたいです。

# 9　住環境の向上

## 現況と課題

東日本大震災では、全壊 103 棟、半壊 453 棟、一部倒壊 2,877 棟という大きな被害がありました。中でも、液状化による被害や、当地方特有の瓦屋根の崩壊が顕著でした。

本市の住宅事情は、平成 22 年国勢調査によると、一般世帯数 11,326 世帯のうち、持ち家は 9,912 世帯、民間借家が 465 世帯、給与住宅※1 192 世帯、公営等の借家 133 世帯、間借り 156 世帯などとなっています。持ち家率は 91.3％を占め、県平均の 71.0％や全国平均の 61.9％と比べて高く、また、1 世帯当たりの延床面積は 144㎡で、県平均の 108㎡や、全国平均の 94㎡を上回っています。

これまでの国全体の住宅政策では、昭和 41 年以降の 8 次にわたる住宅建設 5 ヵ年計画に基づき、人口増に対応する住宅の充足や住宅困窮者の解消などの政策が進められてきました。本市では、住宅ニーズに応じて、市営住宅を維持しており、平成 24 年 1 月現在、143 戸となっています。

人口減少時代を迎えるなか、平成 18 年 6 月に住生活基本法が施行され、わが国では、耐震化や、高齢者などに配慮したバリアフリー・ユニバーサルデザイン化、環境にやさしい住宅づくりなど、質を重視した政策への転換がめざされています。

本市の住環境は、持ち家率や 1 世帯当たりの延床面積などは良好といえますが、耐震性などの住宅性能や、環境・景観への配慮などの居住環境水準はまだまだ十分とはいえず、本市においてもこうした質の面を重視した住宅施策を総合的に推進していくことが求められます。

また、本市の人口は、昭和 60 年に 43,074 人のピークを迎えて以降、減少傾向に転じております。人口減少の原因としては、少子化などの自然減や若者の転出などの社会減等さまざまな要因が考えられますが、過度の人口の減少は、市民生活の活力の低下や地域経済、健康保険制度、財政面などあらゆる方面に影響を及ぼすものとみられています。

本市では、若者の人口の減少、とりわけ 15 歳から 29 歳の人口の減少が顕著になっており、この世代の人口減少そのものが、行方市の人口減につながっている状況が見てとれます。これら対策については、転出者の 6 割弱の転入者しかない状況を見極め、必要な定住支援の施策を実施することにより、若者の「行方離れ」を可能な限り食い止めていくものとします。また、二地域居住や移住者を積極的に受け入れることで、急激な人口減少を防ぎます。

またＩ・Ｊターンなど新たな転入者の受け皿対策などについても、農業生産法人や 6 次産業化による就労支援策を含め、継続的な施策を進めてまいります。なお、外国人労働者についても、当地域の労働力として欠かせない存在であり、外国人に対応した住環境のあり方についても、今後は検討を進めます。

words　※1　給与住宅
会社などの寮

着工新設住宅戸数の推移

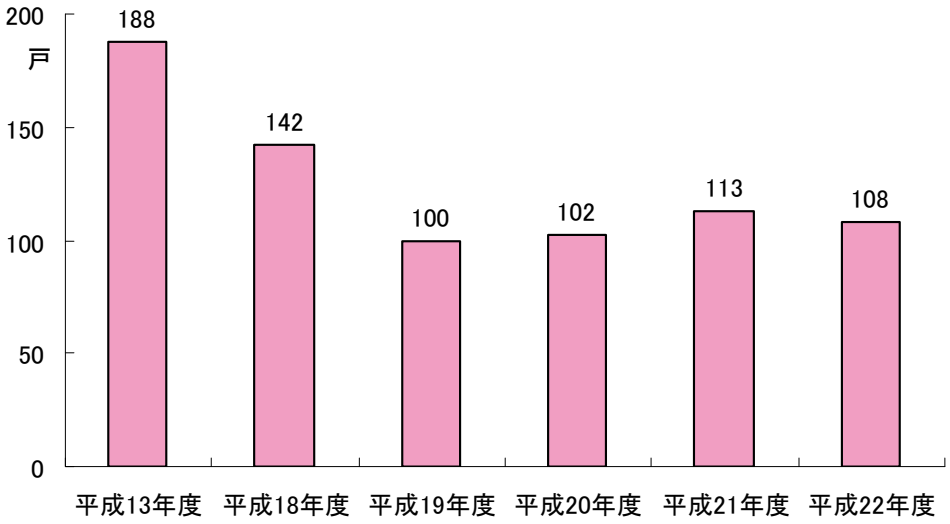


資料：茨城県土木部住宅課

住環境で重視すべきこと（平成22年）

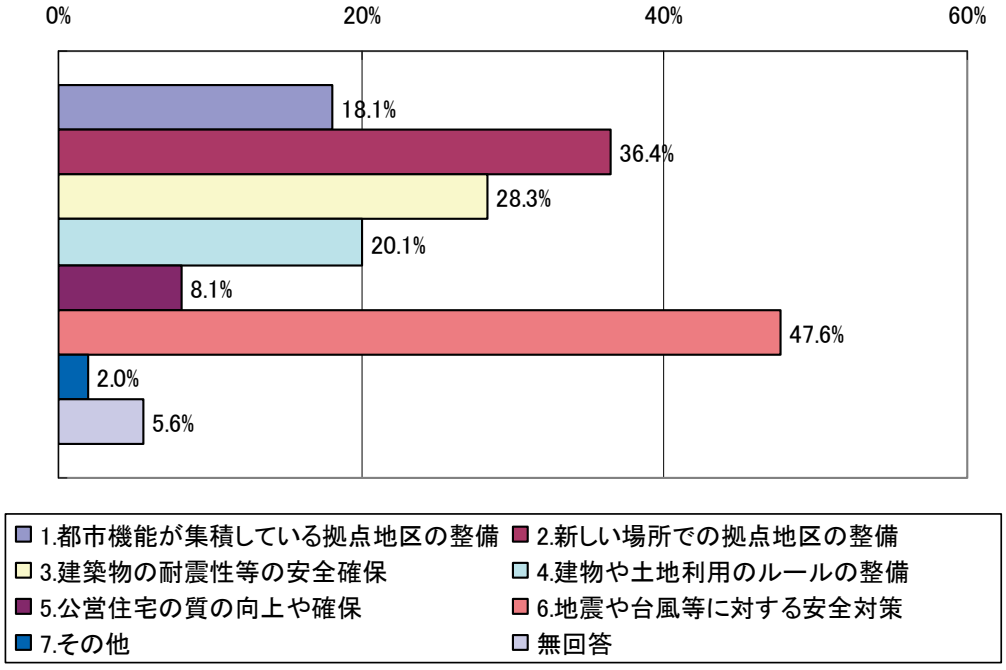


資料：行方市総合計画アンケート調査

words

人口の推移

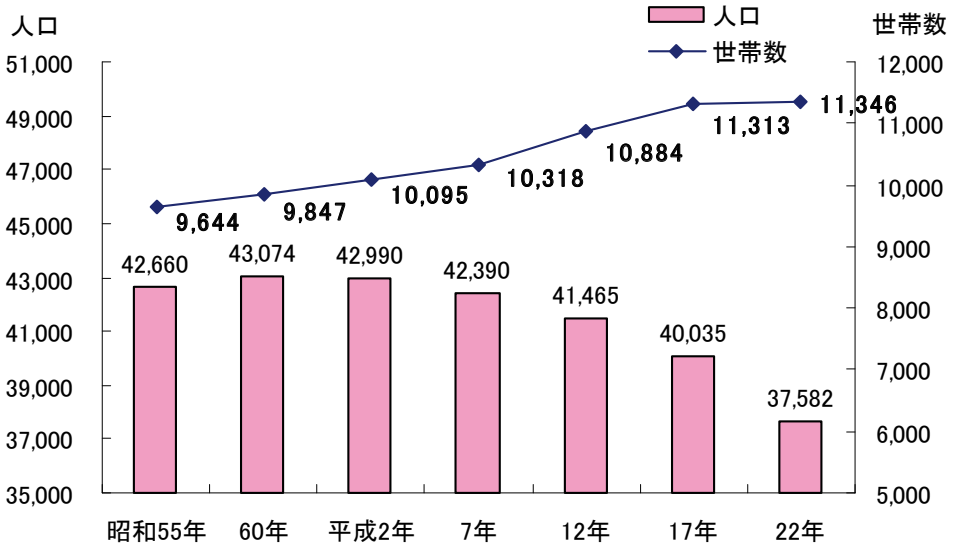


資料：平成22年国勢調査

## 基本目標

暮らしの基本となる良好な住環境が整備されています。

**目標指標（民間住宅）**

| 項　目 | 平成22年度実績 | 平成28年度目標 |
|---|---|---|
| 着工新設住宅戸数 | 113戸 | 110戸 |
| 1世帯当たりの延床面積 | 134m$^2$ | 134m$^2$ |

**目標指標（市営住宅）**

| 項　目 | 平成22年度実績 | 平成28年度目標 |
|---|---|---|
| 管理戸数 | 143戸 | 136戸 |
| 解体戸数 | 1戸 | 44戸 |
| 新築戸数 | 0戸 | 37戸 |
| 1世帯当たりの延床面積 | 48.43m$^2$ | 50.00m$^2$ |

**目標指標**

| 項　目 | 平成22年度実績 | 平成28年度目標 |
|---|---|---|
| 人口 | 37,638人 | 36,000人 |

words

**施策の体系**

**住環境の向上**
- 良好な住宅・宅地の供給
- 良好な住環境づくりの促進

## 主要施策

### （１）良好な住宅・宅地の供給

**① 賃貸住宅の確保**

茨城県及び県内３つの市町村が共同で作成した「茨城県地域住宅計画」に基づき、子育てファミリー世帯や多様な住宅困窮者のために、市営住宅の計画的な供給・管理・修繕等を推進します。また、社会的弱者に対する住宅セーフティネットの機能向上や、民間事業者による良質な住宅確保を促します。

**② 住宅・宅地開発の誘導**

子育て、介護等に対応可能な新たな住宅ニーズに対応するため、ユニバーサルデザインや自然環境・景観との調和に配慮しながら、良好な住宅・宅地の開発推進の計画づくりを検討します。

**③ 住宅取得の促進**

定住支援センターにより、定住化促進を図り、住宅の円滑な取得支援の体制づくりに努めます。また、国・県等の各種支援制度の周知を図ります。

### （２）良好な住環境づくりの促進

**① 災害に強い住宅づくりの促進**

東日本大震災を教訓として、耐震診断や耐震改修、災害に強い材質・構造の普及・啓発、狭隘道路の拡幅整備による延焼防止帯の確保などにより、災害に強い住宅環境づくりに努めます。

**② 人と環境にやさしい住宅づくりの促進**

家庭用燃料電池、太陽光発電、住宅の断熱構造化、省エネ設備の配備、敷地内緑化など、環境にやさしい住宅づくりを推奨します。また、茨城県個人住宅アスベスト除去対策融資制度※1などを周知し、アスベスト対策を進めるとともに、シックハウス症候群※2などについての情報提供に努めます。

**③ 高齢者や障害者にやさしい住宅づくりの促進**

住宅のユニバーサルデザイン化による居住環境の改善や、新たに整備される住宅へのユニバーサルデザインの普及を図ります。また、グループホーム※3、ケアホーム※4など、障害者の多様な共同生活施設の設置について、社団福祉法人やＮＰＯ法人とともに推進します。

**④ 外国人からの視点の考慮**

外国人労働者による産業振興の仕組みが続くことから、日常生活の利便性や衛生管理を含めた快適な住環境の提供について、受け入れ先等への情報提供や助言に努めます。

words
※1　茨城県個人住宅アスベスト除去対策融資制度
平成18年度から個人住宅のアスベスト除去等に要する費用について茨城県が行う低利の融資制度。
※2　シックハウス症候群
新築やリフォーム直後に揮発性化学物質による室内空気汚染によって引き起こされるアレルギーなどの病気。
※3　グループホーム
認知症高齢者や知的障害者、精神障害者が、世話人などの支援のもとに、家庭的な環境で共同で生活する場所。
※4　ケアホーム
知的障害者、精神障害者のグループホームのうち、介護が必要な方に対して、平成18年から制度化された形態。支援の内容に介護が加わる。

### （3）定住化支援策の実施

**① 住宅取得補助金等**

住宅取得、固定資産税、上下水道使用料等に対する補助金の交付により、本市に定住する世帯に対し、援助を行います。また、本制度を広域的に情報発信することで、本市のＰＲにつなげていきます。

**② 空き家等情報登録制度の実施**

定住を希望する方に対して、市内の空き家や空き地をホームページや広報媒体を通して紹介することで定住化を促進します。

**③ 二地域居住及び移住の促進**

田舎暮らしや半農生活を希望する人々の移住を、農業団体や農業生産法人と連携して積極的に受け入れます。このために、必要に応じて農地の斡旋や市民農園の改善・新設を実施します。また、居住する行政区のホスピタリティの醸成に努めます。

また、災害被災地などからの集団移転についても、必要があれば積極的に受け入れを検討します。

## 市民協働共創の目標

（1）事業者は、市の環境や景観に配慮した良好な住宅・宅地の開発を行います。
（2）市民と事業者は、住宅建設の際には、国産材・県産材の利用に努めます。
（3）市民と事業者は、住宅・事業所等の耐震診断・耐震改修など、災害に強い住宅づくりに努めます。
（4）住宅建築関係者や保健福祉関係者などは、協力して高齢者及び障害者が生活しやすい住宅づくりを支援します。
（5）市民と事業者は、シックハウス症候群など健康被害についての学習に努めます。
（6）市民は、新居を構える際、市内を優先します。
（7）市民は、新しく近隣に越してくる人々を歓迎し、地域組織の一員として迎え入れます。

words

私の好きな行方市

麻生中学校　三年　越川　明日美

私は行方市の自然が大好きです。

今の時期、寒い朝には、霞ヶ浦と青い空のはざまに右手に筑波山、左手に富士山が見えます。堂々としたその姿に、「よし今日もがんばろう」と元気がわいてきます。また、放課後湖岸沿いを走るのはとても気持ちが良いものです。前方には虹色をした空が広がり、燃えるような夕日が心にジワーッとしみこむのです。後ろを振り返れば、濃い藍の闇が少しずつ空を飲みこんでいきます。その光景はとても不思議な気持ちにさせてくれます。鳥の鳴き声とスッと心を通る風、オレンジ色の光、虫の声と夜の闇。全てが私を包み今日を一度リセットしてくれる。そんなこのまちが、私は大好きです。

そんな大好きなこのまちの源は、やっぱり霞ヶ浦だと思います。私の祖父は霞ヶ浦の漁師をやっています。煮干し、えび、白魚の天ぷら、佃煮、どれも私の大好物です。そんな大好物を食べているとき、ここに生まれて良かったなあと思います。それも霞ヶ浦のおかげです。

私たちは霞ヶ浦があることの幸せさを忘れてはならないと思います。こんな身近に素晴らしい湖があるなんて、本当に恵まれています。しかし、現在の霞ヶ浦は私の母達が子供だったころよりも、かなり汚染されてしまっています。これはとてももったいないことのような気がします。だから私たちは、もっとこの自然を大切にし、きれいにしていくべきです。行方市のきれいな自然が私たち市民の快適な生活と美しい心を生み出してくれるのではないでしょうか。

十年後、二十年後・・・。このまちはどんなまちになっているのでしょう。私が望むものは、明るくキラキラ輝くまちです。笑顔があふれ温かな空気の流れるまちであってほしいと強く思います。そして、私が大人になり、またこの行方市に戻ってきたときに、今と変わらないたくさんの自然が出迎えてくれたらうれしいです。行方市のみなさん、これからもよろしくお願いします。

## 10　公園・緑地の充実

### 現況と課題

本市は豊かな自然に恵まれていますが、くつろげる空間が少ない現状にあります。公園や緑地は、市民の健康づくりや、憩い、交流の場であり、また、災害時の避難場所や防災空間としても重要な機能を担います。

本市には、この機能を有するエリアとして、水郷筑波国定公園内の公園施設という位置づけである天王崎公園や高須崎公園、都市計画法上の都市公園である羽黒山公園、そして各地区の農村公園や児童公園などがあります。また、霞ヶ浦ふれあいランドの「親水公園」や県立白浜少年自然の家キャンプ場などは、公共施設の敷地という位置づけであるものの、市民や来場者の憩いと交流の場であり、身近に自然と触れ合う空間としての機能を果たしています。

本市ではこれらの公園・緑地の整備や維持管理を図るとともに、安全管理に努めてきました。また、霞ヶ浦（西浦）や北浦といった水辺環境を有機的に連携させるなどサイクリングやフットパス※1環境を通して、緑と水のネットワーク化に努めてきました。

今後は、貴重な自然を保全し、市民や観光客と豊かな水田・里山景観の融合とネットワーク化を推進し、また、親しみのある魅力的な自然環境を積極的に創出・再生していくことが課題となっています。

これからも、誰もが利用しやすい遊具の設置や維持管理に努め、安全安心の利用環境づくりに努めます。

「花を増やして美しい市にしたい」
麻生第一中学校１年　稲川 夏帆さん

words　※1　フットパス
歩くこと（フット）ができる道（パス）。散策を楽しむことができる道として全国で整備が進んでいる。

## 基本目標

公園・緑地が充実し、これを拠点に緑のネットワーク※1が形成されています。

**目標指標**

| 項　目 | 平成22年度実績 | 平成28年度目標 |
|---|---|---|
| 高須崎公園利用者数 | 5,297人 | 6,000人 |
| アドプト制度 | 3 | 6 |

**施策の体系**

公園・緑地の整備
- 緑のネットワークの形成
- 公園・緑地の整備・充実

## 主要施策

### （1）緑のネットワークの形成

**① 基本指針づくり**

都市計画マスタープランにて公園・緑地の都市計画上の位置づけを明確にし、また、長期的な目標の明確化を図るとともに自然公園などとのネットワークを形成する基本方針を示します。また、管理や利活用に関してのアクションプランの策定運用に努めます。

**② 緑のネットワークづくりの誘導**

自然環境保全地域や緑地環境保全地域の他、各種公園を市の「緑の拠点」と位置づけるとともに、農地や森林の保全、沿道緑化による、緑のネットワークづくりに努めます。また、今後の開発に当たっては、開発事業者に緑のネットワークづくりについての理解を求め、緑化保全の推進に努めます。

### （2）公園・緑地の整備・充実

**① 既存の公園・緑地の充実**

子どもたちが存分に走り回っても安全で、誰もが安心して使用できるように、芝や樹木の手入れ、遊具等の補修、照明施設やトイレの設置など、既存の公園・緑地の充実を図ります。また、アドプト制※2の導入を検討するなど、市民の協力を得ながら適切な管理運営に努めます。

**② 新しい公園・緑地の整備**

既存の公共施設用地などの公園・緑地としての有効利活用を図りつつ、宅地開発や道路改良、霞ヶ浦大規模自転車道の整備促進などにあわせ、新しい公園・緑地の確保等について検討していきます。また、統廃合後の学校跡地の一部については、子どもや高齢者が安心して集うことができるコミュニティ交流ゾーンとしての再利用を検討します。

**③ 公園・緑地の積極的利活用と適正管理**

公園・緑地は、憩いの場のほか、教育・福祉・産業等の様々な場面において、新しい発想のもとに利活用を進めます。

---

words　※1　緑のネットワーク
連続的に緑がつながっていること。まちの緑を増やすためには、公園などを点として配置するだけでなく、こうしたつながりを重視すべきという考え方が国から求められている。

※2　アドプト制
住民参加型の公共施設管理の仕組みの一つであり、地域住民団体などが行政と合意書を交わし一定区画の清掃など自発的活動を行い行政はこれをサポートするシステム。アドプトとは「養子」の意味であり、公共施設の里親制度などと言われることもある。

このため、活用にあたっては、市民参画の運営に努め、新しく整備する際には、企画段階からの市民協働共創を図ります。

## 市民協働共創の目標

（1）市民が交流し、コミュニケーションが図れるよう、公園の環境整備に努めます。
（2）市民は、地域で協力して身近な公園などの管理運営に努めます。



words

# 第５節

## 快適に暮らせる、住み良いまち


1 道路体系の整備 …… 158

2 公共交通体系の整備 …… 164

3 都市計画の推進 …… 168

4 上水道の充実 …… 174

5 下水道の充実 …… 176

6 地域情報化の促進 …… 180

# 第５節　快適に暮らせる、住み良いまち

## 1　道路体系の整備

### 現況と課題

本市においては、東に北浦、西に霞ヶ浦が存在しており霞ヶ浦大橋、北浦大橋及び鹿行大橋の「弐湖の国参橋」により近隣市町村との交流は以前にも増して深まっています。また、水戸市、つくば市、鹿嶋市及び神栖市などの拠点都市が東西南北に存在する位置条件から、国道 355 号や主要地方道水戸神栖線などの南北方向と国道 354 号をはじめ、霞ヶ浦大橋や北浦大橋などの東西方向への道路網の整備が進んでいます。

また、東関東自動車道水戸線の具体化が進むことによって、首都圏や周辺都市と連絡する広域的な交通軸が形成されることから、産業の発展や交通アクセスの利便性の向上、更には災害時の緊急輸送、避難経路の確保といった広域的な道路体系の構築が重要となります。

一方では、インターチェンジにアクセスする交通軸の確保や、茨城空港の開港によって、北海道や関西圏、中国などとの相互交流が促進されることから、観光客の増加や新たな産業の進展にも期待が寄せられています。特に県道大和田羽生線など、社会情勢の変化に対応した幹線道路網の整備が必要となってきます。

現在、一般国道 354、355 号の 2 路線と主要地方道水戸神栖線、水戸鉾田佐原線、小川鉾田線及び一般県道 9 路線が幹線道路網を形成しています。平成 23 年 4 月現在で、市内の国道は実延長が約 39km、県道は実延長が約 101km となっており、市道については 7,056 路線あり、実延長は約 1,779km です。

東日本大震災では、鹿行大橋の崩落により、1 年以上に及ぶ交通の遮断があり、市内の多くの県道市道でも道路の液

道路整備で重視すべきこと（平成22年）

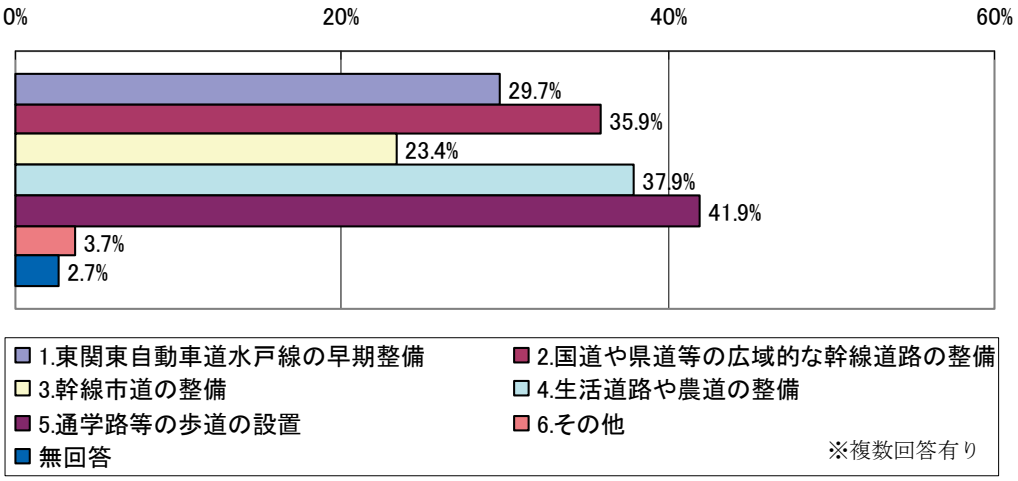


words

状化と地割れが生じ、市民生活に甚大な影響を及ぼしました。復旧は進みましたが、下水道事業の整備など総合インフラ整備の中で、災害に強い道路として再構築する必要があります。幹線道路の整備については、鹿行大橋の架け換えや主要地方道水戸神栖線の改良などが茨城県により進められるとともに、市では、狭隘区間の拡幅や未舗装区間の解消など市道の整備や維持管理に努めてきました。今後も、都市計画道路をはじめとして市内を連絡する幹線道路や小中学校の統合にともなう通学路、集落間を結ぶ道路、農業の効率化を図る農道等について計画的な整備を進める必要があります。

また、高齢者や障害者・子どもに配慮した安全で安心な道づくりや、道路周辺緑化による景観の整備など、道路環境の質的な向上も課題となっています。さらに近年では国の施策として、街道を活用した新たな観光振興の取り組みとして「景観街道」などシーニックバイウェイ※1が進められていることから、街道を活用した新たな観光振興と地域活性化の取り組みを検討していきます。

「便利な街」
北浦中学校３年　齋藤 美紀さん

words　※1　シーニックバイウェイ(Scenic Byway)とは、Scenic(景観のよい)、Byway(脇道、寄り道)といった意味の造語で、主に自動車の走行する道路からの視点で、景観、自然、文化、レクリエーションといった要素によって観光や地域活性化などを目的として、地域の魅力を具現化するための取り組み、またはそのためのルートのことをいう。

本市の主要な道路

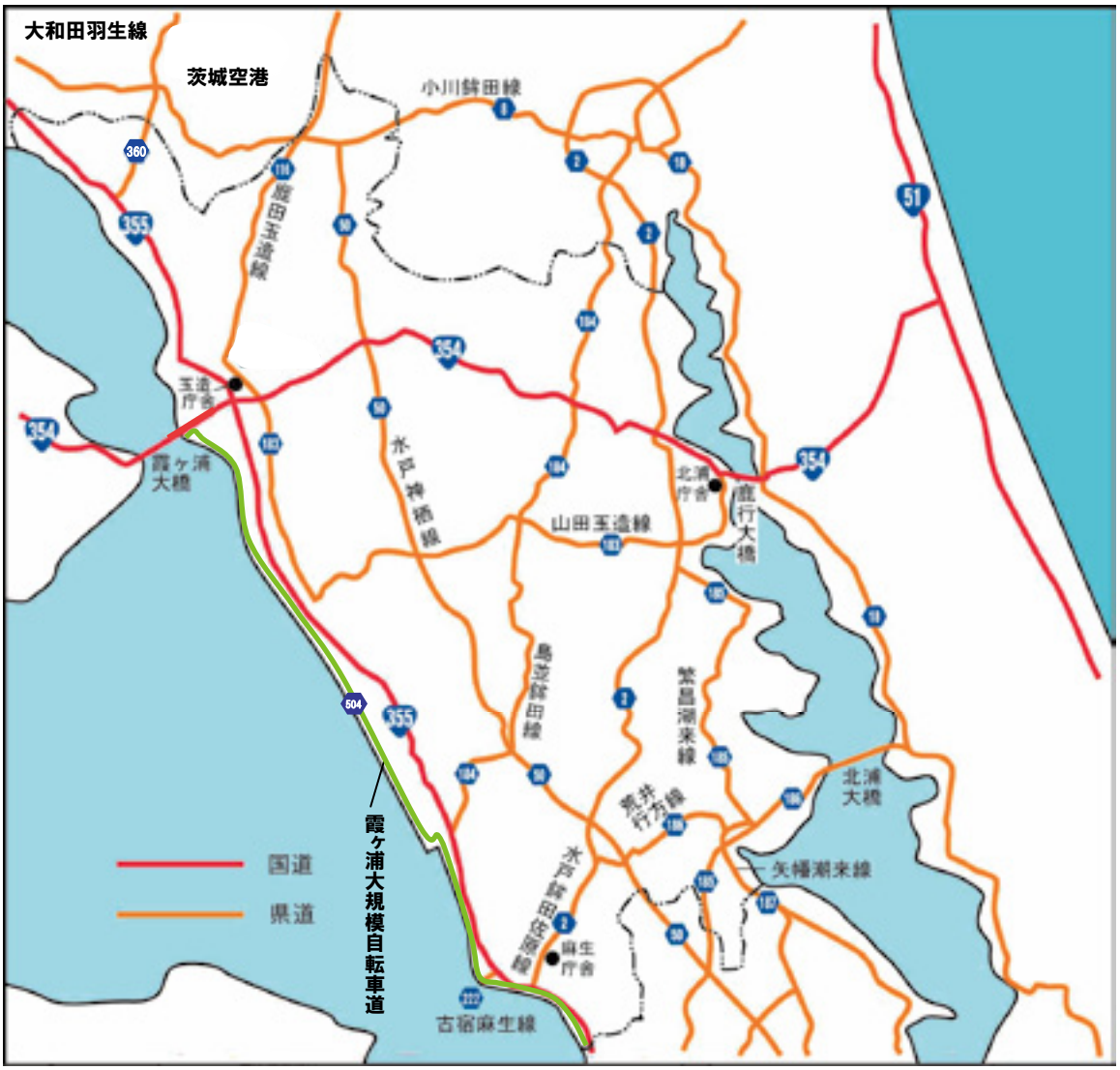


words

## 基本目標

高規格道路・国・県道の整備が推進されるとともに、既設の主要な市道とのネットワークが図られ、市民活動の基盤が形成されています。

**目標指標**

| 項　目 | 平成22年度実績 | 平成28年度目標 |
|---|---|---|
| 舗装率 | 44% | 47% |
| 歩道の整備延長 | 37km | 40km |

**施策の体系**

**道路体系の整備**
- 道路網の整備・充実
- 道路環境の向上

## 主要施策

### （1）道路網の整備・充実

**① 東関東自動車道水戸線の整備促進**

本市と首都圏や周辺都市とを連絡する広域的な交通軸を形成し、産業の発展や利便性の向上を図るため、東関東自動車道水戸線の早期整備を目指し、関係機関へ要望します。

**② 国道の整備促進**

本市の主要な南北交通軸である国道 355 号線と東西交通軸である国道 354 号線の整備促進を国・県へ要望します。

**③ 県道の整備促進**

本市の骨格となる主要地方道および市街地間を連絡する一般県道の整備を県へ働きかけます。

また、霞ヶ浦（西浦）の観光レクリエーション機能を高める一般県道潮来土浦自転車道線（霞ヶ浦大規模自転車道）については、関係団体とともに整備を要望します。

**④ 都市計画道路の整備**

市内の都市計画道路については、市内交通の円滑化や都市機能の効率化を図るため、段階的に事業化を図ります。

特に東関東自動車道水戸線（仮称）麻生 IC が接続される粗毛石神線については早急に整備を進めます。また、都市計画道路富田島並線（国道 355 号線バイパス）の整備促進を国県に要望します。

**⑤ 市道の整備**

市道については、市内交通の円滑化に配慮しながら、行戸・山田線を中心とする幹線市道などの整備を進めるとともに、市民ニーズを勘案しながら、通学路の安全性の確保や緊急車両進入路の確保など、集落環境の改善や産業の振興に結びつく路線整備を順次計画し、事業化を図ります。

**⑥ 農道の整備**

農業の生産性の向上や、多面的機能の活用を図るため、農道の整備を進めます。

words

**⑦ 橋梁の整備**

道路整備や河川整備と連携しながら橋梁の整備に努めるとともに、橋梁の詳細点検を行い、修繕計画を策定し計画的な補修を行うことで橋梁の長寿命化を図ります。

### （2）道路環境の向上

**① わかりやすいサインの推進**

市内の主要施設や観光資源について案内誘導看板を設置し、わかりやすいサインによる案内の充実を図ります。また、デザイン性に考慮し、沿道の景観を損なわないよう配慮します。

さらに、警察署と協力して適切な道路標識の設置に努めます。

**② 安心で安全な道づくり**

高齢者や障害者、子どもにもやさしい、ユニバーサルデザインを取り入れた道づくりに努めます。特に、学校等適正配置にともない、子どもたちの通学路に変化が生じることから、交通安全施設設置カ所の再検討をします。

**③ 災害に強い道づくり**

災害に強い道づくりを行うため、道路・通信施設の整備にあたっては、構造物・施設等の耐震性を確保するとともに、代替性の確保や多重化等の観点からもネットワークの早期整備を推進します。

**④ 美しい道づくり**

道路の安全性に加えて環境保護に努めるとともに、法面の緑化、沿道への花の植栽、行方市にふさわしい色彩・デザインの採用など、道路景観の整備を進めます。

**⑤ 環境にやさしい道づくり**

街路灯におけるＬＥＤ照明の採用や、$CO_2$削減等の環境負荷軽減効果のある舗装の採用を検討し、環境にやさしい道づくりを推進します。

**⑥ 街道を活用した観光振興の推進**

「景観街道」を舞台に、景観、自然、文化、レクリェーションといった要素による観光や地域活性化などを目的として、地域の魅力を具現化するための取り組みを推進します。

## 市民協働共創の目標

（1）市民は、花植えや緑化、側溝清掃、立木伐採、小枝払いなど道路環境の整備に協力します。

（2）市民は、空きカンやゴミのない美しい道づくりに取り組みます。

（3）市民は、地域の魅力を引き出すため、道路沿線における多様な文化活動に協力します。

words

# 私が考える理想の行方市

麻生第一中学校　一年　村松　ありす

私が考える理想の行方市は、二つあります。

一つ目は、交通事故が無い行方市です。私は、市内でスピード違反やシートベルトを着用していなくて、警察官に止められていた場面をたまに目にします。警察に見られていないからといって、ヘルメットを着用していなかったり、信号が赤なのに横断歩道を渡ってしまったりしている人も目立ちます。交通事故は、違反が重なり起こることだと思います。でも、違反をする人は、『私にかぎって、大丈夫だろう。』『僕だけだったら、大丈夫だろう。』などと思い、違反をすることが悪いことだと思っていても、重大に考えず違反をしているのではないのでしょうか。市民、一人ひとりが気をつければ、交通事故はなくなり、豊かな行方市になれると思います。

二つ目は、心がやすらぐ行方市です。私はたまに、堤防を走っています。その時にあいさつをします。走っている時だけでなく、下校や登校をしている時にも、いつも私は、あいさつを心がけています。でも、たまに返事が返ってこない事があります。返ってこない時は、少し寂しいです。もし行方市も有名な観光地が出来れば、観光客もたくさん来ます。観光客の人が、行方市民の人たちにあいさつをしたら、悪い気はしないと思います。むしろ、嬉しいでしょう。観光客に限ったことではありません。普段生活しているなかで、あいさつをされると、やはり嬉しいと思います。あいさつは、する方もされる方も、両方気持ちが良いものなのです。みんなで心がければ、気持ちの良い生活が送れると思います。

理想の市は、市民、一人ひとりが『行方市を変えてみたい。』と思い、あいさつをしたり、違反をしない様にすれば、理想の市をつくることが出来ると、私は思います。

## 2 公共交通体系の整備

### 現況と課題

本市の公共交通機関は、平成23年4月現在、広域交通としての路線バスや高速バス、新たな地域内公共交通としてのデマンド型コミュニティバス（乗合タクシー）※1があります。

路線バスは、マイカー依存の高まりなどによって利用者の減少傾向が続いており、市内を運行しているバス路線の廃止・減便が相次ぎました。現在は、平成19年3月に廃線となった鹿島鉄道の石岡駅と鉾田駅を結ぶ代替バス、鉾田駅と麻生庁舎を結ぶ路線バスが運行されています。また、都心への交通機関としては、鉾田駅から本市の北浦地区、麻生地区を通り東京駅に至る高速バスが運行されています。

新たな地域内公共交通は、路線バスや鉄道の廃線、減便等による公共交通の消失を踏まえ、市民の生活を支える市内移動手段の確保を目的として「使いやすく便利」な地域内交通であるデマンド型コミュニティバス（乗合タクシー）を運行しています。

また、本市に隣接する小美玉市に平成22年3月に開港した茨城空港によって、本市から北海道や関西、さらには、中国など東南アジアへのアクセスが飛躍的に向上したことから、産業や観光による交流の活性化が期待されています。

路線バスなどの公共交通機関は、通勤・通学、買物、通院、観光などの重要な交通手段であり、東日本大震災によりその重要性が再認識されたことからも、今後はより一層の維持・確保に努めていく必要があります。さらには、地域間交流や文化交流を促進するため、関係自治体とともに、広域公共交通体系を構築する新たな公共交通手段の研究を進めることが求められます。

### 基本目標

環境や人にやさしい公共交通機関が見直され、利用者が徐々に増えています。

**目標指標**

| 項　目 | 平成22年度実績 | 平成28年度目標 |
|---|---|---|
| 路線バス年間利用者数*1 | 197,765人 | 200,000人 |
| 高速バス年間利用者数*2 | 60,071人 | 65,000人 |
| 乗合タクシー年間利用者数 | 17,660人 | 20,000人 |

＊1　石岡－玉造・鉾田間と麻生－鉾田間の利用者数合計（参考：石岡－玉造・鉾田192,622人、麻生－鉾田5,143人）
＊2　鉾田－東京間の数値（鉾田間開通後）

資料：＊1 ＊2は関東鉄道株式会社
集合タクシーは行方市　企画政策課

**施策の体系**

公共交通体系の整備
- 近隣公共交通網の維持・充実
- 広域公共交通の充実
- 公共交通の利用促進と支援

words　※1　デマンド型コミュニティバス（乗合タクシー）
タクシーの特性である自宅から目的箇所までのドア･ツー･ドアの利便性を維持しながら、乗合方式で高齢者等に利用しやすい交通手段。

## 主要施策

### （1）近隣公共交通網の維持・充実

**① 路線バスの維持・充実の促進**

鉾田、石岡方面などへの交通手段として、民間路線バスの維持・確保に努め、利便性の向上を促進します。

**② デマンド型コミュニティバス（乗合タクシー）※1 の維持**

地域内交通であるデマンド型コミュニティバス（乗合タクシー）の維持・確保に努め、利便性の向上を促進します。

**③ 民間送迎バスとの連携**

民間企業による送迎バスと連携し、市民の交通手段の拡充を図ります。

**④ 近隣公共交通網ワーキンググループの結成**

上記①から④の着実な推進を図るため、ワーキンググループを官民連携によって結成します。

### （2）広域公共交通の充実

**① 広域バス路線の検討**

周辺自治体とともに、広域路線バスの運行に向けた検討を進めます。

**② 高速バスの充実の要請**

首都圏や全国の主要都市への交通手段として、高速バスの利便性の向上を促進します。

**③ 茨城空港への交通網整備促進**

茨城空港への公共交通手段の確保を図るため、周辺自治体とともに研究を進めます。

**④ 新たな広域公共交通システムの研究**

高速バス潮来バスターミナルからのリレーシステム※2、水上定期交通※3 など、新たな広域公共交通手段について研究を進めます。

### （3）公共交通の利用促進と支援

**① 意識転換の支援**

ノーマイカーデー※4 の実施等によるエコ通勤※5 や、パークアンド・バスライドなどのモビリティ・マネジメント※6 の普及展開を図ります。また、公共交通の実現は市民の理解と協力が不可欠であることから、公共交通拡充キャンペーンを実施し、市民の意識啓発に努めます。

**② 地域関係者の連携による取組の推進**

交通事業者や地域住民など多様な主体が参画する地域公共交通活性化協議会等により、総合的、横断的な施策展開を図ります。また、地域、企業の協力を得ることによって公共交通の維持、確保を図ります。

---

words

※1　デマンド型コミュニティバス（乗合タクシー）
タクシーの特性である自宅から目的箇所までのドア･ツー･ドアの利便性を維持しながら、乗合方式で高齢者等に利用しやすい交通手段。

※2　リレーシステム
東京からの高速バスが頻繁運行される潮来バスターミナルまで、行方市内主要地域から、高速バスにあわせた公共交通を運行するもの。

※3　水上定期交通
湖や川を航行する船舶により確保する公共交通。

※4　ノーマイカーデー
環境負荷の高いマイカー利用を自粛し、徒歩、自転車、公共 交通機関の利用に転換する取組。

※5　エコ通勤
通勤の際に、マイカーやバイクを 使わず、公共交通機関や自転車、徒歩で通勤する。

※6　モビリティ･マネジメント
多様な交通施策を活用し、個人や組織･地域のモビリティ（移動状況）が社会にも個人にも望ましい方向へ自発的に変化することを促す取組。

## 市民協働共創の目標

（1）市民は、可能な限り、環境にやさしい公共交通の利用に努めます。
（2）交通事業者は、公共交通システム運行に協力し、新たな取り組みについても研究を深めます。
（3）市民は、社会基盤として公共交通を活性化することの重要性を認識し、各種公共交通施策に参加、協力します。



words

## 私達のふるさと行方市の将来像

玉造中学校　1年　代々城　姫佳

私はふるさと行方市の将来像について、いくつか考えました。

まず、行方市にある日本で2番目に大きい湖、霞ヶ浦についてです。今の霞ヶ浦は、水質環境が悪く、ブルーギルやブラックバスなどの外来種の魚もいます。なので、水質環境が悪くなることによって魚は死んでしまい、外来魚によって、生まれた稚魚が食べられてしまい、魚が育たなくなってしまいます。現在、行方市ではワカサギやウナギをふ化させて放流したりして魚を増やす活動をしています。でも、一向に水質環境が良くなることはありません。

そこで、私はこう考えました。霞ヶ浦の水質環境が悪い原因は、プランクトンの大量発生です。魚はそのプランクトンを食べて成長します。なので私達が、霞ヶ浦の魚をたくさん消費することで霞ヶ浦の水質環境が良くなってほしいと思います。つまり、霞ヶ浦の魚を食べる場を設けると良いと思います。だから行方市の人たちがたくさん霞ヶ浦の魚を食べる未来になってほしいと思います。その努力をしていくことで、霞ヶ浦の水がきれいになって、魚つりやレジャー、マリンスポーツも楽しめるようになって、もっと行方市が活気よくなってほしいと思います。

次は、鉄道やバス、お店についてです。現在、行方市には鉄道が通っていません。バスは通っていますが、本数は少ないです。それに、お店が少なくて、商店街のお店は、ほとんど閉まっています。

このような現状から、私はこう考えました。建てるなら、お客さんがたくさん入るようなお店を建ててほしいと思います。行方市の人達の暮らしに役立つようなお店を建てて、活気のある街になってほしいと思います。鉄道やバスについては、5年程前になくなってしまった鹿島鉄道があったころはまだ活気がありました。また電車が通るのは難しいと思うので、バスの本数を増やすと良いと思います。バスの本数を増やすことで、バスを利用する人が増えて、もっと活気のある街並みになってほしいと思います。将来、にぎやかな行方市になるといいと思います。

私の描いたふるさと行方市の将来像をまとめると、豊かな自然も守りつつ、便利で活気のある街並みの行方市になってほしいということです。そうすれば、観光客も増えてもっと明るい行方市になって、行方市に住む人も住みよい暮らしができて、ふるさとであるこの市を誇りに思う人々が増えると思います。

変わりつつある、ふるさと行方市、これからも少しずつ生まれ変わっていくと思います。私は、ふるさと行方市の将来に期待を込めて、ふるさとの将来像をこれからも描いていたいと思います。

## 3　都市計画の推進

### 現況と課題

本市や市民生活を取り巻く環境は、経済情勢の低迷、少子高齢化の到来、国際化や環境問題への対応など、大きな社会情勢の変化の中にあります。また、東日本大震災により本市の都市基盤や産業も大きな影響を受けました。

そのようななか、本市の復興を目指し、災害に強い快適な生活空間の確保と活力ある産業の創出に取り組み、自然環境や景観保全、農業振興などとの調和を保ちながら、土地利用の規制や誘導、都市施設の整備などを進めていくことが求められます。

本市の都市計画の現状をみると、市内全域が都市計画区域の指定を受け、市街化区域・市街化調整区域の線引きはなく、麻生市街地と新原市街地で昭和51年に用途地域を指定している状況です。その後の見直しにより、平成16年度時点での用途の内訳は、近隣商業地域が11ha、第1種低層住居専用地域が117ha、第2種低層住居専用地域が12ha、第1種中高層住居専用地域が55ha、第1種住居地域が26ha、準工業地域が25ha、合計246haとなっています。玉造市街地、小舟津市街地、榎本市街地や、大規模な都市開発が行われた上山鉾田工業団地、北浦複合団地では、用途地域の指定はされておらず、都市計画道路は、潮来鉾田線、富田島並線、新原蒲縄線、粗毛石神線、新原石神線の5路線が都市計画決定しています。

本市の位置特性として、水戸市、つくば市、鹿嶋市などの都市的な機能を利用しやすい反面、それらの都市への依存が生じています。周辺都市に依存すべきでない日常的な買い物や医療などの機能については、市内においてきちんと確保し、今後とも充実していくことが必要です。そのためには、市内の主要な拠点を明確にした上で、都市発展の基盤となる幹線道路網の整備や、適切な都市計画制度の活用を図るとともに、多様な都市計画手法を導入することで、産業や研究施設、商業施設等の立地を誘導しやすい状況を整え、拠点地区の成熟化を図り、本市の活力を高めていくことが重要です。

一方、各既存市街地については、地域の中心としての機能的な市街地再生が大きな課題となっています。商業環境や居住環境としての魅力向上を図り、住宅、商業施設等の立地誘導や、空き店舗、空き地などの解消に努め、定住促進や地域活性化に役立てることが必要です。

words

土地利用計画図

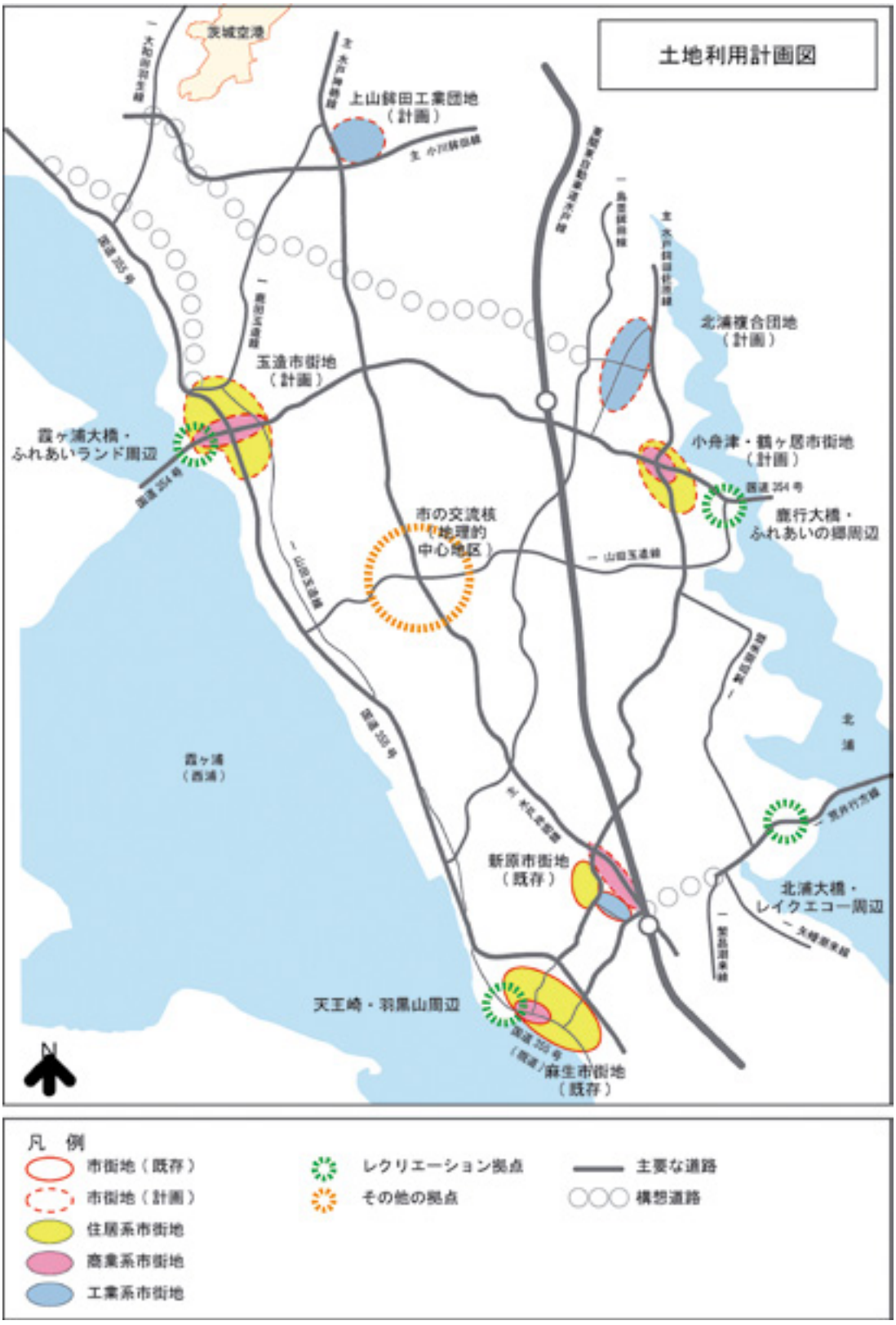


資料：行方市都市計画マスタープラン、平成20年

words

## 基本目標

自然環境に調和した、機能的で魅力あふれる都市空間が形成されています。

**目標指標**

| 項　目 | 平成22年度実績 | 平成28年度目標 |
|---|---|---|
| 工業系地域内の工場数（流通・業務等の事業所を含む） | 11ヶ所 | 15ヶ所 |
| 地区計画数 | 1地区 | 2地区 |

**施策の体系**

- 都市計画の推進
  - 長期的視野に立った都市計画の推進
  - 都市計画事業の推進
  - 人と自然にやさしい街並みづくり
  - 地区別復興計画の推進

## 主要施策

### （1）長期的視野に立った都市計画の推進

**① 明確なビジョンの作成と提示**

50年、100年先の長期的な行方市の将来ビジョンを、市民や関係者とともに明確化します。具体的には「なめがたブランド」「ゆめタウン」などのキャッチフレーズの具体化や、喫緊の課題である人口問題解決や産業振興のロードマップ策定を行い、都市計画マスタープランの推進力とします。

**② 都市計画マスタープランの推進**

豊かな都市の将来像を実現するために、地域ごとの特性を考慮してまちづくりの方針を定めた都市計画マスタープランに基づき、用途地域の新設・見直し、都市施設の整備促進や地区計画を進め、長期的視野に立った都市計画を推進していきます。

**③ 土地利用法制度の適切な運用**

土地利用の誘導にあたっては、各種の土地利用関係法の適切な運用に努めるとともに、都市計画マスタープランなど関係計画との整合を図ります。また、時勢に合わなくなった区域設定については見直しを図ります。

**④ 多様な都市計画手法の導入**

都市の秩序ある発展を図るため、地区計画、特別用途地区、特定用途制限地域など、多様な都市計画手法の導入を検討するとともに、土地区画整理事業など各種整備手法の研究に努めます。

### （2）都市計画事業の推進

**① 既存市街地の都市基盤の整備**

既存市街地については、商業環境や居住環境としての魅力向上を図るため、住宅、商業施設等の立地誘導や、空き店舗、空き地などの解消に努めます。また、土地利用の混在については、徐々に解消に向けて誘導を図ります。

words

**② 拠点の整備**

本市の市街地形成等の核となる玉造市街地（国道交差点周辺）、新原市街地及び北浦複合団地、行方台地中央部を本市の拠点と位置づけ、効率的かつ効果的な事業手法を検討しながら段階的に整備を進め、居住機能や商業・業務機能、工業・流通機能などを持つ地域への発展を促していきます。

**③ 各種都市施設の機能的な配置**

都市計画マスタープランに基づき、都市計画道路や都市公園、下水道及び排水施設等の都市基盤施設の一体的な整備に努めます。

**④ 開発計画跡地、学校跡地や未利用地などの土地利用転換**

開発計画跡地、学校等適正配置にともなって発生する学校跡地、また市保有の未利用地などについては、地域住民と綿密な協議の上、関係計画や地域の活動方針にあった土地利用の転換を図ります。

## （3）人と自然にやさしい街並みづくり

**① 災害に強いまちづくり**

東日本大震災の教訓を生かし、老朽住宅の耐震診断・耐震改修の促進、排水施設の整備、地震に強い建物づくりの促進、防災空間の確保など、災害に強いまちづくりを進めます。

**② 高齢者や障害者にやさしいまちづくり**

高齢者の積極的な市民活動や障害者の社会参加の拡大に対応し、道路段差の解消、障害者用トイレの整備など、誰にでもやさしいユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。

**③ 個性的で美しい街並み景観の形成**

本市の歴史文化や古い街並みを生かしながら、街路樹や花の植栽の充実、建物や看板デザインの誘導などにより、個性的で美しい街並み・家並み景観の形成を図ります。

**④ 次世代に誇れるまちづくり**

今後、公共施設やインフラ整備にともなう維持管理費及び改修費等を抑えるため、公共施設の新築・改修時には、省エネや発電等によるランニングコストの圧縮や、長寿命化・複合化・減築など、次世代に負担させない方策について検討します。

## （4）地区別復興計画の推進

**① 茨城空港アクセスゾーンの形成**

茨城空港から本市へのアクセス環境を改善するとともに、その経路の景観を美しく保つことで、来訪者をおもてなしします。

**② 霞ヶ浦水辺リゾートの充実化**

ウォーターレジャーの環境をより良くし、本市の誇りである霞ヶ浦に親しみ、コイに代表される湖の恵みや本市の特産物を楽しめる場としての機能を、より一層高めます。

**③ フットパス交流ゾーンの形成**

散策やサイクリング、展望ポイントによる憩いによって田園風景を楽しめるように、本市の農業や農産物・農畜産加工品をより良く理解する場所として市内各地区にフットパスコースを形成し、都市との交流を推進します。

**④ 鹿行大橋新架橋周辺の整備**

鹿行大橋新架橋周辺を、霞ヶ浦大橋ゾーンとは客層や趣を変えた新たな交流拠点として整備し、来訪者の本市への滞在時間と消費の延伸を図ります。

words

**⑤ 麻生陣屋まち江戸ゾーンの形成**

天王崎と羽黒山を市内外の人々の憩いとウォーターレジャーの拠点とするとともに、旧商店街をイベント交流の拠点として整備します。

## 市民協働共創の目標

（1）市民は、土地利用や都市計画に関する各種規制を遵守します。
（2）市民は、世帯ごと、地区ごとに、美しい街並み・家並みなど、都市景観の形成に努めます。
（3）市民は、公益に鑑みて、近隣との土地利用調整に協力します。
（4）市民は、地域の歴史、文化、自然などの資源を再発見する活動を展開し、地域の個性的なまちづくりを促進します。

大麻神社祭礼

山田祇園

words

## 子供、そしてお年寄りの住みよい市

玉造中学校　三年　磯山　綾花

私の住んでいる行方市は、とても魅力的で温かい市です。そんな市に住んでいる私は以下のようなことを考えました。

子供、そしてお年寄りの住みやすい市に行方市がなったら誰もが喜ぶんだろうと思いました。まず、赤ちゃんは、おむつをかえたり、ミルクをあげたりしないといけません。また、子供は遊ぶことが大好きです。ですから赤ちゃん向けの遊具があり、おむつをかえるスペースがあるきれいなトイレ、子供向けのたくさんの友達と遊べる遊具のある公園だと、子供も親も安心して利用できると思います。その隣には、広いグランドゴルフのできる場があれば、お年寄りの人は子供たちの遊んでいる様子を見ながら楽しめます。子供とお年寄りの距離もたくさん縮まります。これが私の考えたみんなが喜ぶ行方市の１つの施設です。

二つ目は、もっとたくさんの図書館です。理由は、私の住んでいる地区には１つしかありません。そして、遠いです。もっと近くにあれば、利用しやすいし、お年寄りも自分の足で行けて、同年代の人ともおしゃべりをしたり、地域のために読み聞かせをしたり、読書を楽しめると思います。子供も、友達と勉強をやるために利用したり、読み聞かせに行ったりもできると思うし、本が好きな子供が増えると思います。これが、私の考えた二つ目の理由です。

最後に三つ目として、歩道の幅を広くすることです。私は、自転車通学です。私の学校では並列走行はだめと言われていて、みんな１列で帰りますが、一列で帰っていても人が歩いてきたら縁石の外側をとおるしかありません。そうすると、車を運転している人の邪魔になってしまいます。そのため、歩行者も自転車に乗っている私たちも、車の運転手も安心できる広い歩道が必要だと思いました。

私が課題にあげたこの三つでは、まだ足りないと思いますが、私の考えた三つも今の行方市にないことだと思います。

私達が大人になって、今まで以上に市民の住みやすい市になっていればいいなと思います。

# 4 上水道の充実

## 現況と課題

本市の上水道事業は、地下水による自己水源と茨城県企業局による、鹿行広域水道用水供給事業の受水により、12ヶ所の浄水・配水場から1日あたり10,000㎥の水が配水されており、平成22年度末の普及率は91.8%となっています。

本市では人口が減少傾向にあり、今後さらに少子高齢化が進むことで、公的サービス供給方法の多様化等、水道事業を取り巻く環境は大きく変化しています。水道水の安心・安定供給を実現していくためには、限られた資源を有効に活用するとともに、効率的な水運用を図る必要があります。特に水道施設の老朽化対策や耐震化、水質管理など経営基盤の強化が求められており、水道事業の安定化への課題となっています。

また、水需要及び区域内人口の減少による厳しい経営環境のもと、健全な財政基盤を確保するため、経営改革により事業を再構築しながら、需要者のニーズに対応したサービスの向上を推進し、無駄のない効率的水道事業経営を進めることが必要です。

東日本大震災においては、上水道の供給サービスが止まり、応急給水体制を取ることになりましたが、緊急時に水を必要とする全ての市民へ給水する体制が、不十分であることが明らかとなりました。

今後も、市民の協力を得ながら、災害時における応急給水体制を含めて様々な取り組みを行い、安全で安心な水道の安定した供給に努めていく必要があります。

水道普及率の推移

| | 平成17年 | 平成18年 | 平成19年 | 平成20年 | 平成21年 | 平成22年 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 旧麻生町 | 89.0 | 92.4 | 96.8 | 97.1 | 94.9 | |
| 旧北浦町 | 84.9 | 87.2 | 86.1 | 84.4 | 84.6 | |
| 旧玉造町 | 93.2 | 91.7 | 91.8 | 91.1 | 89.9 | |
| 行方市 | 89.0 | 90.4 | 91.6 | 90.8 | 89.8 | 91.8 |

※ 各年3月末現在　　資料：水道課

## 基本目標

良質な水が安定して供給されています。

**目標指標**

| 項目 | 平成22年度実績 | 平成28年度目標 |
|---|---|---|
| 水道普及率 | 91.8% | 95.5% |
| 1日最大給水量 | 11,534m$^3$ | 16,312m$^3$ |

words

**施策の体系**

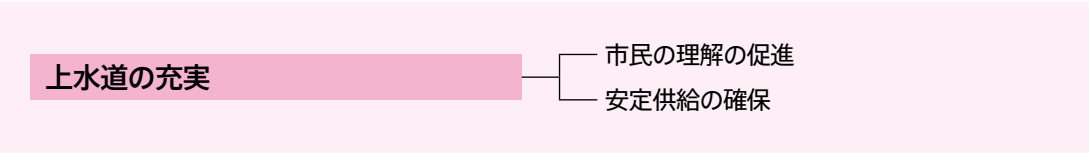


## 主要施策

### （1）市民の理解の促進

**① 水資源の有効活用**

深井戸の老朽化により、取水機能の低下、集水域の水位低下、地域水量の低下などが考えられるため、安定した鹿行広域水道用水を有効活用し、水源の確保を図ります。

**② 加入の推進**

水道事業への理解を深め、未普及世帯の加入を推進するとともに、自家水から上水道への切り替えを推進します。

### （2）安定供給の確保

**① 安定供給体制の整備**

地下水採取許可申請の更新を行い、取水場の水源確保や水質検査により、安全・安定した水道水の供給に努め、浄・配水場施設の整備や老朽管の計画的更新を図ります。

**② 災害時の応急給水体制の充実**

東日本大震災の経験を踏まえ、水道施設の耐震化、給水タンク・応急復旧用資材の整備、近隣市との応援体制の強化など、災害時の応急給水体制について十分な検討を行い、安全で安心な水道水の供給を図ります。

**③ 水道経営の安定化の促進**

健全な財政基盤を確保するため、経営改革により事業を再構築しながら、需要者のニーズに対応したサービスの向上を図り、無駄のない効率的水道事業経営を行います。

## 市民協働共創の目標

（1）市民・事業所は、節水意識の向上に努め、水の有効活用を図ります。
（2）市民・事業所は、水道事業への理解を深めます。
（3）市民は、災害等に備え、既存の井戸を保全管理します。

words

# 5 下水道の充実

## 現況と課題

市民の暮らしや産業活動から生まれる排水の浄化には、集合処理方式（公共下水道事業、農業集落排水事業）と個別処理方式（浄化槽）があります。集合処理方式は家庭から出る生活雑排水や事業所排水などを集め、処理場で微生物の作用などを利用しながら分解し、きれいな水にして川や湖に放流するものです。また、個別処理方式は、各家庭に設置された浄化槽により処理されたきれいな水を水路等に放流するものです。

本市では、平成21年度に生活排水ベストプラン※1を策定し、水質浄化に努めています。本市の公共下水道は、玉造地区では、特定環境保全公共下水道事業により平成2年から整備が進められ、麻生地区では、茨城県が事業主体である霞ヶ浦水郷流域下水道事業により平成2年から整備が進められてきました。また、農業集落排水事業は玉造地区において昭和62年から榎本地区を、平成14年度からは玉造北部地区の整備を推進してきました。さらに、平成24年4月には下水道に代わる生活排水対策として、北浦地区において市町村設置型浄化槽整備事業がスタートします。

平成23年4月現在、本市の生活排水処理施設の普及率は55.4％で、県平均の77.2％と比べて低い状態です。また、公共下水道接続世帯の水洗化率も53.1％と低いため計画的な整備と水洗化率の向上が課題となっています。

清らかな川や湖を次世代に引き継ぐとともに、快適な居住環境を確保するために、全市的な生活排水処理の構想に基づき、各種下水道事業の推進と加入の促進を図るとともに、施設の適切な維持管理と安定運用を徹底していくことが求められます。

## 基本目標

生活排水が浄化され、清らかな水辺環境と快適な居住環境が確保されています。

**目標指標**

| 項　目 | 平成22年度実績 | 平成28年度目標 |
|---|---|---|
| 生活排水処理施設人口普及率 | 55.4％ | 70.0％ |
| うち公共下水道 | 20.4％ | 27.0％ |
| うち農業集落排水施設等 | 6.5％ | 10.0％ |
| うち合併処理浄化槽等 | 28.5％ | 33.0％ |
| 生活排水処理施設加入（接続率） | 57.2％ | 81.0％ |
| うち公共下水道 | 53.1％ | 76.0％ |
| うち農業集落排水施設等 | 70.3％ | 95.0％ |

**施策の体系**

下水道の充実
- 生活排水処理の構想づくり
- 公共下水道の普及促進
- 農業集落排水の普及推進
- 合併浄化槽の普及推進

words ※1 生活排水ベストプラン
生活環境の改善や公共用水域の水質保全を図るために、下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽といった生活排水処理施設の整備・維持管理を、最も効率的（ベスト）にするため、県が推進するマスタープランです。

## 主要施策

### （１）生活排水処理の構想づくり

**① 生活排水処理の構想づくり**

本市では公共下水道事業、農業集落排水事業、合併処理浄化槽といった生活排水処理施設の整備や維持管理を、市全域を見据え、最も効率的・効果的に進めるため「ベストプラン」の見直しをします。

### （２）公共下水道の普及促進

**① 認可区域の計画的な整備**

麻生地区の霞ヶ浦水郷流域下水道事業及び玉造地区の特定環境保全公共下水道事業の、認可区域全体の早期事業完了と接続利用促進を図ります。

**② 水洗化の推進**

水質浄化の啓発と下水道の有効性の理解を図り、貸付金・補助金制度の周知により、供用開始された地区の水洗化を促進します。

**③ 適正な処理の推進**

各処理場や汚水管の適切な維持・管理を図るとともに、処理水及び汚泥の適正な処理に努めます。

**④ 公共下水道事業会計の安定化**

公共下水道事業会計については、使用料の適正化や、台帳等の情報デジタル化、施設管理の効率化を図り、公共下水道事業会計の安定化に努めます。

### （３）農業集落排水の普及推進

**① 計画的な事業の推進**

農業集落地域の生活環境の向上と水質保全を図るため、公共下水道事業との整合を図りながら、計画的に事業の円滑な推進を図ります。

**② 水洗化の促進**

農業集落排水事業による下水道の有効性や貸付金・補助金制度の周知を図り、供用開始された地区での配水管接続を促進します。

**③ 適正な処理の推進**

各処理場や汚水管の適切な維持・管理を図るとともに、処理水及び汚泥の適正な処理に努めます。

**④ 農業集落排水事業会計の安定化**

使用料の適正化や、台帳等の情報化、施設管理の効率化などにより、農業集落排水事業会計の安定化に努めます。また、水道料金との連携を実施し、徴収率の向上を図ります。

### （４）合併浄化槽の普及推進

**① 市設置型浄化槽整備事業の導入**

北浦地区は、麻生・玉造地区と異なり供用開始済の集合処理区域がなく、北浦の水質汚濁が進行しており、早急な対策が必要なため、即効性の高い効果が得られる市設置型浄化槽整備事業による整備を推進します。

**② 高度処理浄化槽の設置促進**

公共下水道事業計画区域、農業集落排水事業区域、市設置型浄化槽整備事業区域以外の区域で専用住宅に高度処理浄

words

化槽を設置する方に補助金を交付して設置促進します。

## 市民協働共創の目標

（1）市民は、水廻りの衛生管理と川や湖の水質向上を図るため、公共下水道や農業集落排水への加入や浄化槽の設置に努めます。
（2）市民は、浄化槽など処理施設の適正な維持管理に努めます。
（3）市民は、各種排水処理事業への理解を深めます。



words

## みんなの仲が良く環境の良い行方市へ

玉造中学校　一年　山﨑　達也

僕は、子供からお年寄りみんなが仲良く暮らせる市になってほしいなと思います。

まず、お年寄りが元気に住め、どこへでも安心して行けるようになってほしいです。

例えば、市のあちこちにバリアフリーをたくさん設置して、お年寄りが喜び、住みやすく、みんながふれ合える市にしてほしいと思いました。また、お年寄りが楽しくできるイベントを市で開催して、市のお年寄りが元気になってほしいと思いました。

次に、行方市のみんなが仲良くなり、ふれ合えるようにしてほしいです。

今は、市民運動会やウォーキング大会などたくさんありますが、もっとイベントを増やして、行方市のみんながふれ合う機会を作り、行方市のみんながふれ合い、仲良くなって、心地よく暮らせる市になってほしいと思いました。また、お年寄りとふれ合うイベントをつくり、お年寄りを大切にしていってほしいなと思いました。

次に、環境（水質）が良く、緑がたくさんあって、自然豊かな市になってほしいと思いました。

森林など今の自然を壊さず、今の環境が続いて、豊かなままがいいなと思いました。また、それでも緑が少なく、さみしい所はボランティアや市が植林活動をたくさんして、その緑の少なかった所が緑のたくさんな場所になってほしいと思いました。その環境を森林伐採しないで、そのままずっと緑が保てればいいなと思いました。

湖では、今霞ヶ浦と北浦はとても汚いです。そのため、市のみんなが協力して、水質改善ができればなと思いました。この水質改善で、昔はみんなが泳げるくらいきれいだったらしいので、みんなが泳げるくらいきれいになればなと思いました。

僕は、行方市が仲が良くて、環境のとても良い市になればなと思いました。また、そういう街に僕は住んでみたいなと思いました。

## 6　地域情報化の促進

### 現況と課題

近年の情報通信技術の飛躍的な進歩は、市民生活の利便性の向上や、行政事務の効率化・高度化をもたらすだけでなく、地域のコミュニケーション手法として活用されるなど、これまでの社会構造を変える可能性を持っています。このような社会情勢の中、情報化社会に的確に対応するとともに、総合的かつ計画的に地域情報化を推進することが必要となってきます。

国では、これまで「ｅ－Ｊａｐａｎ戦略」などのＩＴ戦略を展開してきました。そして現在、国民が主導する社会では、市民レベルでの知識・情報の共有が行われ、新たな「知識情報社会」への転換が実現し、国民の暮らしの質を飛躍的に向上させることができるとし、平成22年に「新たな情報通信技術戦略」を策定しました。その中では「国民本位の電子行政の実現」、「地域の絆の再生」、「新市場の創出と国際展開」を重点戦略としています。

本市においても、高度情報通信環境を構築し、これを地域づくりに多面的に活用することは、本市の目指す将来構想の実現に資するものであることから、情報化政策に取り組んでおり、県内や全国の市町村との情報通信ネットワークを構築しています。また、庁内ＬＡＮや学校など各公共施設間を地域イントラネットでつなぐことにより、行方市として情報の一元化を図り、各種行政事務の現場や生涯学習など各分野で活用されつつあります。

特に、平成22年度までに情報通信の格差是正とブロードバンド・ゼロ地域の解消のため、本市が事業主体となり、旧麻生町の一部地域・旧玉造町全域へ地域情報通信基盤（ＦＴＴＨ※1による光ファイバ網）の整備を実施した光ファイバ網については、通信事業者とＩＲＵ契約※2を締結することにより、ブロードバンドサービスの提供が開始されています。また、平成23年7月までに民間通信事業者により未整備であった一部地域への光ファイバ網の整備が行われ、現在は、市内全域で光回線によるブロードバンドサービスが利用できるようになりました。これからは、希望する各世帯・施設への接続と、計画的な設備更新計画を推進します。

さらに今後は、効果的・効率的な行政運営に向けた行政情報化の推進および、地域産業の振興、市民生活の利便性、快適性の向上のために、地域住民や企業の情報化の誘導と汎用システム等の提供が求められます。行政、市民、事業者の皆が情報リテラシーの向上を心がけ、情報漏洩などの事故や犯罪が起こらないよう努めていく必要があります。

words　※1　FTTH
Fiber To The Home（ファイバー･トゥ･ザ･ホーム）の略。光ファイバーによる家庭向けのデータ通信サービス。元は、一般家庭に光ファイバーを引き、電話、インターネット、テレビなどのサービスを統合して提供する構想の名称だったが、転じて、そのための通信サービスの総称として用いられるようになった。電話回線の数十倍以上の高速伝送が可能な大容量･常時接続の通信サービスを「ブロードバンド」と呼ぶが、FTTHは中でも最も高速で未来のある技術であることからブロードバンドの「本命」とも呼ばれ期待されている。

※2　IRU契約
電気通信事業者が以下の条件を満たす賃貸借契約等により、他者が所有する光ファイバー等を調達した場合は、当該の光ファイバー等を当該事業者が長期安定的に支配･管理しているものとみなして、当該事業者が設置した設備として認める制度。

情報化時代に対応するため市が取り組むべきこと（平成22年）

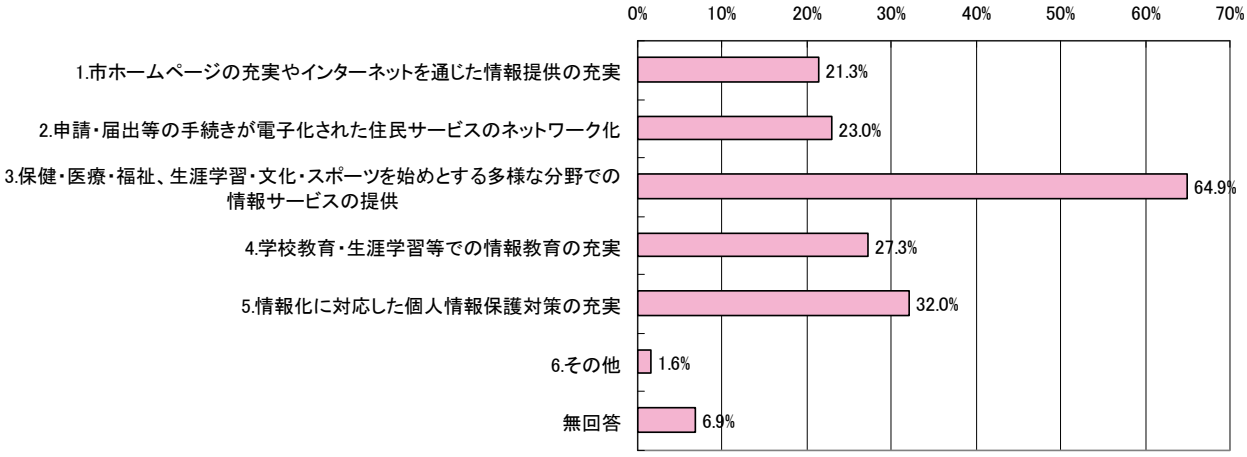


資料：行方市総合計画アンケート調査

## 基本目標

高度情報化社会の中で、市民一人ひとりが真に有益な情報のみを的確に取捨選択し、それを豊かな生活の実現や活力ある産業の振興に生かしています。

### 目標指標

| 項　目 | 平成22年度実績 | 平成28年度目標 |
|---|---|---|
| 市ホームページのトップページアクセス件数 | 405,538件 | 600,000件 |
| メールマガジン登録件数 | 830件 | 3,000件 |

### 施策の体系

**地域情報化の促進**
- 地域コミュニティ情報化の推進
- 行政サービス情報化の推進

words

## 主要施策

### （1）地域コミュニティ情報化の推進

**① 情報教育・情報学習の充実**

市民が情報化の進展による恩恵を受けられるようにするため、情報通信技術を自在に使いこなし、必要な情報の入手や情報の発信が行えるよう、情報活用能力の向上に向けた育成支援を推進します。

**② 高度情報通信基盤の整備促進**

国のｕ－Ｊａｐａｎ政策※1等に基づき、将来のＩＣＴにおける環境変化に柔軟に対応できる、新たな高度情報通信基盤の整備を促進します。

**③ 高度情報化の促進**

超高速ブロードバンドサービスを利用可能とするために整備した、光ファイバ網の利用促進に努めます。

**④ 情報漏えいの防止**

情報セキュリティについて市民の理解を深め、なりすまし防止やプライバシーの保護など、情報犯罪の防止に努めます。

### （2）行政サービス情報化の推進

**① 行政事務の電子化の推進**

個人情報保護に十分留意しながら、市民サービスの一層の向上のために、各種事務処理の電子化など効率的なシステムの整備や、各種情報の統合・共有ができる仕組みづくりを推進します。

**② 効果的な情報機器の活用**

行政内の情報機器の充実を図るとともに、職員の情報機器に関する知識・技術の習得に努めます。

**③ 新たな情報機器・システムの積極的な導入**

防災行政無線のデジタル化や地理情報システムの導入などを進めるとともに、国が推進するクラウドコンピューティング※2を活用した、自治体における共同アウトソーシングとシステム共同化について検討を進めます。

**④ 全国共通の電子行政サービスの推進**

国の施策である「全国共通の電子行政サービスの実現」に定義される、電子行政サービスに関する方針について、全国共通で推進する事業展開に合わせた対応を図ります。

## 市民協働共創の目標

（1）市民・事業者は、様々な機会を活用し、情報機器の習熟に努めます。
（2）市民・事業者は、個人情報等の秘密漏洩など悪用防止に努めます。
（3）市民・事業者は、まちづくり活動などにおける行政情報の活用を図ります。
（4）市民・事業者は、日々の生活や事業に、情報ネットワークを有効活用します。

words
※1 u−Japan政策
世代や障害の有無などを問わず、いつでも、どこでも、誰もが情報通信ネットワークを利用できる社会の実現をめざす国家戦略。
※2 クラウドコンピューティング
インターネット上にグローバルに拡散したコンピューティングリソースを使って、ユーザーに情報サービスやアプリケーションサービスを提供する、コンピュータ構成・利用に関するコンセプトのこと。

# 第２章

## 新しい行方市の
## 地域経営体制づくり

第2章

# 第１節

## 市民と行政の協働・共創


1 市民と行政の協働・共創 …… 186

2 市民活動の活性化 …… 190

# 第２章　新しい行方市の地域経営体制づくり

## 第１節　市民と行政の協働･共創

### 1　市民と行政の協働・共創

#### 現況と課題

ＮＰＯ※1や地縁団体※2など公益的活動法人改革により、様々な分野において市民と行政が、従来の参画形態より責任ある立場で協働共創のまちづくりを推進し、地方分権の基礎を築いています。

本市では、市民参画の基本となる情報提供と共有について、市報やホームページなどにより積極的な広報に努めるとともに、まちづくりに関する地区懇談会や、市長出前ふれあい懇談会などの広聴活動に努めてきました。また、各種計画の策定委員会、各種審議会、行政評価、パブリックコメント※3などを通じて、政策的分野においても幅広い層の市民意見の聴取に努めてきました。

今後も積極的な広聴活動を通じて市民ニーズを十分に把握し、情報公開するのみではなく、市民と行政がともに知恵を出し、行動する協働のまちづくりを一層進めていくことが求められます。

さらに、市民主体の市民満足度の高い活力あるまちづくりを進めるため、市民と行政がともに地域の将来像を語り合い、互いの役割を明確化する必要があり、これらを明文化した自治基本条例の策定を検討する必要があります。そのために、情報の共有化を進め市民が参画しやすい環境と支援体制を整える必要があります。

#### 基本目標

一人ひとりの創意と工夫がまちづくりに反映され、適切な役割分担のもと、皆が、まちづくりに意欲を燃やしています。

**施策の体系**

- 市民と行政の協働・共創
  - まちづくり情報の共有化
  - 参画・協働・共創のまちづくりの推進

#### 主要施策

**（1）まちづくり情報の共有化**

**① 市民協働推進組織機構の検討**

市民との協働・共創を効果的に推進するため、市民協働推進担当課室の設置を検討します。既存の行政区やまちづく

words
※1　NPO
「Nonprofit Organization」の略。広義では非営利団体。狭義では非営利での社会貢献活動や慈善活動を行う市民団体のこと。
※2　地縁団体
地方自治法第260条の2第1項に「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」と規定しており、自治会などがそれに該当する。
※3　パブリックコメント
行政計画の作成や規制の設定等にあたり、案の段階で公表し、住民の意見を募集してその意見を反映した意思決定を行うこと。

り団体との連携に加えて、市民活動に役立つ助成メニュー等の情報を市民と共有し、市民団体の活動を支援します。また、市民協働共創プロジェクトの創出を図ります。

**② 広報の充実**

行政情報の提供については、『市報なめがた』をはじめ、各種小冊子やパンフレットのほか、ホームページやメールマガジンなど多様な媒体を活用し、迅速かつ正確な情報を積極的に広報します。また、インターネットラジオ、ツイッターやフェイスブック等の新しい情報媒体についても検討し、双方向性の確保を推進します。更には、東日本大震災の教訓を踏まえ、非常災害時における広報体制の整備を図ります。

**③ 広聴の充実**

市民提案や市独自の行政、相談業務の充実や目的に応じた懇談会の実施、アンケート調査、パブリックコメントなどによる市民意向の把握など、市民の声が行政に的確に反映されるよう広聴の充実に努めます。

**④ 行政情報の積極的な情報公開と適切な個人情報の保護**

まちづくりに生かすため、個人情報保護に十分留意しながら、行政情報を積極的に公開していきます。そのために、情報公開条例、個人情報の保護に関する条例の適正な運用に努めます。

### （２）参画・協働・共創のまちづくりの推進

**① 自治基本条例の制定**

個性的なまちづくりを市民と協働・共創で進めていくために、市民・行政双方の役割を明確化した「自治基本条例※1」の制定を、議会の理解と役割分担を明確にしながら市民参画で推進します。

**② 参画しやすい環境づくり**

市民の積極的な参画によるまちづくりを進めるため、まちづくりについての学習機会の拡大などによる市民意識の高揚と人材育成・人材交流に努めます。また、市民が市民活動を支える支援システムや様々な助成情報の提供、先進的活動団体や人材の交流機会を積極的に設けます。

**③ 各種行政会議への参画の促進**

各種委員会、審議会などの設置・開催にあたっては、特に、女性や若者、市民活動団体の代表、公募による市民参画を促進し、幅広い層の意見の反映を図ります。

**④ 計画づくりへの参画の促進**

各種の計画づくりにあたっては、青少年から高齢者まで幅広い市民の声を集約し、多様な手法により市民参画を進めます。また、市民の理解・協力を得ながら計画を策定し、実施にあたっては協働での取り組みにつなげます。

**⑤ 地域ブランド化の推進**

地域イメージの向上や地域経済の活性化などをめざし、市民と各行政部門の協働・共創により、「行方ブランド」の形成を図ります。行方産の農水産物、商品・サービスのブランド化ばかりでなく、まちづくり全体を包括した地域のブランド化をめざします。このため、行方ブランドの推進計画を策定して、市民と行政それぞれの役割により各分野においての取り組みを進めます。

---

words　※1　自治基本条例
その地域における自治の基本原則や、行政の基本ルールなどを定めるもの。自治に関する基本的な制度は地方自治法をはじめとする国の法令に定められているが、それらを地域、市民の視点からとらえ直すとともに、国の法令に規定されていない自治の原則を新たに条例として定める。

## 市民協働共創の目標

（1）市民は、身近な存在として行政の仕組みや動きなどに関心をもち、日常生活や日々の活動に行政情報を活用します。

（2）市民は、まちづくりの研修会や市民会議などに積極的に参加するとともに、行政に対して住民や団体等の意向を発信します。

（3）市民は、行政の協力を得ながら、産業振興、環境、福祉など多様な分野で、積極的に市民自らのまちづくり活動に取り組みます。

（4）市民一人ひとりが、自分の得意分野を生かし、積極的に市民活動に参加（市民マイスター制度※1）します。

20歳市民の意見交換

三世代ワークショップ

words ※1 市民マイスター制度
本来のマイスター制度とは、ドイツにおける手工業の技能資格であり、マイスターの称号を取ることで、開業を許されていたもの。日本国内の画地で、地域振興目的で行われているマイスター制度は、なんらかの技能に秀でた人々がその地域で活躍できるような場を設ける制度のことを言う。

## 発展する行方市

北浦中学校　三年　飛弾　祐花

私は、行方市の未来として人が行き交う活気があるまちになってほしいと思いました。

日本列島は、三月十一日地震によって大きな被害を受けました。茨城県は、東北の方々に比べれば被害は小さかったですが、たくさんの方々が怖い思いをしたと思います。毎日いつ地震が来るのかという恐怖と戦っている人も多いと思います。私はそんな人たちが安心して生活ができる街づくりをしていくことが大事だと思います。

また、行方市は、地震の被害で道路が壊れているところがまだあります。行方市は交通手段が少なく、移動するのは車か歩きか自転車しかありません。移動するのもがなくて困った人も沢山いたと思います。そこで、もっと交通網が広がり、沢山の乗り物などが増えていけばいいなと思います。

みんなが安心して暮らせる日はいつ来るのか。安心して暮らすのにはどうすればいいのか。それを叶えることができたら「本当の安心」を知ることができるのではないかなと思いました。

しかし、今日本中では原子力発電について問題になっています。放射線によって生活を仕切られている人がいます。人だけではなく、植物や動物、すべての物が犠牲になっています。しかし、起こってしまったことは仕方がないことです。これを今生きている若い人たちが変えていくしかないのです。前を向いて進んでいくしかないと思います。その町に住んでいる人がなにを望んでいるのか一人一人の声に耳を傾けることによって、安心して暮らせる街をつくることへ一歩一歩近づくことができると思います。

私たちの住む行方市でも、一人一人が自分の考えを持ち、若い人から大人までが協力をして街づくりをすることが大事だと思います。みんなが望む行方市になったときに、周りの環境もどんどん発展していき、人も自然に集まり、人が住みやすい場所が出来ると思います。人も自然の大切にする行方市になってほしいと思います。

## 2　市民活動の活性化

### 現況と課題

地縁組織から生まれた市内92の行政区は、様々な地域活動の基本的な単位となっています。

冠婚葬祭や祭礼年中行事のほか、清掃活動や各種イベントを通じて、コミュニティ活動を行っていますが、就業・就学区域の広域化や生活価値観の多様化が進む中で、隣近所のつきあいが減り、相互扶助意識は徐々に低くなってきています。

そのような状況のなか、環境や防災、福祉など特定のテーマを対象とした市民活動は、本市においても増えつつあります。公益法人改革により組織化しやすくなった一般社団や一般財団法人、あるいはＮＰＯ等が、福祉サービス事業を行ったり、公共施設の管理運営を行ったりする機会も増えてくるものと考えられます。こうしたテーマ型の市民活動は、参加者がその目的のために集まるため、専門性や運営能力を有しますが、資金力や構成員不足等により、組織の継続性が弱いという側面もあります。

市民団体による活動は、地域振興や防災・防犯、環境保全といった地域課題の解決など、多様な面において必要性が高く、地縁型・テーマ型それぞれの特長を生かして個性的な地域づくりを展開し、地域連帯意識の醸成につなげていくことが期待されています。行政においても、法人化の助言や、なめがた元気補助金制度等での支援に努めるとともに、活動資金獲得や拠点づくりの支援を行い、市民活動と連携していきます。

自分の住んでいる地域についての評価変化（平成18年と平成22年の比較）

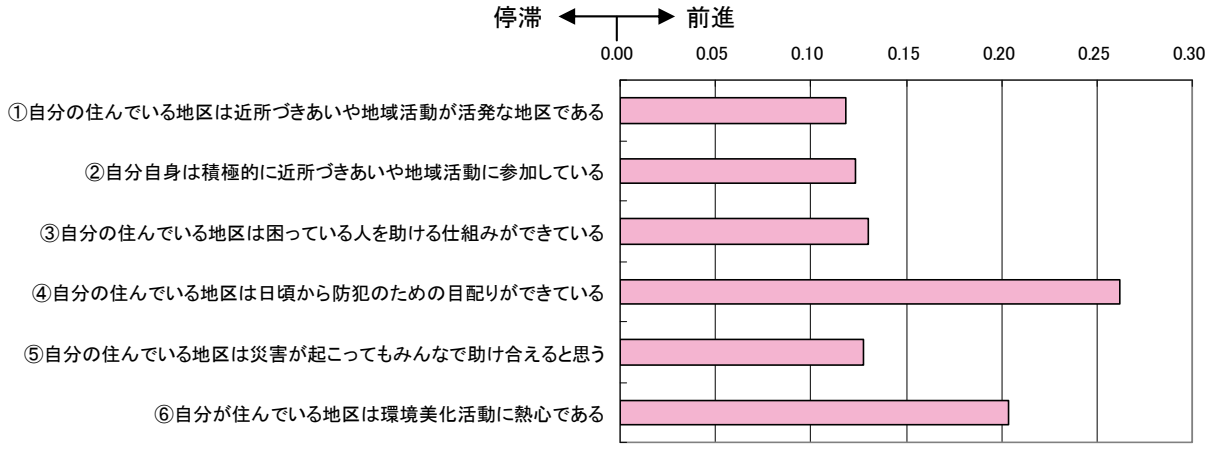


平成18年度を0とし、平成22年度調査にて「そう思う」との回答が1%増えるごとに0.02、「ややそう思う」との回答が1%増えるごとに0.01を加点。「あまり思わない」との回答が1%増えるごとに0.01、「まったく思わない」との回答が1%増えるごとに0.02を減点した。

資料：行方市総合計画アンケート調査

words

## 基本目標

地域住民一人ひとりが地域づくりに強い情熱を持ち、連帯感あふれる地域社会が形成されています。

**目標指標**

| 項　目 | 平成22年度実績 | 平成28年度目標 |
|---|---|---|
| 行政区の加入率 | 79％ | 90％ |
| ＮＰＯ法人数 | 6団体 | 10団体 |

**施策の体系**

**市民活動の活性化**
- 活動の促進
- 活動拠点の整備・充実

## 主要施策

### （1）活動の促進

**① コミュニティ活動の活性化**

学校等適正配置により、旧小学校単位での交流機会が減少することから、各行政区の自立的で個性的な地域づくり活動を促進し、地域住民の連帯意識・自治意識の高揚を図るとともに、リーダー及びリーダー候補者の養成に努めます。また、コミュニティ活動や伝統行事・祭礼などの継続に向けた、人的、地域的交流機会を設けます。

**② テーマ活動の活性化**

元気なまちづくりの土台となる地域振興や防災・防犯、環境保全など、多様なテーマ型市民活動の活性化を図ります。そのために、ボランティア団体や市民活動グループの育成に努めます。

**③ 法人格取得の促進**

財産取得や介護サービス事業などの法律行為を円滑に実施し、活動の拡大が図れるように市民活動団体の一般社団法人やＮＰＯ法人化を支援するため、情報の提供や申請事務の支援に努めます。また、ＮＰＯの認定事務の権限移譲について検討します。

**④ 市民活動の指針づくり**

市民参画のまちづくりを促進するために、市民活動団体やボランティアグループなどと連携して市民活動の基本方針を定めるように努めます。

**⑤ 活動基金の創設**

市民活動を促進するために、市民や本市の応援団の善意によるふるさと納税や寄付金を活用した市民活動基金等の創設について検討します。

words

### （2）活動拠点の整備・充実

**① 施設の整備・充実**

既存の集会施設の改修などを図るとともに、学校跡地利用や公共施設の積極的な地域開放を進めます。また、集会施設や設備をコミュニティ・ビジネスなど多様な用途に活用できるよう、必要に応じて管理規定の見直しを検討します。

**② 適正な維持管理**

集会施設は、地域住民の協力を得ながら適切な維持・管理を図るとともに、行政が管理する施設についても、指定管理者制度の活用なども視野に入れながら、市民団体やＮＰＯなど民間への管理委託を進めます。

## 市民協働共創の目標

（1）市民は、持続性ある地域を創り上げるため、家庭や友人とともに地域活動に参加し、共に支え合う地域連帯意識を育てます。
（2）市民は、各地域活動の活性化のため、誰もが参加できるよう運営の工夫に努めます。
（3）市民は、自主的なグループ活動に参加します。
（4）市民は、地区の集会施設などの適切な維持・管理に努めます。
（5）市民は、コミュニティの基礎となる年中行事や伝統ある地域のお祭りを守っていきます。

春日神社　どぶろく祭

words

# 第２節

## 行政マネジメント


1 自立した行財政運営の確立 …… 194

2 広域行政の推進 …… 200

3 計画の進行管理 …… 202

# 第２節　行政マネジメント

## 1　自立した行財政運営の確立

### 現況と課題

厳しい地方行財政運営が続くなかで、事業仕分けによる国の新しい政策見直しが図られ、リーマンショックや円高など、国際情勢の変化に左右される時代を迎えています。また、市民ニーズも多様化・高度化し、人口問題から生まれる課題も山積しています。

こうした現実を認識し、行財政基盤の強化を図り、可能な限りの行財政改革に努めるとともに、地方分権の中心となる地方自治体としての経営戦略が求められています。本市では、合併新市 10 年間の計画による一体的なまちづくりの推進や、教育、福祉基盤の充実など、今後も、地域振興に向けた新たな投資が必要になるため、行政経営の視点から、成果に重点を置いた財源の確保、経費の削減、職員定員管理、情報公開等を推進し、一層の行財政運営の効率化を進めていく必要があるため、行政改革計画の策定に基づく達成を図ります。

また、まちづくりアンケートによると、市民は、市役所の仕事に対して、「コスト意識」や「住民ニーズの反映」などの面で、満足度が低くなっています。市民に親しまれ、信頼される市役所のあり方や、行政サービスの提供のあり方を日々問い直し、市民の立場に立った「市民志向」の行政組織を確立するため、職員一人ひとりの意識改革や能力開発、地域への派遣による市民意向把握、行政評価の導入による結果責任の明確化、民間の活力の導入などに努めていきます。

日本に未曾有の被害をもたらした東日本大震災と、福島第一原子力発電所の事故にともなう放射線漏れや風評被害は、新たな地域課題を投げかける契機となりました。災害復興交付金計画や構造改革特区などを積極的に提案し、市民生活に即した運営を実施する自主性の高い自治体を目指します。

若手職員地元企業視察研修

words

行政改革の目標像

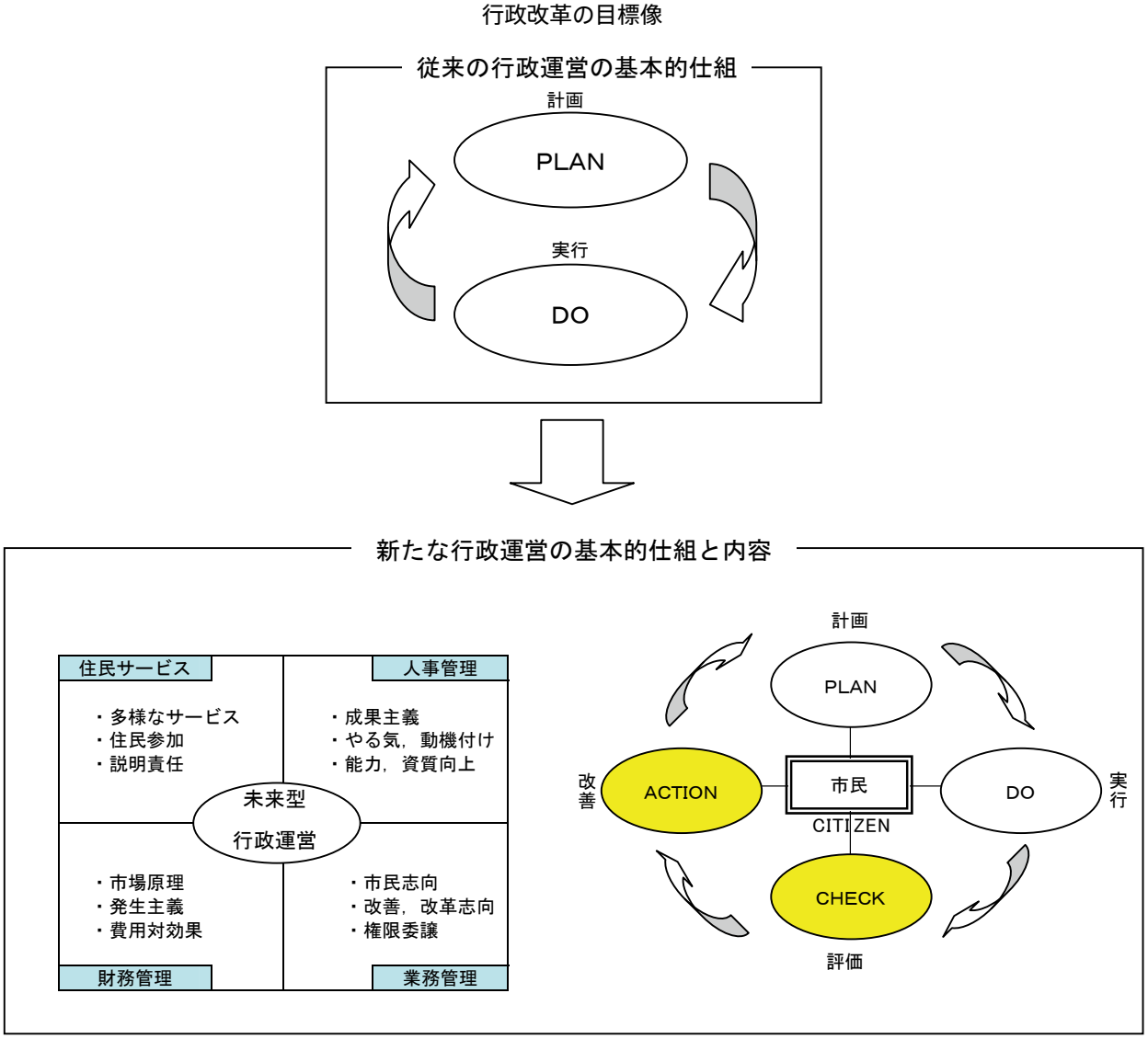


words

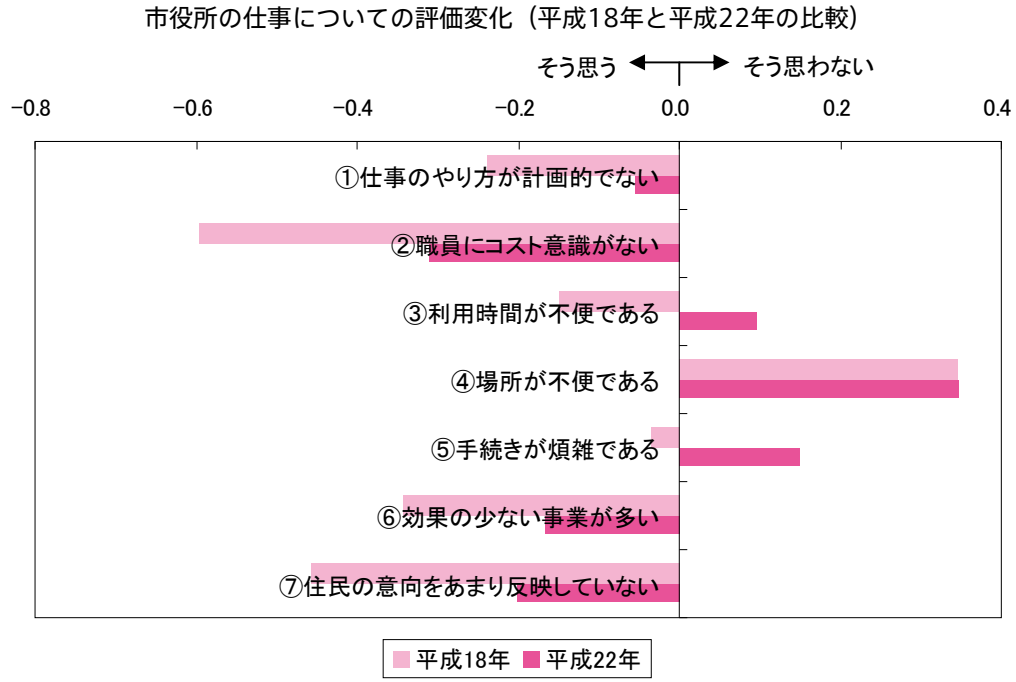


平成 18 年度と、平成 22 年度調査にて「そう思う」との回答が 1%増えるごとに 0.02、「ややそう思う」との回答が 1%増えるごとに 0.01 を減点。「あまり思わない」との回答が 1%増えるごとに 0.01、「まったく思わない」との回答が 1%増えるごとに 0.02 を加点して、両年の差を表した。

資料：行方市総合計画アンケート調査

## 基本目標

職員の意欲・能力の向上が図られ、効果的・効率的な行政組織が実現し、市民本位の自立した行財政運営が図られています。

**目標指標**

| 項　目 | 平成22年度実績 | 平成28年度目標 |
|---|---|---|
| 職員数 | 410人 | 333人 |
| 自主財源比率（税・負担金等） | 30.8% | 35% |
| 市町村税の収納率（現年度） | 97.2% | 98.5% |
| 同上（滞納繰越分） | 18.0% | 25.0% |
| 基金残高（財政調整基金・減債基金・特定目的基金） | 5,095,483千円 | 4,000,000千円 |
| 指定管理者制度導入施設数 | 9ヶ所 | 12ヶ所 |

words

**施策の体系**

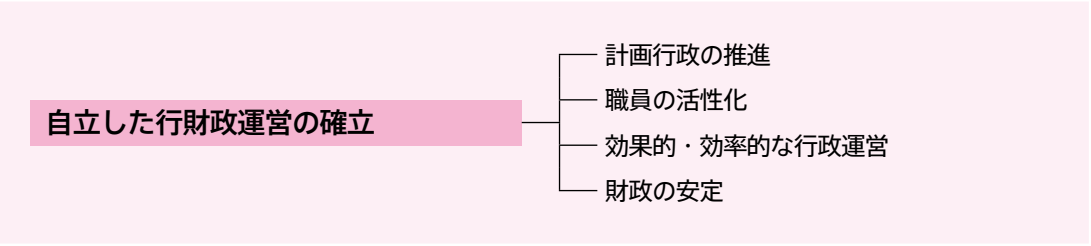


## 主要施策

### （1）計画行政の推進

**① 市民ニーズと社会的行政需要の把握**

懇談会やアンケートなどの広聴活動、各種委員会・審議会等による市民ニーズの把握、法律や制度など社会の変化を適確に捉えた行政目標づくりに努めます。

**② 施策・事業の適正な進行管理**

本計画に基づく諸計画の計画的な事業の執行管理体制を整備し、事業効果・効率の評価に向けて数値目標の達成度を点検するなど、「計画（Ｐプラン）・実行（Ｄドゥ）・評価（Ｃチェック）・改善（Ａアクション）」のＰＤＣＡサイクル※1による点検管理を行います。

**③ 行政改革の推進**

行政改革の推進については、平成 23 年度より平成 28 年度までの 6 年間を計画期間とする第 2 次行政改革大綱及び新集中改革プランの目標管理及び進行管理の徹底を図り、進捗状況などについては広く市民に市報やホームページでわかりやすく公表します。

**④ 柔軟な計画・執行体制の確立**

複数の部門にかかる新たな行政課題に対応するため、企画調整担当と政策推進担当を明確化し、各部門間の調整機能の充実を図るとともに、横断的企画会議等の設置運営に努めます。また、プロジェクトチームの活用などにより、技術的・専門的な職務間の連携を強化し、計画的に施策・事業を推進します。

### （2）職員の活性化

**① 職員研修の充実**

人材育成計画に基づき、政策形成能力や住民ニーズに対応できる専門的知識の向上を図り、民間のサービススキルの良さも取り入れます。研修機関での職員研修のほか、庁内職員研修、実務研修、民間で公開している社会課題解決のための研修へも積極的に派遣するように努めます。また、高度な専門知識については、必要に応じて専門職を活用するなど業務補完します。

**② 能力開発の促進**

職員の意欲や能力を重視した適材適所の人材配置に努めるとともに、人材育成基本方針実施計画に基づいた施策の実施により、職員の資質・能力向上と活性化を図り、職員個々人がその意欲や能力を最大限に発揮できる職場環境づくりに努めます。

**③ 職員の地域派遣の拡大**

今後、住民参画のまちづくりが進むことから、地域担当職員制度の活性化を図るとともに、地域の課題への相談や自

words　※1　PDCAサイクル
Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）の手順に沿い、物事の改善を図ること。

主的な学習の場への派遣などを通じて、市民意向把握と職員のコーディネート※1 能力の向上を図ります。

### （3）効果的・効率的な行政運営

**① 地方分権の受け皿の強化**

地方分権の推進において市民生活向上に資する内容については、国・県からのさらなる事務・権限の移譲の受け入れに努めます。

**② 組織の適正化**

ＰＤＣＡサイクル点検により、市民サービスの向上のために、課・室・グループの統廃合、職員の重点配置など、フレキシブル※2 な組織・機構の見直しを図ります。また、課内の連携はもとより、横断型のプロジェクト体制の構築に努め、輻輳する様々な課題に、迅速に対応できるよう努めます。

**③ 効果的・効率的な事務事業の推進**

事務事業の推進にあたり、最適な事業方法の選択や、事業効果の薄れた事業の見直し（スクラップ・アンド・ビルド）、事業間の連携強化による事業の相乗効果の追求、類似事業・重複事業の整理などにより、事業効果を高めます。

また、窓口業務についても効果的・効率的に対応し、サービスの満足度を高めます。

**④ 行政情報化の推進**

文書管理システムの運用や、地図情報システムの活用、電子文書の組織認証基盤の確立など、行政情報化を推進し、事務の効率化を図ります。

**⑤ 民間活力の活用**

学校等適正配置により、施設の跡地利用を検討し、公共施設の計画的な維持・管理・改修を行うとともに、施設の複合利用など、効率的な管理・運営に努めます。指定管理者制度や民間委託を進めるとともに、ＰＦＩ※3、ＰＰＰ※4 などの手法を検討していきます。また、施設運営や活動資金についても、各種助成制度の活用、ＣＳＲ※5 等による企業との連携による地域振興などを検討します。

**⑥ 適正な行政手続の確保**

適切な申請業務等を図り、行政手続における公平性、透明性を確保するため、行政手続条例の適正な運用に努めます。

**⑦ 構造改革特区※6 や災害復興交付金計画の認定活用**

東日本大震災後の復興を推進するため、災害復興交付金計画に基づく地域振興策の認定を受けるとともに、構造改革特区構想や地域再生計画を積極的に提案し、全国化が図られた制度の活用に努めます。

**⑧ 公共施設の統合整備**

小中学校の適正配置後の教育施設を含めた施設の有効利活用等を進めるとともに、地域バランスや住民サービスなど諸事情を充分に勘案して統合整備を進めます。新庁舎については、学校等適正配置に基づく学校整備が平成 27 年度に終了することから、職員の定数管理や市民サービスの方法、地域経済の活性化などを考慮し、改めて庁舎建設計画の策

words
※1 コーディネート
調整し、全体をまとめること。
※2 フレキシブル
柔軟性のあること。融通がきくこと。
※3 PFI
PFI（プライベートファイナンスイニシアティブ）とは、公共サービスの提供に際して公共施設が必要な場合に、従来のように公共が直接施設を整備せずに民間資金を利用して民間に施設整備と公共サービスの提供をゆだねる手法。
※4 PPP
PPP（パブリックプライベートパートナーシップ）とは、官と民がパートナーを組んで事業を行う新しい官民協力の形態。民間事業者が事業の計画段階から参加して、設備は官が保有したまま、設備投資や運営を民間事業者に任せる民間委託などを含む手法。
※5 CSR
Corporate Social Responsibility。企業の社会的責任。企業が利益を追求するだけでなく、組織活動が社会へ与える影響に責任をもち、あらゆるステークホルダー（消費者、従業員、投資家、地域社会）からの要求に対して適切な意思決定をすることを指す。狭くは内部統制、広くは地域貢献活動が含まれる。
※6 構造改革特区
各地域の特性に応じて国の規制の特例措置を定めた構造改革特別区域を設定し、教育、農業、社会福祉などの分野における構造改革を推進し、地域の活性化を図る制度。

定調査を進めます。

### （４）財政の安定

**① 財源の確保**

少子高齢化や若者流失など人口問題対策に必要な産業の活性化のため、６次産業の振興、企業誘致、起業化の促進など、自主財源の安定確保につながる社会資本の投資を重点的に進めます。また、申告・納税相談体制の充実や、コンビニエンスストアおよび口座振替の活用、税金の使途のＰＲとともに、滞納整理事務の強化に努め、納税意識の高揚と税収の確保を図ります。さらに、遊休財産及び学校跡地の処分や利活用を図るとともに、受益者負担の適正化を図り、真に必要な行政サービスの内容と経費を明らかにし、各種利用料・手数料等の定期的な見直しを行います。

**② 経費の節減**

給与の適正化や、計画的な定員管理などにより、人件費の削減を図るとともに、民間委託の推進や徹底した節約などにより、事業費や施設の維持・管理費等のコスト削減に努めます。また、補助金・負担金などについては、整理・統合するとともに、目標年限を設定することで、抑制し、発展的市民活動支援に努めます。

**③ 理解しやすい財政公開**

財政運営の市民理解を深めるため、法律に基づく資料開示のほか、より分かりやすい公開方法を検討し実践します。

## 市民協働共創の目標

（1）市民・事業者は、地域内の流通システムや互助システムを活用し、まちの活性化をめざします。
（2）市民は、市の財政状況に関心を持ち、行財政改革の進捗を監視します。
（3）市民は、民間経営の専門的知識や技術を生かし、市に対し、提言・助言などを行います。
（4）市民・事業者は、公共施設の指定管理者制度等を活用し、管理・運営に積極的に参加します。
（5）市民は、外部評価やパブリックコメントシステムを通して、評価に参加します。
（6）市民は、行政と連携した地域づくりを、自己責任のもとに実践し、経費削減につなげます。

words

## 2　広域行政の推進

### 現況と課題

本市は、地区ごとの生活圏の違いに特徴があり、東関東自動車道水戸線ほか新しい道路整備や、茨城空港等の開港により、市民の生活圏は拡大しています。また、生活・文化ニーズの高度化・多様化、地方分権の進展などにより、広域行政はますます重要になっています。

本市は、鉾田市及び鹿嶋市、潮来市、神栖市を構成市とする鹿行地方広域市町村圏で、鹿行広域事務組合による、消防業務や職員研修、介護認定審査、養護老人ホームの運営、火葬場の運営を共同で実施するとともに、地域情報の発信や広域観光などの連携事業を推進しています。

また、観光や医療分野あるいは公共交通分野などでも、新しい枠組の中で広域的な行政を推進しています。

その他、職員退職手当事務、非常勤職員公務災害補償事務は、県内全市町村による茨城県市町村総合事務組合で実施されているほか、平成 20 年度からは県内全市町村による後期高齢者医療広域連合も運営されています。

今後も、広域的な行政課題に対応していくため、既存組織や新しい組織を活用しながら、事務事業の共同化や連携強化を図っていくことが求められます。

### 基本目標

市民の生活圏の拡大に対応した広域行政が推進されています。

**施策の体系**

- 広域行政の推進
  - 計画的な広域行政の推進
  - 推進体制の強化

### 主要施策

#### （1）計画的な広域行政の推進

**① 共同化と連携の推進**

広域的な自治体や関係機関の連携による各種基本計画などに沿って、事務・事業の共同化と連携を図り、行政運営の効率化と圏域の活性化に努めます。

**② 民間活力の共同活用**

行政間の連携のみならず、民間の有する能力を導入するなど、協働・共創の考え方を取り入れるように努めます。

**③ 重点課題における連携強化**

公共交通、観光、農漁業振興、医療、ごみ処理、土地利用など、広域的な重点課題について連携事業の強化に努めます。

words

### （２）推進体制の強化

**① 職員・市民の交流の促進**

国や県、市町村職員間の人事交流を検討・実施します。また、産官学連携の強化を図り、広域的な重点課題の解決に向けて、関係団体・グループの相互交流を促進します。

**② 共同・連携事務事業の再編**

既存の共同・連携事務事業の再編や、ごみ処理施設や公共交通など新たな共同・連携事務事業の実施に向けて研究を進めます。

**③ 広域行政組織活用と見直し**

鹿行広域事務組合の企画調整機能や情報発信の強化を図ります。また、広域連合制度など、様々な組織体のあり方の検討を図ります。

**④ 茨城空港の利活用と百里基地対策**

百里飛行場の民間共有化による、茨城空港の利活用促進について近隣市と共同で地域振興および飛行機騒音の対策と環境整備の推進を図ります。

## 市民協働共創の目標

（1）市民は、行政の発信する広域情報や施設制度運用についてチェックします。
（2）市民は、広域的なグループ活動や任意団体に積極的に参加します。
（3）市民は、広域行政について学習し、意見を交換する場などに参加します。

words

## 3　計画の進行管理

### 現況と課題

本市では、本計画ならびに関連施策の策定に向けた基礎資料とするため、平成 22 年度・平成 23 年度の 2 年間にわたり、市民を対象とした「行方市総合計画アンケート調査」、「定住化促進アンケート調査」、「震災アンケート調査」、およびその他の調査を実施しました。また、市民や市職員を対象としたワークショップを開催し、生活者や行政担当者の意見を本計画に取り入れるとともに、市議会議員、関係機関・団体の役職員、学識経験者からなる審議会で議論を重ね本計画を策定しました。

この総合計画後期基本計画は、今後 5 年間のまちづくりの根拠となる計画ですので、政策・施策・事業の具体的な進行においては、行政評価を通して、計画実現に向けた進行管理が適切になされているかを常にチェックし、適切になされていない場合はその理由を分析するとともに、必要に応じて適宜見直しを行っていきます。また、市民の有識者による外部評価制度も導入し、市民との協働作業によるチェックも行っていきます。

「明るい行方市」
麻生中学校 1 年　箕輪 美和さん

words

## 基本目標

市民自らが、行方市の将来像を実現するために、総合計画が計画通り実施されているか点検を行い、進行管理に積極的に参画しています。

**目標指標**

| 項　目 | 平成22年度実績 | 平成28年度目標 |
|---|---|---|
| 施策実施の達成率 | 55% | 90% |
| 市民満足度 | 未実施 | 75% |

**施策の体系**

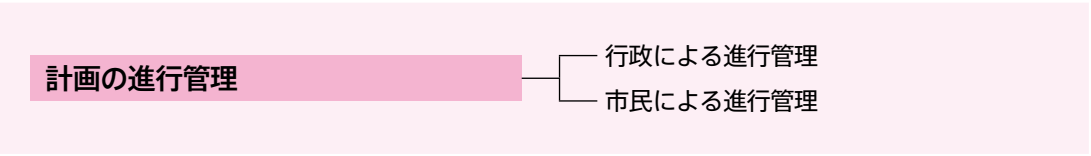


## 主要施策

### （1）行政による進行管理

**① 主要施策の進行管理**

主要施策については、「目標指標」やアンケートなどによる市民満足度の尺度を活用しながら、適切な進行管理に努めます。

**② 実施計画事業の進行管理**

実施計画事業については、必要性・妥当性・効率性・有効性・優先性の観点から内容をチェックし、適切な進行管理に努めます。

**③ 目標管理と一体的な評価システム**

事務事業担当者の目標管理と、一体的な行政評価システムの運用に努めます。

### （2）市民による進行管理

**① 推進組織の育成**

総合計画の各分野における政策目標・施策・事業の推進について、行政職員との情報交換や提言の機会を設け、進捗状況の把握のできるまちづくり委員会等の育成に努めます。

**② 計画の進行に関するチェック・助言の促進**

市民の立場から総合計画の進行を適宜チェックし、施策や事務事業の進捗、改善案等に助言するため、外部評価の積極的な運用を図ります。

## 市民協働共創の目標

（1）市民は、総合計画後期基本計画に揚げられた事務事業の推進にあたって、市民協働共創の目標に掲げた内容の実行に努めます。

（2）市民は、計画の進行に関するチェック・助言に努めます。

words

# まちづくりテーマ別ワークショップ

やさしさあふれる健康福祉のまち委員会

豊かなこころと、地域文化を育むまち委員会

新しい行方市の地域経営体制づくり委員会

# 巻末資料

# 巻末資料

## 行方市総合計画後期基本計画策定の経過

| 期　　日 | 項　　目 | 内　　容 |
|---|---|---|
| 平成 22 年 11 月 | アンケート調査 | 対象：20 才以上の市民 2,000 人（無作為抽出） |
| 平成 22 年 11 月 | 区長ヒアリング | 対象：92 行政区 |
| 平成 23 年 7 月 | 第 1 回まちづくり委員会<br>（6 本の政策目標）<br>（関係各課より選抜） | 対象：市役所中堅職員（係長、主幹クラス）による<br>ワークショップ（市の課題と将来目標） |
| 平成 23 年 7 月 | 市内中学生に絵画・作文募集 | 夏休み期間中の課題<br>「ふるさと行方市の将来像とぼくの夢、私の夢」 |
| 平成 23 年 8 月 | 第 2 回まちづくり委員会<br>（6 本の政策目標）<br>（関係各課より選抜） | 対象：市役所中堅職員（係長、主幹クラス）による<br>ワークショップ（市の課題と将来目標） |
| 平成 23 年 8 月 29 日 | 第 1 回総合計画審議会 | ・委員委嘱<br>・市長から会長へ諮問<br>・後期基本計画の策定<br>・まちづくり講演会 |
| 平成 23 年 8 月 | 定住化促進のためのアンケート調査 | 対象：次代の担い手（青年層）30 才未満の市内青年<br>200 人 |
| 平成 23 年 10 月 18 日 | 若手ワークショップ | 対象：市役所若手職員<br>市の将来構想 |
| 平成 23 年 10 月 | 第 3 回まちづくり委員会<br>（6 本の政策目標）<br>（関係各課より選抜） | 対象：市役所中堅職員（係長、主幹クラス）による<br>ワークショップ（市の課題と将来目標） |
| 平成 23 年 12 月 21 日 | 第 2 回総合計画審議会 | ・後期基本計画の素案 |
| 平成 24 年 1 月 6 日 | 第 1 回総合計画策定委員会 | 後期基本計画の策定概要説明 |
| 平成 24 年 1 月 14 日 | 3 世代ワークショップ | 対象：市内居住の 3 世代住民（20 才・40 才・60 才<br>の 3 世代） |
| 平成 24 年 2 月 29 日 | 第 3 回総合計画審議会 | ・後期基本計画の素案 |
| 平成 24 年 3 月 2 日 | 行方市総合計画審議会 答申 | 行方市総合計画 後期基本計画について |
| 平成 24 年 3 月 12 日 | 第 2 回総合計画策定委員会 | 行方市総合計画 後期基本計画 決定 |

words

# 行方市総合計画審議会規則

平成 17 年 9 月 2 日
規則第 17 号
改正　平成 23 年 8 月 26 日　規則第 22 号

（趣旨）
第 1 条　この規則は、行方市附属機関に関する条例（平成 17 年行方市条例第 25 号）第 3 条の規定に基づき、行方市総合計画審議会（以下「審議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。
（所掌事務）
第 2 条　審議会は、市長の諮問に応じ、市の総合計画に関して調査審議し、その結果を市長に答申するものとする。
（組織）
第 3 条　審議会は、委員 25 人以内で組織し、委員は次の各号に掲げるもののうちから市長が委嘱する。
（1）市議会議員
（2）関係機関の代表
（3）団体の役職員
（4）学識経験者
（任期）
第 4 条　委員は、当該諮問に係る事案の審議が終了したときは、解任されるものとする。
（会長及び副会長）
第 5 条　審議会に会長及び副会長各 1 人を置く。
2　会長及び副会長は、委員の互選により定める。
3　会長は会務を総理し、審議会を代表する。
4　副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
（会議）
第 6 条　審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。
2　会長は、会議の議長となる。
3　会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
4　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
（専門部会）
第 7 条　審議会に専門事項を調査審議するため、必要に応じて専門部会を付設することができる。
（庶務）
第 8 条　審議会の庶務は、企画政策課が担当する。
（委任）
第 9 条　この規則に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、審議会が定める。

附　則

この規則は、平成 17 年 9 月 2 日から施行する。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

words

## 行方市総合計画審議会委員名簿　（敬称略）

| 番号 | 区　分 | 氏　名 | 所属等 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 市議会議員 | 貝塚　順一 | 市議会議長 | 会長 |
| 2 | | 岡田　晴雄 | 市議会副議長 | |
| 3 | | 小林　久 | 市議会総務委員長 | |
| 4 | | 茂木　正治 | 市議会経済建設委員長 | |
| 5 | | 宮内　正 | 市議会教育厚生委員長 | |
| 6 | 関係機関の代表 | 羽生　成一郎 | 市教育委員会委員長 | |
| 7 | | 羽成　正美 | 市農業委員会会長 | |
| 8 | 団体の役職員 | 平野　毅 | 行方市商工会会長 | |
| 9 | | 永作　滿雄 | 行方市区長会会長 | |
| 10 | | 五十野　道夫 | 行方市民生委員児童委員会長 | |
| 11 | | 齊藤　基 | 行方市消防団団長 | |
| 12 | | 中川　治美 | なめがた農業協同組合代表理事 | |
| 13 | | 齊藤　邦夫 | 霞ヶ浦漁業協同組合副組合長 | |
| 14 | | 小林　広 | 行方市国際交流協会会長 | |
| 15 | 学識経験者 | 大輪　淑子 | 行方市消費者友の会会長 | |
| 16 | | 野原　小右二 | 行方市文化協会会長 | |
| 17 | | 大友　国彦 | 行方市ＰＴＡ連絡協議会会長 | |
| 18 | | 横田　照実 | 地域コミュニティグループ代表 | |
| 19 | | 伊東　典子 | 福祉法人代表 | |
| 20 | | 谷田　清子 | 行方風土記の里づくりの会会長 | |
| 21 | | 蓮見　孝 | 筑波大大学院教授 | 副会長 |
| 22 | | 小見　トモ子 | 茨城県鹿行県民センター所長 | |



words

# 行方市総合計画策定委員会設置規程

平成 18 年 2 月 7 日
令第 3 号
改正　平成 23 年 8 月 26 日　訓令第 22 号

（設置）
第 1 条　行方市総合計画（以下「総合計画」という。）を策定するため、行方市総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）
第 2 条　委員会は、次に掲げる事項について審議する。
(1) 総合計画の策定及び総合調整に関すること。
(2) その他総合計画の策定に関する必要な事項

（組織）
第 3 条　委員会は、副市長、教育長、市長公室長、部長、議会事務局長、及び教育次長をもって組織する。

（委員長及び副委員長）
第 4 条　委員会に委員長及び副委員長を置く。
2　委員長は、副市長が、副委員長は、市長公室長をもって充てる。
3　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
4　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、その職務を代理する。

（会議）
第 5 条　委員会の会議は、必要に応じて委員長が召集し、その議長となる。
2　委員長は、必要があると認めるときは、関係者に会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

（専門部会）
第 6 条　委員長が必要と認めるときは、委員会に専門的事項を分掌させるために専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。
2　部会の委員は、委員長が指名する。

（ワーキングチーム）
第 7 条　部会の補助機関としてワーキングチームを置く。
2　ワーキングチーム員は、委員長が指名する。
3　その他調査研究グループを置くことができる。

（庶務）
第 8 条　委員会の庶務は、企画政策課において処理する。

（委任）
第 9 条　この訓令に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附　則
この訓令は、公布の日から施行する。

words

3世代ワークショップ参加者名簿（敬称略）

| No. | 氏　名 | 備考 |
|---|---|---|
| 1 | 岡田　沙織 | 市民（20歳） |
| 2 | 氏家　優樹 | 市民（20歳） |
| 3 | 荻　　哲城 | 市民（20歳） |
| 4 | 田辺　　亮 | 市民（20歳） |
| 5 | 八木　豊人 | 市民（20歳） |
| 6 | 久米　雅文 | 市民（40歳） |
| 7 | 松信　晴美 | 市民（40歳） |
| 8 | 森作　公子 | 市民（40歳） |
| 9 | 大輪　一雄 | 市民（60歳） |
| 10 | 米川　和夫 | 市民（60歳） |
| 11 | 新堀　久子 | 市民（60歳） |
| 12 | 蓮見　　孝 | 講師 |

行方市総合計画策定委員会名簿

| No. | 氏　名 | 所属等 |
|---|---|---|
| 1 | 根本　安定 | 教育長 |
| 2 | 辺田洋一郎 | 市長公室長 |
| 3 | 平山　　博 | 総務部長 |
| 4 | 塙　日出男 | 保健福祉部長 |
| 5 | 坂田　好正 | 建設部長 |
| 6 | 額賀　忠和 | 経済部長 |
| 7 | 永井　新衛 | 議会事務局長 |
| 8 | 宮本　　正 | 教育次長 |

事務局名簿

| | | |
|---|---|---|
| | 辺田洋一郎 | 市長公室長 |
| | 高埜　栄治 | 市長公室　企画政策課長 |
| | 久保　　力 | 市長公室　企画政策課参事 |
| | 八木　峰男 | 市長公室　企画政策課課長補佐 |
| | 大和田昭吉 | 市長公室　企画政策課係長 |
| | 茂木　規子 | 市長公室　企画政策課主幹 |
| | 大野　　崇 | 市長公室　企画政策課主幹 |



words

## 総合計画審議会への諮問書

行企発第　183　号
平成 23 年 8 月 29 日

行方市総合計画審議会
　会長　貝塚　順一　　様

行方市長　伊藤　孝一

行方市総合計画後期基本計画案について（諮問）

　行方市総合計画の後期基本計画の策定にあたり、まちづくりの指針となる後期基本計画について、行方市総合計画審議会規則第 2 条の規定に基づき、貴審議会に諮問いたします。

　諮問理由
　平成 24 年度から平成 28 年度を計画期間とする行方市総合計画後期基本計画を策定するために意見を求めるものです。

伊藤市長から審議会会長へ諮問

第1回審議会

words

## 総合計画審議会からの答申書

平成 24 年 3 月 2 日

行方市長　伊藤　孝一　様

行方市総合計画審議会
会長　　貝 塚　　順 一

行方市総合計画後期基本計画について（答申）

平成 23 年 8 月 29 日付け行企第 183 号にて本審議会に諮問のありました行方市総合計画後期基本計画について、別添のとおり答申いたします。

本計画は、当審議会での議論のみならず、市民による「3 世代ワークショップ」、市役所の「若手職員ワークショップ」、係長クラスによる「まちづくりテーマ別ワークショップ」等での議論の結果を反映させたものであり、今後 5 年間のまちづくりの考え方や基本方向を示すものです。

市長におかれましては、この答申を踏まえて速やかに計画決定され、下記の付帯意見に十分配慮しながら計画の確実な実現に向けて誠意努力されるよう希望いたします。

記

付帯意見

1. 市民が主役であることを念頭に、まちづくりの優先順位を的確に見極めつつ、総合的かつ長期的な展望のもと、効率的な事業展開を図られること。

   また、市民が作り上げる新しい公共とコミュニティづくりのために、行政が主体的に活動できる環境づくりの支援体制を整えること。

2. 将来人口の確保に関して、市内の定住環境を向上させるための取り組み、地域コミュニティの活性化、20 歳から 30 歳代の若年層に対する就労、家庭を築いていけるための支援など、市内で生活が充足でき、かつ自立できるような環境整備をすること。

3. 本市の基幹産業である農業のほか地域産業は、担い手の減少や高齢化といった課題が山積しているため、地域ブランド化や 6 次産業化の推進を図るとともに、事業所や個人の持つ技能・技術をさらに融合させ、発展できるような産業振興を図ること。

伊藤市長への答申書の提出

words

# 行方市総合計画アンケート調査について

本計画書に用いた行方市総合計画アンケート調査は、下記の 2 回実施している。2 回のアンケートにおける設問は同一である。有意義な変化がみられたものについては、下記「行方市総合計画アンケート調査の比較方法」に従って集計し、比較結果を掲載した。

## 1 回目

実施年月：平成 18 年 2 月
配 布 数：2,000
回答者数：728 人

## 2 回目

実施年月：平成 22 年 11 月
配 布 数：2,000
回答者数：700 人

# 行方市総合計画アンケート調査の比較方法

## 第 1 章　第 2 節　1　幼児教育・学校教育の充実計画行政の推進

### 市の学校教育への評価変化

問いに対して評価する回答に＋点、評価しない回答に－点を配した。
①. そう思う（+1）
②. どちらでもない（0）
③. そうは思わない（-1）
④. わからない（0）
⑤. 無回答（0）
計算方法
平成 22 年の①. の回答率×配点（+1）＋③. の回答率×配点（-1）＝平成 22 年の得点
平成 18 年の①. の回答率×配点（+1）＋③. の回答率×配点（-1）＝平成 18 年の得点
平成 22 年の得点－平成 18 年の得点＝増減（－：評価しない、＋：評価する）

words

## 第１章　第２節　２　生涯学習の推進

### 市主催の生涯学習講座の参加実態の変化

積極的参加・参加に意欲的な回答に＋点、消極的な回答に－点を配して性別・年代別に集計した。

①. 以前も現在も参加している（+2）

②. 以前は参加したことがある（0）

③. 参加したことはないが今後は参加してみたい（+1）

④. 参加したことはないし今後も参加したくない（-2）

無回答（0）

計算方法

平成 22 年の①. の回答率×配点（+2）＋③. の回答率×配点（+1）＋④. の回答率×配点（-2）＝平成 22 年の得点

平成 18 年の①. の回答率×配点（+2）＋③. の回答率×配点（+1）＋④. の回答率×配点（-2）＝平成 18 年の得点

平成 22 年の得点－平成 18 年の得点＝増減（－：悪化、＋：改善）

## 第１章　第２節　３　生涯スポーツの推進

### 市主催のスポーツ大会等の参加実態と意識変化

積極的参加・参加に意欲的な回答に＋点、消極的な回答に－点を配して性別・年代別に集計した。

①. 以前も現在も参加している（+2）

②. 以前は参加したことがある（0）

③. 参加したことはないが今後は参加してみたい（+1）

④. 参加したことはないし今後も参加したくない（-2）

無回答

計算方法

平成 22 年の①. の回答率×配点（+2）＋③. の回答率×配点（+1）＋④. の回答率×配点（-2）＝平成 22 年の得点

平成 18 年の①. の回答率×配点（+2）＋③. の回答率×配点（+1）＋④. の回答率×配点（-2）＝平成 18 年の得点

平成 22 年の得点－平成 18 年の得点＝増減（－：悪化、＋：改善）

## 第１章　第２節　７　男女共同参画の促進

### 男女の地位についての意識変化

男性優位の回答に－点、女性優位の回答に＋点を配した。

①. 男性の方が非常に優遇されている（-2）

②. 男性の方が優遇されている（-1）

③. 平等である（0）

④. 女性の方が優遇されている（+1）

⑤. 女性の方が非常に優遇されている（+2）

計算方法

男性・女性、それぞれの回答を計算

words

平成 22 年の①. の回答率×配点（-2）＋②. の回答率×配点（-1）＋④. の回答率×配点（+2）＋⑤. の回答率×配点（+1）＝平成 22 年の得点（男性・女性）

平成 18 年の①. の回答率×配点（-2）＋②. の回答率×配点（-1）＋④. の回答率×配点（+2）＋⑤. の回答率×配点（+1）＝平成 18 年の得点（男性・女性）

この得点が 0 に近いほど平等

## 第 2 章　第 1 節　2　市民活動の活性化

### 自分の住んでいる地域について評価変化

問いに対して肯定的な回答に＋点、否定的な回答に－点を配した。

①. そう思う（+2）

②. ややそう思う（+1）

③. あまり思わない（-1）

④. まったく思わない（-2）

無回答（0）

計算方法

平成 22 年の①. の回答率×配点（+2）＋②. の回答率×配点（+1）＋③. の回答率×配点（-1）＋④. の回答率×配点（-2）＝平成 22 年の得点

平成 18 年の①. の回答率×配点（+2）＋②. の回答率×配点（+1）＋③. の回答率×配点（-1）＋④. の回答率×配点（-2）＝平成 18 年の得点

平成 22 年の得点－平成 18 年の得点＝増減（－：悪化（地域活性化されなかった）、＋：改善（地域活性化された）

## 第 2 章　第 2 節　1　自立した行政運営の確立

### 市役所の仕事についての評価変化

問いに対して肯定的な回答に－点、否定的な回答に＋点を配した。

①. そう思う（-2）

②. ややそう思う（-1）

③. あまり思わない（+1）

④. まったく思わない（+2）

無回答（0）

計算方法

平成 22 年の①. の回答率×配点（-2）＋②. の回答率×配点（-1）＋③. の回答率×配点（+1）＋④. の回答率×配点（+2）＝平成 22 年の得点

平成 18 年の①. の回答率×配点（-2）＋②. の回答率×配点（-1）＋③. の回答率×配点（+1）＋④. の回答率×配点（+2）＝平成 18 年の得点

平成 22 年の得点と平成 18 年の得点を比較。（平成 18 年と比べて平成 22 年の帯が＋方向であれば改善）

words

行方市総合計画　後期基本計画

平成24年3月発行

発行者　行　方　市
編　集　行方市市長公室企画政策課

〒311-3892　茨城県行方市麻生1561-9
TEL：0299-72-0811（代）
FAX：0299-72-2174
HP　：http://www.city.namegata.ibaraki.jp
E-mail：name-kikaku@city.namegata.lg.jp

作文の部受賞者

絵画の部受賞者

裏表紙絵「20 年後の私達の街は、機械と自然がうまく共存」
北浦中学校 1 年　高正 大輔さん